

史跡小笠原氏城跡整備基本計画（案）

令和 6(2024) 年
松本市教育委員会

例 言

- 1 本書は、長野県松本市に所在する史跡小笠原氏城跡 井川城跡 林城跡の整備基本計画書（以下「本計画」という。）です。
- 2 小笠原氏城跡には、同名の長野県史跡が存在します。両者を区別するため、本書中では国指定を「史跡」、長野県指定を「県史跡」と表記します。
なお、各史跡の構成は以下のとおりです。
 - (1) 史跡 小笠原氏城跡（おがさわらししろあと）井川城跡、林城跡（大城・小城）
 - (2) 長野県史跡 小笠原氏城跡（おがさわらしじょうあと）林城跡（大城の一部）、埴原城跡、山家城跡、桐原城跡
- 3 史跡小笠原氏城跡のうち、林城跡は大城と小城の2城跡で構成されているため、本計画において、個別に示す場合には、大城、小城と表記し、併せて呼称する場合には、林城跡と表記します。なお、引用元に林大（小）城又は林大（小）城跡等の呼称がある場合は、引用元の表記のままとしています。
- 4 整備基本計画策定事業は、松本市教育委員会が歴史生き生き！史跡等総合活用事業として国庫補助金の交付を受け、令和4年度（2022年度）から令和5年度（2023年度）の2か年で実施しました。
- 5 本計画策定に当たり、史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会、文化庁文化資源活用課及び長野県教育委員会文化財・生涯学習課の指導及び助言を受けました。
- 6 計画の執筆・編集並びに事業に係る事務は、松本市教育委員会文化財課が行い、関連業務の一部を株式会社イビソク長野営業所に委託しました。

目 次

第1章 整備基本計画策定の経緯と目的	1
第1節 計画策定の経緯	1
第2節 計画策定の目的	2
第3節 計画策定の組織	3
第4節 他の計画との関係	7
第5節 計画の対象範囲と期間	11
第2章 計画地の現状	12
第1節 自然的環境	12
第2節 歴史的環境	18
第3節 社会的環境	25
第3章 史跡の概要	36
第1節 史跡指定の状況	36
第2節 井川城跡の概要	46
第3節 林城跡の概要	60
第4節 史跡の本質的価値と構成要素	94
第4章 史跡の現状と課題	97
第1節 史跡指定地全体	97
第2節 井川城跡	97
第3節 大城	100
第4節 小城	104
第5章 基本理念と基本方針	107
第1節 基本理念	107
第2節 基本方針	107
第6章 整備基本計画	109
第1節 全体計画及び地区区分計画	109
第2節 動線計画	128
第3節 遺構保存に関する計画	134
第4節 遺構修復に関する計画	136
第5節 地形造成に関する計画	140
第6節 遺構の表現に関する計画	145

第7節	修景及び植栽に関する計画	149
第8節	案内解説施設に関する計画	154
第9節	管理施設及び便益施設に関する計画	164
第10節	公開活用及びそのための施設に関する計画	167
第11節	周辺地域の環境保全に関する計画	168
第12節	地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画	168
第13節	整備事業に必要となる調査等の計画	172
第14節	公開活用に関する計画	176
第15節	管理・運営に関する計画	177
第16節	事業計画	178

本文挿入図版

図 1	松本市及び小笠原氏城跡の位置	2	図 43	大城 遺構区分図	63
図 2	松本市における施策の体系図	10	図 44	大城 西北西尾根ブロック遺構現況図	64
図 3	計画対象範囲図	11	図 45	大城 主体部ブロック遺構現況図	65
図 4	松本市及び史跡小笠原氏城跡の位置	12	図 46	大城 主体部南東側ブロック遺構現況図	66
図 5	井川城跡周辺水路図	14	図 47	大城 昭和 11 年見取図	67
図 6	井川城跡周辺の微地形と浸水想定区域で見る 井川城跡周辺の地形	14	図 48	大城 想定城内通路	68
図 7	林城跡周辺地質図と断面図 (小山俊滉氏作製図を一部加工)	15	図 49	大城 遺構復元図	70
図 8	井川城跡の土地利用	16	図 50	大城 遺構復元図(主体部)・ 昭和 11 年見取図(部分)	71
図 9	林城跡の植生	17	図 51	小城 遺構区分図	72
図 10	桐原城古図(部分:松本市立博物館蔵)	23	図 52	小城 主体部ブロック遺構現況図	73
図 11	交通現況図	27	図 53	小城 北西尾根ブロック遺構現況図	74
図 12	井川城跡周辺施設図	28	図 54	小城 北尾根斜面ブロック遺構現況図	75
図 13	林城跡周辺施設図	28	図 55	小城 南尾根ブロック遺構現況図	76
図 14	井川城跡見学者動線図	29	図 56	小城 昭和 11 年小城見取図	77
図 15	林城跡見学者動線図	30	図 57	小城 推定城内通路図	78
図 16	林城跡周辺の保安林と地域森林計画対象民有林	33	図 58	小城 遺構復元図	79
図 17	農地法による史跡指定範囲内の農地(井川城跡)	33	図 59	大城 保存及び活用現況図	81
図 18	農地法による史跡指定範囲内の農地(林城跡)	34	図 60	大城 保存及び活用現況図(西北西尾根ブロック)	81
図 19	史跡指定地周辺の農用地区域と農業地域(林城跡)	34	図 61	大城 保存及び活用現況図 (主体部及び主体部南東側ブロック)	82
図 20	史跡指定地周辺の用途地域(市街化区域)と 市街化調整区域	35	図 62	大城 既存サイン類位置図	82
図 21	林城跡周辺の土砂災害警戒区域及び 土砂災害特別警戒区域	35	図 63	大城 既存サイン類一覧 1	83
図 22	井川城跡史跡指定範囲図	38	図 64	大城 既存サイン類一覧 2	84
図 23	大城史跡指定範囲図	38	図 65	大城 見学路現況図	85
図 24	小城史跡指定範囲図	39	図 66	大城 主要遺構及び見学路周辺の 枯損木・残置木位置図	87
図 25	林城跡史跡指定範囲図	39	図 67	小城 保存及び活用現況図	89
図 26	土地所有区分図(井川城跡)	44	図 68	小城 保存及び活用現況図(主体部ブロック)	90
図 27	土地所有区分図(大城)	45	図 69	小城 既存サイン類位置図	90
図 28	土地所有区分図(小城)	45	図 70	小城 既存サイン類一覧	91
図 29	小島村絵図	46	図 71	小城 見学路現況図	92
図 30	井川城跡発掘調査範囲図	48	図 72	小城 主要遺構及び見学路周辺の 枯損木・残置木位置図	93
図 31	井川城跡遺構断面図	49	図 73	井川城跡の現状課題図	99
図 32	井川城跡遺構現況図	50	図 74	大城 現状課題図(全体図)	102
図 33	井川城跡遺構復元図	51	図 75	大城 現状課題図(西北西尾根)	103
図 34	伝櫓台跡と土塁状盛土	53	図 76	大城 現状課題図(主体部)	103
図 35	井川城跡遺構断面模式図	53	図 77	小城 現状課題図(全体図)	106
図 36	井川城跡 東側虎口の遺構図	54	図 78	小城 現状課題図(主体部)	106
図 37	井川城跡 保存及び活用の現況図	56	図 79	井川城跡 整備箇所	110
図 38	井川城跡 既存サイン類位置図	57	図 80	小城 整備箇所	110
図 39	井川城跡 既存サイン類一覧図	58	図 81	大城 整備箇所	111
図 40	大城曲輪 2 東屋建設に伴う記録調査平面図	61	図 82	井川城跡地区区分図	113
図 41	小城試掘 主郭トレンチ配置図	62	図 83	大城 地区区分図	115
図 42	小城 石積立面図・立面写真	62	図 84	小城 地区区分図	117

図 85	林城跡周辺地区区分	119
図 86	広域動線計画図	128
図 87	井川城跡動線計画図	131
図 88	林城跡動線計画図	132
図 89	大城 動線計画図（西北西尾根ブロック）	132
図 90	大城 動線計画図（主体部ブロック）	133
図 91	小城 動線計画図（主体部ブロック）	133
図 92	石積保存範囲図	135
図 93	大城 遊歩道洗掘箇所・主郭土塁断面図	137
図 94	大城遊歩道 洗掘対策施工例	138
図 95	井川城跡 現状断面測量箇所	141
図 96	遺構断面模式図	141
図 97	井川城跡 現状横断面図	142
図 98	井川城跡 排水計画図	143
図 99	井川城遺構表示	146
図 100	大城 枯損木等伐採計画図	151
図 101	大城 残置木撤去計画図	152
図 102	小城 枯損木等伐採計画図	153
図 103	小城 残置木撤去計画図	153
図 104	井川城跡 サイン類計画図	157
図 105	大城 サイン類計画図	159
図 106	大城 サイン類計画図（西北西尾根拡大図）	160
図 107	大城 サイン類計画図（主体部拡大図）	161
図 108	小城 サイン類計画図	162
図 109	林城跡周辺のサイン類計画図	163
図 110	大城 管理用道路	165
図 111	小笠原氏城館群と松本平一円の城館群（イメージ）	169
図 112	井川城跡周辺の関連文化財群	170
図 113	里山辺地区の関連文化財群（林城下の遺構）	170
図 114	入山辺地区の関連文化財群 （山家氏、小笠原氏と山城）	171
図 115	里山辺林町会作成の「歴史の里」散策マップ	171
図 116	井川城跡 発掘調査計画箇所	174
図 117	小城 発掘調査計画箇所	174
図 118	大城 発掘調査計画箇所	175

第1章 整備基本計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯

史跡小笠原氏城跡は、室町時代の平地居館である井川城跡と、戦国時代の山城であり、山麓の本拠と一体となって機能した林城跡からなります。いずれの城も正確な築城年代は不明ですが、井川城は小笠原貞宗が信濃守護となった14世紀前半、林城は、小笠原清宗によって15世紀中頃から後半の初め頃に築かれたと考えられています。林城の麓の林山腰遺跡（里山辺）の発掘調査では、15世紀末頃に築かれた林城の山麓拠点に関わる施設と推定される遺構が確認されました。林山腰遺跡の成立時期が、井川城の廃絶時期と合致することから、井川城から林城への小笠原氏の拠点移動が想定されます。

林城は、天文19年（1550年）の武田氏による府中（当時の松本周辺の呼称）^{ふちゅう}侵攻により周辺の城とともに自落（戦わずに逃亡又は降参すること。）しましたが、廃城時期は明らかになっていません。小笠原氏の後は、武田氏が深志城を拠点として府中一帯を統治しますが、天正10年（1582年）に武田氏が織田氏によって滅ぼされ、織田信長が本能寺の変で亡くなると、信濃は上杉・徳川・後北条・豊臣氏らによる勢力争いの場となりました。小笠原貞慶が深志城に入ると、領国支配を固めるため、木曾氏や仁科氏、府中を狙う上杉氏とも戦うなど不安定な情勢が天正13年（1585年）頃まで続くため、林城を始めとした周辺の山城が修築を受け、活用された可能性があります。

近世に入ると、井川城跡は、古城の伝承を残しながらも耕作地化が進み、宅地開発が進んだ現在も耕作地としてその景観を保っています。林城跡も近代に入り山腹の一部が桑畑等の耕作地として活用されましたが、遺構の多くが良好に残ります。

井川城跡及び林城跡は、昭和42年（1967年）にそれぞれ市指定史跡（昭和51年（1976年）、井川城跡は市特別史跡へ改称）となりました。更に林城跡は、小笠原氏が構築した規模の大きな山城で、当時の城館の在り方や小笠原氏の勢威を知る重要な資料であることを理由に、昭和45年（1970年）に埴原城跡とともに長野県史跡に指定されました。昭和55年（1980年）には、山家城跡、^{やまべ}桐原城跡が追加指定され、井川城跡を除く5城が県史跡小笠原氏城跡（以下「県史跡5城」という。）として保護されました。

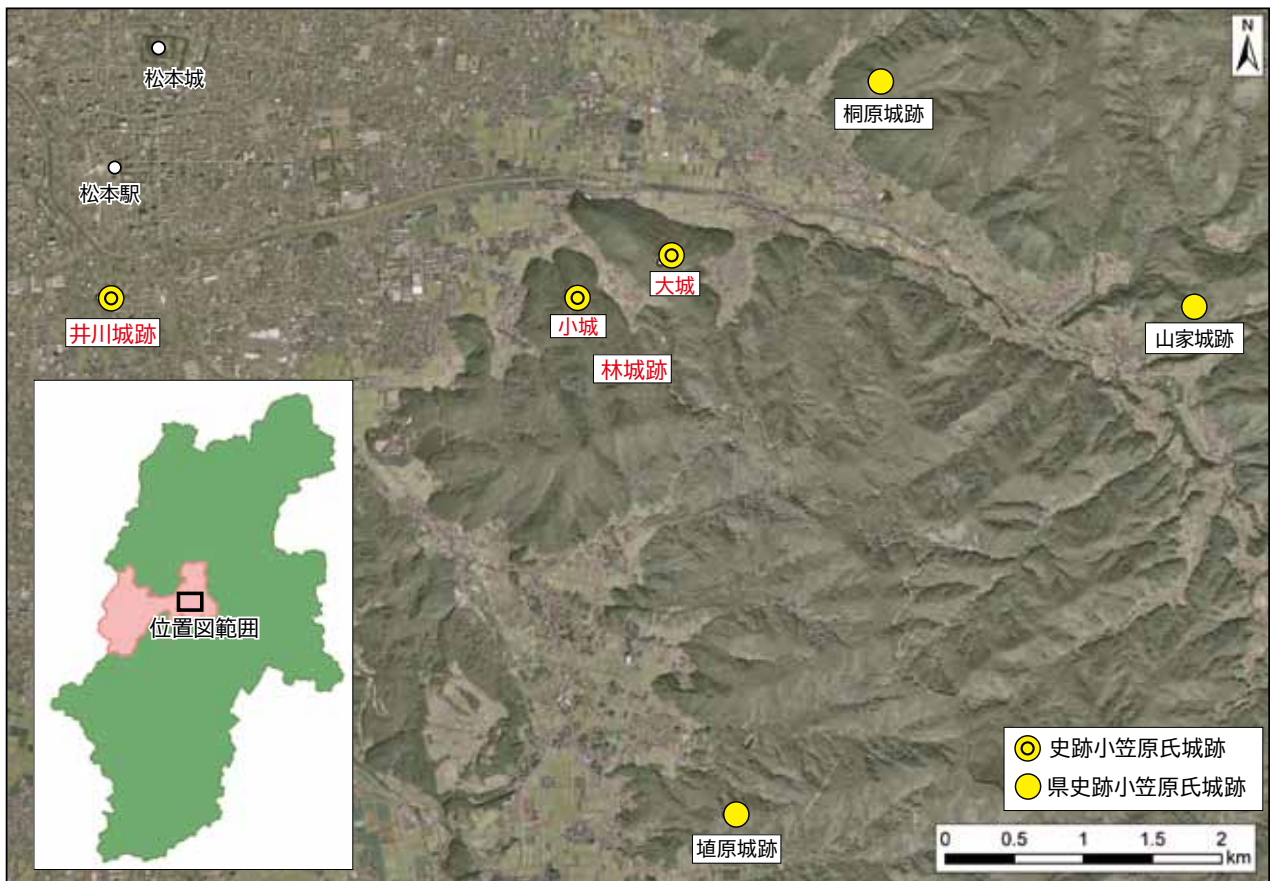
井川城跡は、平成25年（2013年）に、隣接地が松本市中条保育園の移転予定地となったことから、早急に井川城跡の実態解明と保護を図る必要が生じました。松本市教育委員会は、史跡指定を視野とした学術的な価値付けを目的として、平成25年度（2013年度）から平成27年度（2015年度）にかけて井川城跡の範囲・内容確認のための発掘調査を実施しました。調査の結果、周囲を堀で囲まれた、守護クラスにふさわしい規模の居館跡が良好に保存されている可能性が高いことから、「井川城跡の整備・活用方針」を策定し、遺跡の将来的な保存活用を図る方針を示しました。この方針では、井川城跡と県史跡5城を一体的に保存活用することを盛り込んでおり、地元町会からの国史跡指定要望を受け、指定に向けた取組みに着手していた県史跡5城と事業を統合し、「小笠原氏城館群史跡整備事業Ⅰ」として、6城の国史跡指定を目指しました。

その後、文化庁、長野県教育委員会、有識者と検討を重ねた結果、「小笠原氏本城の変遷」をテーマに井川城跡と林城跡の3城に絞って指定を目指すこととなり、平成29年（2017

年) 2月9日に井川城跡及び大城が国史跡に指定され、平成31年(2019年)2月26日には小城が追加指定されました。

3城跡の史跡指定を受け、史跡を次世代へ継承するに当たっての保存活用の方針を定めるため、令和3年度(2021年度)に史跡小笠原氏城跡保存活用計画(以下「保存活用計画」という。)を策定しました。

この保存活用計画で示した方針に基づき、具体的な保存活用、整備方針を定めた本計画を策定します。



【図1】松本市及び小笠原氏城跡の位置図

第2節 計画策定の目的

史跡小笠原氏城跡は、小笠原氏が信濃守護に任じられてから、武田氏により信濃を追われるまでの居城(本拠地)の変遷を追うことができ、信濃を取り巻く諸勢力の政治的、軍事的動向を知る手掛かりを残す重要な史跡です。

本計画は、保存活用計画で整理した史跡の抱える現状課題、基本方針等に基づき、史跡を適切に保存し、多くの人から大切にされ、次世代へ継承されていく魅力的な史跡となる整備を行うことを目的とし、策定を行いました。

第3節 計画策定の組織

1 委員会の設置

本計画の策定に当たり、有識者と地域関係者9名からなる「史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会」（以下「委員会」という。）を設置しました。委員会では、松本市教育委員会文化財課（以下「文化財課」という。）が事務局となり、本計画案を提示し、様々な見地から意見をいただくとともに、文化庁文化資源活用課並びに長野県教育委員会文化財・生涯学習課から指導・助言を得ました。



委員会の様子（第2回委員会）



林城跡（大城）現地指導の様子（第3回委員会）

松本市教育委員会告示第36号

史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和4年9月29日

松本市教育委員会

史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、史跡小笠原氏城跡の保存活用及び整備の指針となる史跡小笠原氏城跡整備基本計画（以下「整備基本計画」という。）を策定するため、史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 整備基本計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域関係者
- (2) 有識者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から整備基本計画が策定される日までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

【表1】史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会名簿

委員

◎：委員長 ●副委員長

氏名	所属・役職等	備考
◎笹本 正治	長野県立歴史館 特別館長	歴史学（日本中世史）
●原 明芳	松本市文化財審議委員会委員	考古学
中井 均	滋賀県立大学 名誉教授	考古学（城郭史）
佐々木 邦博	信州大学 名誉教授	環境農学（造園・景観）
大塚 勉	信州大学 特任教授	地質学
小岩井 俊忠	林古城会 会長	地域関係者（林城跡保存団体）
寺澤 憲一	井川城下区町会長（令和4年度）	地域関係者
窪田 浩	井川城下区町会長（令和5年度）	地域関係者
赤廣 伴夫	入山辺橋倉町会長	地域関係者
横山 盛高	里山辺林町会長	地域関係者

オブザーバー

氏名	所属・役職等
岩井 浩介	文化庁文化資源活用課（整備部門）文化財調査官
馬場 伸一郎	長野県教育委員会文化財・生涯学習課 文化財専門員

事務局

氏名	所属・役職等
伊佐治 裕子	教育長
逸見 和行	教育次長
竹原 学	文化財課 課長
田多井 用章	文化財課 課長補佐 史跡整備担当係長
宮井 博樹	文化財課 史跡整備担当 主任
小山 奈津実	文化財課 史跡整備担当 主任
関沢 聡	文化財課 史跡整備担当 会計年度任用職員1類
廣田 早和子	文化財課 史跡整備担当 会計年度任用職員1類

2 計画策定の経過

- (1) 第1回史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会
日程：令和4年（2022年）12月8日（木）
場所：松本市大手公民館2階 大会議室
内容：委嘱状交付、委員会設置目的及び経過報告について、計画策定のスケジュール、整備基本計画構成（案）について、整備基本計画案について（第1章～第5章）
- (2) 第2回史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会
日程：令和5年（2023年）2月6日（月）
場所：松本市中央公民館（Mウイング）大会議室3-2
内容：令和5年度計画策定スケジュールについて、第1回委員会後の修正箇所について、整備基本計画案について（第6章第1節～第2節）
- (3) 第3回史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会
日程：令和5年（2023年）9月1日（金）
場所：松本市中央公民館（Mウイング）大会議室3-2（委員会）、大城（現地指導）
内容：令和5年度計画策定スケジュールについて、第2回委員会後の修正箇所について、整備基本計画案について（第6章第3節～第16節）（委員会）
城内通路調査成果の検討、遺構復元図の検討、遊歩道洗堀箇所の確認（現地指導）
- (4) 第4回史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会
日程：令和5年（2023年）11月20日（月）
場所：松本市中央公民館（Mウイング）大会議室3-2（委員会）
内容：令和5年度計画策定スケジュールについて、第1章～第5章の修正箇所について、第6章の修正箇所について
- (5) 地権者及び地元町会等への説明
日程：
場所：
- (6) 第5回史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会
日程：
場所：
内容：
- (7) パブリックコメントの実施
 - ア 募集期間
 - イ 閲覧方法
 - ウ 意見募集方法
 - エ 実施結果

第4節 他の計画との関係

本計画は、松本市に所在する国指定文化財のうち、史跡小笠原氏城跡を対象に、文化財保護法第129条の2に基づいて保存及び活用の考え方や具体的な取組内容を定めた基本的な計画であり、松本市の既存の計画との整合を図っています。

1 松本市総合計画（基本構想2030第11次基本計画）

将来の都市像やまちづくりの基本目標などを示す、松本市の根幹となる計画です。

松本市が策定する計画の最上位に位置するものであり、分野別の個別計画策定に際しては、総合計画との整合が図られます。

令和3年度（2021年度）に策定された松本市総合計画（基本構想2030・第11次基本計画）は、「豊かさと幸せに 挑み続ける 三ガク都」をキャッチフレーズに、「三ガク都に象徴される松本らしさを「シンカ」（進化・深化）させる」を基本理念に掲げています。

まちづくりの具体的な各論である「基本施策」を7分野、47施策にまとめ、史跡小笠原氏城跡等の文化財の保存活用に係る施策は、「分野7 文化観光」の中の基本施策「7-2 歴史文化の継承」に位置付けられています。

この基本施策は、「歴史・文化資産の魅力の向上や周知を図り、教育・まちづくり・観光等に活用しながら保存し、後世に継承することを目指します。」を目標としています。施策の方向性として、「松本城や旧開智学校等の保存活用」、「文化財を活用した地域づくり」等掲げています。

2 松本市教育大綱

松本市教育大綱「子供が主人公 学都松本のシンカ」は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱で、令和4年（2022年）2月に策定されました。「子どもを主人公とし、その学びを地域社会全体で支えること」を学都松本の根本に据え、先人達が築き上げてきた礎のもと、「学都松本のシンカ」に挑んでいくこととし、重点的に取り組む施策の一つとして、「遊び」や「体験」を大切にした学びの拡充」を掲げています。

3 松本市教育振興基本計画

教育基本法に基づく地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

令和4年（2022年）から令和8年（2026年）までを計画期間とする第3次計画では、「子どもの育ちと市民の学びを支える学都松本」を基本理念とし、子どもを主人公に据えた計画を推進しています。計画では、期間内に重点的に取り組む施策の方向性を9つの分野に分けて定めており、分野9「文化芸術・歴史」の方針2「文化遺産の保存と活用」の事業の一つとして、「小笠原氏城館群史跡整備事業」が提示されています。

4 松本まるごと博物館構想

松本市という空間を「屋根のない博物館」とみなし、自然環境や文化遺産を現地で保

存して活用するとともに、生活環境や景観、文化、産業等を一体として捉え、特徴ある地域のまちづくり等に寄与することを目的に、平成12年（2000年）に策定されました。

本計画の上位に位置する松本市歴史文化基本構想及び松本市文化財保存活用地域計画は、松本まるごと博物館構想の理念を具現化するための計画として位置付けられています。

5 松本市歴史文化基本構想・松本市文化財保存活用地域計画

(1) 策定の経緯と概要

松本市歴史文化基本構想（以下「歴史文化基本構想」という。）は、市民が歴史や文化を通じて郷土に愛着と誇りを持ち、更に観光や産業といった経済振興につながる魅力あるまちづくりを進めるため、松本市の文化財の保存活用のマスタープランとして策定したものです。その後、文化財保護法改正により、文化財保存活用地域計画が法定化されたことから、歴史文化基本構想に位置付けた各種施策のアクションプランとして、松本市文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）を策定しました。

策定に当たっては、地域に残る後世に伝えたい文化財を把握するために、市内35地区の公民館を拠点に、文化財調査組織を立ち上げ、住民主体の文化財^{しっかい}悉皆調査を実施しました。この調査で把握された11,632件の文化財の中から、165の関連文化財群を設定し、史跡小笠原氏城跡を構成する井川城跡、林城跡は表2のテーマを構成する要素として位置付けられています。

さらに、これらの関連文化財を共通するテーマごとにグループ分けを行い、史跡小笠原氏城跡は、松本市全体の関連文化財群のテーマ区分において「松本平の城館群と館跡」として整理されるとともに、松本市の歴史や文化の特性を示す「8つの魅力」のうち「松本城と城館群」を構成する要素としても位置付けられています。

松本市は、こうして整理された関連文化財群に対し、一定の要件を満たしたものを「まつもと文化遺産」に認定し、保存活用事業に対して継続的な財政支援を行っています。

【表2】関連文化財群のテーマ一覧

地区	関連文化財群のテーマ	核となる文化財
鎌田	井川城と関連文化財群	井川城跡
里山辺	林城下の遺構	地形と地名、家並み、堰
山辺	山家氏、小笠原氏と山城	山城（城跡）と寺社

(2) 地域計画と本計画の関係

地域計画では、指定・未指定を問わず、文化財を末長く後世に伝えるために、松本市における文化財を取り巻く課題について整理を行い、それらを解決するための方針を定めています。本計画の作成は、課題に対する大方針「文化財の価値の共有」の中の、小方針「保存活用（管理）計画の策定の推進」に沿っています。

6 史跡小笠原氏城跡保存活用計画

史跡の本質的価値を明確にし、保存、調査研究、活用、整備、運営・体制の在り方の基本方針を示すことを目的として、令和4年(2022年)3月に策定しました。

7 松本市都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、都市づくりのビジョンを具体的に定めるものです。平成22年(2010年)3月に策定後、令和4年3月に改訂を行い、松本市の20年後の都市将来像を示しました。

全体構想では、都市づくりの基本方針の一つに「歴史や自然を活かし、活力ある産業を育てる都市づくり」が位置付けられています。また、地域ごとに設定された地域別構想の内、林城跡がある東山中部地域(里山辺・入山辺)では、まちづくりの方針として、山辺ぶどうなどの地域特有の資源や古墳、古寺、古城などの歴史資源を活かした地域産業づくりが挙げられています。

8 松本市歴史的風致維持向上計画

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)に基づき、歴史文化を活かした景観形成による住環境の向上、伝統行事や伝統文化の保存継承等、文化財を活かしたまちづくりを目指し策定したもので、平成23年(2011年)6月に主務大臣(文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣)の認定を受けました。

令和3年度(2021年度)に第2期計画の認定を受け、この計画に基づき、教育委員会と市長部局が連携して、重点区域に指定した中心市街地において、歴史的風致の向上に努めています。小笠原氏城館群は、重点区域外ですが、文化財の保存又は活用に関する事項において、国指定文化財の整備計画の策定が挙げられています。

9 松本市景観計画

恵まれた自然・歴史・文化遺産を活かし、松本市にふさわしい風格ある景観づくりに努め、本市を更に美しく魅力あふれた快適なまちとして、次代の市民に引き継いでいくために、平成20年(2008年)に策定(令和5年3月改定)した景観法に基づく計画です。

計画の中で、井川城跡及び林城跡の所在地域は、「市街地景観区域」と「山地丘陵景観区域」に区分され、景観形成方針が定められています。

10 松本市緑の基本計画

都市緑地法第4条に基づく市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のため施策等を策定した緑とオープンスペースに関する計画です。

平成27年(2015年)に策定され、本市全体の水と緑の将来像を定めたほか、市域を5つにエリア分けし、将来像と取り組む施策を定めています。井川城跡及び林城跡は、「市街地エリア」と「里山・森林エリア」に区分され、目指すべき将来の姿が示されています。

11 松本市文化芸術推進基本計画

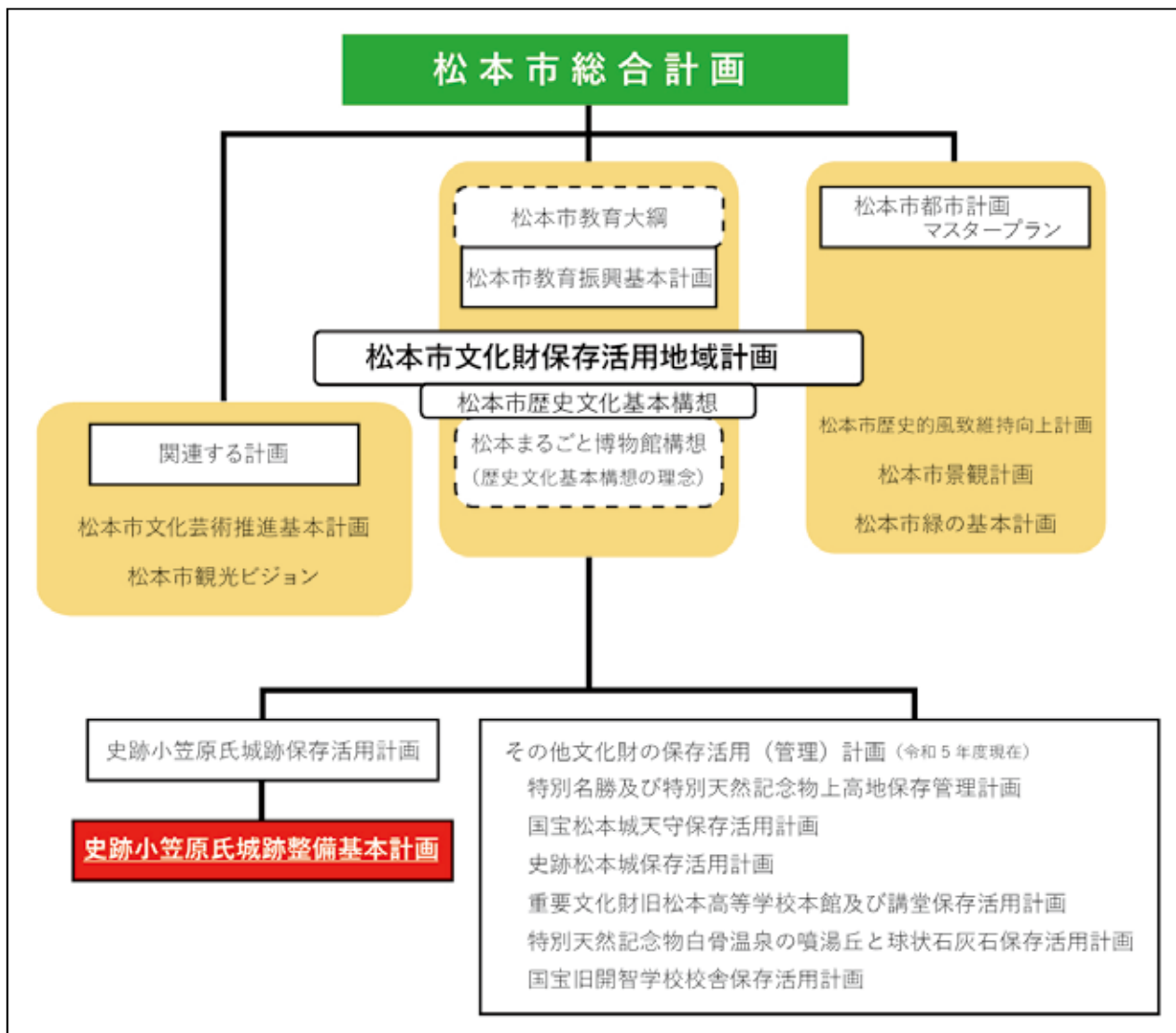
松本市文化芸術振興条例及び松本市総合計画を具体化させる文化芸術分野の個別方針として、令和3年（2021年）に策定されました。

「文化財の保存・活用」が重点施策の1つとされており、文化財の適切な保護と地域活性化への活用が目標とされています。

12 松本市観光ビジョン

松本市観光ビジョンは平成30年（2018年）4月に策定した、松本市が目指す将来像の実現に向け、観光に携わる様々な業種が連動し、市場動向に即した戦略を展開する際の指標となるものです。

目指す姿として、「3ガク都・松本」の磨かれた観光資源が世界に広がり、何度も訪れたくなるまちとして、国内外から広く注目され、人と人がふれあう「国際観光都市」、東西にそびえる美しい山々を満喫し、雄大な自然に癒される「山岳観光都市」、歴史・伝統文化に触れ、学びを深め、芸術に感動する「文化観光都市」を掲げています。

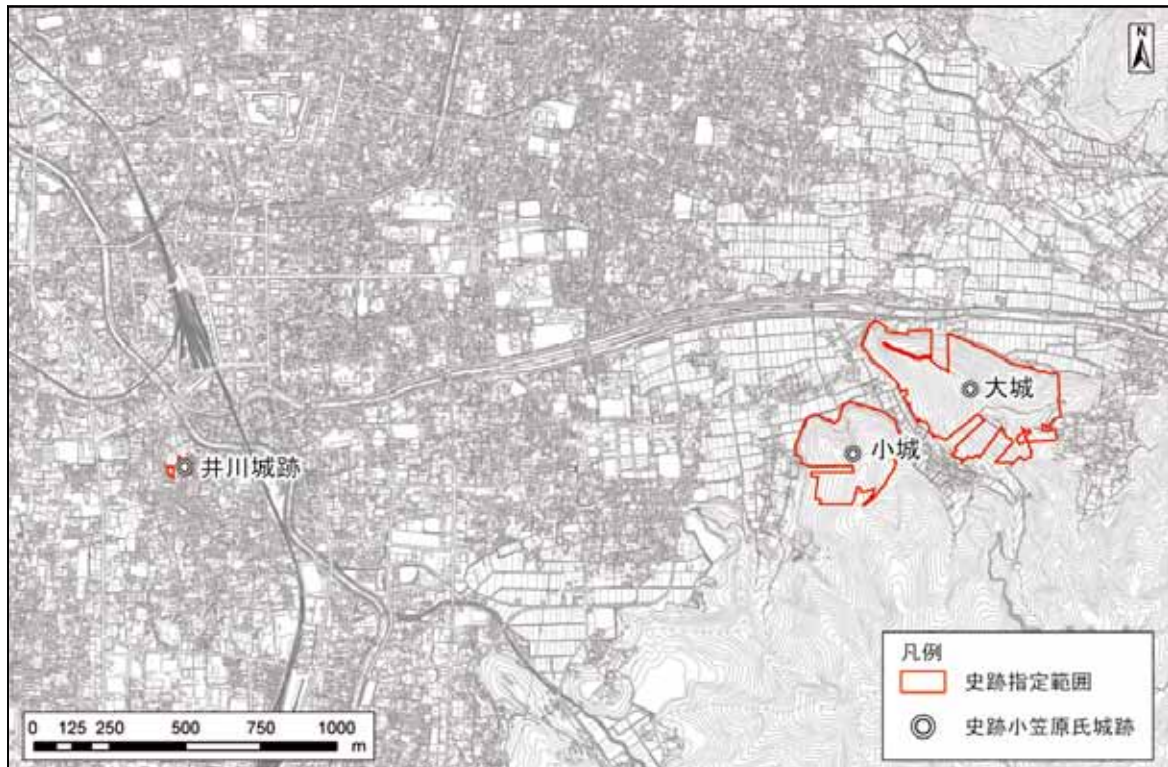


【図2】松本市における施策の体系図

第5節 計画の対象範囲と期間

本計画の対象範囲は、史跡指定地及びその周辺とし、期間は令和6年度（2024年度）から令和15年度（2033年度）までの10年間とします。計画期間の前半の5年間を前期、後半の5年間を後期とします。

令和16年度以降の事業計画については、令和13年度（2031年度）に史跡小笠原氏城跡保存活用計画の見直しを行うとともに、整備の進捗状況、史跡追加指定の状況、社会情勢の変化等を踏まえ、計画期間中に次期計画の策定を行います。



【図3】計画対象範囲図

第2章 計画地の現状

第1節 自然的環境

1 立地

松本市は、長野県のほぼ中央部西側に位置し、東西 52.2 キロメートル、南北 41.3 キロメートル、面積 978.47 平方キロメートルの市域を有し、6 市 3 町 5 村に接しています。

井川城跡は、松本駅から南に約 1 キロメートルの田川と奈良井川に挟まれた標高 585 メートルに位置しています。また、林城跡は本市の東側にある高遠山（標高 1,317 メートル）から北西へ延び出た尾根の先端付近に築かれています。大嵩崎集落を挟んで大城（標高 844 メートル）、小城（標高 774 メートル）が南北に相對して位置しています。



【図4】松本市及び史跡小笠原氏城跡の位置（国土地理院電子地形図 25000 を使用 史跡名称等を加筆）

2 地形・地質

松本市は、西に北アルプス、東に筑摩山地^{ちくま}を配し、本州中央部を縦断する糸魚川－静岡構造線に沿って南北に伸びる松本盆地を中心とした地域に位置しています。地質は、糸魚川－静岡構造線を挟んで、西側は山岳部を中心に中・古生代（4億年前～6,500万年前）の堆積岩や花崗岩などの固い地層や岩石、東側は、フォッサマグナの海に堆積した砂岩・泥岩・凝灰岩などの新第三紀（2,303万年前～258万年前）以降の比較的柔らかい地層や岩石が主体です。

松本市街地は、深志盆地とも呼ばれ、筑摩山地やそこから派生する城山丘陵によって三方を囲まれた小盆地を成しています。ここに北側から女鳥羽川、東側から薄川が流れ込み、それぞれの河川からもたらされた堆積物によって形成された扇状地が接する複合扇状地を形成しています。扇状地末端には湧水帯があり、とりわけ、市街地東部の湧水は、近世の松本城下町の暮らしや、産業を支える生活基盤となっていました。

標高600メートル以下は、扇端部に位置し、低湿地となっており、井川城跡は、低湿地に位置しています。井川城跡は、田川の自然堤防の西側に広がる後背湿地中の微高地（周囲より1.0～1.5メートル程高い。）にあり、盛土により築かれました。発掘調査の結果、この微高地上には、古墳時代の遺物や平安時代の遺構・遺物が確認されており、古代以来安定した環境の下、生活領域として利用されていたことが考えられます。井川城跡は、安定した微高地を用いて、周囲の湿地や河川を用いて築かれたことが分かります。

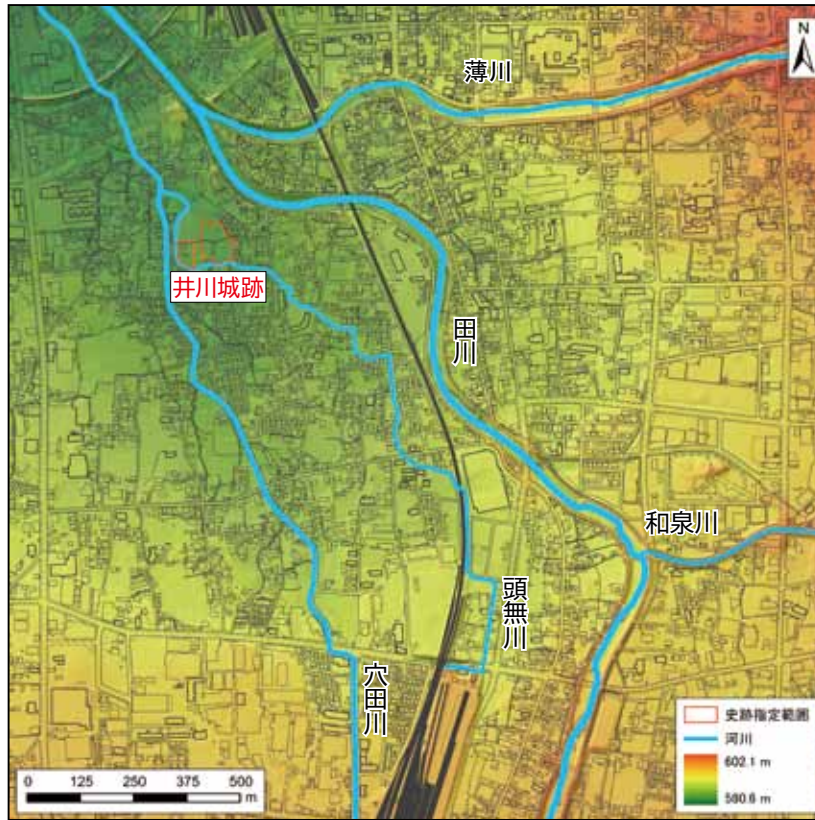
林城跡のある薄川流域の山塊は、地質学的には新第三紀前期中新世～中期中新世に形成された玄武岩や安山岩、砂岩、礫岩^{れき}等からなる内村層を主体とし、そこに貫入した後期中新世の閃緑斑岩^{せんりょくはんがん}や石英閃緑岩が各所に見られます。

林城跡は、盆地に面した急峻な尾根地形を利用して築かれました。大城と小城の間には、大嵩崎沢による狭く深い小谷があります。こうした地形景観は、山城と山麓拠点からなる戦国時代の領主拠点（一乗谷朝倉氏遺跡（福井県福井市）や小谷城跡（滋賀県長浜市）等）と類似した在り方となっています。

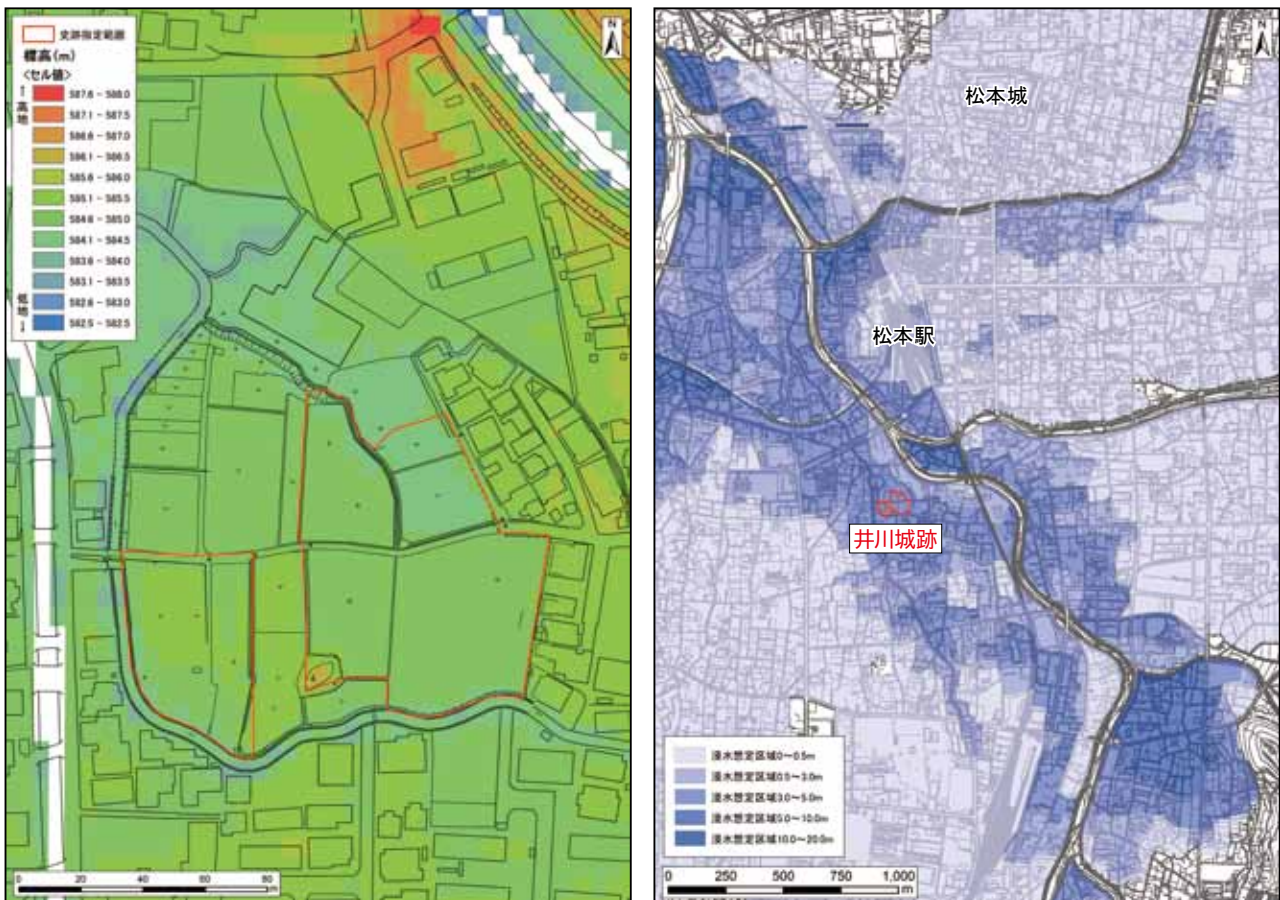
大城では、内村層の珪質泥岩^{けいしつ}や火山岩（安山岩など）の露頭や風化土壌が見られます。

また、小城にも同様に各所で内村層に属する岩石やその風化土壌が露出しています。

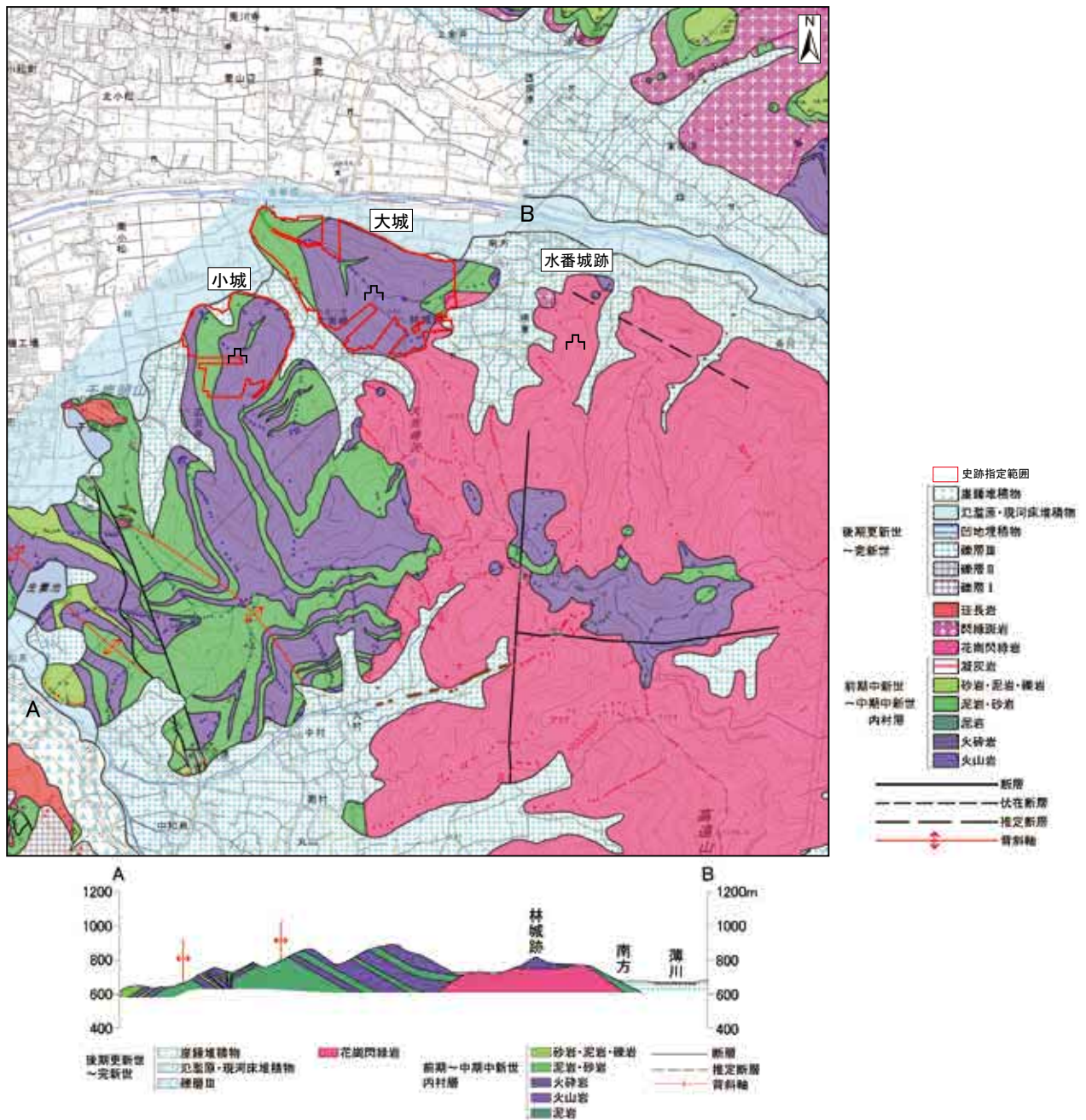
大城を含む山塊の後方、高遠山一帯には前記の新第三紀に貫入した花崗閃緑岩^{かこう}が広く分布し、大城の南東ではその露頭も観察できます。



【図5】井川城跡周辺水路図



【図6】井川城跡周辺の微地形と浸水想定区域で見る井川城跡周辺の地形
 (「基盤地図情報(数値標高モデル)」(国土地理院)及び
 「国土数値情報(洪水浸水想定区域)」(国土交通省)を使用して作成)



【図7】林城跡周辺地質図と断面図（小山俊滉氏作製図を一部加工）

3 植生

松本市中心部、四賀地区、梓川地区の山地帯下部（標高1,000メートル以下）では、人の手が加わったカスミザクラ・コナラ群落やアカマツ群落などの二次林が多く分布し、波田地区はカラマツ植林が広い面積を占めます。

安曇^{あずみ}地区及び奈川の山帯上部（標高1,000メートル～1,600メートル）にはクリーミズナラ群落が分布し、安曇、奈川、波田地区の垂高山帯（1,600メートル～2,500メートル）は、シラビソ、オオシラビソ、コメツガなどの常緑針葉樹林が分布し、ダケカンバ、ミヤマハンノキなどの落葉広葉樹もわずかに分布します。安曇地区の高山帯（2,500メートル以上）は、ハイマツ群落や風衝草原となっています。

松本市では、平成16年度（2004年度）に初めて確認されて以降、松くい虫によるアカマツの枯損が問題になっています。アカマツは、市内民有林の16パーセント（平成29年（2017年））を占めているカラマツに次ぐ主要樹種です。林城跡の主要遺構が残る部分の大半がアカマツ群落であり、面的な枯損が発生しています。

井川城跡がある鎌田地区^{かまだ}周辺は、市街地化されていますが、耕作地（水田、畑）が散在しており、史跡指定地周辺も耕作地として使用され、管理された環境です。



【図8】井川城跡の土地利用

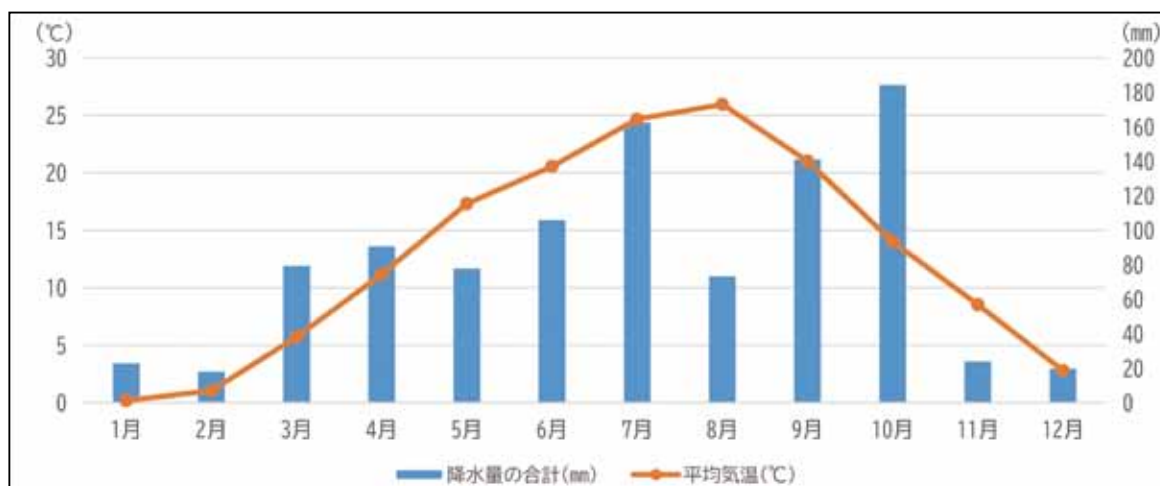


【図9】 林城跡の植生（「信州暮らしのマップ（森林区域（松本市）」（長野県）を使用して作成）

4 気候

松本市の気候は、日較差、年較差ともに大きい内陸性中央高地型気候で、湿度が低く、さわやかな体感を覚えるとともに、空が澄み、長い日照時間に恵まれていることが特徴です。令和3年（2021年）を除く（降水量のデータ欠損により除外）平成29年（2017年）から令和4年（2022年）までの過去5年間では、年平均気温は12.8度、年間の平均降水量は999.7ミリ、平均湿度は66.4パーセント、日較差の平均は11.1度、年較差の平均は47度となっています。

夏は朝晩過ごしやすいものの、日中は30度を超える真夏日が続き、冬は放射冷却現象により朝方の冷え込みが厳しく、氷点下10度を下回ることもあります。



【表3】 松本市の年間気温と降水量（令和4年度までの過去5年間の平均）
※令和3年（2021年）は、降水量のデータ欠損のため除いています。

第2節 歴史的環境

1 旧石器時代から古墳時代

(1) 松本市域の様子

松本市域に人々が暮らし始めたことを確認できるのは、今から約14,000年から13,000年前までの旧石器時代と考えられ、この時代の石器が各所で採集されています。

縄文時代になると、市内にも数多くの遺跡が確認されるようになり、特に人口が増加し定住が進んだ中期の集落跡が山麓の高台や河岸段丘上に数多く見られます。

弥生時代には、稲作の普及により耕地が広がった結果、中期後半以降は低湿地を囲むように大きな集落が出現します。

古墳時代に入ると農業技術の発展により、耕作が可能な土地が広がるとともに、集落の在り方に変化が生まれ、地域を統率した首長層の墓である古墳が出現します。中でも、市街地を見下ろす中山丘陵の突端に築かれた東日本最古級、3世紀末の前方後方墳である史跡弘法山古墳（庄内）は、その象徴的な存在で、これと連動して出川周辺には大きな集落が形成されます。



史跡弘法山古墳

(2) 井川城跡周辺の様子

奈良井川と田川に挟まれ、低湿地が広がる井川城跡周辺では、縄文時代の遺跡は確認されていません。

弥生時代では、出川西遺跡（松南）や出川南遺跡（松南、芳川）など、井川城跡のある低湿地に臨む南松本駅一帯の微高地上に、弥生時代中期から後期の住居跡や墓跡が確認されています。古墳時代になると、更に集落が拡大し、古墳時代中期末の平田里古墳群（松南）や高宮遺跡（鎌田）の水辺の祭祀跡なども発見されています。また、井川城跡からは、古墳時代中期の甕が出土しています。

(3) 林城跡周辺の様子

大城と小城の間の谷部に位置する林山腰遺跡（里山辺）から縄文時代の柄鏡形敷石住居跡が発見されています。

弥生時代の遺跡は、再葬墓を伴う針塚遺跡（里山辺）、後期の集落遺跡である堀の内遺跡（里山辺）などが確認されており、薄川扇状地周辺は既にこの頃から開発されていたことが確認できます。

また、古墳時代の遺跡は、5世紀後半（古墳時代中期）に築造された県史跡針塚古



柄鏡形敷石住居跡（林山腰遺跡）

墳（里山辺）や7世紀前半（古墳時代後期）築造の南方古墳（入山辺）など、この地域の開発を主導した支配者層の墓があり、南方古墳の副葬品は松本市重要文化財に指定されています。

2 奈良・平安時代

(1) 松本市域の様子

奈良時代になると、松本市域には律令制度により国府を結ぶ官道として東山道が通り、郷里制による行政区画として筑摩郡と安曇郡が設置されました。また、『和名類聚抄』の記載から、小県郡にあった信濃国府は、8世紀末から9世紀前半までに筑摩郡に移されたと考えられています。

東山道のルートに近いと推定される県町遺跡では、多量の緑釉陶器や、越州窯系青磁、海老錠といった特殊な遺物が出土するなど、官衙的な性格がうかがえ、松本が東山道における重要な拠点であったと推察されます。

平安時代になると、市内の山中や、山麓に寺院が建立され始め、修験と関係の深い鉢伏山の山腹にある堂平から9世紀～12世紀の古い寺院跡が発掘され、山麓に成立する牛伏寺の前身と考えられています。また、松本市西部にある若澤寺跡や元寺場跡、松本市東部の桐原城跡に隣接した旧海岸寺などととも、山岳信仰と密教に関わる古代～中世の山の寺の様子を伝えています。

(2) 井川城跡周辺の様子

井川城跡の南方に位置する史跡弘法山古墳北麓の平畑遺跡（庄内）や南松本の平田北遺跡（芳川）、出川南遺跡から奈良・平安時代の住居跡が見つかっています。

なお、井川城跡においても、中世の盛土の下から9～12世紀の遺物が出土しており、井川城が築かれる以前から低湿地に囲まれた微高地が生活の場として使われていたことが分かっています。

(3) 林城跡周辺の様子

林城跡周辺は筑摩郡山家郷に属し、「山家」の初見は奈良時代の天平勝宝4年（752年）の東大寺正倉院の白布の墨書に見られます。平安時代になると小笠原氏の祈願寺であった兎川寺が創建されました。この時代の遺跡は、薄川扇状地上にも拡大し、千鹿頭北遺跡（里山辺）、神田遺跡（庄内）、下原遺跡（里山辺）、薄町遺跡（里山辺）、堀の内遺跡をはじめ、林城跡付近でも林山腰遺跡から平安時代の住居跡が確認されています。

3 中世

(1) 松本市域の様子と小笠原氏

鎌倉時代は、国ごとに守護が置かれ、荘園や公領には地頭が置かれました。信濃国守護は、当初比企氏でしたが、後に北条氏に代わり、鎌倉幕府が倒れて北条氏が滅びると、建武政権成立のもとで小笠原氏が守護となりました。小笠原氏は、甲斐源氏の一族で、甲斐源氏加賀美遠光の子息である長清が、甲斐國小笠原荘（山梨県南アルプス市）を本拠として、小笠原氏を名乗ったことから始まりました。

小笠原氏が信濃守護に任ぜられたのは、建武3年（1336年）の小笠原貞宗の時

す。小笠原氏は、信濃国において伊那郡伊賀良庄（飯田市）を拠点としていましたが、中先代の乱（信濃に逃れていた、執権北条高時の遺児時行を担いで、諏訪頼重らが挙兵した乱）において、足利尊氏方として活躍した功績により、府中近辺の所領と、守護職を得ました。府中とは、当時の松本の呼び方で、古代以来国府が置かれた場所として政治上重要な地域でした。小笠原氏は、当初船山（千曲市）を守護所（守護が館を構え、政務を行った場所）とし、井川を本拠地に定めて信濃国を治めました。しかし、実際に支配の及ぶ範囲は主に中・南信地方に限られ、ほかの地域は在地の有力武士（国人）が勢力を張っていました。その緊張と対立の関係の中で、小笠原氏は、一時的に信濃守護の地位や府中周辺の所領を失うこともありましたが、小笠原政長、長基等一族が守護を継承していきました。こうした中、応永7年（1400年）には、守護として赴任した小笠原長秀（長基の子）に対し、各地の国人が反抗し大塔合戦が起き、長秀は敗北し守護を解任されています。長秀は京都に逃れ、守護職は斯波義将に替わり、その後信濃国は幕府料国（幕府の直轄地）となりました。

長秀の後は小笠原政康が、同32年（1425年）に信濃守護に補任されました。これにより、小笠原氏はおよそ20年ぶりに信濃守護としての勢力を取り戻しましたが、後継指名をせず没した政康の後に小笠原氏内部で伊賀良庄を拠点とする政康の子宗康（伊那小笠原氏）と、府中を拠点とする政康の兄長将の子持長（府中小笠原氏）による相続争いが起こりました。争いは、幕府の訴訟に持ち込まれ、宗康が勝訴しましたが、善光寺平の漆田原にて行われた合戦により、持長は宗康を破りました。宗康は、この合戦によって敗死したとされています。宗康の後は弟の光康が所領を受け継ぎ、守護職に補任されましたが、持長も守護を務めていた時期が確認されており、享徳の乱（関東管領上杉憲忠殺害がきっかけとなった、幕府と鎌倉公方との対立）により幕府から光康に出陣命令が出される康正元年（1455年）までに守護の交代がありました。

康正2年（1456年）、宗康の子政秀が足利義政から祖父政康の知行を安堵され、年不詳ですが信濃守護に補任されました。寛正2年（1461年）に光康、翌年に持長が亡くなると、それぞれの跡を清宗、家長が継ぎます。各勢力はそれぞれ本拠とするところが異なり、鈴岡（飯田市）を拠点とする宗康－政秀の系統（鈴岡小笠原氏）、松尾（飯田市）を拠点とする光康－家長の系統（松尾小笠原氏）、府中を拠点とする持長－清宗の系統（府中小笠原氏）の3家に分かれました。府中小笠原氏は、小笠原氏内部での対立が激しくなってきた頃（15紀後半）に、山城である林城を築き、平地の井川城から林（大嵩崎）へと本拠を移しました。

応仁元年（1467年）、政秀は伊賀良庄から府中に乱入して清宗を攻めましたが、府中を制圧することはできませんでした。清宗は翌年死去し、府中小笠原氏の跡目は長朝が継ぎました。

長朝は、仁科氏・西牧氏・山家氏の連合と戦い、山家城を攻めたほか、政秀の支援を受けて諏訪片山城に進軍してきた諏訪大祝家の繼満を、安曇・筑摩2郡の軍勢を率いて攻撃するなど、積極的な軍事行動をとるようになりました。しかし、長享3年（1489年）に府中は政秀の支配下に置かれており、この間までに政秀による府中攻撃が成功していたことがうかがえます。

政秀は、松尾小笠原氏との対立を深め、明応^{めいおう}2年（1493年）に小笠原定基（家長の子）と知久七郎らに急襲され討死し、鈴岡小笠原氏は事実上滅亡しました。定基は、長朝と下条氏に攻められ甲斐国の武田氏を頼りますが、その後松尾に復帰しました。

小笠原氏の対立は、しばらくの間松尾小笠原氏と府中小笠原氏の2家の間で続きますが、長朝の子貞朝以降、その子の長棟の代に府中小笠原氏の伊那郡への出兵が活発になってきます。長棟は、天文^{てんぶん}2年（1533年）に数度伊那郡へ侵攻し、知久氏や高遠衆らと合戦を行いました。同3年（1534年）頃までには、長棟が松尾小笠原氏を圧倒し、府中を中心に安曇・筑摩・伊那郡を押さえ、小笠原氏を統一しました。

天文14年（1545年）になると、武田晴信による府中への侵入が本格化してきます。当時小笠原氏は長棟から長時に家督が移っており、林城と林館を拠点としていました。同年6月に武田軍は、林近所に放火し、ついには小笠原氏の館までも放火されました。天文17年（1548年）、長時が塩尻峠で武田氏と戦い敗れると、武田氏は本格的に松本平へ攻め入り、村井の城（芳川）の普請（曲輪や堀を造る土木工事全般）を開始しました。天文19年（1550年）、武田氏が林城の出兵であるイヌイの城（場所不明、犬甘城（島内）、埴原城（中山）等との説がある。）を攻め破ると、林城は周囲の城（深志、岡田、桐原、山家）とともに自落（戦わずに逃亡又は降参すること。）しました。晴信は府中に入ると、深志城を普請し、府中を支配下に置きました。

林城を追われた長時は、平瀬城（島内）に入り、深志城の奪還を図ろうとしましたが叶いませんでした。長時は、野々宮（梓川）で武田軍と戦った後、重臣である二木^{ふたつき}氏の中塔城（梓川）に籠城しました。武田氏は、天文20年（1551年）2月に平瀬城を陥落させ、翌21年（1552年）7月に小岩嶽城（安曇野市）^{こいわたけ}を落城させると、小笠原氏の領していた安曇・筑摩両郡の大半を支配下に置きました。

長時は、信濃を離れ、越後の長尾景虎の保護を受け、その後弟の信定がいた鈴岡城（飯田市）に入り、下条（下伊那郡下条村）、駿河、伊勢を経て同族の三好長慶を頼って摂津芥川城（大阪府高槻市）^{せつあきたがわ}に逃れました。

信玄は、深志城を松本平の領域統治の拠点として惣普請し、家臣（在城衆）を置きました。また、府中には武田氏の直轄領である御料所^{ごりょうしょ}が置かれ、深志城に御料所からの収入である兵糧が集められました。深志城は、先の平瀬城、小岩嶽城攻めの他、刈谷原（四賀）や北信濃進出の際の軍事基地としての役割も果たしており、府中支配の拠点は、山城の林から平地の深志へ移りました。

(2) 考古資料から見る松本市域の様子

中世以降は、掘立柱建物に居住することが一般的になり、遺跡の変遷をたどることが難しくなりますが、市内では多くの中世遺跡が発掘されています。

一ツ家遺跡（内田）からは方形の区画溝を伴う竪穴状遺構・掘立柱建物・柱穴列が見つかったほか、隣接する小



土居尻で確認された溝跡

池遺跡（寿）から馬具や甲冑の小札が出土しており、武士の屋敷関連の遺跡と考えられています。また、墓域として、川西開田遺跡（神林）では1,748基の土坑墓が見つかり、12世紀末から16世紀初頭の焼物のほか刀装具などが出土しています。

宗教関係の遺跡では、^{もとてらば}元寺場遺跡（波田）で複数の平場、礎石建物や基壇などが調査され、鎌倉時代から戦国時代にかけての山岳寺院が明らかになりました。また、四賀地区の虚空蔵山を中心とする「虚空蔵山宗教遺跡群」（仮称）の調査で、13世紀から16世紀末の殿村遺跡、15世紀から16世紀初頭の虚空蔵山城跡（^{じゅうにはらさわ}十二原沢上流の平場群）下層遺構面から、寺院跡と考えられる石積を伴う平場、礎石建物跡、掘立柱建物跡などが確認されています。

松本城周辺には、低湿地が広がっており、中世前半（13世紀から14世紀）の人々は、微高地上に住んでいたことが分かってきました。深志城跡と断定できる遺構はまだ見つかりませんが、二の丸の近世土塁下から礎石が、土居尻と大名町では幅5メートル、深さ2メートル規模の堀の可能性のある溝が確認されています。また、大名町と土居尻では整地土内から笹塔婆（短冊形の木の薄片に仏や菩薩などの名号を墨書したもの）が、土居尻では流路の中から^{こけらきょう}柿経（短冊形の木の薄片に経文を墨書したもの）が見つかり、深志城前後の時期に、周辺で何らかの祭祀が行われたことが推定されます。

深志城のほかに松本市内の中世城館は、山城のほか砦・居館などあわせて約100か所が知られていますが、このうち赤木南城跡（寿）、桐原城跡（入山辺）、虚空蔵山城跡（四賀）などで、豎堀の一部が調査されています。また、虚空蔵山城跡では、平石積の石積や豎堀・土塁を伴う曲輪群が調査されています。

(3) 小笠原氏に関する寺社

小笠原政康は、^{かきつ}嘉吉元年（1441年）に里山辺林に竜雲寺を建てました。竜雲寺は、後に小笠原長棟（長時の父）によって廣澤寺に名を改めたと伝わり、小笠原氏の菩提寺でもあります。小笠原氏は、^{つかま}筑摩神社を信仰しており、政康が寄進した筑摩神社本殿は、重要文化財に指定されています。また、大城の麓には小笠原清宗以来の祈願所とされた慈眼寺がありました。江戸時代には、大城の北西端の「堂平」と呼ばれるところに観音堂がありました。

(4) 井川城跡周辺の様子

井川城跡の南東約1キロメートルの位置にある出川遺跡（庄内、松南）からは、遺物等の状況から16世紀前半～中頃と思われる住居跡を伴う集落跡が見つかり、住居跡からは、多量の炭化物や、焼土が検出されており、火災によって廃絶した痕跡がうかがえます。

(5) 林城跡周辺の様子

中世の山家郷の地頭は、山家氏が務めていました。山家氏は、諏訪上社と関わりのある神氏が定着したのが始まりとされています。山家氏は、小笠原氏と度々対立し、文明12年（1480年）に拠点とする山家城を攻められ、翌年には、山家光家が敗死し、^{ぶんめい}神氏系統の山家氏は滅びました。その後、播磨国から来たとされる折野山家氏が入りますが、小笠原氏に背き、天文17年（1548年）の塩尻峠の戦いでは武田氏に味方し

ました。

中世の遺跡としては、県史跡の山家城跡、桐原城跡などの山城のほか、前述の磐座や経塚を伴う山寺である旧海岸寺跡、地頭である神氏系山家氏が元弘元年（1331年）に開創した徳雲寺跡（入山辺）、儀礼に用いた多量のかわらけや輸入陶磁器を伴う住居跡が確認された入山辺南方遺跡（入山辺）があります。

4 近世

(1) 松本市域の様子

天正10年（1582年）、武田氏が織田信長に敗れ滅びると、府中は織田氏の支配下となり、信長は安曇・筑摩2郡を木曾義昌に与えました。しかし、本能寺の変により信長が亡くなると、信濃は上杉・徳川・後北条・豊臣氏らによる勢力争いの場となり、義昌は2郡の支配権を失い、上杉景勝の支援を受けた小笠原洞雪（貞慶の叔父）が深志城に入りました。洞雪は、徳川家康を後ろ盾とした長時の子貞慶によって追い出され、貞慶が深志城に入り、府中を治めました。この際に深志の名を松本と改め、以降、松本の地名が用いられるようになりました。

【表4】松本藩主と石高

藩主	在藩期間	石高
石川氏 2代	1590～1613年	8万石
小笠原氏 2代	1613～1617年	8万石
戸田氏 2代	1617～1633年	7万石
松平氏 1代	1633～1638年	7万石
堀田氏 1代	1638～1642年	10万石 (内松本7万石)
水野氏 6代	1642～1725年	7万石
戸田氏 9代	1726～1871年	6万石

深志城への入城を果たした貞慶は、安曇・筑摩両郡の武士や寺院に所領安堵や知行宛行を行い、勢力の浸透を図りながら、本山（塩尻市）で義昌と戦い、日岐城（東筑摩郡生坂村）の仁科氏を攻めるなど、領域支配を進めていきました。その支配領域も千国十人衆に小谷筋（北安曇郡小谷村）を警戒

させるなど越後国境近くまで広がりました。一方、家臣の赤澤氏や古厩氏らを謀反や逆心の罪で殺害し、家臣団の処分も行っています。

天正11年（1583年）4月、上杉景勝が麻績城を攻め落とすなど、府中を狙った動きを見せると、貞慶は徳川氏との連携を密にしていきます。しかし、天正13年（1585年）になると石川数正が家康に背き、家康への人質となっていた貞慶の嫡男幸松丸（秀政）を連れて秀吉方に転じると、貞慶は家康と断交して秀吉方につき、家康との対立を深めましたが、天正15年（1587年）に秀吉の命令により貞慶と家康の関係修復が図られました。

天正18年（1590年）の小田原攻め



【図10】桐原城古図（部分：松本市立博物館蔵）

(豊臣氏と小田原城の北条氏との合戦)では、秀吉が景勝に援軍派遣を命じるとともに、貞慶との争いをやめさせました。また、小田原攻めの結果、北条氏の遺領が家康に与えられると、家康指揮下の信濃の諸将が関東に移ることとなり、小笠原氏も下総古河に移りました。小笠原氏の後は石川氏が松本を統治しました。こうして信長が亡くなった後、信濃を巡って起こった動乱は終結しました。

信濃は、上野、甲斐、駿河とともに、関東にいる徳川氏への備えとして機能したことから、石川数正は天正19年(1591年)に松本城の城普請に着手しました。数正が文禄元年(1592年)に亡くなると、その子康長が城普請を継ぎ、文禄2～3年(1593～1594年)には天守、乾小天守を築造しました。また、城下町の設計も行われ、貞慶によって建設された方形区画の城下町を、主軸方向を変更し、近世的な短冊形地割の城下町に造り替えたことが分かっています。これにより城下町への集住も進み、松本城が政治、経済の中心となりました。

石川氏以降、松本藩を治めた藩主は6家23代で、その時の石高は表4のとおりです。小笠原氏より後の城主は、松平氏に代表されるように、徳川氏と関係の深い藩主が置かれました。

(2) 井川城跡周辺の様子

江戸時代の井川城跡周辺は、小島村でした。『信府統記』には、「小島村古城地」として井川城が紹介されています。

(3) 林城跡周辺の様子

享保3年(1718年)桐原村と薄町・兎川寺・上金井・荒町村の間で山論が起きました。山論は、桐原城跡がある大蔵山(大倉山)を巡って行われ、この時に書かれたとされる絵図(桐原城古図)が残っており、江戸時代の山城の様子をうかがうことができます。

5 近代

(1) 松本市域の様子

明治4年(1871年)、廃藩置県によって松本藩が廃され、松本県が置かれましたが、すぐに全国的に府県の改廃が行われ、松本県に代わって中南信と岐阜県高山地方を範囲とする筑摩県が誕生します。筑摩県は、明治9年(1876年)に廃止され、中南信地方は長野県に、高山地方は岐阜県に合併されました。

廃藩置県によって、松本城は不要となり、明治5年(1872年)に売りに出され、取壊しの危機を迎えました。しかし、市川量造の活躍や、人々の寄付によって破却を免れます。その後も、荒廃した天守を憂えた小林有也が、有志とともに天守閣保存会を設立し、明治36年(1903年)から大正2年(1913年)にかけて、



半地下工場跡(林山腰遺跡)

松本城天守の修理工事を行いました。

明治40年(1907年)、市制施行により松本町が松本市となり、初代市長に小里頼永が就任しました。

当時の松本を代表する産業の一つとして、養蚕・製糸業が挙げられます。大正11年(1922年)には、市内に41か所の製糸工場が稼働していたほか、養蚕に使用する蚕網は松本の特産物として、明治28年(1895年)の第4回内国勧業博覧会に出品されました。

製糸業は、昭和4年(1929年)に起きたニューヨーク株式市場の大暴落により波及した昭和恐慌、昭和13年(1938年)の国家総動員法、昭和17年(1942年)の企業整備令により、平和産業の軍需産業への転用により大打撃を受けま



半地下工場屋根基部材(上)と床付近の部材(下)

した。松本市においても、製糸工場の軍需会社へ売却、賃貸又は転換が行われました。更に昭和17年から昭和19年(1944年)にかけては、工場疎開が行われ、企業整備令によって生じた遊休工場などが疎開先に利用されました。

(2) 井川城跡周辺の様子

明治8年(1875年)小島村は周辺7か村と合併し、筑摩村となり、明治21年(1888年)市制町村制が制定されると、翌年旧小島村のうち田川を挟んで東側は松本町に、井川城跡がある西側は松本村となりました。松本町が、明治40年(1907年)に市制を施行し松本市になると、大正14年(1925年)に松本村は松本市に合併されました。

(3) 林城跡周辺の様子

第2次世界大戦の際、先述のとおり松本市には軍事工場の疎開が計画されました。昭和20年(1945年)の三菱重工業株式会社名古屋航空機製作所の松本市疎開に当たっては、中山、入山辺、里山辺などに、半地下・地下軍事工場の建築が行われました。特に里山辺については、林城山(大城)、向山(小城)に地下工場、林山腰遺跡がある大嵩崎集落に半地下工場が造られ、現在も痕跡が残っています。

第3節 社会的環境

1 人口

松本市の人口は、平成14年(2002年)の244,603人をピークに減少に転じ、令和4年(2022年)10月1日時点で人口236,566人、世帯数108,386世帯(「松本市統計月報」となっています。

令和4年(2022)の高齢化率は、28.4パーセントとなっており、今後も高齢化が進むことが予測されています。井川城跡がある鎌田地区は、人口の増加が見られ、高齢化

【表5】松本市の人口推移

年	人口（人）	世帯数（世帯）	高齢化率（％）
平成17年（2005年）	242,541	94,082	21.1
平成22年（2010年）	243,037	97,303	23.7
平成27年（2015年）	243,293	100,173	26.7
令和2年（2020年）	241,145	104,934	28.2
令和4年（2022年）	236,566	108,386	28.4

出典： 人口及び世帯数は、総務省「国勢調査」（平成17年から令和2年まで）、松本市「統計月報10月号」（令和4年）

高齢化率は、松本市「松本市総合計画（基本構想2030・第11次基本計画）」IV松本市人口ビジョン（平成17年から令和2年まで）、令和4年は、松本市統計「地区別年齢別人口」10月1日から算出

【表6】史跡所在地区の人口推移

年	鎌田地区			入山辺地区			里山辺地区		
	人口（人）	世帯数（世帯）	高齢化率（％）	人口（人）	世帯数（世帯）	高齢化率（％）	人口（人）	世帯数（世帯）	高齢化率（％）
平成27年（2015）	19,200	8,598	21.2	2,111	890	44.5	11,864	5,096	26.5
令和2年（2020）	19,616	9,089	21.5	1,907	847	47.3	11,955	5,397	27.6
令和4年（2022）	19,960	9,450	21.4	1,846	850	48.4	11,886	5,466	28.2

【表7】史跡所在町会の人口推移

年	井川城下区			入山辺橋倉			里山辺林		
	人口（人）	世帯数（世帯）	高齢化率（％）	人口（人）	世帯数（世帯）	高齢化率（％）	人口（人）	世帯数（世帯）	高齢化率（％）
平成27年（2015）	637	291	22.1	125	40	33.6	653	257	34.6
令和2年（2020）	642	307	22.0	125	43	38.4	620	261	35.6
令和4年（2022）	619	291	20.7	122	45	41.0	607	262	35.7

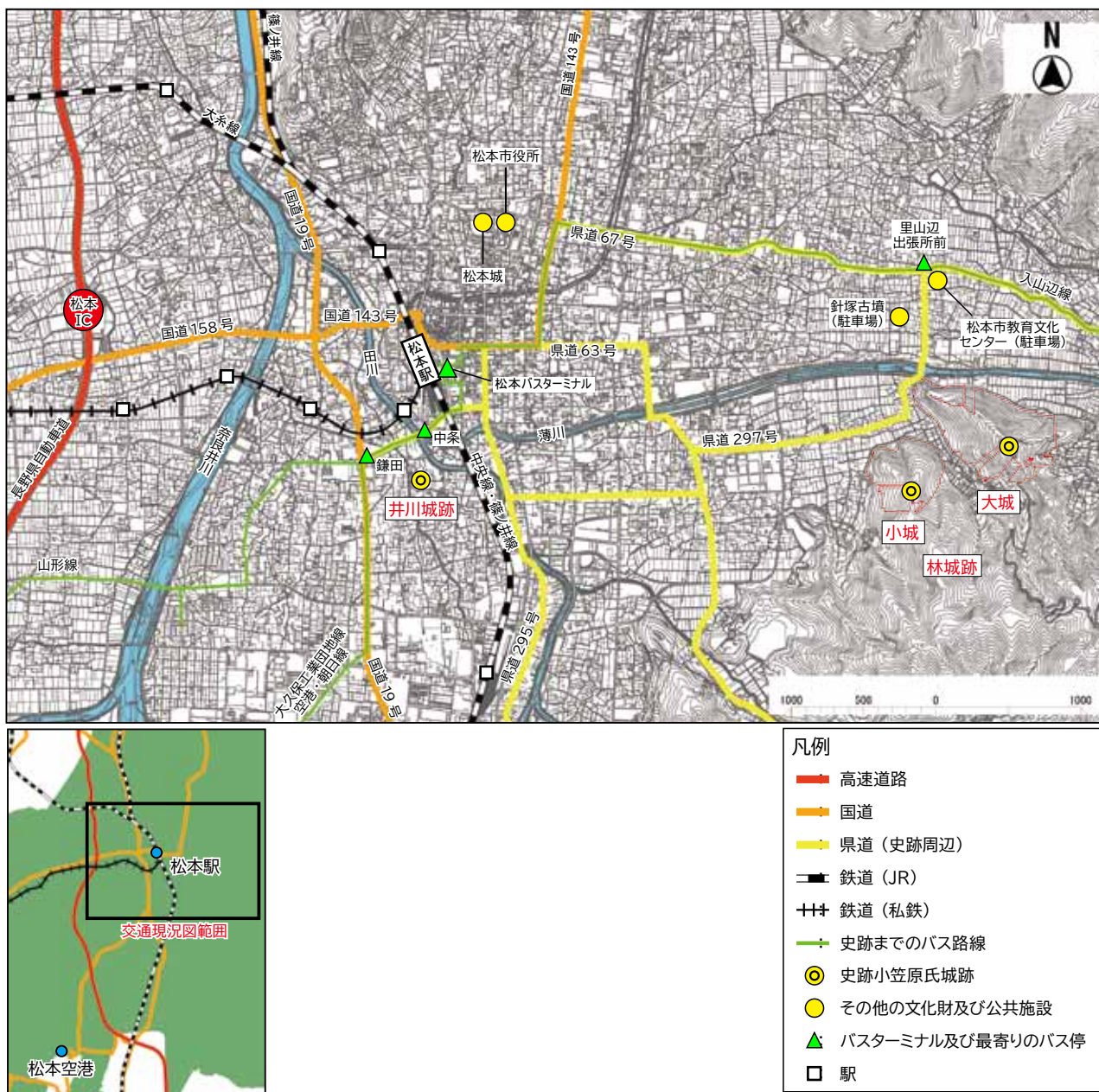
出典： 人口及び世帯数は、松本市統計「地区町会別人口・世帯数」10月1日時点
 高齢化率は、松本市人口統計「町会別年齢別人口構成」10月1日時点で算出

率も横ばいの傾向です。一方林城跡がある入山辺地区と里山辺地区は、人口の減少が見られ、入山辺地区の高齢化率は50%に近い状況になっています。

2 交通アクセス

松本駅から、JR篠ノ井線、中央本線、大糸線が運行しており、首都圏から松本市には2時間30分程でアクセスが可能です。また、アルピコ交通上高地線が新島々駅まで運行し、上高地方方面への交通手段となっています。鉄道以外の交通手段は、昭和40年（1965年）に県営松本空港が開港したほか、平成5年（1993年）に長野自動車道（岡谷～更埴^{こうしよく}）が開通し、松本インターチェンジから全国の高速道路網へ接続できるようになりました。

井川城跡は、松本駅から約1.2キロメートル、バス停「中条」「鎌田」から約500メートル、自動車では松本インターチェンジから約3キロメートルの位置にあります。専用



【図11】交通現況図

の駐車場はありません。林城跡は、松本駅から直線距離で約3.4キロメートル、バス路線は、通勤・通学等の生活用路線であり、平日運行のみのため、見学者の利用は困難です。自動車では、松本インターチェンジから直線距離で約5.6キロメートルありますが、専用の駐車場はありません。

3 周辺施設

(1) 井川城跡

史跡周辺の公共施設及びトイレ等の便益施設の位置は、図12(28ページ)のとおりです。中心市街地に近く、周辺は住宅街となっており、公共施設やトイレ等の便益施設は史跡から離れた場所にあります。史跡の北側には井川城保育園が隣接し、1キロメートル圏内に松本市立鎌田小学校と中学校といった教育機関が近接しています。

ガイダンス施設はなく、史跡のマップ及びパンフレットは、松本市観光案内所(松



【図12】井川城跡周辺施設図



【図13】林城跡周辺施設図

本駅構内)と松本市観光情報センターに設置しています。見学者のための駐車場は史跡周辺にはなく、松本駅周辺の民間駐車場の利用が考えられます。

(2) 林城跡

史跡周辺の公共施設及び駐車場、トイレ等の便益施設の位置は、図13のとおりです。

林城跡周辺は、集落と耕作地が広がっており、公共施設やトイレ等の便益施設は、薄川の対岸(北側)にあります。史跡の北側1キロメートル圏内に、松本市里山辺保育園や松本市立山辺小学校があるほか、旧山辺学校校舎、松本市教育文化センター等の社会教育施設があります。

ガイダンス施設はなく、パンフレットは松本市観光情報センターや松本市観光案内所のほか、松本市教育文化センター、里山辺地区地域づくりセンターや入山辺地区地域づくりセンターに設置しています。見学者のための専用駐車場はありませんが、松本市教育文化センターや県史跡針塚古墳の駐車場は、見学者も利用できます。

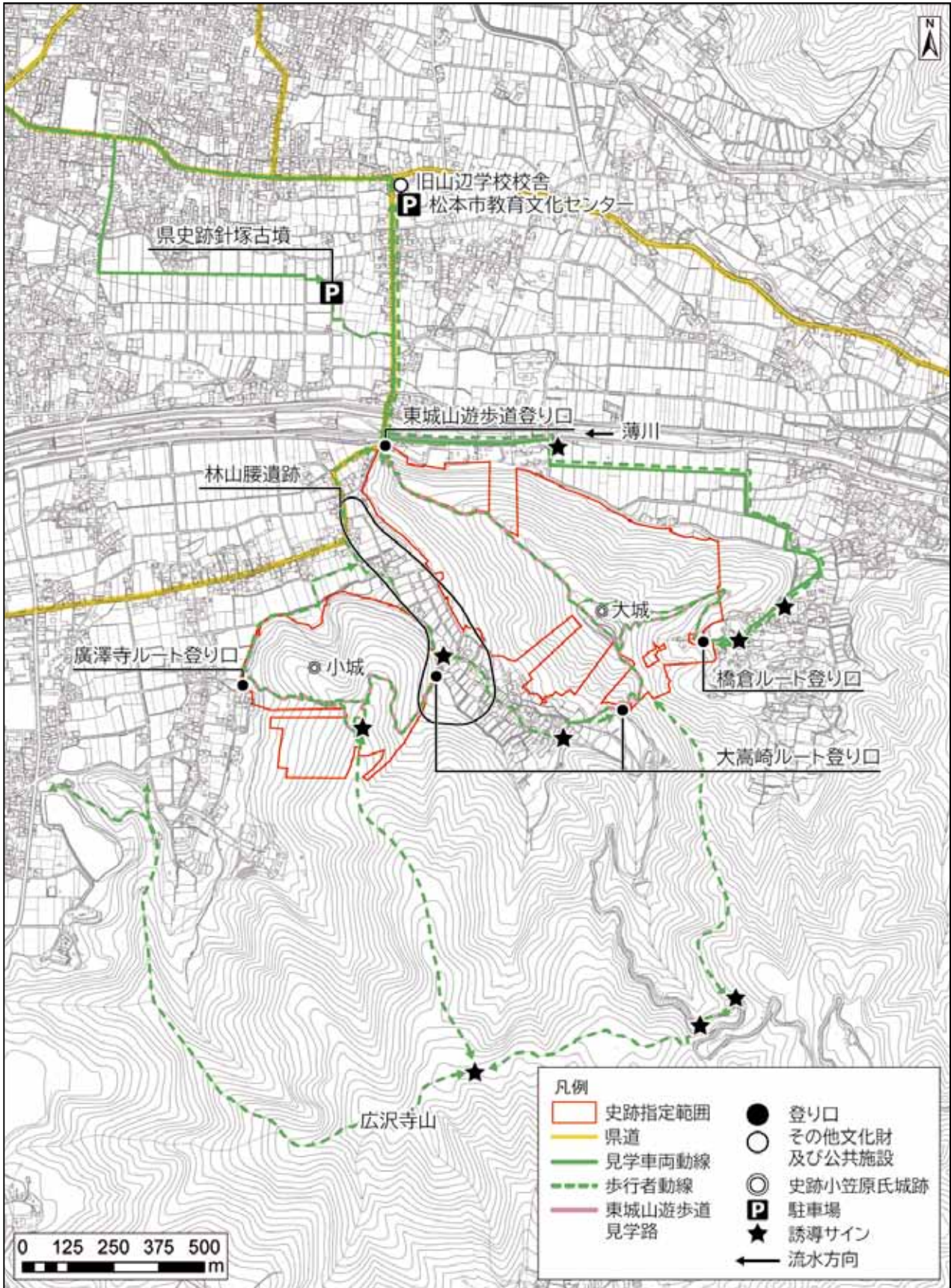
4 見学者動線

(1) 井川城跡

公共交通機関の利用者は、電車利用の場合「松本駅」が起点となります。バス利用の場合は「中条」のバス停が起点となります。いずれも駅、バス停からの誘導サインはなく、史跡の東西の市道に1基ずつ建つのみです。自家用車は、専用の駐車場がないため、史跡西側の空きスペースや、東側から史跡内へ乗り入れ、史跡内に駐車して



【図14】井川城跡見学者動線図



【図 15】 林城跡見学者動線図

見学する様子が見られます。

(2) 大城

公共交通機関の利用は、前述のとおり難しいため、自動車でのアクセスが中心となります。専用の駐車場がないため、松本市教育文化センターや針塚古墳の駐車場が起点となります。しかし、橋倉側からの車道を利用し曲輪内への駐車や、金華橋登り口の空きスペース、薄川の堤防を走る道路への駐車が見られます。

史跡へは、薄川沿いから橋倉側車道を経由して、大城の曲輪内へ至る誘導サインが設置されています。現在駐車場として利用しているところからの誘導サインは未設置です。

(3) 小城

史跡までのアクセス方法は、大城と同様です。駐車場から距離があるため、大嵩崎側登り口周辺の空き地や道路への路上駐車が見られます。

小城は、大城と同様に駐車場から登り口に至るまでの誘導サインが未設置です。

(4) 広域動線

井川城跡と林城跡を周遊する動線は整備されておらず、両城をつなぐ誘導サインは未設置であり、モデルルートの設定も行っておりません。そのため、現状の見学者動線は不明です。

5 指定範囲における法令の規制等

史跡小笠原氏城跡に関わる法規制等を整理します。

(1) 文化財保護法

小笠原氏城跡は、文化財保護法第109条により史跡に指定されており、同法第125条により史跡の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を行う場合は、文化庁長官の許可を得る必要があります。また、同法第93条により、指定地一帯は、周知の埋蔵文化財包蔵地となっています。

(2) 森林法（33ページ、図16）

ア 保安林

史跡小笠原氏城跡のうち、大城及び小城の一部が保安林（土砂流出防備保安林）に指定されています。そのため、立木の伐採や土地の形質の変更を行う場合は、長野県知事の許可が必要です。

イ 地域森林計画対象民有林

松本市は、森林法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象地となる民有林に対し、同法第10条の5に基づき松本市森林整備計画を策定しています。史跡小笠原氏城跡のうち、林城跡が該当しており、立木の伐採を行う場合は、松本市長に伐採及び伐採後の造林届出書を提出する必要があります。

(3) 農地法（33ページ、図17・34ページ、図18）

史跡内の農地は、地目変更、所有権の移転等を行う場合、松本市農業委員会の許可又は届出が必要となります。

(4) 農業振興地域の整備に関する法律（34 ページ、図 19）

農業振興地域のうち、農用地区域に指定された土地を農地以外の用途に転用する場合は、農地転用許可申請に先立ち、長野県知事同意の上、松本市が定める農用地利用計画の変更（農振除外等）を行う必要があります。

(5) 都市計画法（34 ページ、図 20）

ア 市街化調整区域

林城跡が該当し、建築物の築造、開発行為等に制限がかかります。

イ 市街化区域、用途地域

井川城跡が該当し、住居の環境保護を定めた第1種住居地域に指定されています。

(6) 土砂災害防止法（35 ページ、図 21）

ア 土砂災害警戒区域

土砂災害による被害を防止・軽減するための周知、警戒避難体制の整備を市が行います。

イ 土砂災害特別警戒区域

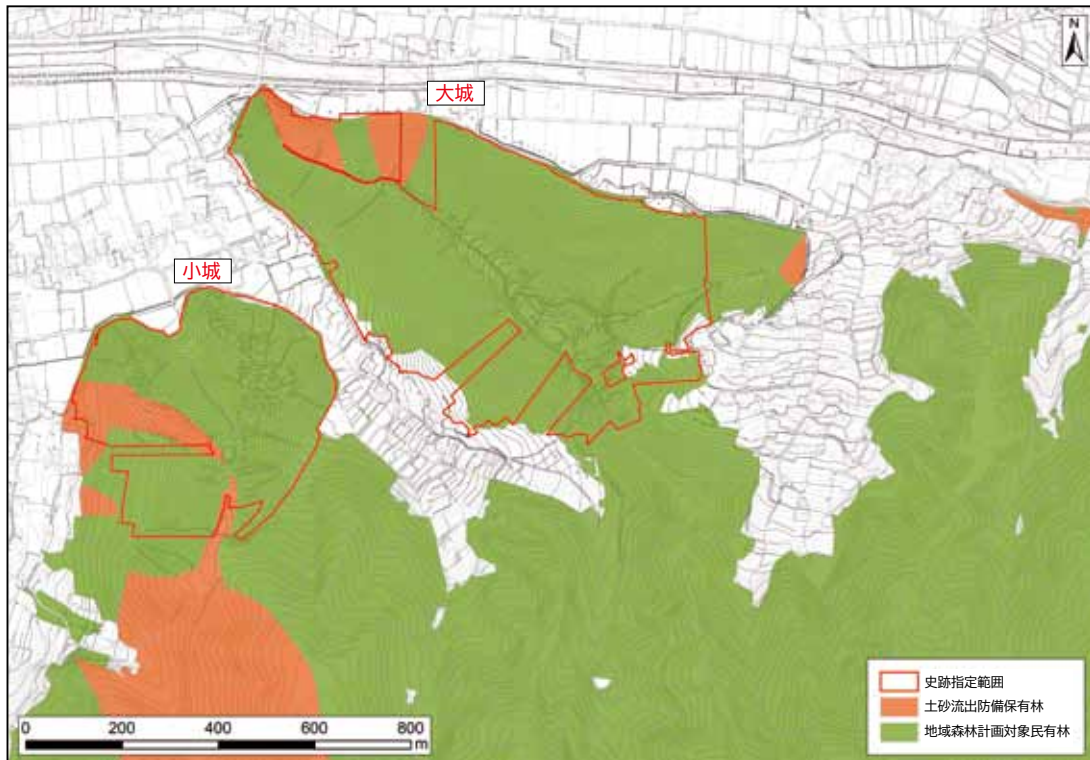
特定の開発行為が許可制となるほか、建築物の構造規制などの制限を県又は市が行います。

(7) 盛土規制法

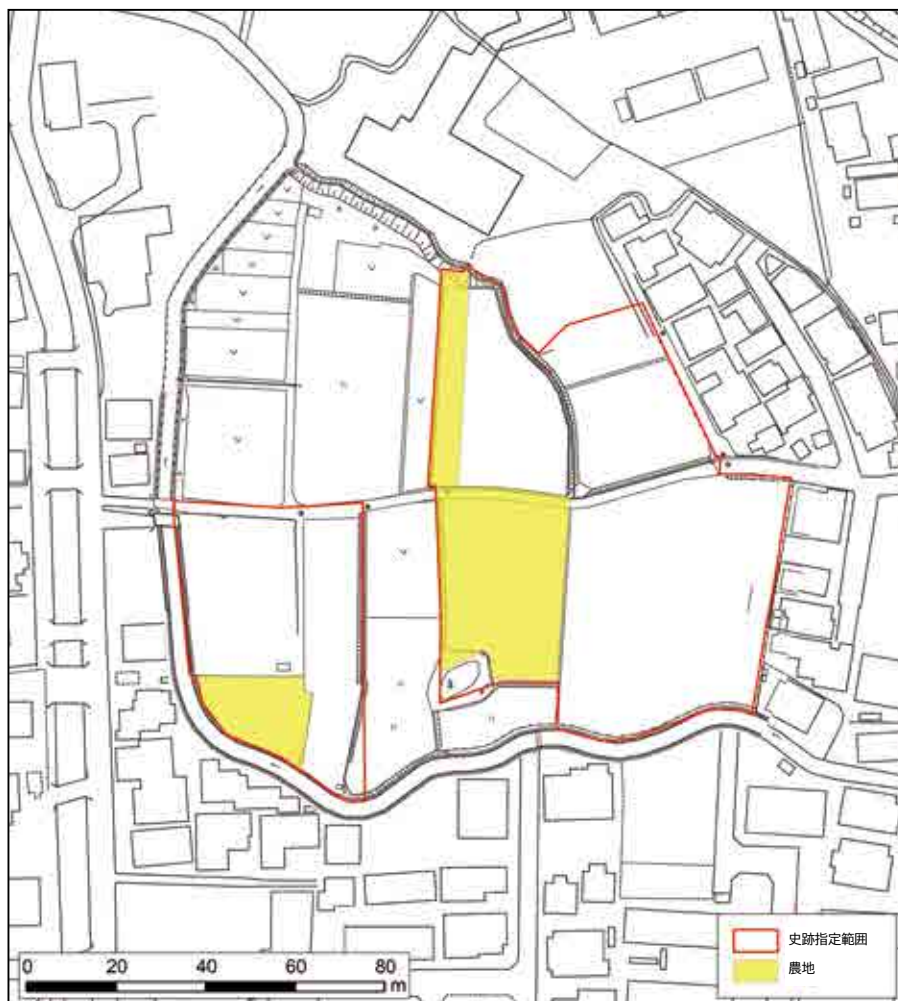
盛土等による災害から国民の生命等を守るため、土地の用途にかかわらず危険と思われる盛土等を全国一律の基準で規制（設定）し、盛土等に伴う災害を防止することを目的とし、令和5年（2023年）5月から施行されています。この法律では、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定し、区域内の盛土等が規制されます。規制区域には、宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域があります。規制区域の設定について、現在検討が進められているため、区域指定はまだ行われていません。

【表 8】法適用現況一覧

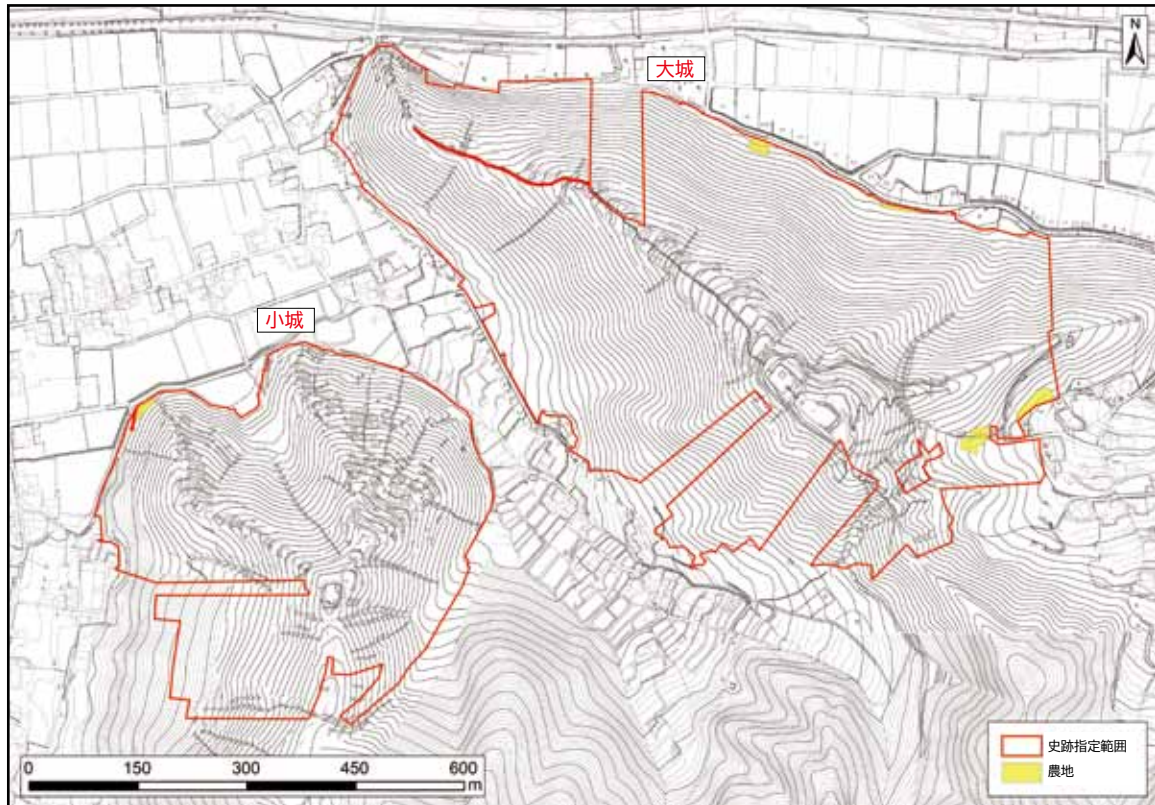
名称	法令	井川城跡	大城	小城
史跡	文化財保護法	○	○	○
保安林	森林法	—	○	○
地域森林計画対象民有林	森林法	—	○	○
農地	農地法	○	○	○
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	—	○	—
市街化調整区域	都市計画法	—	○	○
市街化区域	都市計画法	○	—	—
用途地域 (第1種居住地域)	都市計画法	○	—	—
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法	—	○	○
土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法	—	○	○
宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域	盛土規制法	—	—	—



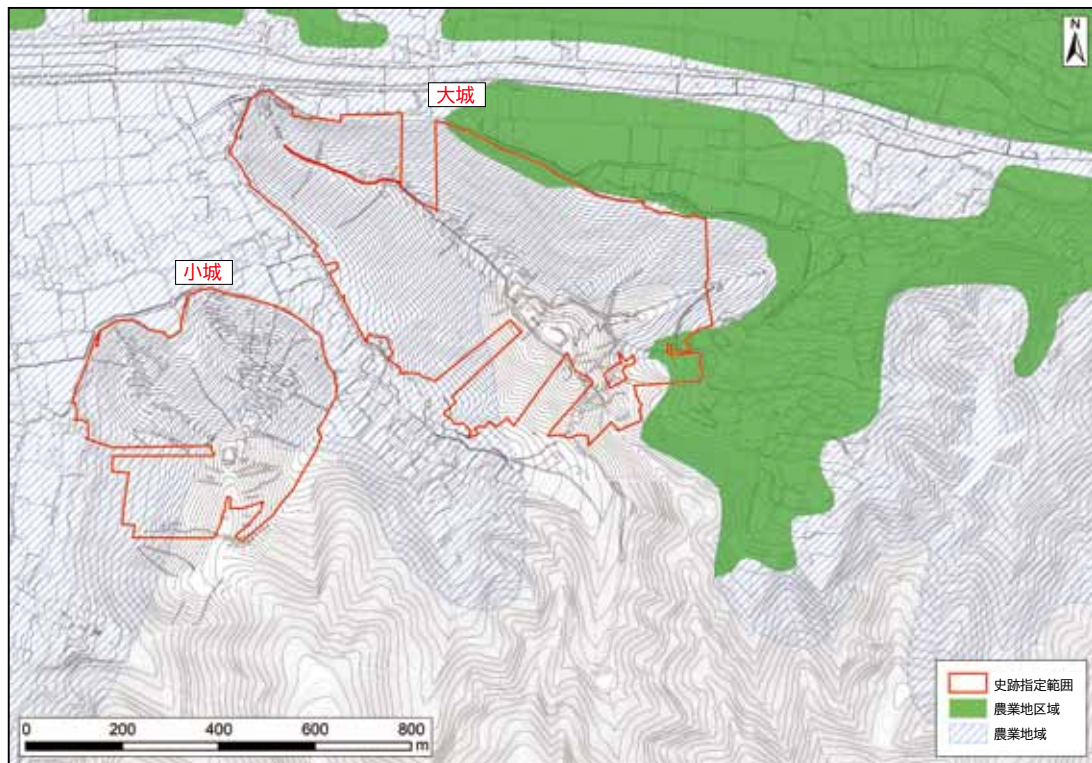
【図16】 林城跡周辺の保安林と地域森林計画対象民有林
 (「信州くらしのマップ (森林区域 (松本市))」(長野県) を使用して作成)



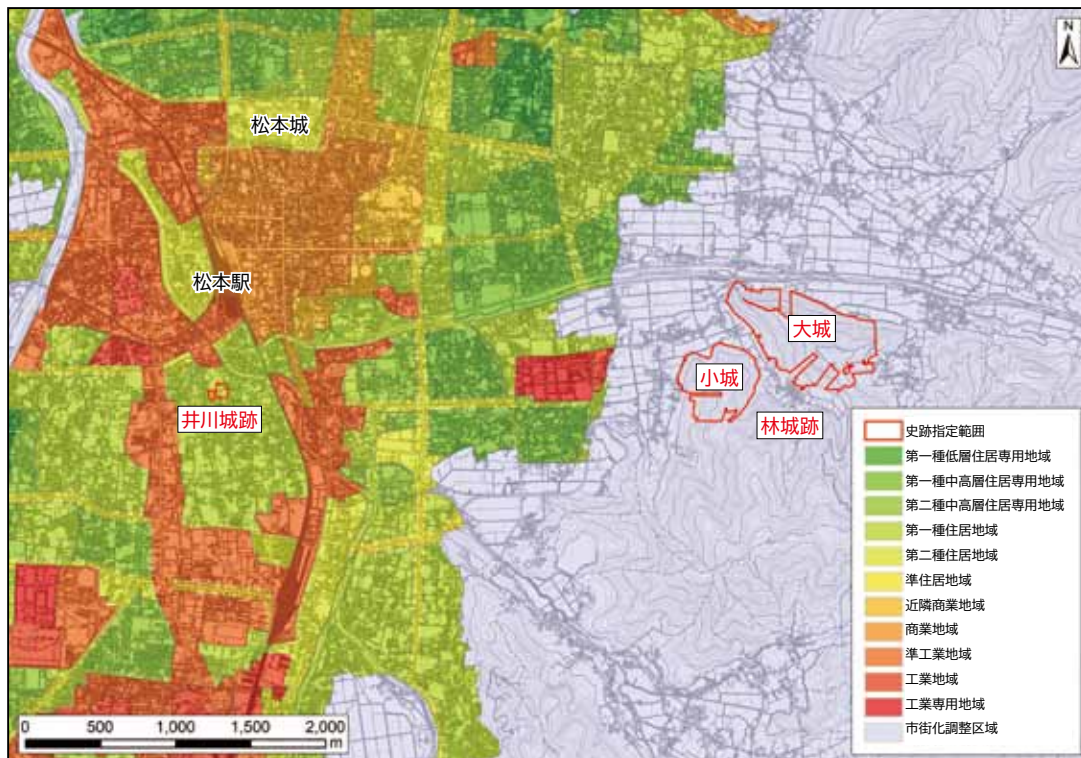
【図17】 農地法による史跡指定範囲内の農地 (井川城跡)



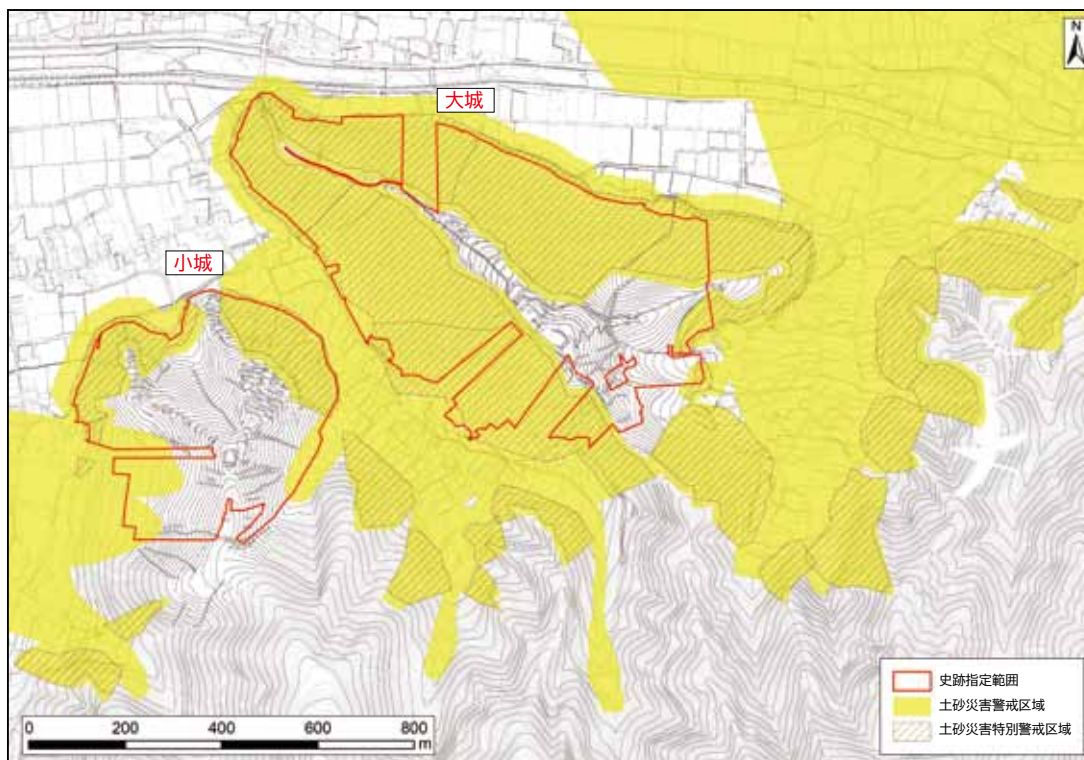
【図18】農地法による史跡指定範囲内の農地（林城跡）



【図19】史跡指定地周辺の農用地区域と農業地帯（林城跡）



【図20】史跡指定地周辺の用途地域（市街化区域）と市街化調整区域
 （「国土数値情報（用途地域）」（国土交通省）を使用して作成）



【図21】林城跡周辺の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
 （「国土数値情報（土砂災害警戒区域）」（国土交通省）を使用して作成）

第3章 史跡の概要

第1節 史跡指定の状況

1 指定の状況

(1) 指定

名 称 小笠原氏城跡 井川城跡 林城跡

種 別 史跡

所 在 地 長野県松本市井川城1丁目4551番2他
(井川城1丁目、大字里山辺、大字入山辺)

指定基準 史跡二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡（特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準）

(2) 追加指定

追加指定基準 史跡二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡（特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準）

追加指定年月日 平成31年2月26日（平成31年文部科学省告示第26号）

(3) 管理団体の指定

名 称 松本市

所 在 地 長野県松本市丸の内3番7号

指定年月日 平成29年3月22日（平成29年文化庁告示第20号）

2 指定告示

小笠原氏城跡に関する指定の告示は、次のとおりです。

なお、告示原文の和暦表示に、西暦年をカッコ内に加筆し、漢数字を算用数字にして表記しました。

(1) 平成29年（2017）文部科学省告示第7号

文化財保護法（昭和25年（1950）法律第214号）第109条第1項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成29年2月9日

文部科学大臣 松野 博一

名称	所在地	地域
小笠原氏城跡 井川城跡 林城跡	井川城跡 長野県松本市井川城1丁目	4551番2、4552番イ、4552番ロ、4553番、4554番2、4554番3、4554番4、4554番5、4554番6、4555番4、4556番、4557番、4562番1、4564番 長野県松本市井川城1丁目4551番2と同井川城1丁目4554番1に挟まれ同井川城1丁目4564番に南接するまでの道路敷を含む。

名称	所在地	地域
	林城跡	
	同 大字里山辺字山ゴシ	4849 番
	同 大字里山辺字山コシ	4854 番 1
	同 大字里山辺字本久保	5328 番口
	同 大字里山辺字日向山	5331 番、5332 番イ、5332 番口、5333 番、5334 番 1、5336 番 1、5337 番 2、5337 番 7、5338 番、5339 番 1、5339 番 2、5339 番 3、5339 番イの 1、5340 番 2、5340 番 3、5340 番イ、5340 番口、5340 番ハの 1、5340 番二、5340 番ホ
	同 大字里山辺字福山	5341 番
	同 大字里山辺字扇平	5347 番 1
	同 大字里山辺字城山	5348 番
	同 大字入山辺字石神	87 番
	同 大字入山辺字日影	7341 番、7342 番 1、7343 番イ、7343 番口、7343 番ハ、7344 番 1、7345 番 1、7345 番 2、7346 番 1、7346 番 2、7347 番イの 1、7347 番イの 2、7347 番口、7348 番、7349 番、7350 番、7351 番 1、7352 番 1、7352 番 2、7353 番 1、7353 番 2、7353 番 3、7353 番 4、7353 番 5、7354 番、7356 番、7357 番 1、7357 番 2、7358 番 1、7359 番 1、7360 番 1、7360 番 2、7361 番、7362 番、7363 番 1、7363 番 2、7355 番
	同 大字入山辺字城山	7371 番 1、7371 番 2、7373 番 1、7373 番イの 1、7373 番イの 2、7373 番口、7374 番、7375 番 1、7375 番 2、7375 番イの 1、7375 番口、7376 番 1、7376 番 2、7376 番イの 2、7376 番ハ、7376 番二、7376 番ホ、7378 番
	同 大字入山辺字日向	長野県松本市大字里山辺字本久保 5328 番口に東接し同大字入山辺字日向 7371 番 1 に北接するまでの道路敷、同大字里山辺字日向山 5331 番と同大字入山辺字日影 7352 番 1 に挟まれ同大字里山辺字日向山 5340 番イと同大字入山辺字城山 7355 番に挟まれるまでの道路敷、同大字入山辺字日向 7373 番イの 1 と同大字入山辺字日向 7373 番口に挟まれ同大字入山辺字日向 7373 番イの 2 と同大字入山辺字日向 7376 番 2 に挟まれるまでの道路敷、同大字入山辺字日向 7373 番イの 2 と同大字入山辺字日向 7374 番に挟まれ同大字入山辺字日向 7376 番 2 と同大字入山辺字日向 7376 番イの 2 に挟まれるまでの道路敷、同大字入山辺字日向 7378 番に北接する道路敷を含む。

(2) 平成 31 年 (2019) 文部科学省告示第 26 号

文化財保護法 (昭和 25 年 (1950) 法律第 214 号) 第 109 条第 1 項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄の地域を追加して指定したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

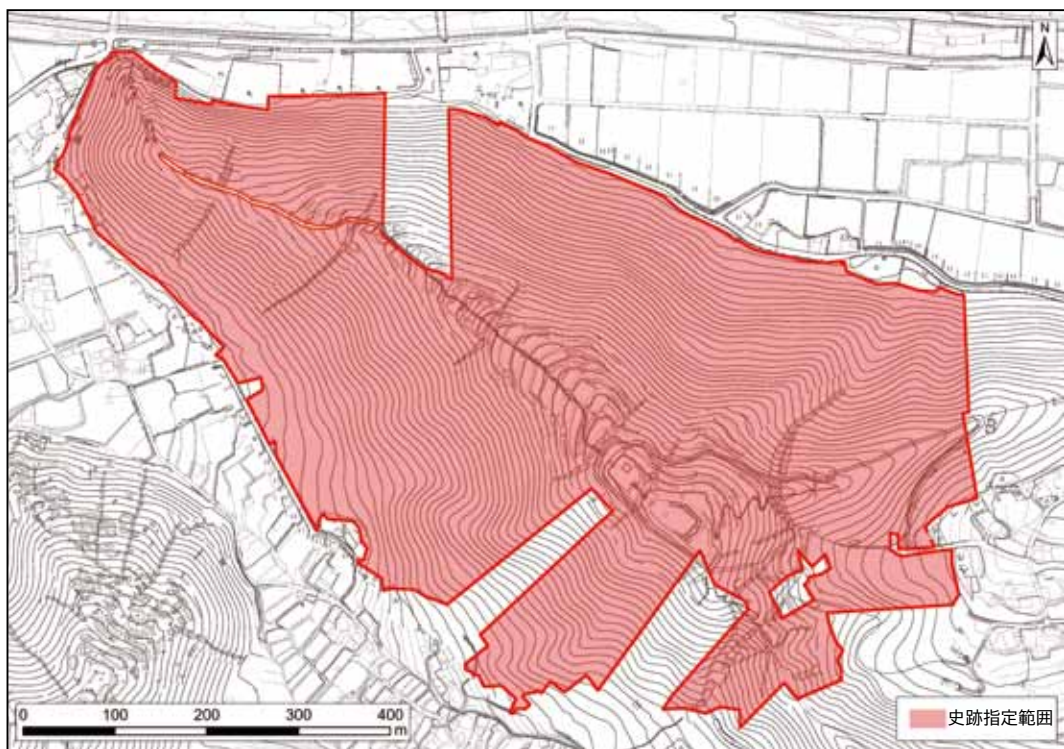
平成 31 年 2 月 26 日

文部科学大臣 柴山 昌彦

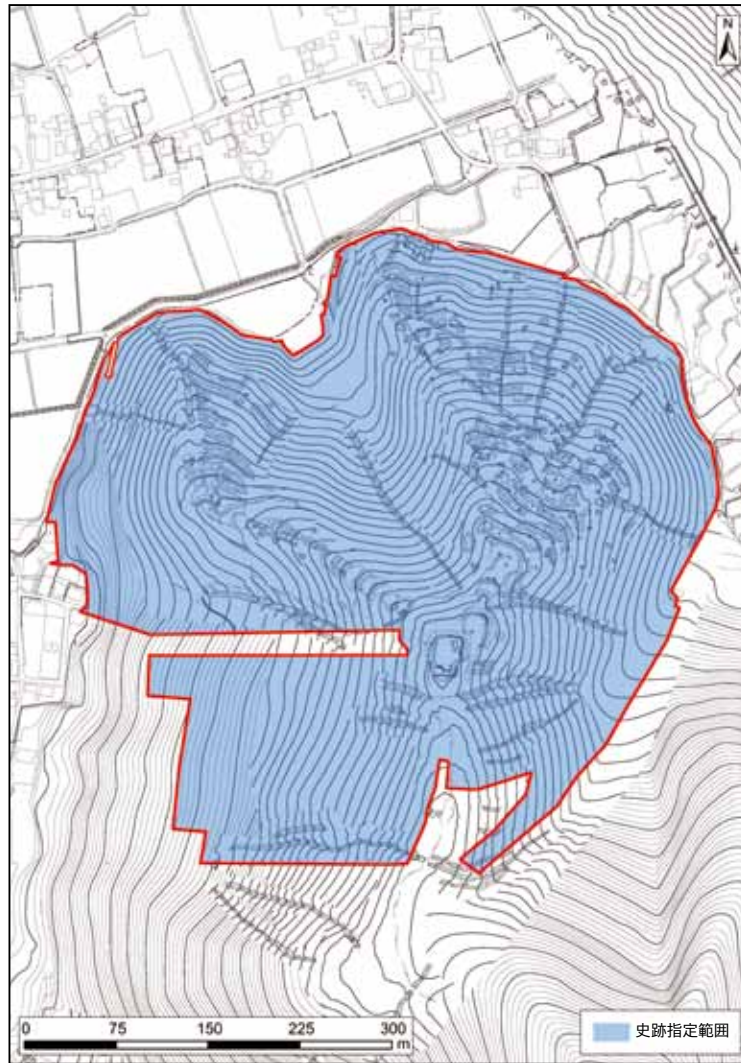
上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
小笠原氏城跡	平成 29 年文部科学省告示第 7 号	長野県松本市 大字里山辺	5234 番 3、5234 番 4、5234 番 6
井川城跡		同 大字里山 辺字前山	5237 番 1、5238 番 1、5238 番 2、5238 番 3、5239 番 1、5239 番 2、5240 番 1、5240 番 2、5240 番 3、5240 番 4、5240 番 5、5240 番 6、5242 番、5243 番、5244 番 1、5244 番 3、5245 番、5250 番 1、5251 番イ、5251 番 2、5251 番 3、5252 番 1、5253 番 1、5253 番 2、5254 番 1、5254 番 2、5255 番、5256 番 1、5256 番 2、5257 番、5258 番イ、5258 番口、5259 番、5260 番 2、5260 番 4、5260 番 7
林城跡		同 大字里山 辺字牛久保	5246 番 1、5246 番 2、5246 番 3、5247 番、5248 番、5249 番 1



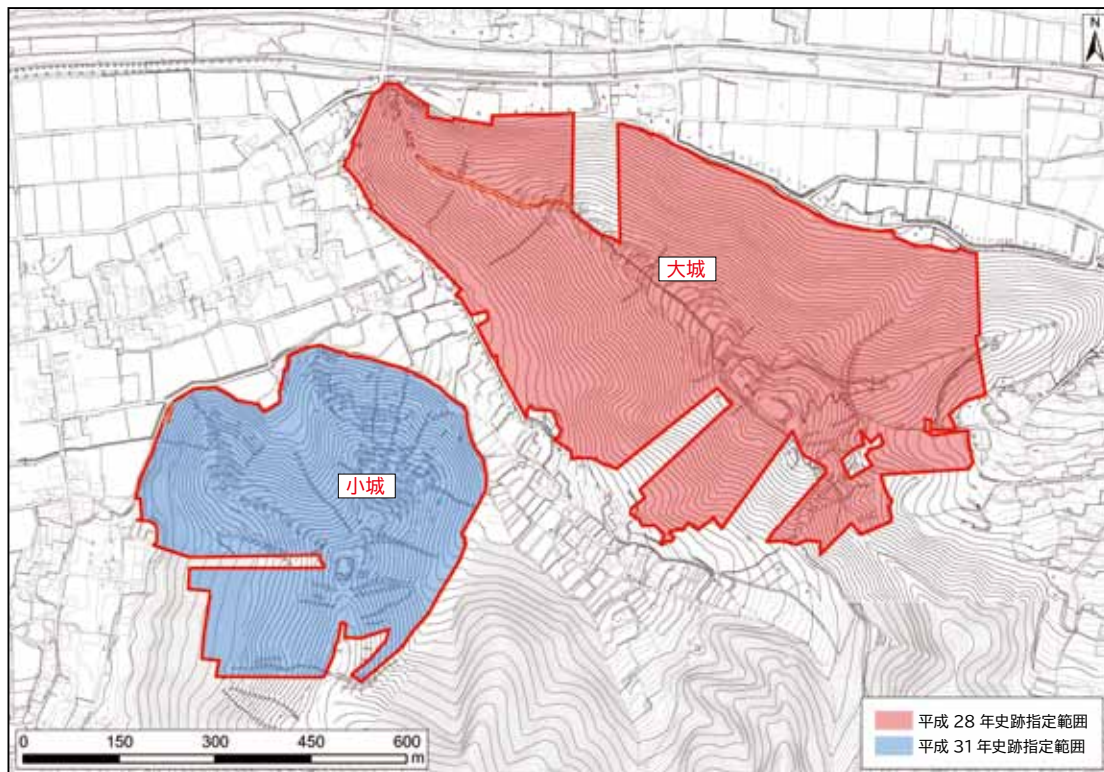
【図 22】井川城跡史跡指定範囲図



【図 23】大城史跡指定範囲図



【図 24】小城史跡指定範囲図



【図 25】林城跡史跡指定範囲図

3 指定理由

(1) 平成 29 年指定時

松本平の中央部から東部に位置する、室町時代から戦国時代にかけての信濃守護小笠原氏の本拠となった城跡で、平地に築かれた井川城、山城である林城から成る。小笠原氏は、建武元年（1334年）に信濃守護に任命されたが、領国統治は安定せず、常に軍事的な緊張の中に置かれていた。文安3年（1446年）に勃発する小笠原一族内での家督相続争いは小笠原一族を三家に分裂させ、天文3年（1534年）に府中小笠原氏により再統一されたが、天文19年（1550年）には、武田晴信の侵攻により府中小笠原氏も信濃国から追われた。

こうした混乱の中、小笠原氏の居城は15世紀後半には平地の井川城から、防御性に優れた林城に移ったようであり、これは戦国期に全国的にみられる平地から山城へという領主の居城の変化の典型である。また、いずれの城跡もその保存状態は良好であり、室町時代から戦国時代に至る領主の居城の在り方を具体的に知ることができる。小笠原氏の動向を示すだけでなく、室町幕府や鎌倉府、上杉、徳川、北条といった信濃を取り巻く諸勢力の政治、軍事的な動向を知る上でも重要である。

(2) 平成 31 年追加指定時

平地に築かれた井川城跡と山城の林城跡からなる、信濃守護小笠原氏の居城跡。室町から戦国時代にかけての信濃国の軍事的緊張関係及び信濃を取り巻く諸勢力の政治、軍事的な動向を知る上でも重要。今回、林城跡のうち小城について追加指定する。

4 指定説明

(1) 平成 29 年指定時

小笠原氏城跡は、松本平の中央部から東部に位置する室町時代から戦国時代にかけての信濃守護小笠原氏の居城跡で、平地に築かれた井川城跡と山城の林城跡から成る。小笠原氏は甲斐源氏の庶流、加賀美遠光の次男、長清が遠光の所領である甲斐國小笠原を相続し小笠原氏を名乗ることから始まり、足利尊氏に従い建武政権の樹立に功績があった小笠原貞宗が、建武元年（1334年）に信濃守護に任命された。しかし、信濃国は室町幕府と鎌倉府の管轄の境界にあり、両者の対立にしばしば巻き込まれたことや、村上氏、高梨氏、諏訪氏など自立性の強い国人による反発にあい、守護職を何度か罷免されるなど、その支配は安定したものではなかった。

文安3年（1446年）には、小笠原一族の間で家督相続争いが起こり、府中、鈴岡、松尾の3家に分裂し抗争が繰り広げられた。この争いは天文3年（1534年）に府中小笠原氏が松尾小笠原氏を信濃から追放することにより終結するが、天文19年（1550年）には、武田晴信の侵攻により府中小笠原氏も信濃国から追われた。このときの小笠原氏の当主、長時は、三好長慶や上杉謙信の支援を得て信濃奪回を目指すが見事ならず、天正10年（1582年）の本能寺の変により起こった徳川、北条、上杉、真田らによる旧武田領をめぐる騒乱に乗じて、上杉景勝の支援を得た長時の弟、洞雪斎が木曾義昌から深志城（松本城）を奪還し、さらに徳川家康の支援を受け小笠原家旧臣の支

持を得た長時の三男、貞慶が深志城を奪った。貞慶の子秀政は、天正18年(1590年)小田原征伐で戦功をたて、家康の関東移封にともなって下総国古河に入り、関ヶ原の戦いの翌慶長6年(1601年)には加増されて信濃国飯田に移り、さらに同18年(1613年)には松本に帰還した。大坂の陣で秀政、忠脩父子は戦死し、秀政の次男忠真が元和3年(1617年)に加増されて播磨国明石に移封されるまでの5年間、小笠原氏は松本城に本拠を置くことになる。

井川城跡は、現在の松本市中心部、頭無川に面した低地に立地する室町時代の居城である。現在も南北100メートル、東西70メートルの範囲で周囲よりも一段高い不整形の長方形の高まりが認められ、この場所が井川城跡と伝えられてきた。享保9年(1724年)成立の『信府統記』には、館の周囲を井の字のように流れが囲んでいたことから「井河ノ城」と称したとある。文献上の初出は文安3年(1446年)から55年間にわたって諏訪大社の記録を書き継いだ『諏訪御符礼之古書』の応仁2年(1468年)の記事である。応仁元年(1467年)に小笠原政秀が信濃守小笠原宗清(清宗)を府中に攻めたときに、合戦の最中に切られた櫓を捨てた場所として「井河堀」がみえる。

平成25・26年(2013、2014年)に松本市教育委員会が行った発掘調査では、不整形の長方形の高まりは、複数の河川が合流する低湿地に大規模な盛土を行って造成されたものであることが分かり、それを囲む堀や土塁、掘立柱建物、礎石建物などを検出している。土塁は高まりの周囲を全周する可能性が高く、出入り口は東側で1か所確認している。堀は頭無川に流れ込む旧河川を付け替えたもので、その様子は明治に描かれた『小島村絵図』などからも知られる。

また、堀の埋土からは多量のサイカチの花粉やサイカチ近似種の立株を検出しており、堀に沿ってサイカチが植栽されていたことが分かった。サイカチは幹や枝に鋭い棘を持つことから、^{ぼうぎょ}防衛性を高めるために植栽されたと考えられる。出土遺物には、12世紀から16世紀初頭の土師器や国産陶器、輸入陶磁器があり、15世紀前半前後のものが最も多く、15世紀末以後のもの出土量は極めて少ない。青磁花瓶や青花碗等の威信財が含まれ、また京都系土師皿の出土が目立つ。

これらのことから、井川城跡は15世紀前半に築造され、15世紀末に廃絶した一町規模の方形館であり、位置、規模、構造などから、『信府統記』にみえる「井河ノ城」である可能性が高い。

林城跡は、井川城跡の東方4キロメートルに位置し、松本盆地の東部を形成する薄川扇状地の扇頂付近、薄川の現河道まで張り出した尾根先端に立地する。狭小な大嵩崎谷を挟んで北東尾根上に林大城跡、南西尾根上に林小城跡が所在する。明治11年(1878年)の「入山辺村書き上げ」には、小笠原氏が3家に分裂した直後の長禄3年(1459年)に府中小笠原氏の清宗が井川城から林城に移ったとある。また、武田氏に関する記録史料である『高白斎記』には、天文14年(1545年)、松本平に侵攻した武田勢により、「林近所」「小笠原の館」が放火され、天文19年(1550年)には「大城・岡田・深志・桐原・山家」の5城が自落したとある。

林大城跡は、延長1キロメートル、最大幅400メートルに達する長大な構えで、標高846メートルの尾根頂部の主郭から、尾根先端に向けて階段状に複数の曲輪を造り、

その間に豎堀と一体化した堀切や土塁を配している。城の保存状況は良好であり、主郭の側面から背面にかけては、鉢巻状の平石積の石垣を巡らせている。

発掘調査は松本市教育委員会が昭和 63 年度(1988 年度)に副郭で、平成 14 年度(2002 年度)に大嵩崎谷に所在する林山腰遺跡で行っている。副郭では時期不明の掘立柱建物等を検出している。林山腰遺跡では、戦国期に造成されたと考えられる複数の平坦面を確認し、15 世紀末から 16 世紀初頭の瀬戸産陶器の一括資料を伴う大小複数の礎石建物や土坑を検出している。林山腰遺跡の成立時期が井川城の廃絶時期にほぼ合致することから、井川城から林城への居城の移動が想定されている。

小笠原氏城跡は、小笠原氏が信濃守護に任じられてから、武田晴信の信濃侵攻により信濃を退去するまでの間の小笠原氏の居城であり、平地に築かれた井川城から山城である林城への移動は、戦国期に全国的にみられる平地から山城への領主の居城の移動の典型例である。また、いずれの城もその保存状態は良好であり、室町時代から戦国時代に至る領主の居城の在り方を具体的に知ることができる。さらに、これらの城は、小笠原氏の分裂から信濃退去までの間の軍事的緊張関係をよく示しているだけでなく、室町幕府や鎌倉府、上杉、徳川、北条といった信濃を取り巻く諸勢力の政治、軍事的な動向を知る上でも重要である。よって、史跡に指定し保護を図ろうとするものである。

(『月刊文化財』平成 29 年(2017)2 月号(641 号)から引用)

(2) 平成 31 年追加指定時

小笠原氏城跡は、小笠原氏が信濃守護に任じられてから、武田晴信の信濃侵攻により信濃を退去するまでの間の小笠原氏の居城である。松本平の中央部から東部にかけて、平地に築かれた井川城跡と山城の林城跡からなる。

小笠原氏は甲斐源氏の庶流、加賀美遠光の次男、長清が遠光の所領である甲斐国小笠原を相続し小笠原氏を名乗ることに始まり、建武元年(1334 年)に小笠原貞宗が信濃守護に任命された。文安 3 年(1446 年)には家督相続争いにより、府中、鈴岡、松尾の三家に分裂し抗争が繰り広げられた。この争いは天文 3 年(1534 年)に府中小笠原氏が松尾小笠原氏を信濃から追放し終結するが、天文 19 年(1550 年)には、武田晴信の侵攻により府中小笠原氏も信濃国から追われることとなる。

井川城跡は、現在の松本市中心部、頭無川に面した低地に立地する 15 世紀前半から 15 世紀末にかけての居城である。文献上の初出は『諏訪御符礼之古書』の応仁 2 年(1468 年)の記事で、小笠原宗清(清宗)の名とともに「井河堀」の記載がある。松本市教育委員会の発掘調査により、周囲に流路を兼ねた堀を巡らせた南北 100 メートル、東西 79 メートルの不整長方形の大規模な盛土と、それを囲む堀や土塁、掘立柱建物、礎石建物などを確認しており、土塁を巡らせた単郭の方形居館とみられる。

林城跡は、井川城跡の東方 4 キロメートルに位置し、薄川扇状地の扇頂付近、薄川の現河道まで張り出した尾根先端に立地する。小笠原氏の居館である「林館」の存在が想定される大嵩崎谷を挟んで、北東尾根上が林大城、南西尾根上が林小城と呼称される。現在、林大城の範囲のみが史跡に指定されている。明治 11 年(1878 年)の「入山辺村書き上げ」には長禄 3 年(1459 年)に府中小笠原氏の清宗が井川城から林城

に移ったとあり、武田氏に関する記録史料である『高白斎記』には、天文19年（1550年）には「大城・岡田・深志・桐原・山家」の5城が「自落」したとある。これらから林城は15世紀後半に小笠原清宗により築城され、井川から館を移したが、16世紀中葉の武田氏侵攻に際して兵たちが戦わずに逃亡し、落城したとみられる。

林大城は、延長1キロメートル、最大幅400メートルに達する長大な構えで、尾根頂部の主郭から尾根先端に向けて階段状に複数の曲輪を造り、その間に縦堀と一体化した堀切や土塁を配する。主郭の側面から背面にかけては、鉢巻状の平石積みの石積が巡る。

今回追加指定しようとするのは、大嵩崎谷を挟んで林大城と一体的に林城跡を構成する林小城の範囲である。早くは昭和11年（1936年）刊行の『長野県町村誌』に林小城見取図として報告され、昭和56年度には長野県の中世城館跡分布調査に伴い調査されたが、本格的な調査は平成2から7年度（1990～1995年度）にかけての松本市史編纂に伴う縄張り調査である。その後平成28・29年度（2016・2017年度）には松本市教育委員会により発掘調査、石積測量調査、石材調査、縄張り調査が行われ、城郭の詳細な構造が把握された。

林小城は延長525メートル、最大幅510メートルの城域を有し、標高774メートルの尾根中腹に隅丸方形で石積や高土塁をもつ主郭を構える。主郭両側面の斜面には畝状縦堀を、主郭に至る尾根上には堀切や不整形の削平地を多数設ける。尾根筋は大規模な堀切により分断しており、途中で合流しつつ山麓まで達する長大な縦堀を配する。主郭とその周辺の平地には鉢巻状の石積が、隅角部を造らず隅丸方形に巡る。石積は山塊で産出する花崗岩や安山岩系統の岩石を用いて荒割りしたものを布積みしており、垂直に安定して積み上げるため背面に控積みを行い互いの用材を噛み合わせる工夫がなされる。主郭には新旧二段階の変遷が想定されるが、生活遺物の出土はほとんどみられず、山上における長期の居住は想定しがたいことが発掘調査により明らかになっている。

このように小笠原氏城跡は、小笠原氏が信濃守護に任じられてから武田晴信の信濃侵攻により信濃を追われるまでの小笠原氏の居城である。井川城から林城（大城・小城）への移動は、戦国期の平地から山城への領主の居城の移動の典型例である。林小城は居館が想定される大嵩崎谷を挟んで林大城と一体として機能したもので、井川城、林城と合わせて室町時代から戦国時代に至る領主の居城の在り方を具体的に示す重要な事例である。よって、林城跡（小城）について追加指定し、保護の万全を図るものである。

（『月刊文化財』平成31年（2019）2月号（665号）から引用）

5 土地所有の状況

史跡小笠原氏城跡の土地所有状況は、表9のとおりです。井川城跡の市所有地のうち4,950.78平方メートルは、史跡指定後に公有化したものです。

(1) 井川城跡

井川城跡は、指定範囲の一部に個人所有地を含んでおり、農地又は休耕地となって

います。

指定範囲は、発掘調査による遺構が確認された範囲と遺構の残存が推測される範囲の一部にとどまっています。

(2) 大城

大城は、里道を除く指定範囲の大半が個人所有地（一部神社所有地）となっています。未指定地の一部には、所有者不明地（未番地）も含んでいます。

(3) 小城

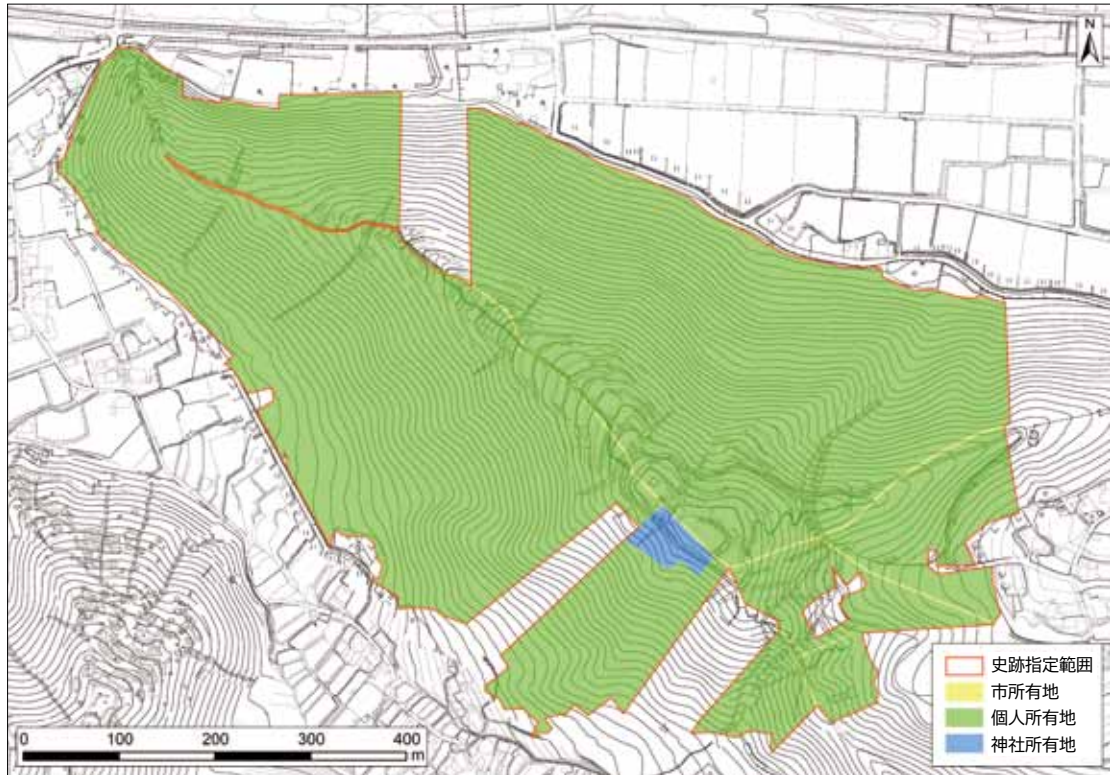
小城は、指定範囲の全てが個人所有地です。

【表9】土地所有状況一覧（令和5年（2023年）1月1日現在）

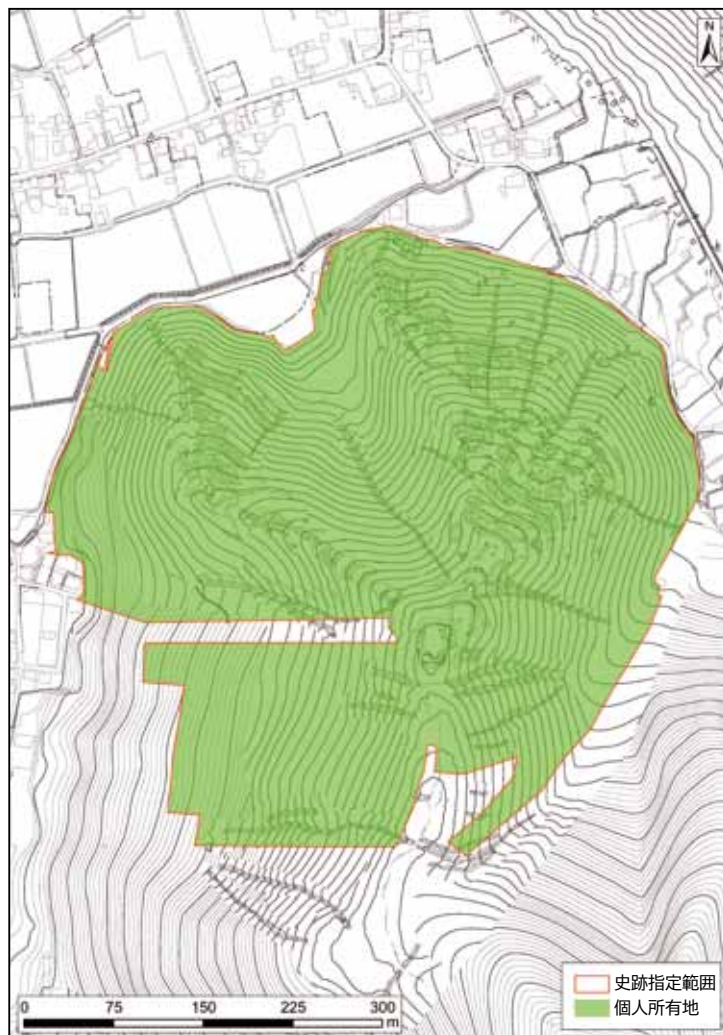
所有区分	井川城跡	大城	小城	合計
市所有地	5,092.92 m ²	2,270.54 m ²	—	7,363.46 m ²
個人所有地	2,877.36 m ²	336,481.00 m ²	147,930.00 m ²	487,288.36 m ²
神社所有地	—	14,876.00 m ²	—	14,876.00 m ²
合計	7,970.28 m ²	353,627.54 m ²	147,930.00 m ²	509,527.82 m ²



【図26】土地所有区分図（井川城跡）



【図 27】 土地所有区分図（大城）



【図 28】 土地所有区分図（小城）

第2節 井川城跡の概要

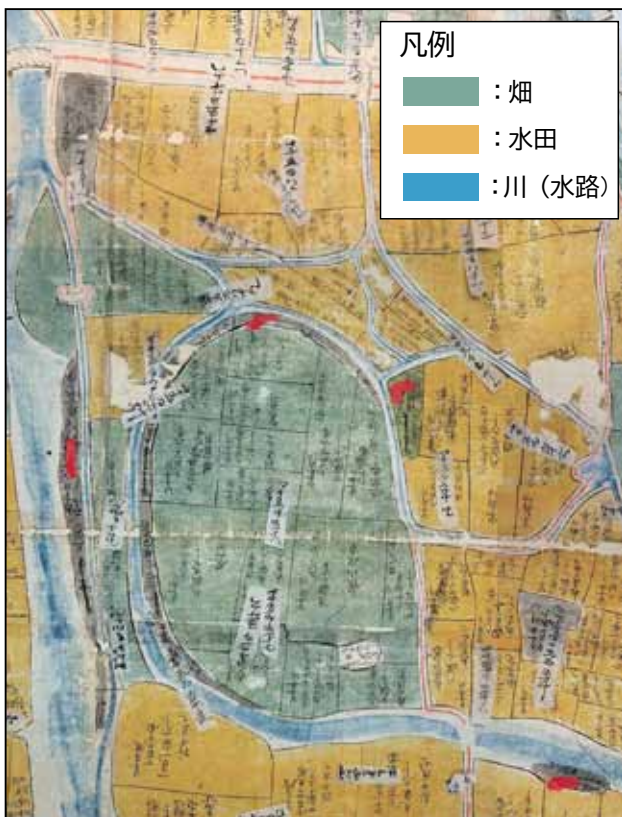
1 歴史

井川城跡は、現在の松本市の中心市街地の南側を流れる薄川と田川の合流地点の南側に位置し、小河川が集まる低湿地に立地しています。中世の街道の様子はよく分かっていませんが、近世に北国協往還（善光寺道）となる東山道が、井川城の東側を通っています。

井川城の築城時期は明らかではありませんが、小笠原貞宗が暦応3年（1340年）に守護として府中の御家人を統率している様子がうかがえることから、この頃に府中周辺を支配する拠点があったことが推測されます。このことから、貞宗が井川に館を構え始めたのも14世紀前半と推定されています。

文献史料での初出は、応仁元年（1467年）に鈴岡小笠原氏の政秀が府中に乱入した時の史料に、「井河堀」という記述があり、これが井川城を示していると考えられます。

小笠原氏は、拠点を井川から林へ移しますが、その時期については小笠原氏の系図や伝承から15世紀中頃とされています。井川城のその後の利用について詳細は不明ですが、『信府統記』の「松本領古城記」には、「井河ノ城」として、地形が少し高く、東に虎口（出入口）の跡が1か所、城内は畑になり、四方は沼地となっていたことが書かれています。また、明治時代の様子を記した『小島村絵図』にも、城内は畑となり周囲を川と水田に囲まれている様子を見ることができることから、江戸時代から明治時代に至るまで耕作地としての利用をうかがうことができます。



【図 29】小島村絵図



現在の井川城跡

2 調査成果

(1) 調査経過

井川城跡では、3次にわたり発掘調査を行いました。

第1・2次の発掘調査では、信濃守護小笠原氏の居館跡と伝わる遺跡の実態把握と将来的な保護を目的とした確認調査を実施し、出土遺物や土壌を対象に花粉分析等の自然科学分析を行いました。第3次調査では、先述した松本市中条保育園移転改築事業に伴い、破壊を余儀なくされる防火水槽設置部分の緊急発掘調査を実施しました。

(2) 調査成果

第1・2次の発掘調査により、南北100メートル・東西70メートルの長方形の土壇状盛土遺構が検出され、周囲は頭無川やその旧河道と見られる低湿地や堀状遺構によって囲まれていることが判明しました。

また、盛土による造成面には複数の遺構面があり、掘立柱建物跡・礎石建物跡等、多数の遺構の存在が確認され、外周を土塁が巡っていたことが分かりました。

造成時期は、伴出する瀬戸産陶器の年代から14世紀後半まで遡る可能性がありますが、そのピークは15世紀前半～中葉と見られ、15世紀末には終焉^{えん}を迎えています。これにより、後述する林山腰遺跡の出土遺構及び遺物の状況から、小笠原氏の井川城から林城への本拠の移動という歴史的事象を、考古学的に確かめることができ、その画期が15世紀末であることが分かりました。

井川城跡の遺物は、焼物全体に占める土師質土器皿（かわらけ）の比重が非常に高く、特に白い緻密な胎土で儀礼用と考えられる京都志向のものも多く見られます。

伴出する貿易陶磁には威信財である青磁筍形瓶を始め、青磁や白磁、染付（青花）の碗・皿類、香炉などがあり、瀬戸産の陶器類も豊富に見られます。焼物の他にも碁石や小札^{こざね}等が出土しています。こうした状況から、1町規模に及ぶ土壇状盛土遺構の性格は守護・国人に匹敵する武士勢力の方形居館跡である可能性が高く、文献や地名、伝承に残る小笠原氏の居館「井川館（城）」である可能性が高いことが分かりました。

また、土壌に含まれる花粉等の自然科学分析から、城跡を巡る環境の移り変わりが以下のように推定されています。

【井川城跡が居館として機能していた時期】

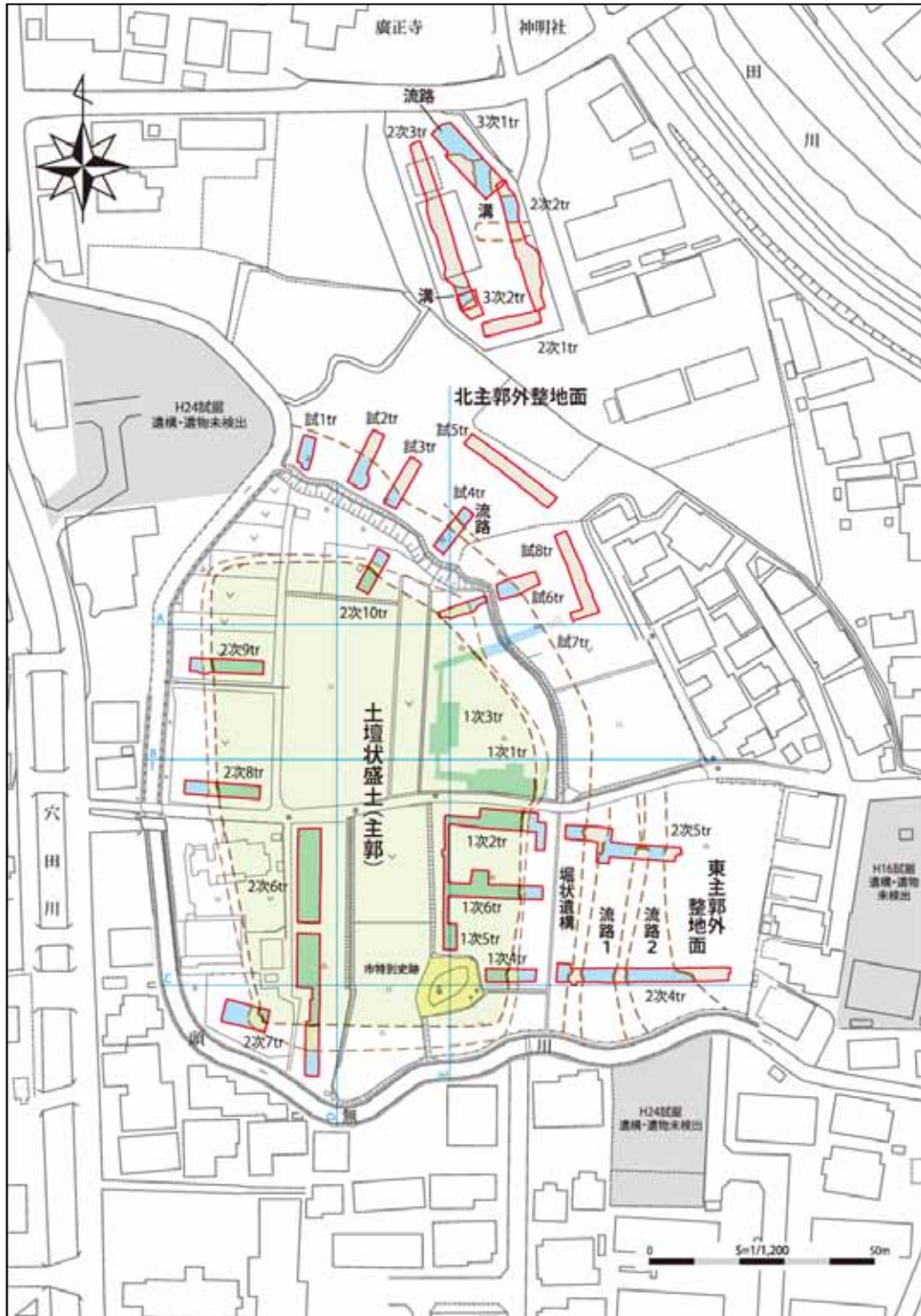
- ① 堀状遺構は緩やかな水流を伴う沼沢地で、周辺の水田からもたらされたと考えられる水生植物が繁茂し、ヨシも繁茂していた可能性がある。
- ② 堀状遺構の内側には鋭いとげを持つサイカチが植栽され、おそらく柵のように密植していた。
- ③ 井川城跡周辺には水田が広がっており、山地・丘陵にはアカマツ、コナラ、サワラを主要素とする森林があった。

【居館廃絶以後】

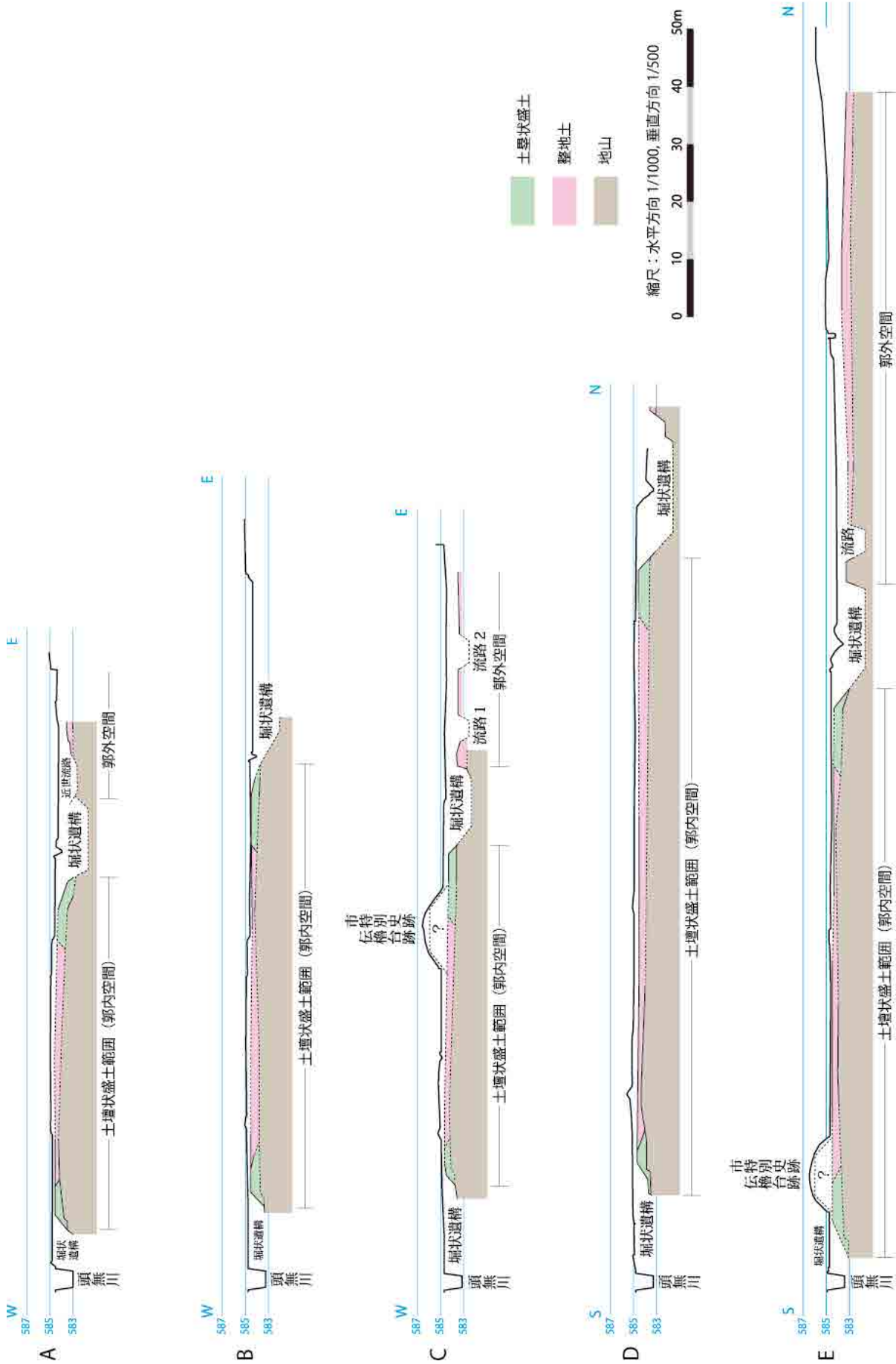
- ① 堀状遺構は河川環境となり、上流からの粗粒碎屑物^{そりゅうさいせつぶつ}が堆積するようになった。
- ② サイカチは見られなくなり、水生植物も数が少なくなった。
- ③ 周辺の山地・丘陵にはアカマツやコナラが更に拡大し、現代に見るような里山が形成された。

第3次調査では、造成面上に計画的に配された溝や、自然流路が確認され、居館跡を囲む堀状遺構の外側にも、広範囲にわたり造成が行われていたことが追認されました。

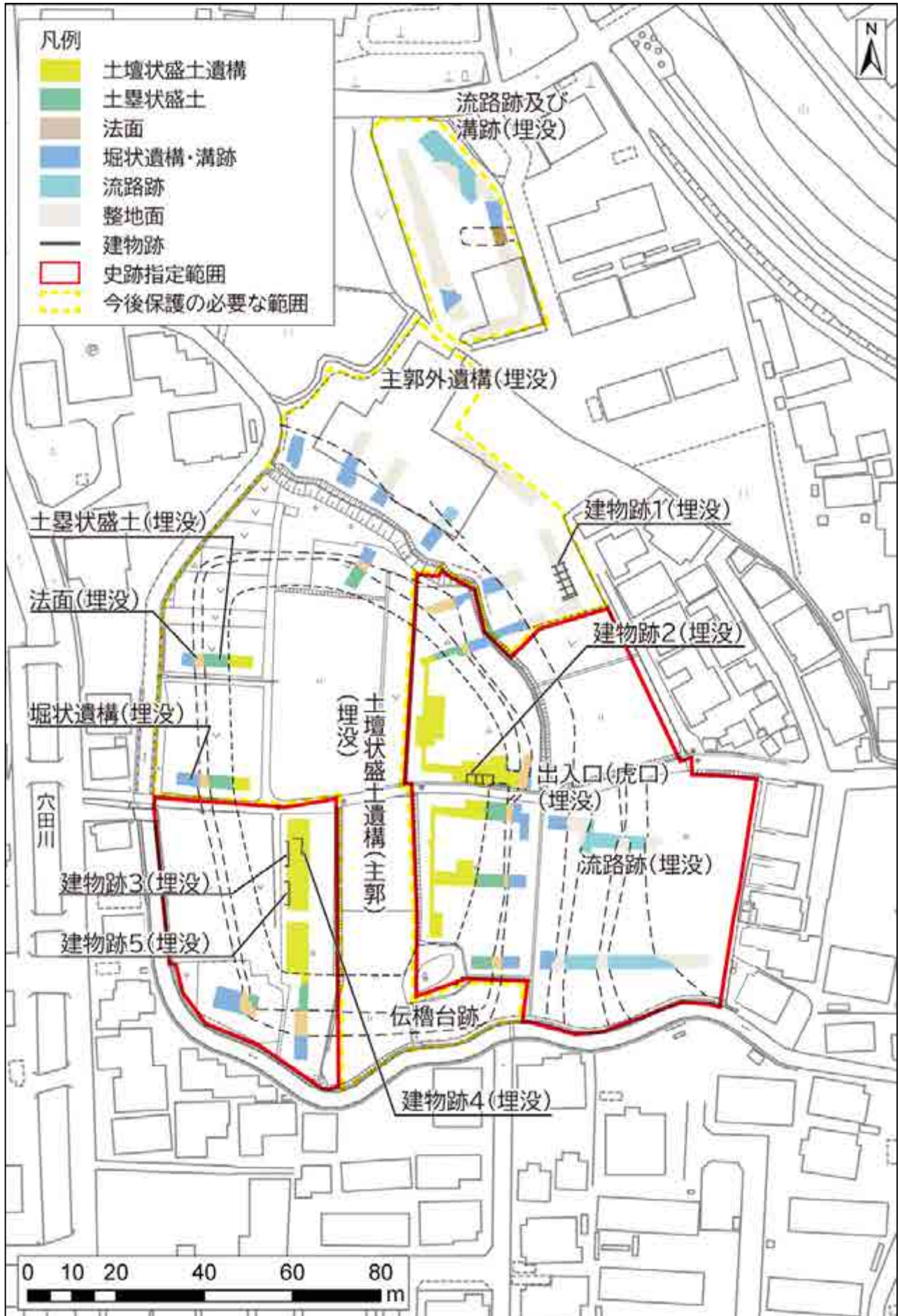
遺物は、青磁、白磁、内耳鍋などが出土したほか、溝からは、水に関わる祭祀に用いられたと推定される笹塔婆、漆椀、鹿角などが出土しました。



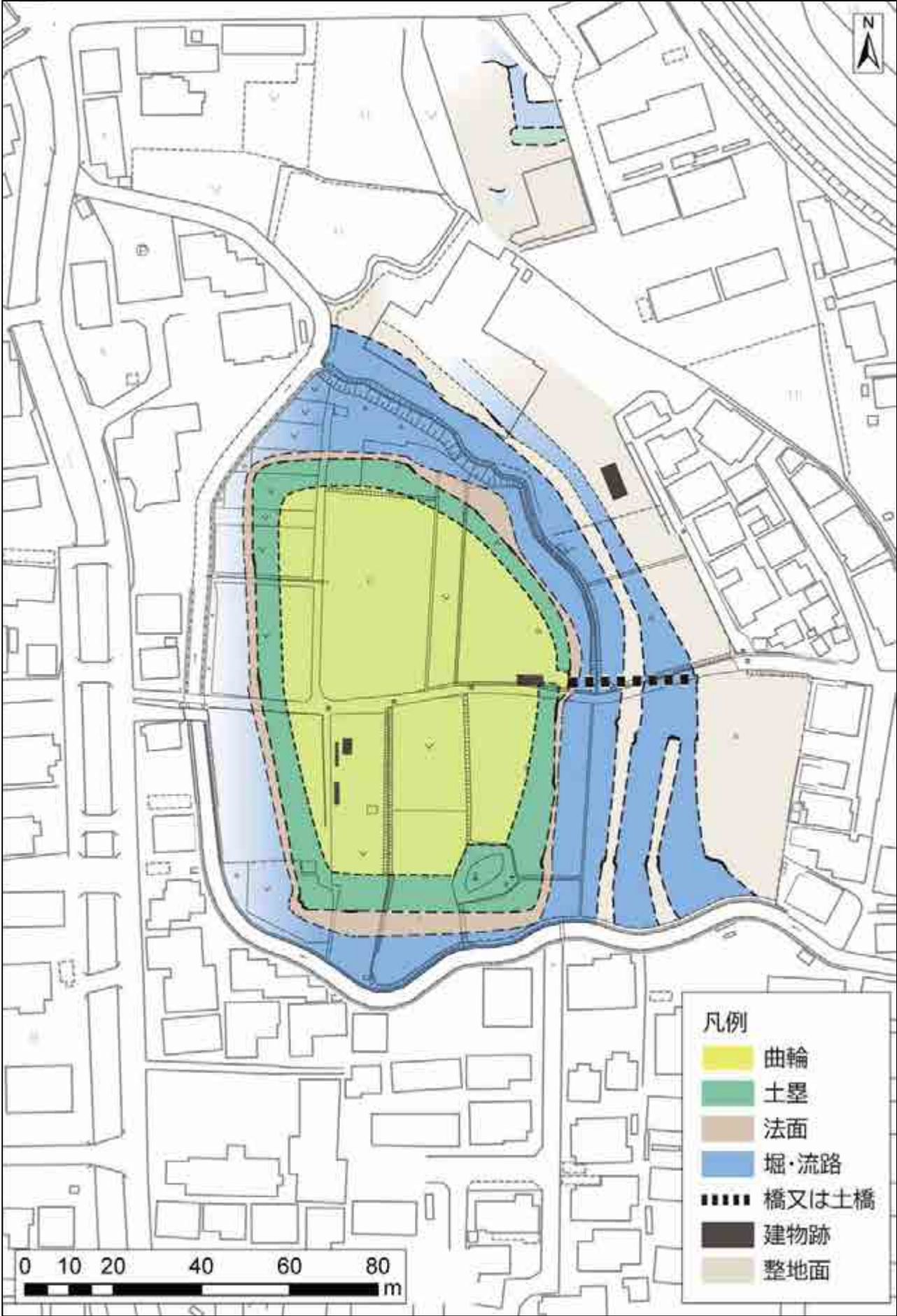
【図 30】井川城跡発掘調査範囲図



【図 31】井川城跡遺構断面図



【図 32】井川城跡遺構現況図



【図 33】井川城跡遺構復元図

3 構造

(1) 伝檜台跡

『信府統記』に「土手形・矢倉台ノ跡ト見ユル所、塚ノ如クナリテアリ」と記された塚状の盛土で、唯一地表に露出した遺構です。現状で高さ1.8メートルを測ります。発掘調査が行われていないため、詳細は分かっていませんが、周囲の発掘調査で確認された土塁状盛土の状況から、居館の南西隅に当たる部分と考えられ、隣接して調査を行ったトレンチの状況から、土塁状盛土と接続する可能性が高いと考えられます(図34)。

(2) 土壇状盛土遺構(主郭)

試掘調査～第2次発掘調査で検出された人為的な造成遺構で、規模は南北100メートル・東西70メートル、面積6,110平方メートルを測ります。平面形は方形を基調としていますが、北東側が斜辺となる不整長方形と見られ、その長軸線はほぼ正確に南北を指しています。盛土による造成面には、複数の遺構面が確認されました。

発掘調査成果から、主郭の周囲からの高さ(主郭遺構面と対岸の郭外遺構面との比高 図35のb)は、主郭北側で1.9メートル、南東隅付近で0.6メートルを測ります。

(3) 土塁状盛土と土塁

主郭を構成する土壇状盛土の外周には、土塁状の盛土が巡らされています。最初に造成範囲の輪郭を決めるために土塁状盛土が設けられ、その内部に盛土を施し、土壇状盛土(主郭)を構築しています。土塁は、土塁状盛土を骨格として、更に盛土を行って構築していると考えられます。

これまでの発掘調査地点では、基部付近まで土塁が削平されていたため、土塁の裾が溝や集石で区画されていたり、造成土が土塁の裾の上に盛られている状況が確認されている箇所以外は、土塁と土塁状盛土の区別がつきません。

発掘調査で確認された土塁状盛土の基底幅は、主郭の東辺や西辺では7～9.5メートルですが、南辺では15メートルに達する箇所もあります。土塁外側の法面の傾斜は、20～30°を標準に12～60°の間に分布しています。内側法面の傾斜は、発掘調査範囲では明確に確認することができていません。このため、土塁の高さを推定することが困難ですが、調査区内の最大残存高さは64センチ(2次6トレンチ)を測ります。

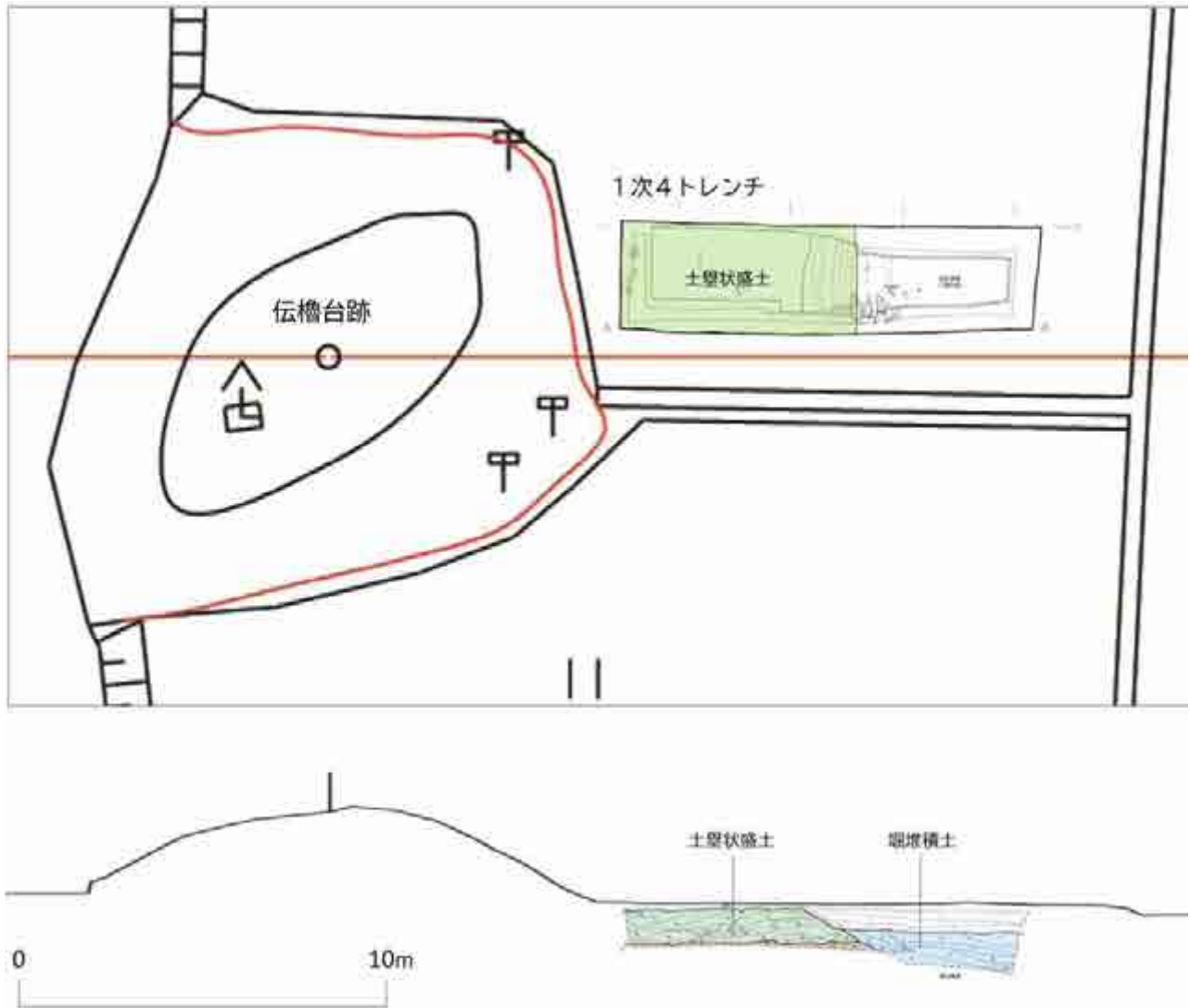
(4) 出入口

主郭の東辺には、1か所屈曲した箇所があり、この箇所は土塁が途切れて開いています。こうした構造上の特徴と、『信府統記』の「東ノ方ニ虎口ノ跡一所アリ」という記載から、この箇所が居館の出入口(虎口)であると想定されています。

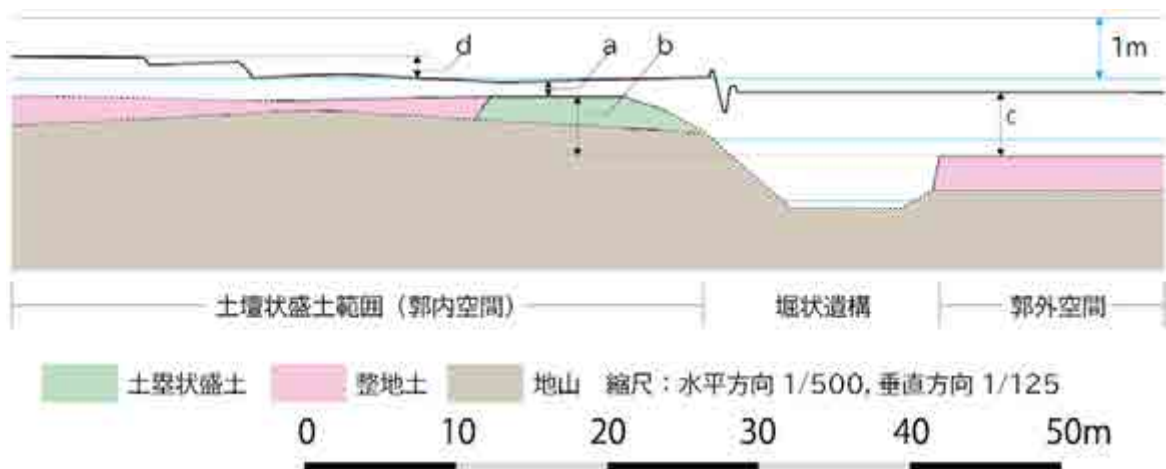
この箇所の土塁の内側では、柱穴や礎石が確認されているため、門跡の可能性もあります。現在、遺構の中央を走る里道及び私道、下水道のため調査が全体に及ばず、出入口の構造はよく分かっていません。

(5) 堀状遺構

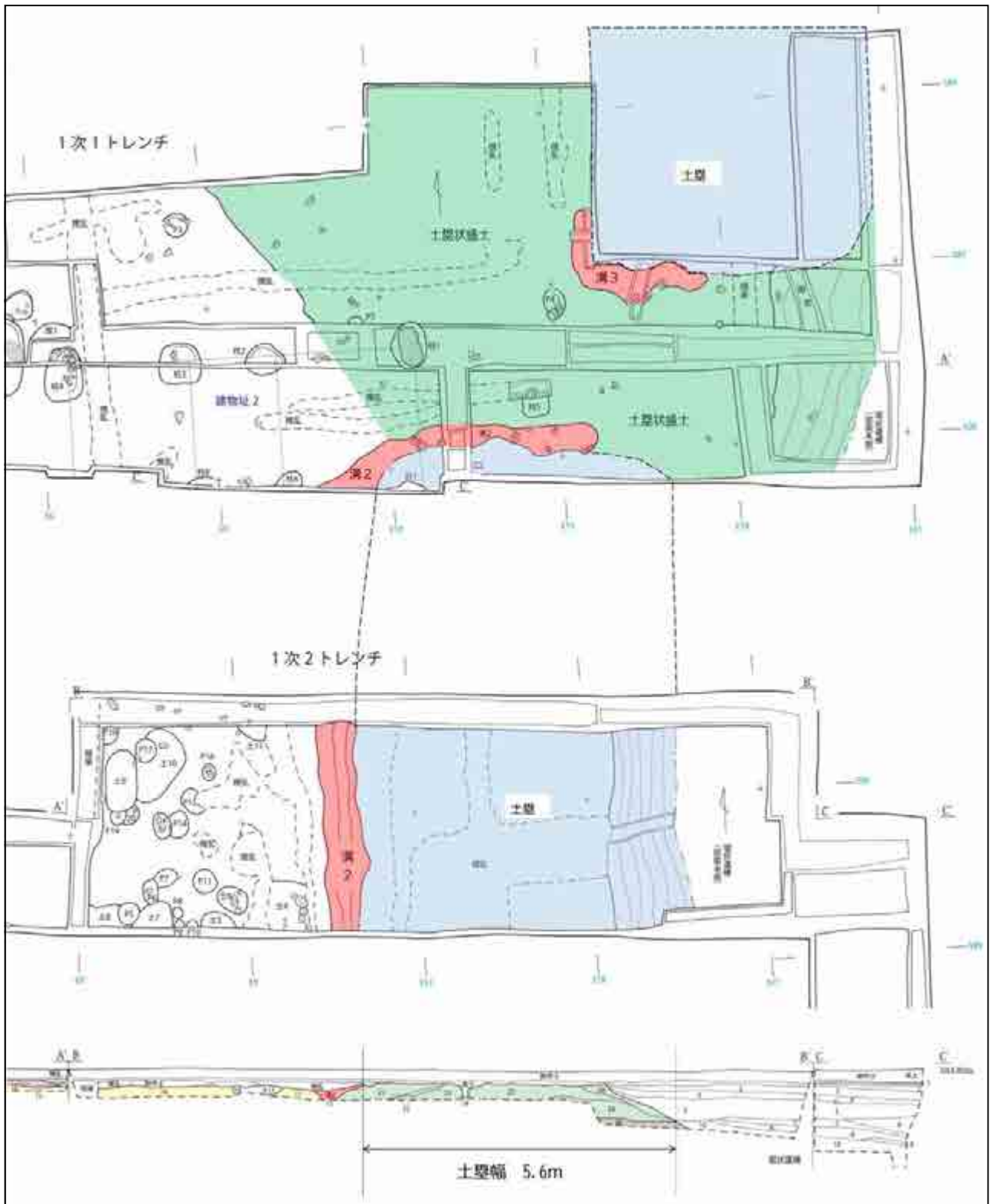
主郭の外周には堀状遺構が巡らされ、土塁状盛土とともに外周区画施設となっています。発掘調査により堀状遺構の幅が明らかになっているのは、主郭の西側2か所、



【図 34】伝檜台跡と土壇状盛土



【図 35】井川城跡遺構断面模式図



【図 36】井川城跡 東側虎口の遺構図

北側4か所で、北側で16メートル（2次10トレンチー試掘4トレンチ間）、東側で13メートル（1次2トレンチー2次5トレンチ間）、12メートル（1次4トレンチー2次4トレンチ間）を測ります。堀り込みは試掘2トレンチでは、外側が2段に掘り込まれた箱状を呈し、郭外の中世遺構面からの深さは1段目が1.3メートル、2段目が2メートルを測ります。

主郭の西側からは、サイカチ属の立木が出土し、東側の堀内の堆積土からはその花粉が大量に検出されました。サイカチの花粉は風によって運ばれることがほとんどないため、防御を目的に土塁上や堀に沿って高密度に植栽されていたと考えられます。

(6) 流路跡

堀状遺構の東側には、堀状遺構に並走するように2本の流路が確認されています。西側の流路は、幅4.2～6.2メートル、東側の流路は幅3.7～10.2メートルを測ります。東側の流路は南側で幅が広がっていることから、頭無川から水を取り入れていた可能性があります。この2本の流路の北側は、発掘調査が行われていないため、どのように延長しているか詳細は分かりません。

また、主郭の南側から西側を流れる頭無川は、居館跡を囲むように人為的に河道を付け替えた可能性があります。

(7) 建物跡

調査範囲内で明確に確認された建物跡は5棟で、そのうちの建物跡2～5（図31）の4棟が主郭内にあります。礎石を伴う建物跡も複数見られ、武家の居館にふさわしい大型の建物があったことが分かりました。

(8) 主郭外遺構

堀状遺構の北側から東側にかけての主郭外にも、盛土による整地が確認されています。北東側の主郭外空間からは礎石建物跡が検出されており、青磁盤、硯などの遺物が出土しています。一方南東側については、前述の3本の堀状遺構以外に建物などの施設は確認されていません。

4 井川城跡の現状

(1) 史跡指定地及び周辺

井川城跡は、昭和42年（1967年）に松本市指定史跡に指定（昭和51年（1976年）に松本市文化財保護条例の改正により松本市特別史跡に指定）されて以後、説明板の設置を除き、史跡整備は行われていません。

史跡指定範囲は、発掘調査により確認された居館跡の範囲の一部に留まっています。史跡指定地は、現在、耕作地、休耕地、更地（旧宅地）となっており、公有地を中心に、松本市が業務委託による除草管理、樹木枯れ枝の枝打ち等の管理を行っています。

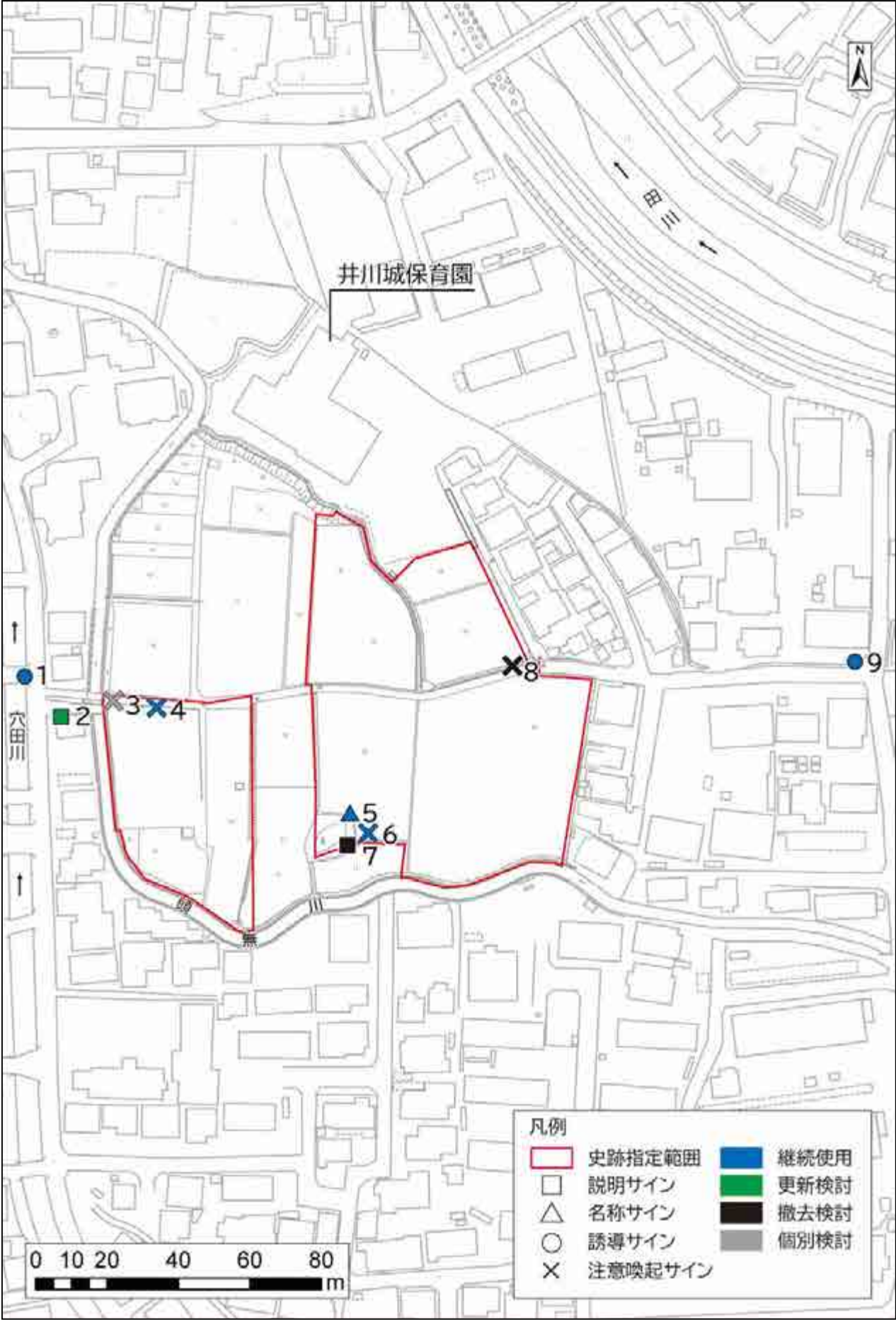
指定地東側には土取りを行った痕跡や、排水のための水路及び暗渠あんきょがあります。

指定地の東側は、休耕地となっており、地下水位が高く、降雨後に水没することから立入りができなくなる時があります。

史跡周辺は住宅地であり、北側には井川城保育園が隣接し、それ以外はアパートや



【図 37】 井川城跡 保存及び活用の現状図



【図 38】井川城跡既存サイン類位置図

第3章 史跡の概要

方針	種類 (設置者)	内容
継続使用	注意喚起 サイン (松本市)	  4 犬のフン持ち帰り 6 犬のフン持ち帰り
		 2 史跡概要
撤去検討	説明 サイン (松本市)	 7 史跡概要
	注意喚起 サイン (地元)	 8 車両通り抜け禁止
個別検討	名称 サイン (不明)	 5 史跡名表示 方針：撤去検討
	誘導 サイン (不明)	  1 史跡誘導矢印 方針：継続使用 9 史跡誘導矢印 方針：継続使用
	注意喚起 サイン (不明)	 3 車両通行禁止 方針：継続使用

【図 39】 井川城跡既存サイン類一覧図

民家等に面しています。西側と南側の住宅地との間には、頭無川が流れています。

その他は、耕作地として使用され、土地所有者等により耕作、管理されています。

史跡の中央を里道及び私道が通過し、その地下に公共下水道が埋設されています。公有地内には、使用されていない電柱等が残されており、史跡の景観や、今後の整備の支障となるおそれがあります。

(2) 保存の現状

遺構は、伝櫓台を除き地下遺構として保存されています。これまでの発掘調査は限定的なものであるため、遺構の全容は把握できていません。

露出遺構である伝櫓台には、高木を含む樹木が生育し、周囲への枝の落下や、根による遺構の毀損が懸念されます。

隣接する井川城保育園の地下には、発掘調査により遺構があることが確認され、盛土と特殊工法の採用によって、保存が図られています。

(3) 活用の現状

ア 便益施設、サイン類

トイレや東屋等の便益施設はありません。史跡は、幹線道路からの誘導サインがなく、場所が分かりにくいほか、現地での遺構表示等のサイン類が不足しており、見学路の設定もされていないため、史跡内での現在位置も把握しづらい状態です。

遺構が地下に埋没し、館跡を構成する遺構を見ることができず、説明板も不足しているため、居館の姿や構造を想像することもできないことから、史跡の本質的な価値を理解するのは難しい状況です。

イ 見学路、動線、アクセス

東西に分かれている指定範囲の行き来は、私有地を通過するか、北側に迂回する必要があります。史跡内の公有地と私有地との境界や、未指定地との境界が示されておらず、注意喚起等も行っていないため、見学者が私有地や未指定地に立ち入っている様子が見られます。

伝櫓台へは、里道及び私有地の境界付近に設置された畦畔ブロックを通ることで水没時でもアクセス可能です。史跡内は、里道及び私道が通っており、東西の市道から入ることができます。史跡内は、見学者の他に、通勤通学や散歩等で通行する人が見られます。車両も同様に進入が可能であり、東側からは、耕作関係の車両が入るほか、史跡見学者の車両の進入が見られます。

史跡内の里道及び私道は道幅が狭いため、駐車や転回する際に私有地や道路外への立入りが確認されます。管理用車両は、東西方向から史跡内へ入っています。

西側からは、かつて個人住宅への出入りに利用された鉄筋コンクリート造の橋を渡る必要がありますが、橋の点検等メンテナンスは行っていません。

ウ 降雨時の水没

指定地東側の休耕地は、水はけが悪く、降雨後に広範囲が長期間にわたって水没し、立入りが困難となることがあります。地下水位が高いことと、図 97 (142 ページ) のように、水没範囲が、敷地の中央付近に向かって緩やかに傾斜しているため、既存排水路への排水が不十分であることが原因と考えられます。

第3節 林城跡の概要



林城跡遠景（左：大城、右：小城）

1 歴史

林城跡は、薄川が開析した谷の出口に当たる薄川扇状地の扇頂付近の左岸に位置しています。この谷には、林城のほか、山家城、桐原城などの山城があり、武石道と呼ばれる武石峠を経て上田・小県方面に抜けるルートと、扉峠を経て諏訪方面に抜けるルートが通る交通の要衝です。林城は、このルートの入口を押さえる場所にあるとも言えます。

林城・林館の築城年は明らかになっておらず、小笠原氏の系図である『笠系大成』、小笠原貞慶の家臣である溝口貞泰による『溝口家記』を増補校訂した『増補溝口家記』とともに、小笠原清宗が井川城で生まれた最後で、清宗の嫡男長朝以降は長時まで（『増補溝口家記』では貞慶まで）林館で生まれたとしています。前述のとおり、清宗は応仁元年（1467年）に小笠原政秀の襲撃を受け、その翌年に亡くなっているため、林城・林館の築城は、15世紀中頃から後半の始めの間であることがうかがえます。

天文14年（1545年）には、武田晴信により林周辺及び小笠原館が放火されており、これが林館のことと推察され、天文19年（1550年）には深志・岡田・桐原・山家の4城とともに林城は自落しました。

その後晴信は、深志城を拠点とし、武田氏滅亡後の木曾氏、小笠原氏も深志城に入っていることから、林城が自落後どのように利用されたかは不明です。

また、小城も『信府統記』をさかのぼる記載は見られず、大城とどのような関係にあったのか文献史料からは分かりません。

2 調査成果

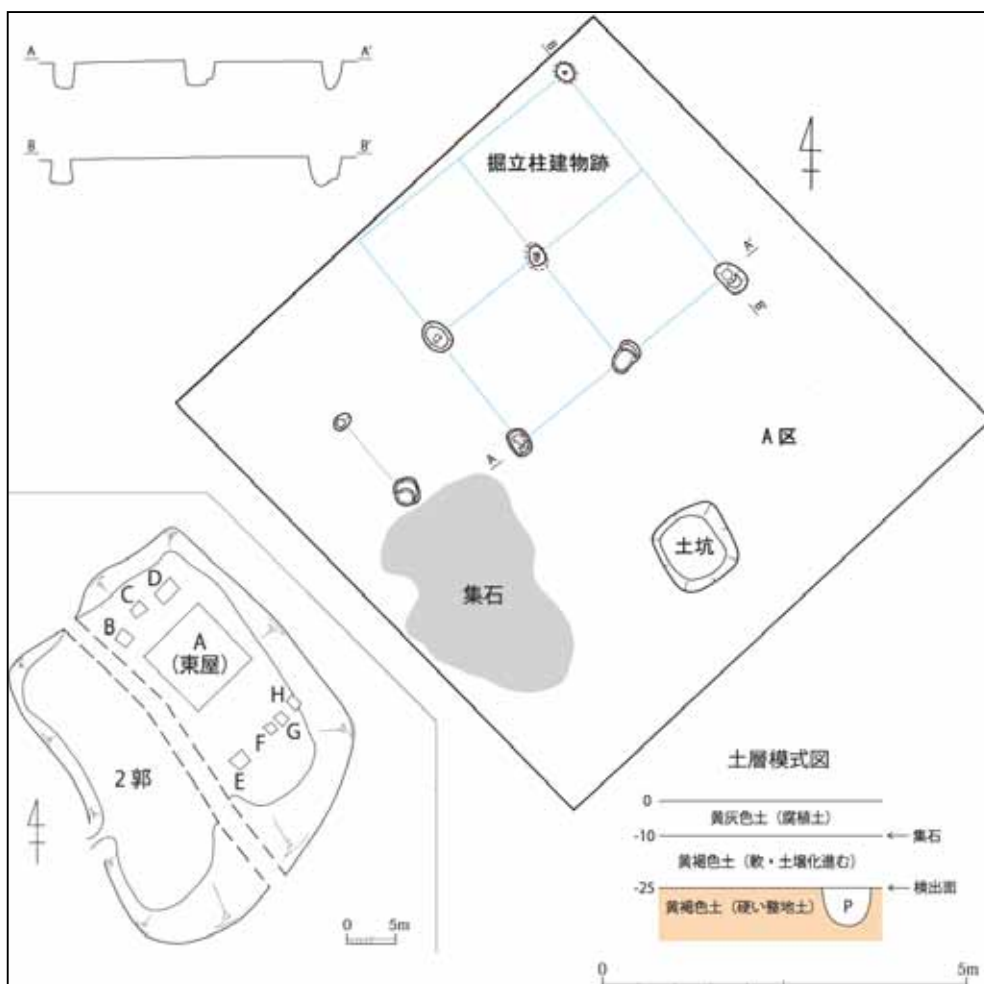
(1) 大城

ア 調査経過

大城ではこれまで3回発掘調査が行われました。1回目は、主郭（曲輪1）の土塁を対象とした調査ですが、記録がなく詳細は不明です。2回目及び3回目の調



掘立建物跡・土坑完掘状況



【図40】大城曲輪2 東屋建設に伴う記録調査平面図

査は、松本市教育委員会が行ったもので、昭和63年度（1988年度）に曲輪2における東屋建設に係る記録保存調査、平成15年度（2003年度）には、橋倉に伸びる尾根上における携帯電話アンテナ基地局設置（史跡範囲外）に係る試掘調査を実施しました。

山城の遺構の発掘調査は、曲輪2の調査のみであり、埋没遺構の状況は不明です。

また、発掘以外の調査としては、平成21年度（2009年度）に航空地形測量、平成22年度（2010年度）に詳細地形測量を実施し、平成26年度（2014年度）から翌27年度（2015年度）にかけて縄張調査と縄張図の作成を行ったほか、平成29年度（2017年度）に小城とともに石積の石材鑑定を実施しました。

イ 調査成果

昭和63年度（1988年度）に実施した曲輪2の調査では、かつて所在した古峯神社のものと見られる瓦を多量に含む腐植土の下約25センチメートルにおいて非常に固い黄褐色整地土面が認められ、掘立柱建物跡1基、ピット2基、土坑1基が検出されました。

掘立柱建物跡は曲輪2と軸方向をそろえ、西隅の柱穴が未確認ながら、2間（3.6メートル）四方の総柱建物だったと考えられます。遺物は土器の小片3点が見つっています。

アンテナ基地局設置（史跡範囲外）に伴う試掘調査では、遺構・遺物は得られて

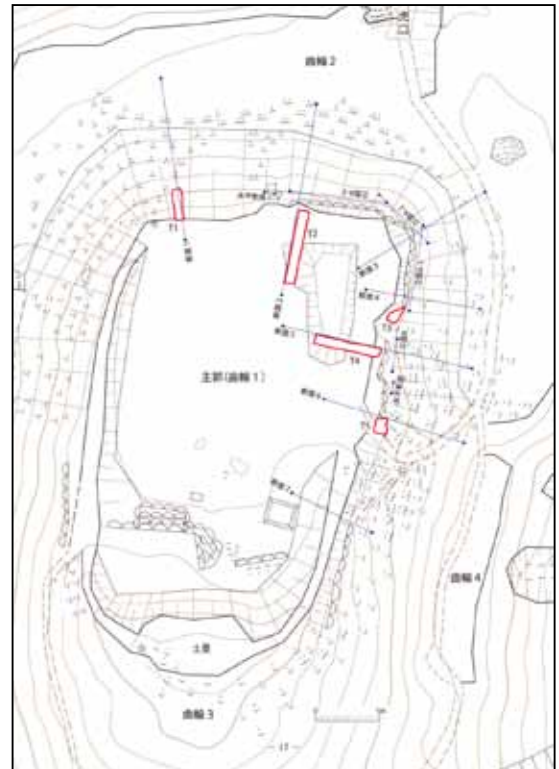
いません。

平成29年度（2017年度）に実施した石積の石材鑑定では、大城で使用されている石材は、小城と同じ内村層を貫入する花崗閃緑岩が主要石材であることが分かりました。また、堀切口付近に花崗閃緑岩及び花崗斑岩露頭が確認されており、この付近から石材の供給があった可能性をうかがうことができました。

(2) 小城

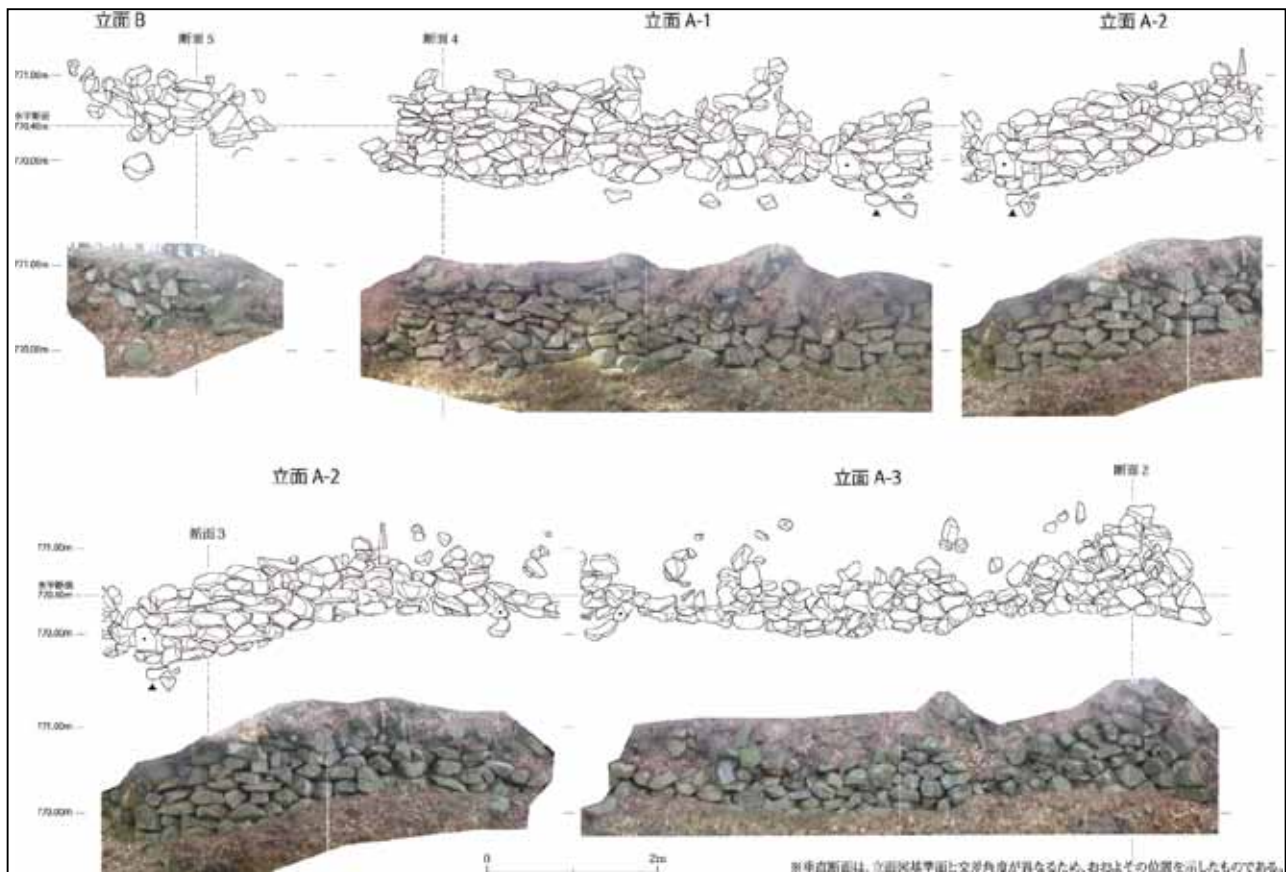
ア 調査経過

小城では、松本市が実施する小笠原氏城館群史跡整備事業の平成28年度、平成29年度（2016、2017年度）事業として、石積の背面構造及び主郭の構造確認のための試掘調査、主郭の北東部を中心とする延長21メートルの範囲について、三次



【図41】小城試掘 主郭トレンチ配置図

元計測による石積の立面図・横断面作成を実施しました。また、縄張調査と縄張図作成を行ったほか、平成29年度（2017年度）には大城とともに石積の石材鑑定を



【図42】小城 石積立面図・立面写真

実施しました。

イ 調査成果

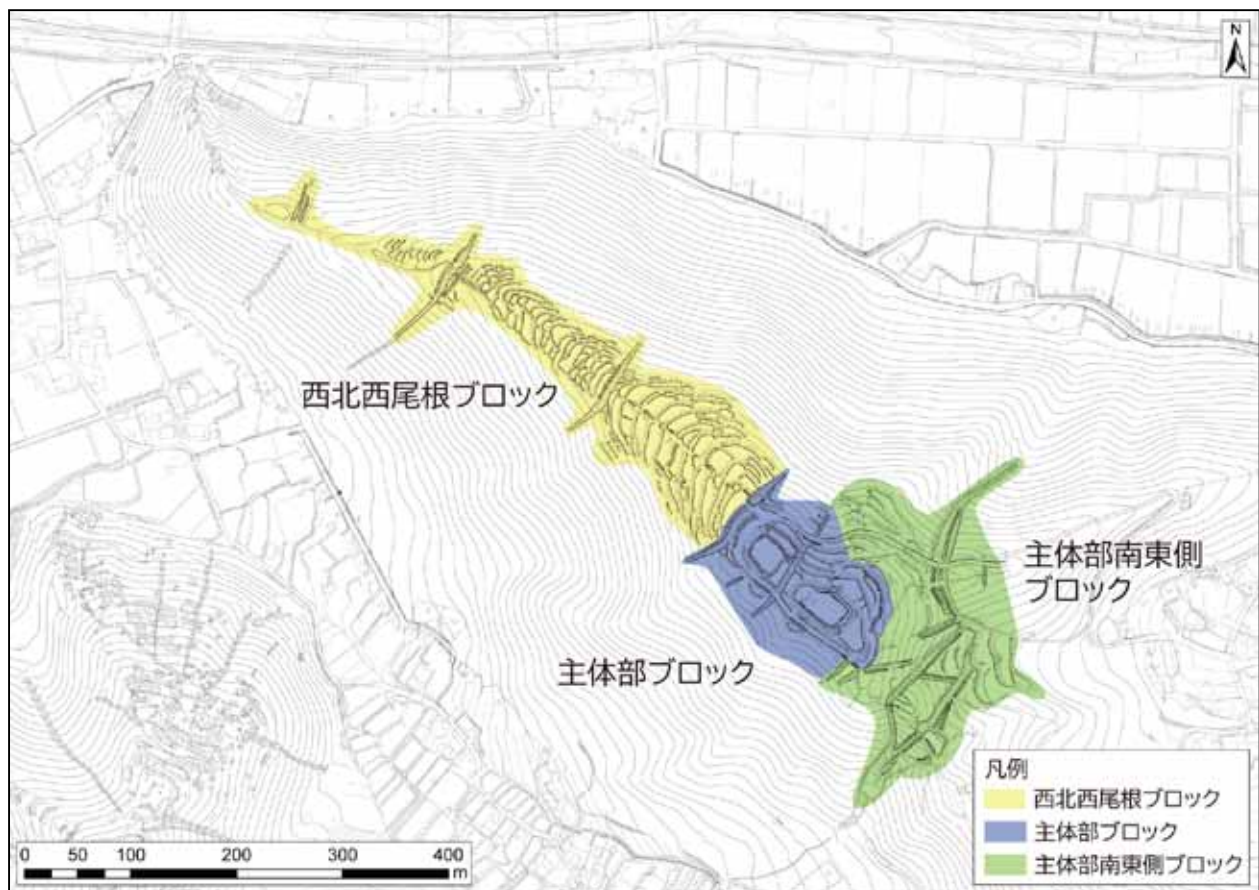
試掘調査では、土師質土器皿片と埴埴片^{るっぼ}の2点が出土しました。遺構は、土塁法尻に配されたと見られる石列とピットを確認しました。また、石積の背面は軟弱な盛土であったほか、曲輪の築造に段階がある可能性が見出されました。主郭内での限定的な調査であったため、その他埋没遺構についての詳細は不明です。

石積測量調査では、主郭を巡る鉢巻状の石積は、厚みのある平石を横目地を通しながら垂直に積み上げ、高さは1～1.3メートル程であることが分かりました。石材は、母岩の節理に沿って割れた転石か意図的に粗割りしたと見られる角礫を主体とし、一部には河床礫の使用も認められました。

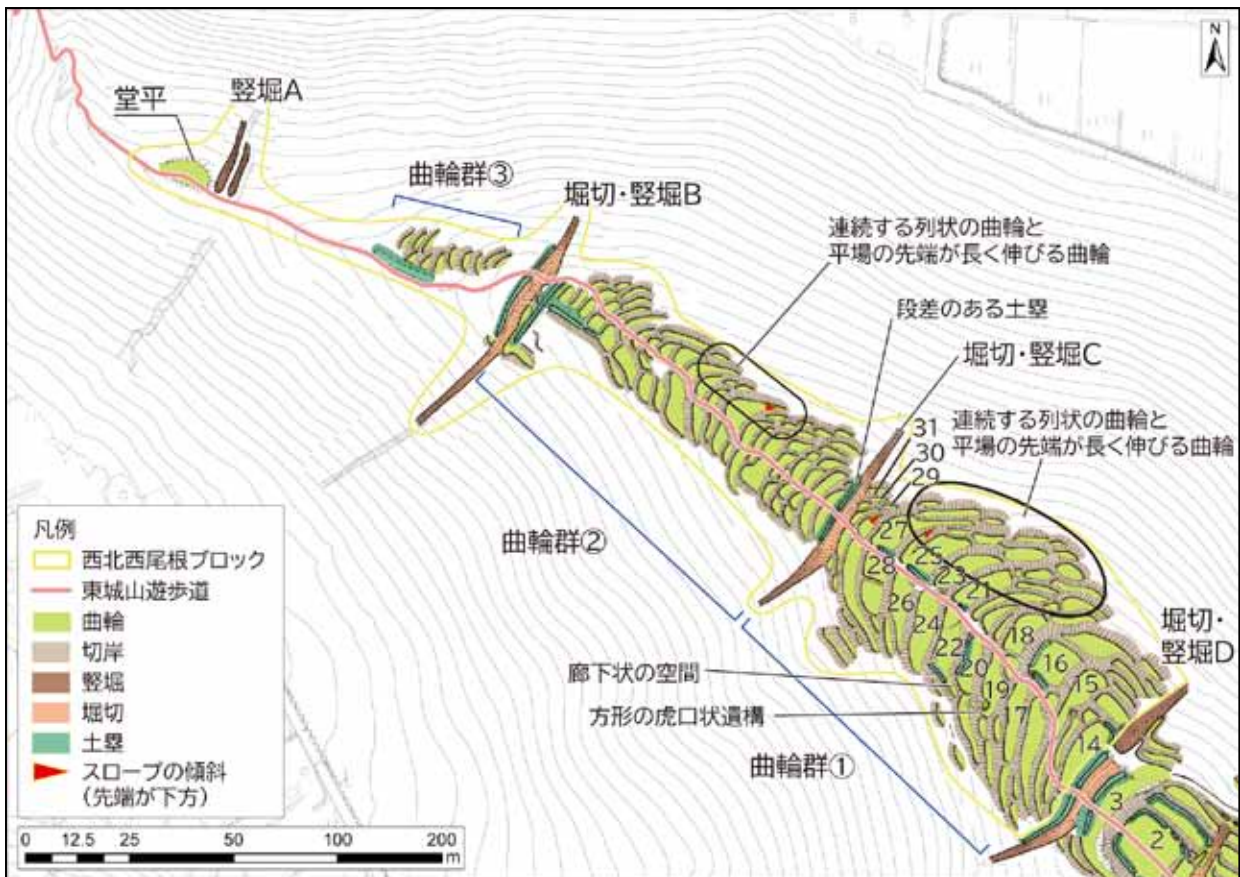
また、崩落防止のため、背面に控積^{ひかえづみ}が行われていることも判明し、一部では、石積を支えるために、単発的に根石を前にせり出したアゴ止め石状の土台石が確認されました。

石積の基底面は、場所により高さが異なり、縄張の基本設計に基づきながら地形や造成の都合によって現地合わせを行っていることが推察されました。

石積の石材鑑定では、小城の石積に用いた石材は、大城と同様に内村層を貫く火山由来の花崗閃緑岩を主体とすることが分かりました。その多くは山中で調達されたものと考えられますが、河床礫は意図的に山麓から運び上げられたものと見られます。



【図 43】大城 遺構区分図



【図 44】大城 西北西尾根ブロック遺構現況図

3 構造

(1) 大城

大城は、標高 844 メートルに主体部を構える山城です。城域は、約 1 キロメートル × 400 メートルに及び、金華橋側登り口との比高差は約 200 メートルあります。

主体部及び一部の曲輪には石積が見られ、尾根を分断する堀切のほか、主体部西北西に延びる尾根上には、無数の曲輪群が展開し、防御を固めています。

ア 西北西尾根ブロック

このブロックは、堀切・塹堀 D より下位の西北西尾根に展開する遺構群で、尾根沿いに築かれた切岸を伴う曲輪で構成されています。曲輪群は、堀切・塹堀 B、C を境に三分され、曲輪群①の方が曲輪群②よりも個々の曲輪の面積が大きく、切岸も高く勾配が急になっています。また曲輪群③は、不明瞭な小曲輪が堀切・塹堀 B 寄りに認められる他は、ほとんど遺構が認められません。

堀切・塹堀 B、C は、尾根上の堀切と塹堀がつながり、一体となっています。塹堀は、斜面の傾斜が緩い南側が長く掘られており、斜面からの敵の侵入を遮断しています。また、堀切・塹堀 B、C は、土塁が併設されており、堀内の法面が高くなっているほか、堀切・塹堀 C に並走する土塁には、段差が見られます。

石積は曲輪 16 の南西側法面に確認されています。石積は安山岩を材料とし、上端部に鉢巻状に積み重ねられています。なお、石積が用いられた曲輪 16 は、方形に造られており、他の西北西尾根ブロックの曲輪（三日月状）と形状が異なります。

曲輪 21、25、27 端部（遊歩道側）には、土塁状の盛り上がりが見られ、曲輪の区画又は昇降のためのスロープとして用いられた遺構の可能性があります。

曲輪 22 の南端には、土塁と曲輪 20 に挟まれた廊下状の空間が、曲輪 19 に残る方形の虎口状遺構とスロープ状遺構で接続されています。これは城内通路の遺構である可能性があります。廊下状の空間の西側下位にある曲輪は、後述する大嵩崎側（南西支尾根）からの想定通路と接続する可能性があります。

尾根に広がる三日月状の曲輪は、端部が長く伸びているものがあり、一部がスロープ状に下がっています。端部の上下には、細長い列状の曲輪が見られ、これらを折り返すことで曲輪間の移動が容易になることから、城内通路遺構の可能性が考えられます。また、スロープ状遺構が確認されていないところでも、細長い列状の曲輪をたどることで、事実上のスロープとして機能していた可能性があります。

イ 主体部ブロック

このブロックは、内外に石積を伴う土塁で囲まれた主郭（曲輪 1）を、更に土塁を伴う帯状の曲輪が取り囲む形で構成され、主郭と曲輪 2 は堀切・豎堀 E により分けられています。主体部北東側は、傾斜が緩いため、曲輪を雛壇状に造成し、切岸と併せて防御を図っています。

堀切・豎堀 D は、西北西尾根と主体部を遮断する役割を持ち、堀切・豎堀 B、C と同様に土塁が伴っています。現在、北東側と南西側の 2 か所が土橋状になっていますが、いずれも後世の改変によるものと考えられ、主体部への導入方法は不明です。曲輪 2 の南東にある土塁は、上面が曲輪状に広がっており、何らかの施設が設けられていた可能性があります。この土塁上空間は段差が見られ、北東側にはス



【図 45】大城 主体部ブロック遺構現況図

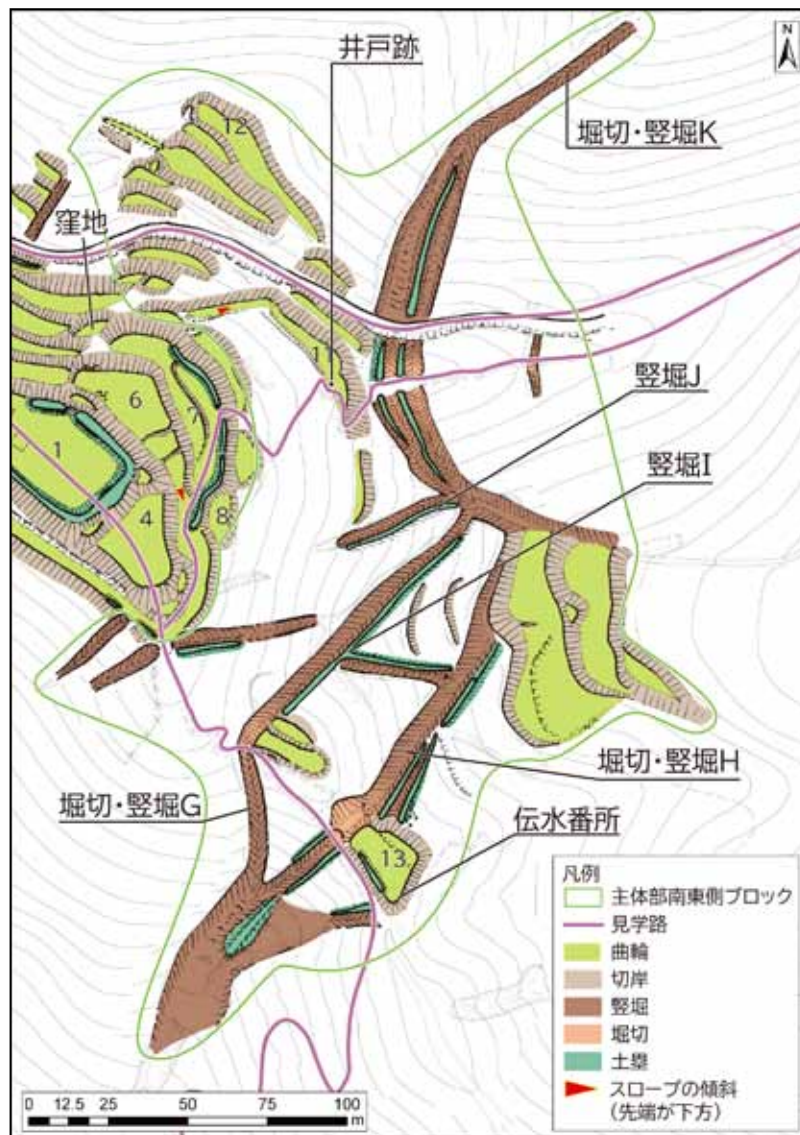
ロープ状の土塁が設けられています。堀切・豎堀Eは、主郭と曲輪2の間を通り、石積を伴う土橋が架かっています。土橋は、後世の改変によるものと考えられますが未調査のため詳細は不明です。

主郭は、大城最大の面積を持つ曲輪で、三方に土塁が残り、北東部と南西部に出入口の可能性がある土塁開口部が見られます。広大な主郭にどのような施設があったかは不明です。

曲輪7は、井戸跡（化粧井戸）のある曲輪11からの侵入に備えた大規模な虎口遺構と考えられていますが、見学路が通る土塁開口部は、往時のものか定かではなく、曲輪11からの城内通路は不明です。

石積は、主郭と曲輪4で見られます。いずれも2段程度の石を平積みしており、土塁や法面の上部を鉢巻状に積んでいます。また、曲輪4、6、9、10には、切岸下方にずり落ちた石や転石が多く確認できます。

ウ 主体部南東側ブロック



【図 46】大城 主体部南東側ブロック遺構現況図

主体部から「水番所」と伝わる曲輪 13 にかけて延びる南東尾根は、高低差はあるものの勾配が緩いため、高さのある切岸や 1～3 重の堀切・豎堀を複合的に配置した防御施設が築かれています。堀切・豎堀 K は、南東側で豎堀 I、J と合流しており、旧小笠原氏支配領域の山城に共通する特徴的な構造である「途中で合流する豎堀」が確認できます。

曲輪 11 北西端から曲輪 7 の東側下段の曲輪にはスロープ状遺構があり、城内通路遺構の可能性がります。スロープ状遺構の先にある窪地は、主郭北側の土塁開口部と石積遺構の直下になることから、出入口に関連する遺構の可能性がります。

エ 城内通路

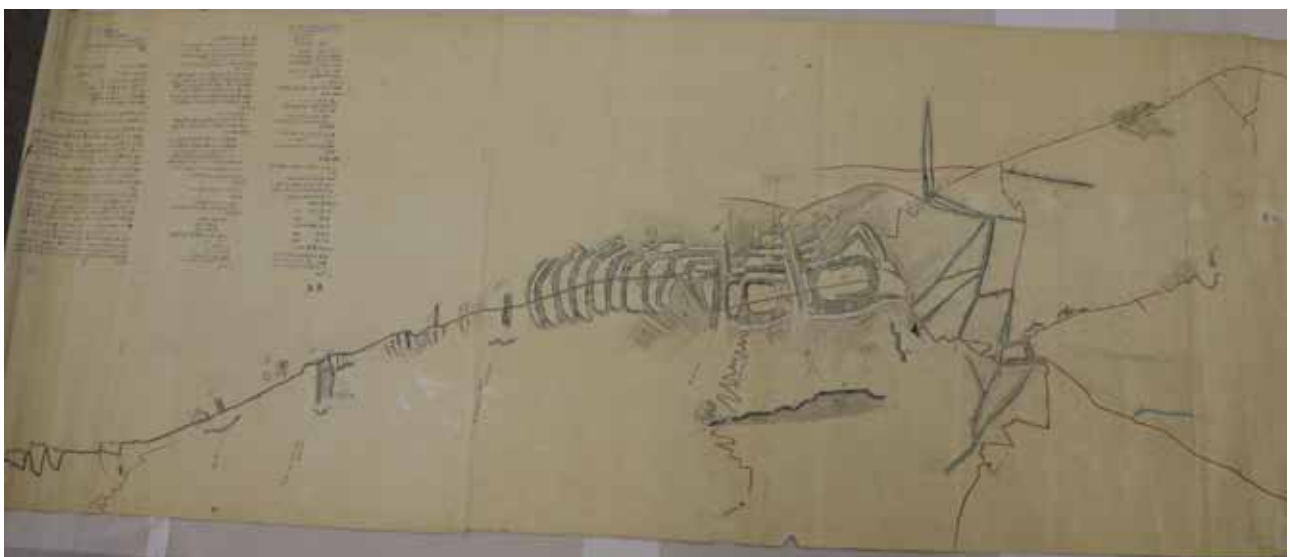
現在使用している遊歩道及び見学路は、『文政 3 年慈眼寺論所立会絵図』に記載が見られ、近世以降に入山辺村と里山辺村の境界ともなったことから、近世以降に成立した可能性が高く、本来の城内通路は不明です。

史跡内には、部分的に戦国期の城内通路を踏襲している可能性のある遺構が残りますが、全体像が不明であり、遺構間の接続等が明らかにできません。また、遺構は、近世以降の山道の可能性も否定できないことから、現段階では城内通路を特定することができません。

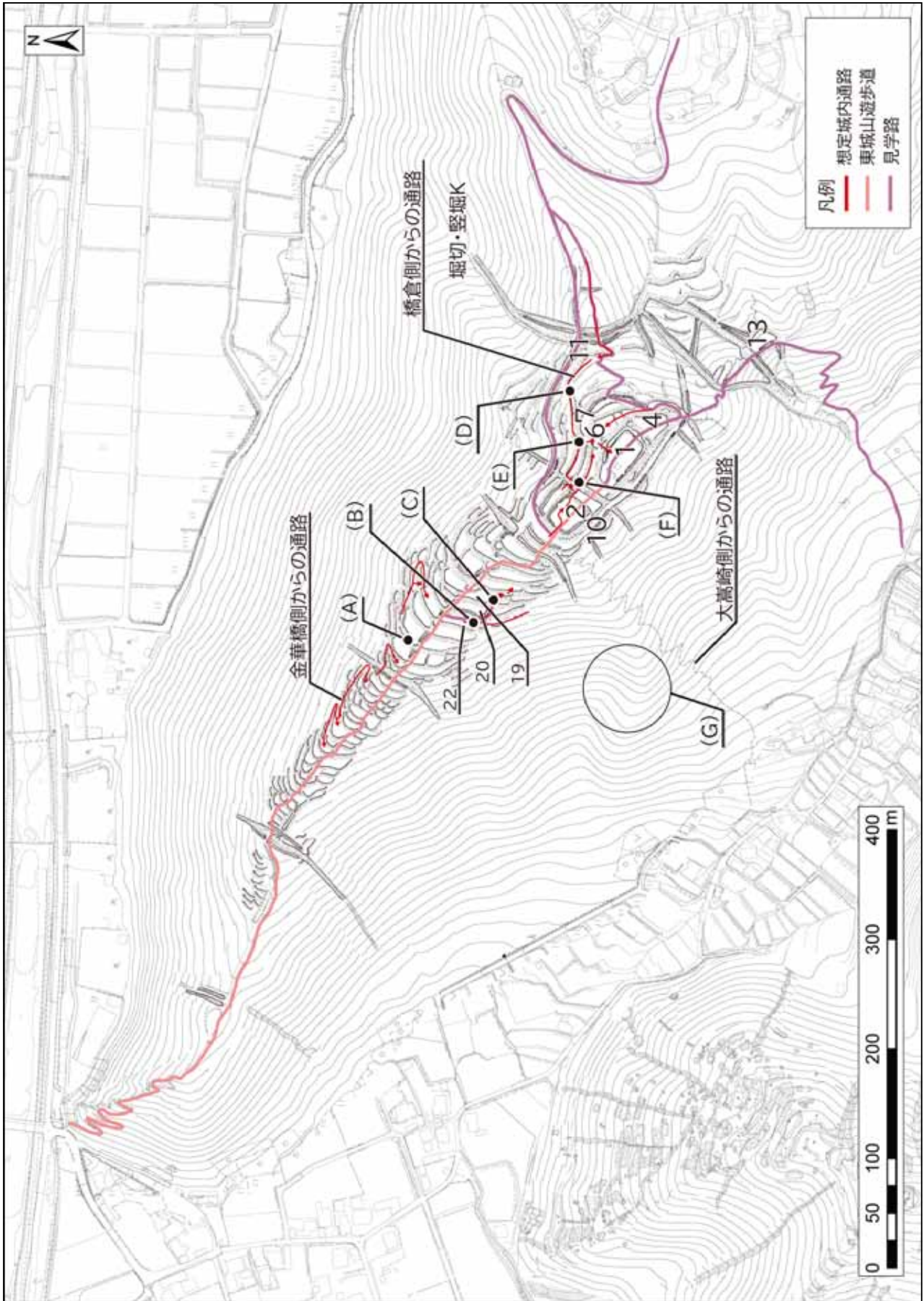
前述した遺構から想定される城内通路の概要を下記のとおり示しますが、検証が不十分であるため、継続した城内通路調査の実施が必要です。

(ア) 金華橋側からの通路

城内通路は、三日月状の曲輪端部の上下に位置する細長い列状の曲輪を折り返したり、スロープ状遺構を通りながら主体部に至ったことが考えられます。途中にある堀切・豎堀については、架橋施設が確認できておらず、引橋等により渡った可能性がありますが詳細は不明です。堀切・豎堀 C は、土塁の段差部分から渡った可能性がります。また、曲輪 19、22 にかけては、土塁と曲輪 20 の切岸に挟まれた廊下状の空間 (B) から曲輪 19 の虎口状遺構 (C) への接続が想定され、明瞭に残る曲輪 25 のスロープ状遺構 (A) も城内通路の可能性が



【図 47】大城 昭和 11 年見取図



【図 48】大城 想定城内通路図

あります。

しかし、遊歩道沿いにも遊歩道に沿って東西に伸びる土塁状の盛土や石積が残ることから、遊歩道が城内通路を踏襲している可能性があります。

(イ) 橋倉側からの通路

橋倉集落側から主体部までは、堀切・豎堀Kから曲輪11（井戸跡）を經由し、スロープ状遺構（D）を通り、窪地（E）から梯子等で曲輪7へ至るルート、窪地（E）を通過し、スロープ状遺構（F）を通り曲輪7へ至るルートが考えられます。

(ウ) 大嵩崎側からの通路

大嵩崎側から主体部までは、主郭の南東側に登っていく見学路が通っていますが、かつての城内通路かは不明です。

なお、大嵩崎側は、武田氏侵攻以前の段階において、小笠原氏の山麓拠点があったと推定されることから、麓との連絡のための通路があったと考えられます。主郭の南西支尾根（G）には、小さい曲輪状の削平地があることから、大嵩崎側への城内通路がある可能性があります。主体部までの通路については、昭和11年見取図に南西支尾根（G）付近を通り、曲輪10へ直接登る道が図化されていますが、急傾斜で明瞭な遺構が確認できません。一方、廊下状の空間（B）の西側下位にある曲輪からは、テラス状の曲輪を經由することで南西支尾根に至ることができます。しかし、通路が不鮮明であることから、城内通路遺構かは不明です。

(エ) その他の通路

曲輪13から広沢寺山方面への通路がありますが、城内通路かは不明です。

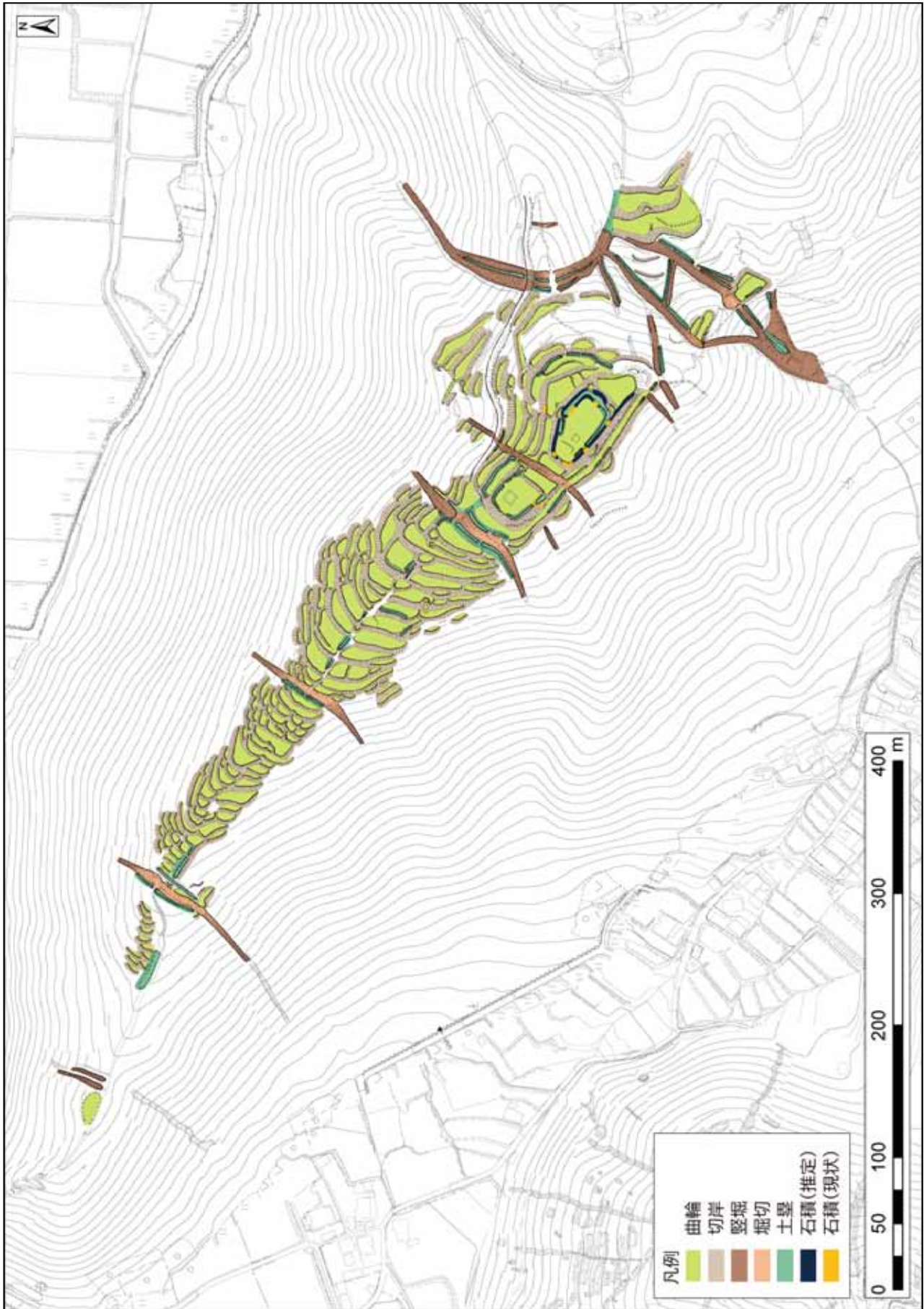
オ 車道開削による改変箇所

車道開削前（昭和11年（1936年））に描かれた大城の見取図によると、曲輪3は、車道が通る北側が閉塞され、スロープにより曲輪2の北側の曲輪に接続しています。また、堀切Dの北側の土橋状の遺構がなく、土塁を伴う豎堀が描かれています。

曲輪4の東から南側に広がるテラス状の遺構は確認できず、車道開削時に造られたものと考えられます。堀切Eも、その際に埋められたようです。

カ 石積

主郭（曲輪1）の北側土塁の内側、西端外側法面、曲輪16の南西側法面などには、石積が断片的に残ります。大城の石積は小城と比較すると、高さが低く、土塁の内外に確認できるのが特徴です。石材は、曲輪16南西側法面と主郭周辺で材質が異なり、石材の統一をせず、付近の石を用いて造られたと考えられます。表面観察では、いずれも平石を布積にし、法面の上部に鉢巻状に築いています。他にも土塁の所々に石材が露出している箇所や、前述のとおり転石が多く確認できることから、少なくとも主郭及び曲輪2、4については曲輪と土塁に石積が巡っていたと考えられます。転石等は、破城によるものかは不明です。



【図 49】大城 遺構復元図

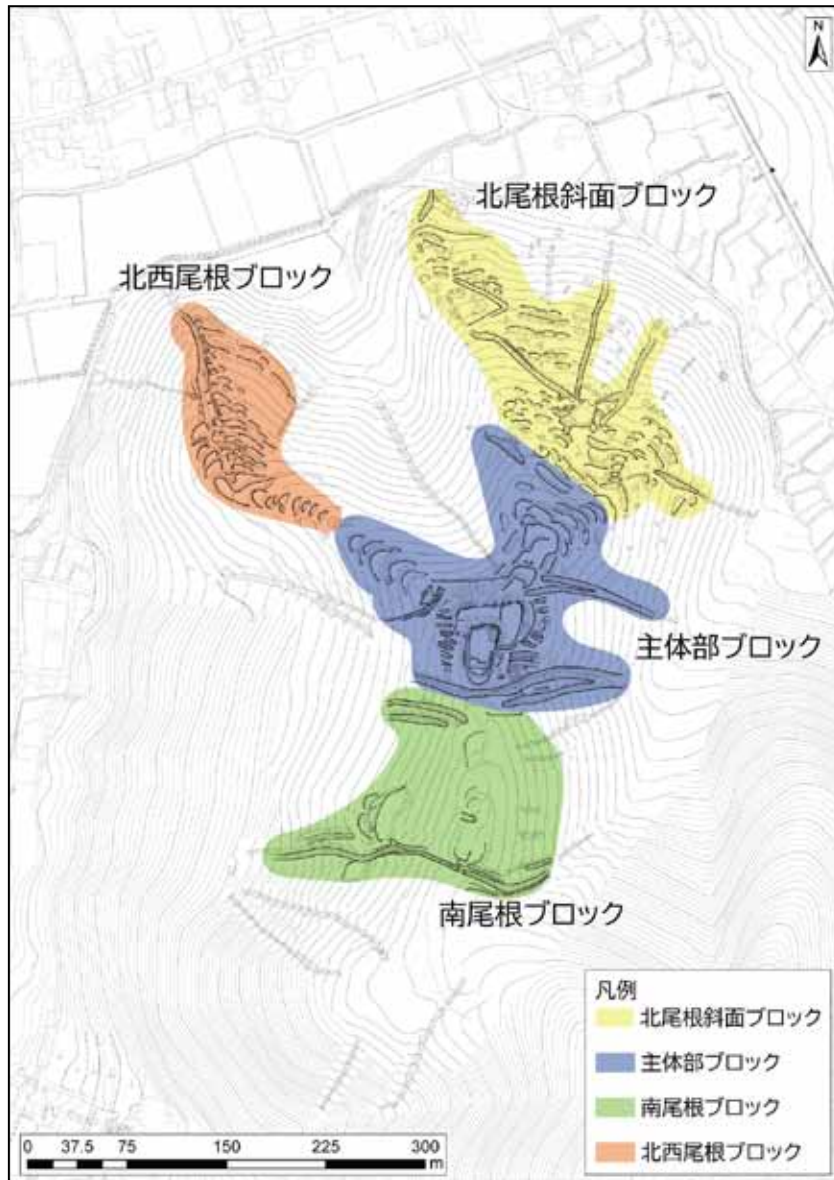


【図50】大城 遺構復元図（主体部）・昭和11年見取図（部分）

(2) 小城

小城は、標高 774 メートルに主体部を構える山城で、北麓との比高差は約 150 メートルあります。主体部には石積が見られ、主郭（曲輪 1）の東西斜面には、畝状^{うね}豎堀があります。

主郭の南側は、堀切によって尾根を分断し、北尾根や北西尾根には、大城と同様に曲輪群が展開しています。



【図 51】小城 遺構区分図

ア 主体部ブロック

このブロックは、長方形の主郭（曲輪 1）と、それを北側からコの字形に取り囲む曲輪 2 を中心に展開しています。主郭は、四方を土塁に囲まれ、特に尾根後方に当たる南辺の土塁を高くしています。現在、主郭には、東辺中央（曲輪 2 南端の土塁上）から入りますが、本来の出入口であるかは不明です。また、東西斜面には畝状豎堀を配して斜面上の横移動を妨げています。

曲輪2の内部は東西2段に造成され、段差の北縁には出入口と見られる土塁開口部があり、曲輪4からここを通過すると、石積を巡らせた曲輪を正面に仰ぎます。

豎堀G、Hは、北側に位置する豎堀Gの方が短く、豎堀Iとともに尾根を完全には断ち切っていません。これは尾根を断ち切る南側の様相とは異なっています。また、豎堀G付近からスロープ状遺構が曲輪4まで続いています。この遺構は、曲輪2から見下ろされ、圧迫される構造であることに加え、豎堀Gが自然地形ではなく、通路を迎え入れるために意図的に短くなっている様子が見えることから、城内通路遺構の可能性ががあります。

曲輪6の直下、北尾根に展開する曲輪群は、北に続く北尾根斜面ブロックに比べて急勾配で高い切岸を有しています。

北西尾根の曲輪8～11は、細い尾根の稜線部に余すところなく曲輪を配置し、前面には急傾斜で高い切岸を削り出しており、北西尾根からの進入を壁によって遮断しています。

石積は、主郭と曲輪2の外周に確認され、法面上部に鉢巻状に築かれています。曲輪2や曲輪2東下方と南側の曲輪に、転石が多く確認されています。



【図 52】小城 主体部ブロック遺構現況図

イ 北西尾根ブロック

このブロックは、比較的傾斜の緩い尾根上に曲輪群が展開します。尾根の屈曲部にある馬蹄形の曲輪 12 より下方では、道を思わせるような溝状の地形が稜線上を走り、それに沿って曲輪が多数配置されています。曲輪 12 より上方は、輪郭が不明瞭で背面の切岸が低い曲輪が連なり、その上方に続く主体部ブロックの曲輪 8～11 とは対照的な姿を見せます。



【図 53】 小城 北西尾根ブロック遺構現況図

ウ 北尾根斜面ブロック

北尾根は、途中で東西（東稜線、西稜線）に分岐し、麓まで続きます。

このブロックは、西稜線に沿って「之」の字形に下方に延びるスロープ状遺構と、緩い谷空間に確保された比較的広く切岸の低い難壇状の曲輪群のおおよそ二つの遺構群からなります。

スロープ状遺構は、西稜線の小規模な曲輪群から見下ろすことができ、末端は不明ですが、山麓付近まで続きます。また、スロープ状遺構を通り、縦堀Mを越えた空間の上部（南側）に溝状の遺構が確認でき、ここから上部空間への進入ができることから、城内通路遺構の可能性ががあります。

東稜線の縦堀J上部付近は崩落したと見られ、周辺の曲輪の一部が欠落していると見られます。



【図 54】小城 北尾根斜面ブロック遺構現況図

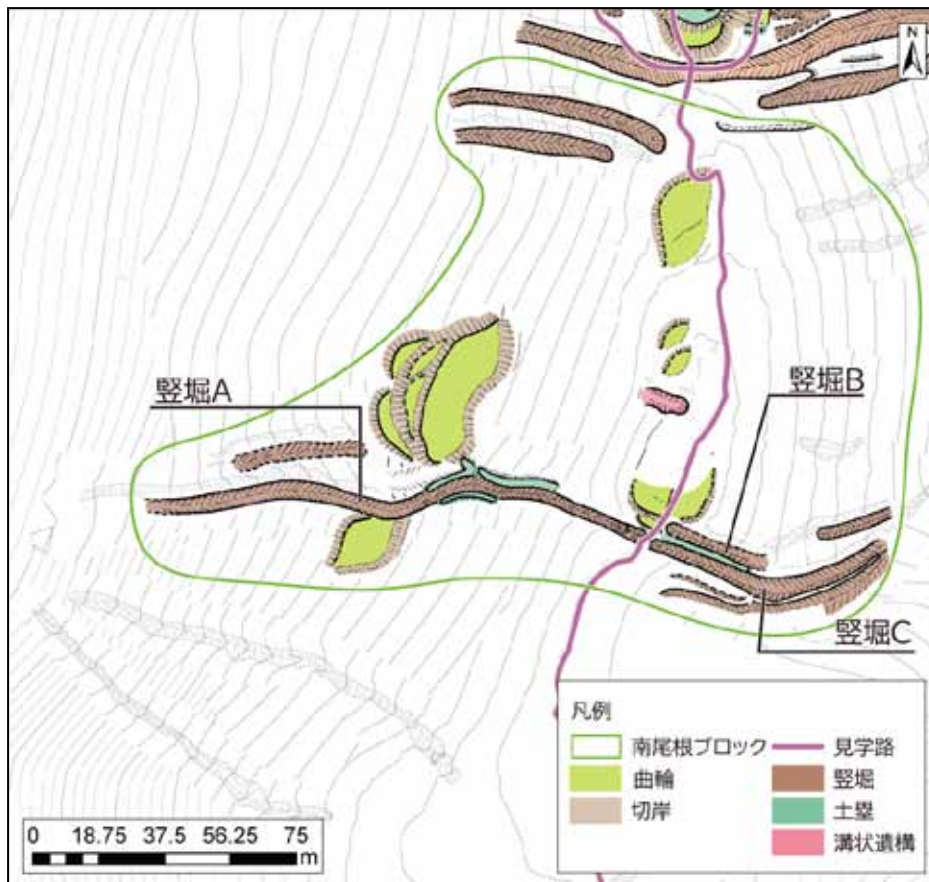
エ 南尾根ブロック

このブロックは、遮蔽物がなく、緩い斜面が主郭に向かって下る地形となり、主郭との間は竪堀D、Eに連なる堀切で断ち切っています。更に、ブロック南端のピーク（標高794メートル）の背後は、竪堀A、B、Cにより、尾根を断ち切り、小城南側の外郭を構成しています。

主郭背後の竪堀D、Eに連なる堀切と、竪堀A、B、Cの間は、削平が十分に行われていない不整形空間が広がっています。竪堀の位置関係から、不整形空間が使用可能な空間として取り込まれており、非常に曖昧ですが、曲輪を削平しようとした痕跡も見られます。

オ 城内通路

現在使用している見学路（後述）は、尾根上の遺構配置などから、本来の城内道が未解明なまま後世に整備されたものと思われます。しかし、主体部周辺については往時の城内通路を踏襲している可能性があります。詳細は不明ですが、想定され



【図 55】小城 南尾根ブロック遺構現況図

る通路は下記のとおりです。

(ア) 北尾根からの通路

北尾根には、西側の稜線に沿ってスロープ状の遺構（A）が山麓に向かって伸びており、前述のとおり、通路の可能性が考えられます。（A）は豎堀Mの上端部を越えて（B）の空間に入り、上部（南側）にある溝状遺構（C）から豎堀Kと曲輪7の間を通り、曲輪6、5、4を経由して虎口（D）から曲輪2へと入る通路が想定されます。

(イ) 北西尾根からの通路

曲輪2の下方（北側）には、前述のとおり城内通路の可能性のあるスロープ状の遺構（E）が確認されています。ここにつながる城内通路は、北西尾根に残る溝状遺構（F）とスロープ状遺構（G）が考えられます。山麓部の様子は、崩落により不明です。

(ウ) 主郭周辺

曲輪2から主郭へは、曲輪2の南東端にある土塁（H）から上がっていますが、主郭で行った発掘調査で虎口と思われる遺構が確認できず、本来の城内通路は不明です。

(エ) その他の通路

昭和11年（1936年）に描かれた小城の見取図によると、前述の北尾根及び北西尾根からの通路の他に、大嵩崎集落側から登る通路（現在の見学路とは異なる。）

が確認できます。大嵩崎側には、小笠原氏の山麓拠点が想定されるほか、井戸跡の伝承が残る「カマ」があることから、通路が存在した可能性があります。

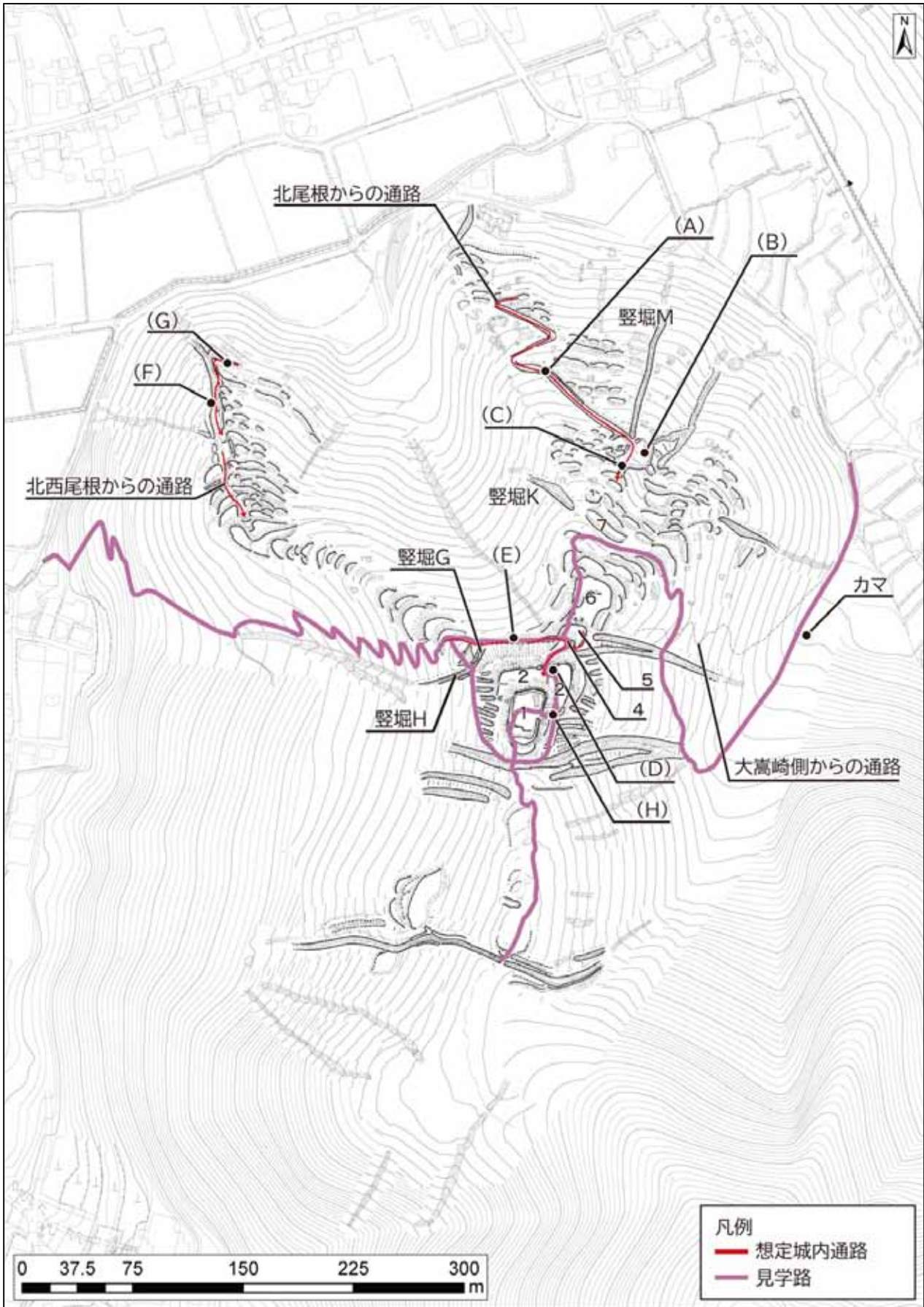
カ 石積

主郭と曲輪2を鉢巻状の石積が巡っています。埋没しているものや崩落したところもあり、未調査のため全貌は不明ですが、前述の転石の状況等から主郭と曲輪2の外周を石積が全周していたと考えられます。転石は、破城によるものかは不明です。

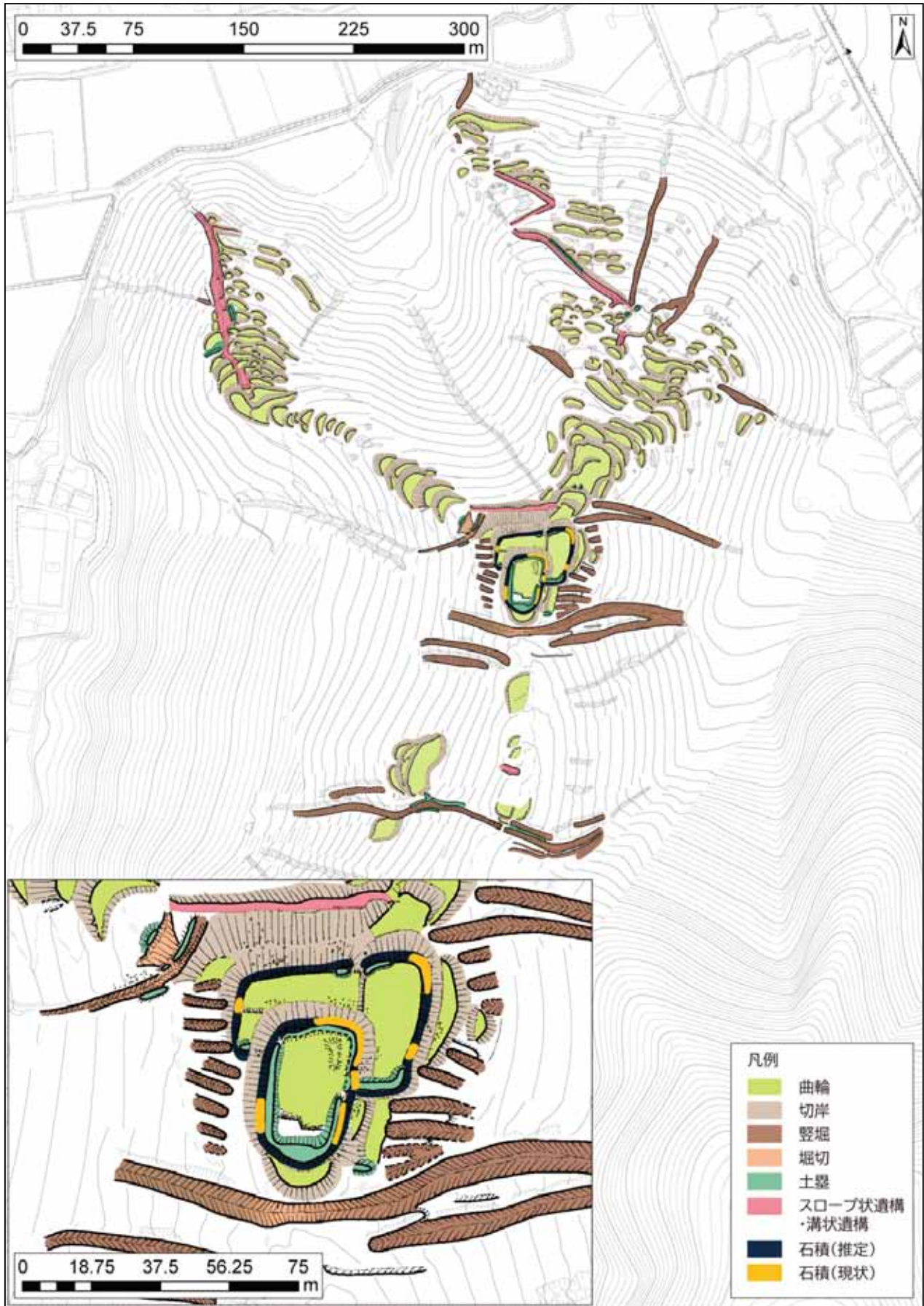
主郭の石積の高さは、おおむね1～1.3メートル程でほぼ垂直に積まれ、隅角部を造らずに連続させた積み方をし、背面構造に控積が確認されるなど、松本市域の山城に見られる石積の特徴をよく表しています。



【図 56】小城 昭和 11 年見取図



【図 57】 小城 推定城内通路図



【図 58】小城 遺構復元図

4 大城の現状

(1) 保存の現状

ア 遺構の保存

遺構は明瞭に残りますが、落ち葉や土砂の堆積も加わり、堀切や切岸など本来の形状が分からなくなっている遺構が見られます。

石積は、多くが崩落又は埋没しており、残存する石積も、周囲にある樹木の根による押し出しが懸念されるほか、倒木による毀損のおそれがあります。石積の現状記録及び詳細調査等はありません。

土塁等の遺構上や周辺に生育している樹木は、遺構の保存に悪影響を与えています。また、後述しますが、近年は松くい虫によるアカマツの面的な枯損が生じており、枯損木の倒木により、土塁の毀損が発生しています。

東山遊歩道は、歩道が水路化し、雨水による地盤の浸食である洗掘が生じており、西北西尾根ブロックの曲輪や土塁等の遺構や自然地形の毀損が生じています。洗掘が著しい箇所では、1メートルを超える深さが浸食されており、歩きにくくなった歩道の脇を見学者が通行し、更に毀損が広がっている箇所もあります。

イ 地形の保存

史跡内には、電柱や土砂流出を防ぐための治山施設等の、近隣住民の生活に係る施設があります。

ウ 遺構の改変

西北西尾根先端の堂平には、麓にあった真言寺院の慈眼寺（廃仏毀釈により廃寺）の観音堂が建てられていました。

主体部周辺は、後世の改変と思われる石段や、石積を伴う土橋が確認できますが、本来の城郭遺構と混同されています。

また、かつて主郭にあったとされる古峯社と蚕影社の合殿（「小祠創建願」明治13年（1880年）、以下「神社跡」という。）による改変もあると考えられます。昭和30年代に主郭東側直下まで車道が開削され、遺構の一部に改変が見られます。

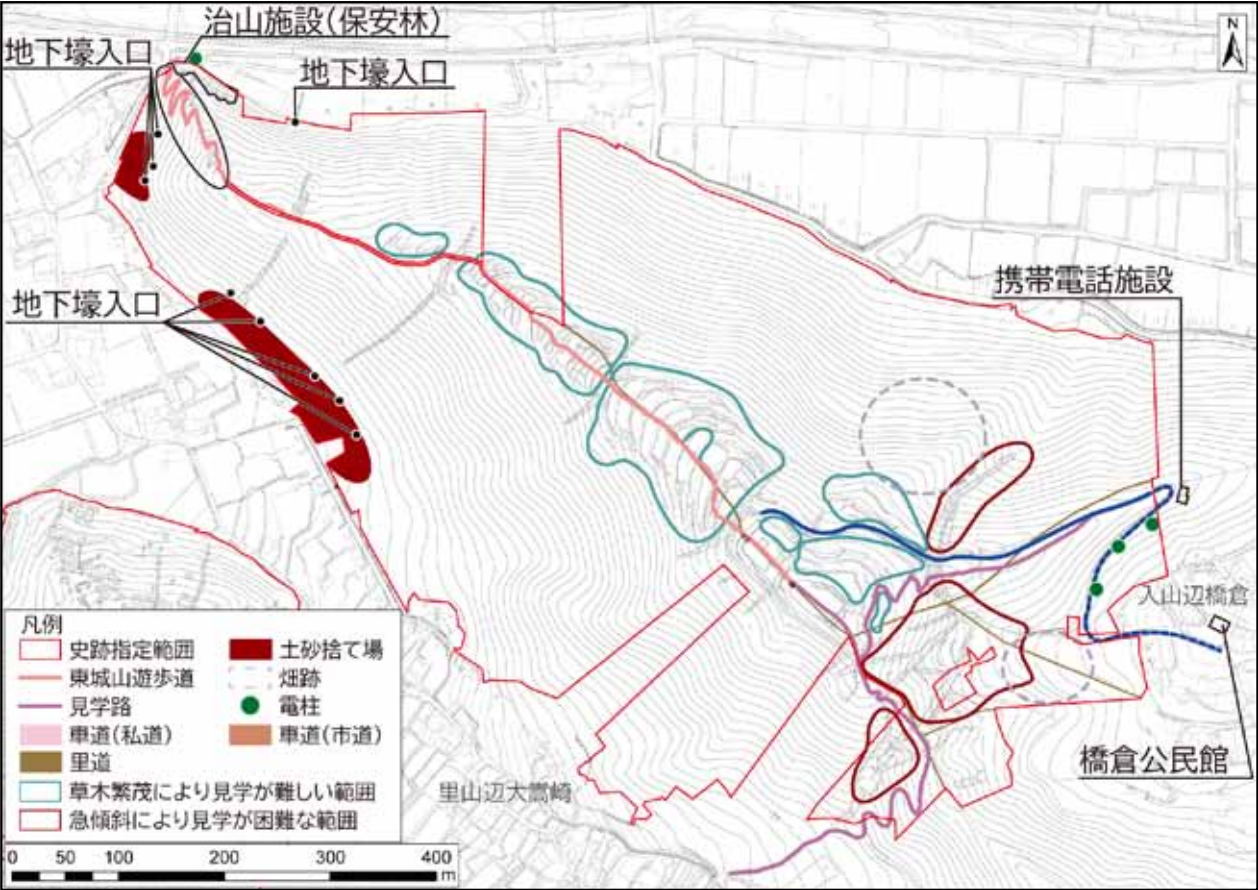
山麓部は、第2次世界大戦時に造られた軍需工場の遺構が確認されており、地下壕への入口跡、採掘時の土砂捨て場が残ります。また、山腹には桑畑として利用された箇所があります。

(2) 活用の現状

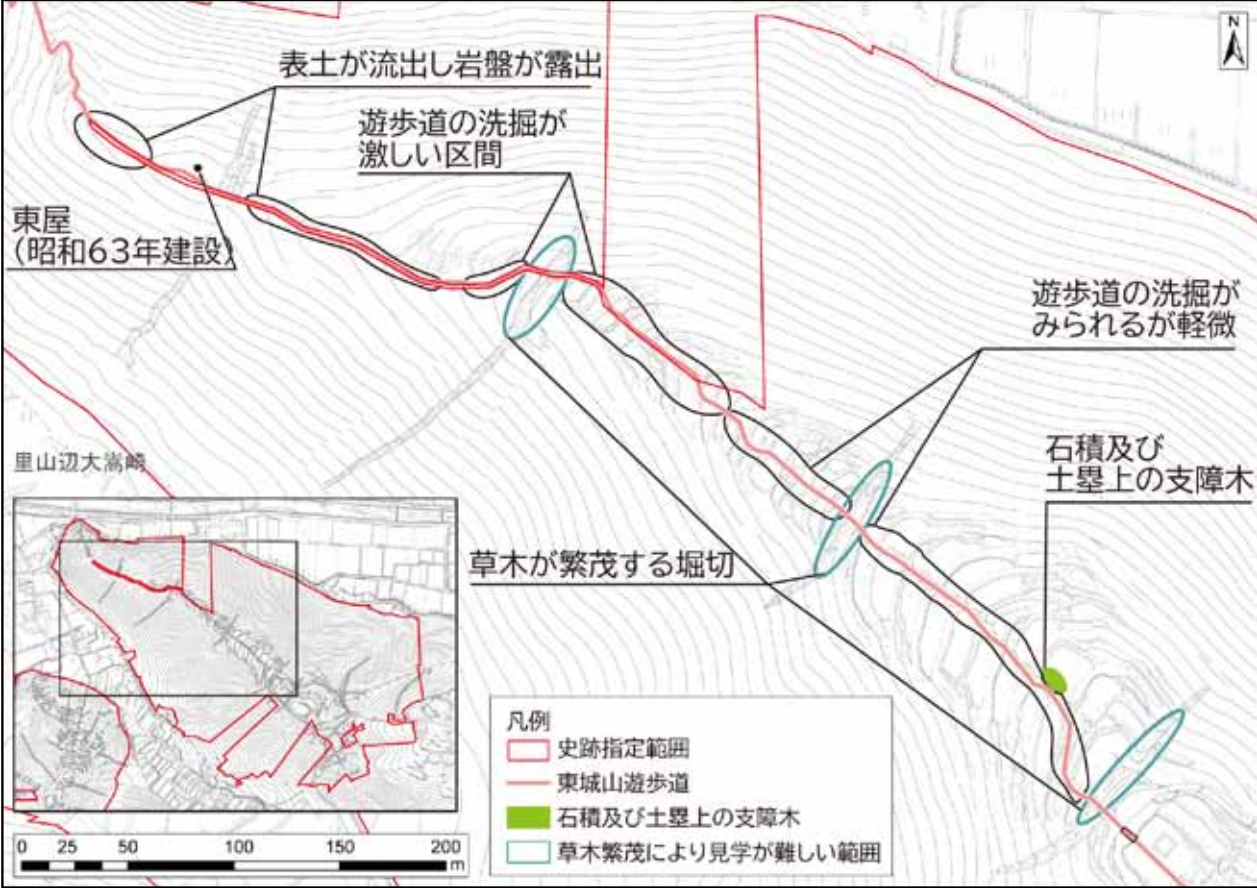
先述のとおり、観光目的での車道の開削が行われていることから、比較的容易に登れる山城として、様々な年齢層の方が登っている光景が見られます。一方で車両やマウンテンバイク等の進入による遺構への影響が懸念されます。

ア サイン類

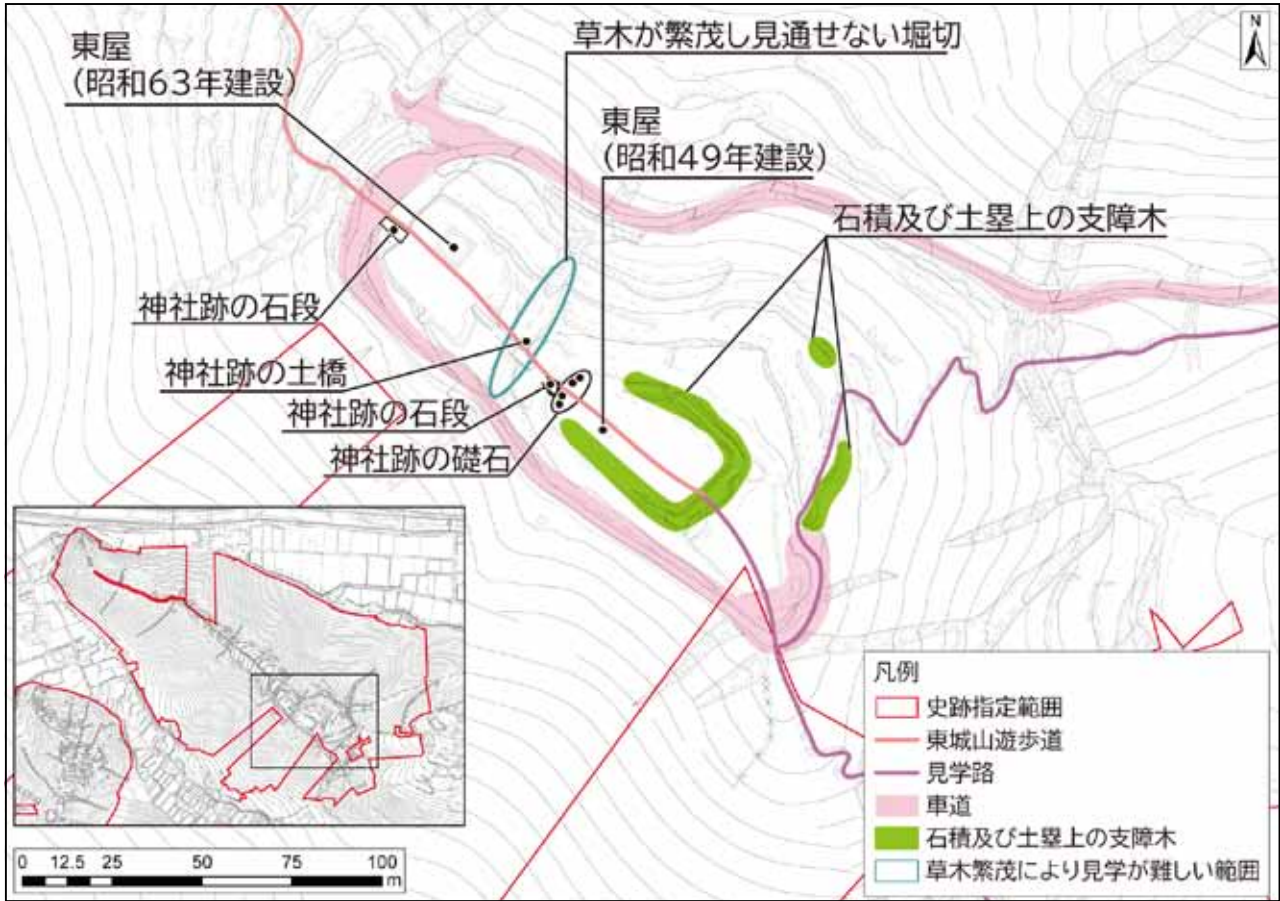
史跡までは、登山ルートや価値付けを表示するサイン類が、地元団体や松本市によって設置されていますが、幹線道路や駐車場からの誘導や個々の遺構を示すサイン類が不足しています。また、一部劣化が進んでおり、最新の情報が反映されていないものもあります。



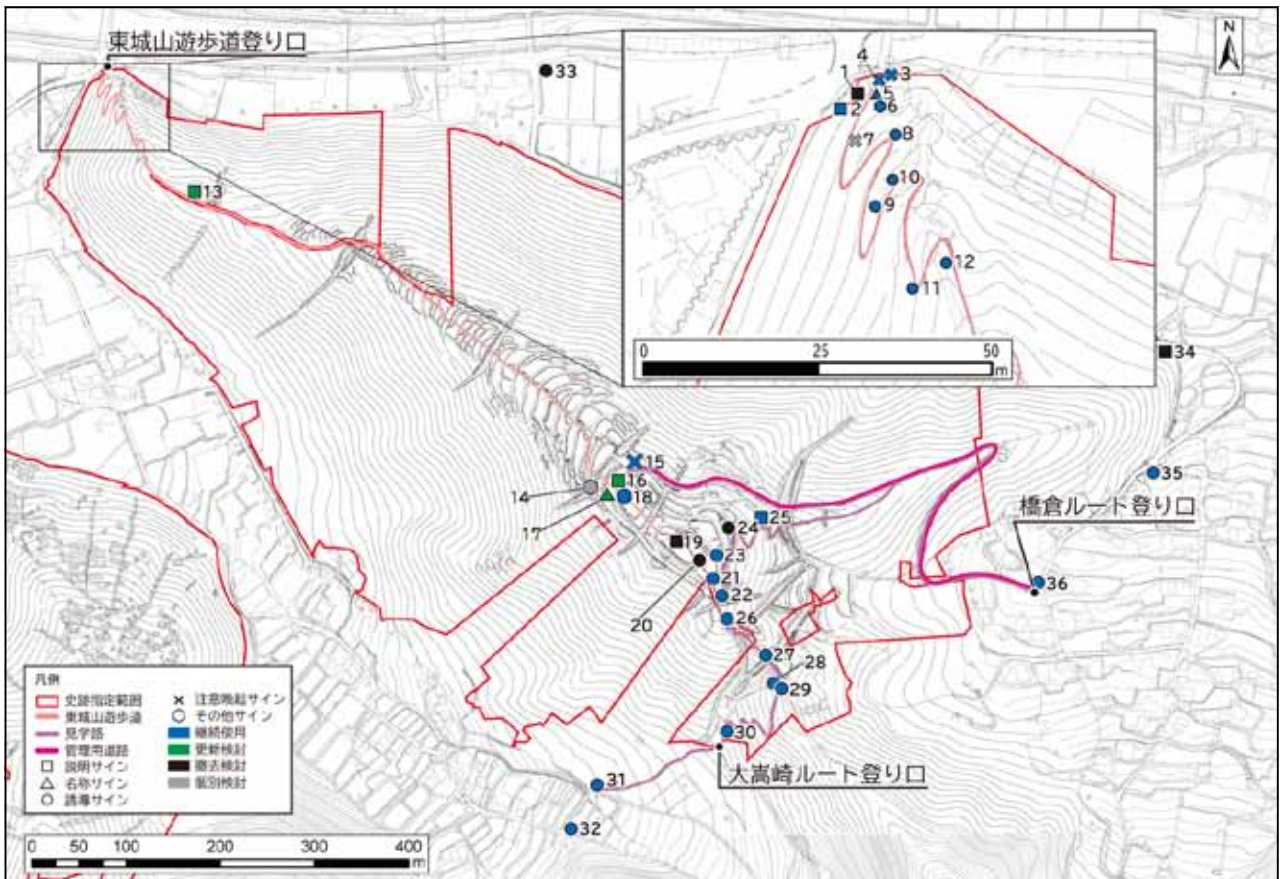
【図 59】大城 保存及び活用現状図



【図 60】大城 保存及び活用現状図 (西北西尾根ブロック)



【図 61】大城 保存及び活用現状図（主体部及び主体部南東側ブロック）



【図 62】大城 既存サイン類位置図

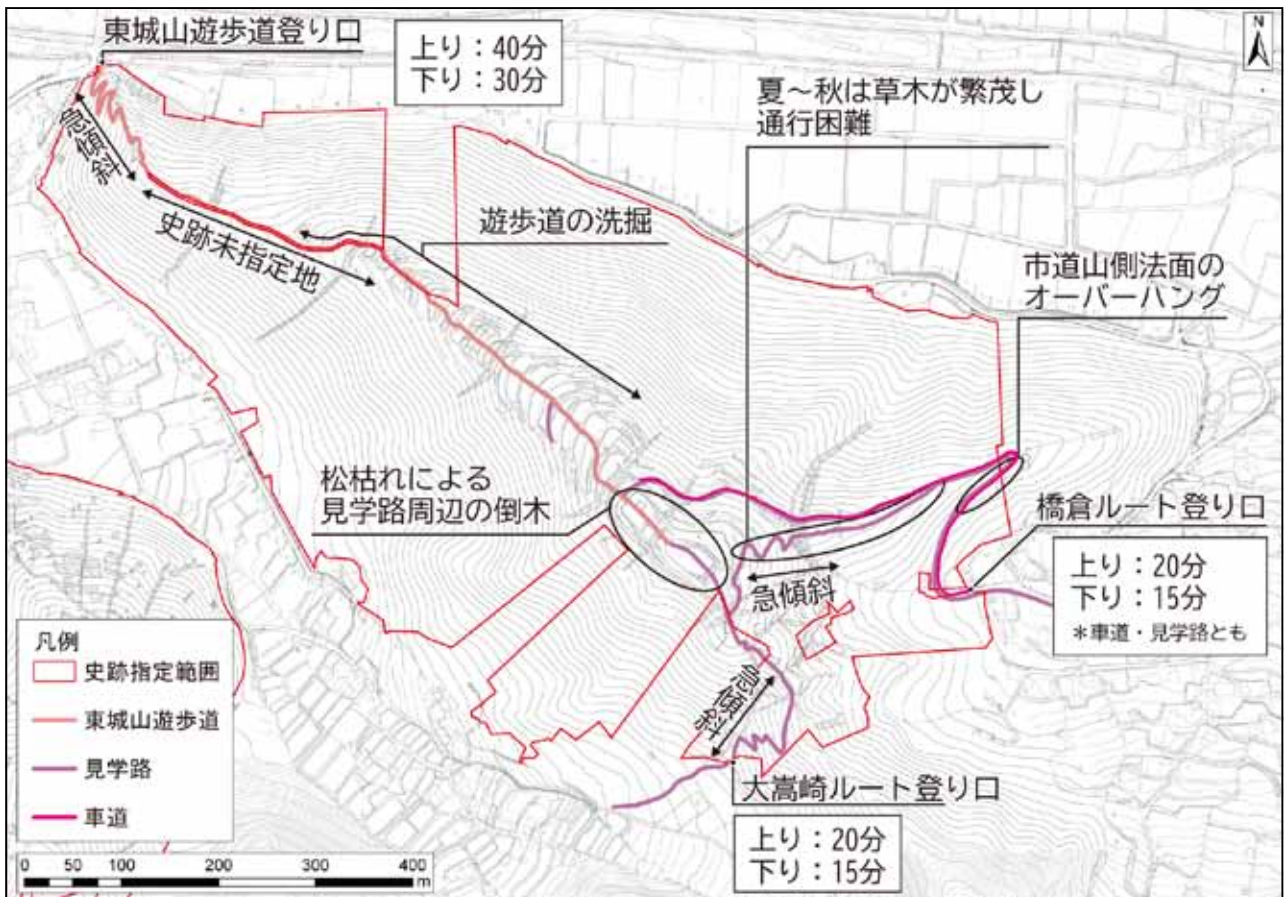
方針	種類 (設置者)	内容			
継続使用	説明 サイン (地元)				
	2 林町会「歴史の里」 散策マップ	25 化粧井戸			
	名称 サイン (地元)				
	5 登り口表示				
	誘導 サイン (松本市)				
		8 ルート案内矢印	9 ルート案内矢印	10 ルート案内矢印	11 ルート案内矢印
	誘導 サイン (地元)				
		12 ルート案内矢印			
					
		21 大嵩崎ルート案内 (林城跡歴史の道)	22 化粧井戸への案内	23 化粧井戸への案内	26 大嵩崎ルートの案内 (林城跡歴史の道)
					
27 大嵩崎ルートの案内 (林城跡歴史の道)		28 大嵩崎ルートの案内 (林城跡歴史の道)	29 大嵩崎ルートの案内 (林城跡歴史の道)	30 大嵩崎ルートの案内 (林城跡歴史の道)	
					
31 大嵩崎ルートの案内 (林城跡歴史の道)	32 登り口案内表示	35 橋倉ルート案内矢印	36 橋倉ルート案内矢印		

【図 63】大城 既存サイン類一覧 1

第3章 史跡の概要

方針	種類 (設置者)	内容		
継続使用	注意喚起 サイン (地元)	 3 タバコポイ捨て禁止	 4 ゴミ捨て注意喚起	 15 不法投棄禁止
	その他 サイン (地元)	 6 林村「山の神社」跡 説明板	 18 「松風亭」標柱(東屋)	
更新検討	説明 サイン (松本市)	 13 遺構説明	 16 史跡概要説明	 17 史跡標柱
撤去検討	説明 サイン (松本市)	 1 大城概要説明	 19 大城の縄張説明	 34 県史跡時の概要説明
	誘導 サイン (地元)	 20 大嵩崎ルート案内 (林城跡歴史の道)	 24 化粧井戸への案内	 33 橋倉ルート案内矢印
個別検討	誘導 サイン (不明)	 14 東城山遊歩道 方針：更新		
	注意喚起 サイン (不明)	 7 山火事注意 方針：撤去		

【図 64】 大城 既存サイン類一覧 2



【図 65】大城 見学路現状図（時間は、登り口から主郭までの所要時間）

イ 見学路・管理用動線

見学路は、松本市が所管する東城山遊歩道か地域住民等が整備した見学路を使用しています。本計画では、3か所ある登り口からの見学路について、金華橋側登り口からの見学路を東城山遊歩道、橋倉側登り口からの見学路を橋倉ルート、大嵩崎側登り口からの見学路を大嵩崎ルートと呼称します。

（ア）東城山遊歩道

以前からあった金華橋から主郭（曲輪1）に至る山道を、東城山遊歩道として整備したもので、前述のとおり本来の城内通路とは異なります。一部は未指定地を通っています。

登り口から主郭までの所要時間は、上り40分、下り30分です。登り口から堂平までの間は急傾斜が続くため、地元保存団体等により、階段や誘導サインが整備されています。東城山遊歩道は、西北西尾根ブロックに広がる曲輪群や堀切・豎堀等の主要遺構を通ることから、大城の構造を最も理解することができる見学路です。駐車場からも近く、登り口までのアクセスが容易なことから、見学者の多くはここから登っており、講座等でも活用しています。

東城山遊歩道は、雨水等による洗掘が起き、段差が生じていたり、表土が失われている範囲があります。洗掘が激しい箇所は、見学者が本来の遊歩道を避けて歩くことにより、遊歩道の複線化が生じています。

(イ) 橋倉ルート

昭和30年代に、橋倉集落から主郭東側直下まで開削された車道です。橋倉集落から携帯電話施設までが市道、残りの部分が私道となっています。市道はアスファルト舗装、私道部分は未舗装で、主郭付近まで車両の乗入れが可能です。

市道は、山側法面の一部にオーバーハングしている箇所があり、風化した真砂土の崩落が見られます。

登り口から主郭までの所要時間は上り20分、下り15分です。見学路は、曲輪3で東城山遊歩道と合流します。他の見学路に比べ傾斜が緩く歩きやすいため、保育園や小学校の遠足での活用が見られます。また、土地所有者の管理用車両の通行のほか、樹木伐採等の山林・史跡管理の工事用車両等の管理用車両の動線となっています。

橋倉ルートには、車道の途中から分岐する見学路（車両通行不可）があります。

登り口から主郭までの所要時間は、上り20分、下り15分です。見学路は、車道分岐後、堀切・豎堀Kを土橋で通過し、井戸跡（化粧井戸）から主郭南東下の虎口を經由して主郭に至ります。堀切・豎堀Kから虎口までは、急傾斜ですが階段等は整備されていません。また、見学路は夏から秋の間草木が繁茂し通行が困難になります。井戸跡から虎口までは城内通路遺構の可能性のあるスロープが確認されていますが、見学路は通過していません。

(ウ) 大嵩崎ルート

登り口から主郭までの所要時間は、上り20分、下り15分です。見学路は、主体部南東側ブロックの堀切・豎堀を通り、曲輪4を経て主郭に至ります。遺構の大半を見ることができませんが、大嵩崎集落を通り、小城へ最短でアクセスできることから、周遊ルートとしての活用が見られます。見学路は、急傾斜であり、浮石も多く見られます。

ウ 便益施設

活用のための便益施設は、東屋が3か所整備されています。主郭の東屋は、橋倉町会が中心となり、昭和49年（1974年）に建てられました。曲輪2の東屋は、地元団体からの寄付により昭和63年（1988年）に建てられ、堂平の東屋は、同年に松本市が建てています。主郭の東屋には、カラーベンチが設置されています。

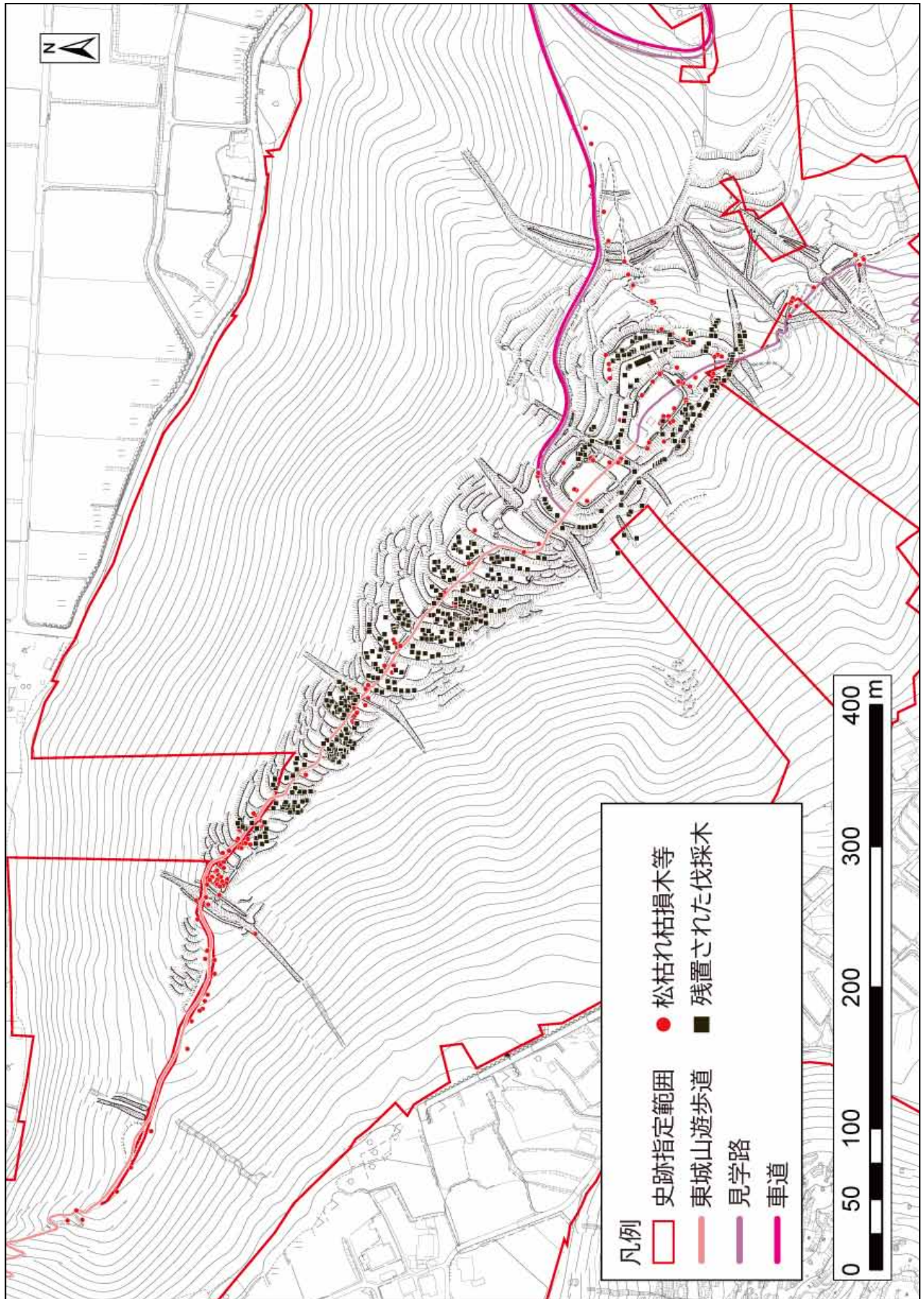
トイレは、春期から秋期まで、主郭周辺に仮設トイレを設置していますが、恒久的なトイレは設置されていません。

エ 樹木・植生

大城は、アカマツを主体とした山林となっています。

松本市では樹木による遺構の毀損、見学者の安全確保の観点から、維持管理のための支障木伐採を行っています。

近年では松くい虫による枯損が進み、被害木の伐倒駆除や枯損木の伐採を行っており、植生環境が大きく変化しています。また、伐採された樹木は、切岸や曲輪等の遺構に残置されています。枯損木の倒木により遺構の毀損が生じており、また、見学路周辺の松枯れによる枯損木は、倒木により来場者に危険を及ぼすおそれがある



【図 66】大城 主要遺構及び見学路周辺の枯損木・残置木位置図

【表 10】 主要遺構及び見学者動線周辺の支障木

危険度	支障木の状況		対象樹木の内訳（本）		
			大城	小城	合計
1	枯損し、腐食、樹皮剥落があるもの（倒木寸前のもの）		26	33	59
2	枯損し、腐食、傾斜し、倒木の可能性が高いもの		6	13	19
3	枯損し、腐食しているもの	遺構上にあるもので、遊歩道に近い、又は自由動線上にあり、見学者の安全確保に支障があるもの	21	10	31
4		遊歩道に近い、又は自由動線上にあり、見学者の安全確保に支障があるもの	28	17	45
5		遺構上にあるもので、倒木により遺構毀損のおそれがあるもの	21	11	32
6	枯損しているが、腐食は確認できないもの	遺構上にあるもので、遊歩道に近い、又は自由動線上にあり、見学者の安全確保に支障があるもの	34	5	39
7		遊歩道に近い、又は自由動線上にあり、見学者の安全確保に支障があるもの	15	26	41
8		遺構上にあるもので、倒木により遺構毀損のおそれがあるもの	34	17	51
9	石積等遺構の保存に支障がある生木		6	21	27
	合計		191	153	344

ります。こうした枯損木等について、枯損の進行度合（倒木の危険性）及び遺構や来場者への影響の観点から調査を行い、遺構の保存や来場者の安全の確保に支障のある樹木は、大城で190本以上あります（表10）。

遺構内では、大城の特徴の一つである西北西尾根上に広がる曲輪群の大半について、樹木等の繁茂により、立入りができず、曲輪内の見通しが利きません。また、樹木が密集した状態で生えており、史跡から周囲の眺望を得ることができません。

5 小城の現状

(1) 保存の現状

ア 後世の改変等

小城の山麓部には、大城と同様に第2次世界大戦時に造られた軍需工場の遺構が確認されており、地下壕への入口跡、採掘時の土砂捨て場、トロッコ跡が残ります。また、山腹には耕作地跡があり、平場や石積があります。なお、曲輪の一部も耕作地として利用されていました。

イ 遺構の保存

遺構は明瞭に残りますが、樹木等の繁茂や落ち葉、土砂の堆積も加わり、堀切や切岸など本来の形状が分からなくなっている箇所が見られます。

石積は、主郭と曲輪2の外周を鉢巻状に巡り、大城と比較すると露出している部分が多く見られます。石積は、一部を残し崩落しており、下方の曲輪に落ちています。また、主郭外周の石積は、崩落した箇所が通路状になり、通行できるようになっている他、残る石積にも切岸を登って接近できる状態であり、見学者等の安全の確

保や石積の保存への悪影響が懸念されます。石積の周囲には樹木が生えており、樹木の根による石積の押し出しや、はらみ出しが見られます。また、主郭内の石積の一部は、後世に改変されたと思われます。石積の現状記録や詳細調査等は、主郭の一部を除き行っていません。

土塁上や周辺に樹木が生えており、根や倒木による遺構の毀損が発生しています。

史跡内には、土砂流出を防ぐための治山施設や鳥獣被害防止のための防護柵等の、近隣住民の生活に係る施設があります。

(2) 活用の現状

ア サイン類

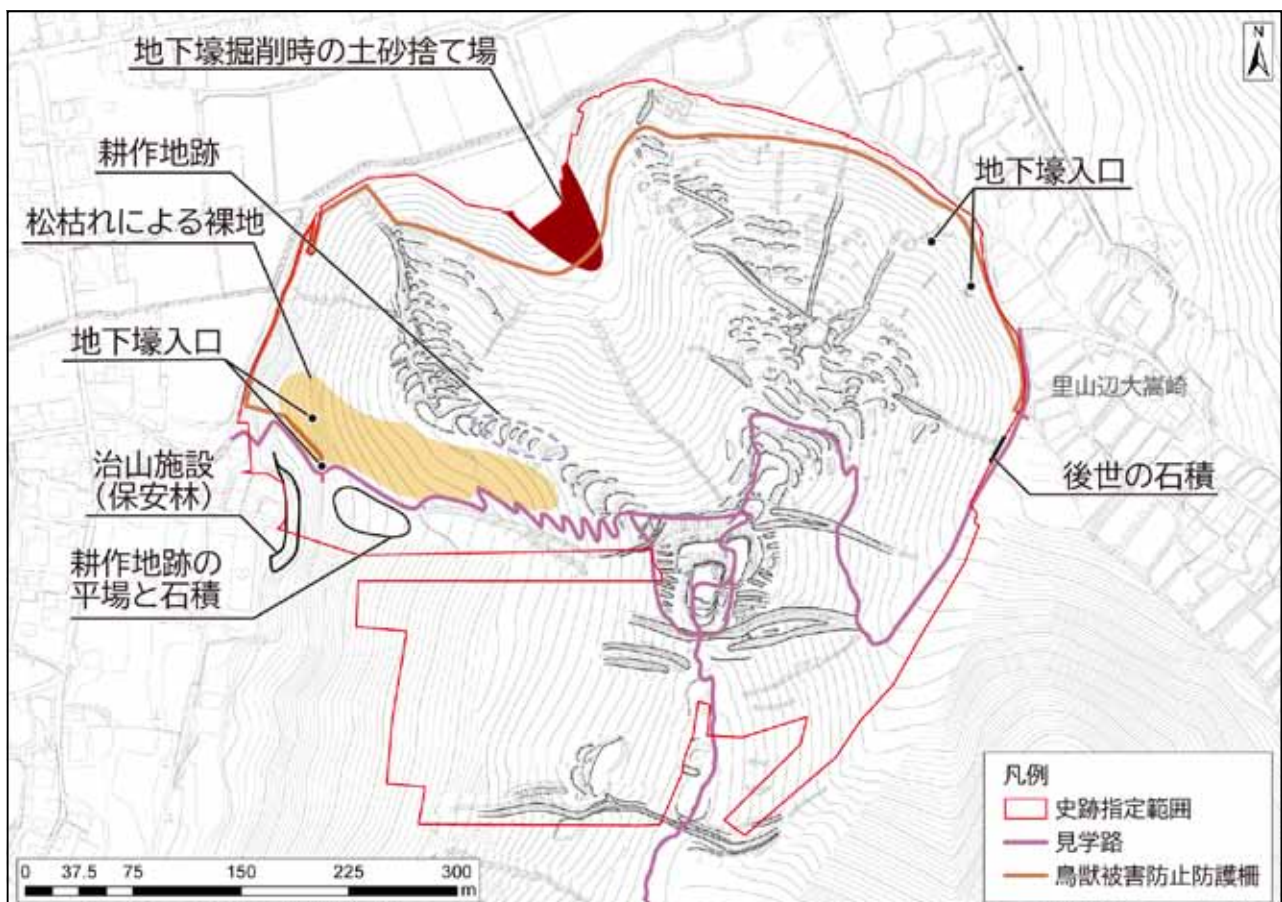
見学路の誘導、史跡の概要や個々の遺構の説明、史跡名称の表示等のサイン類が、地元団体や松本市によって設置されています。設置者や設置時期が異なるため、デザインが不統一であり、経年劣化が進んでいるものもあります。

幹線道路や駐車場からの誘導から史跡への誘導サインが不足しています。

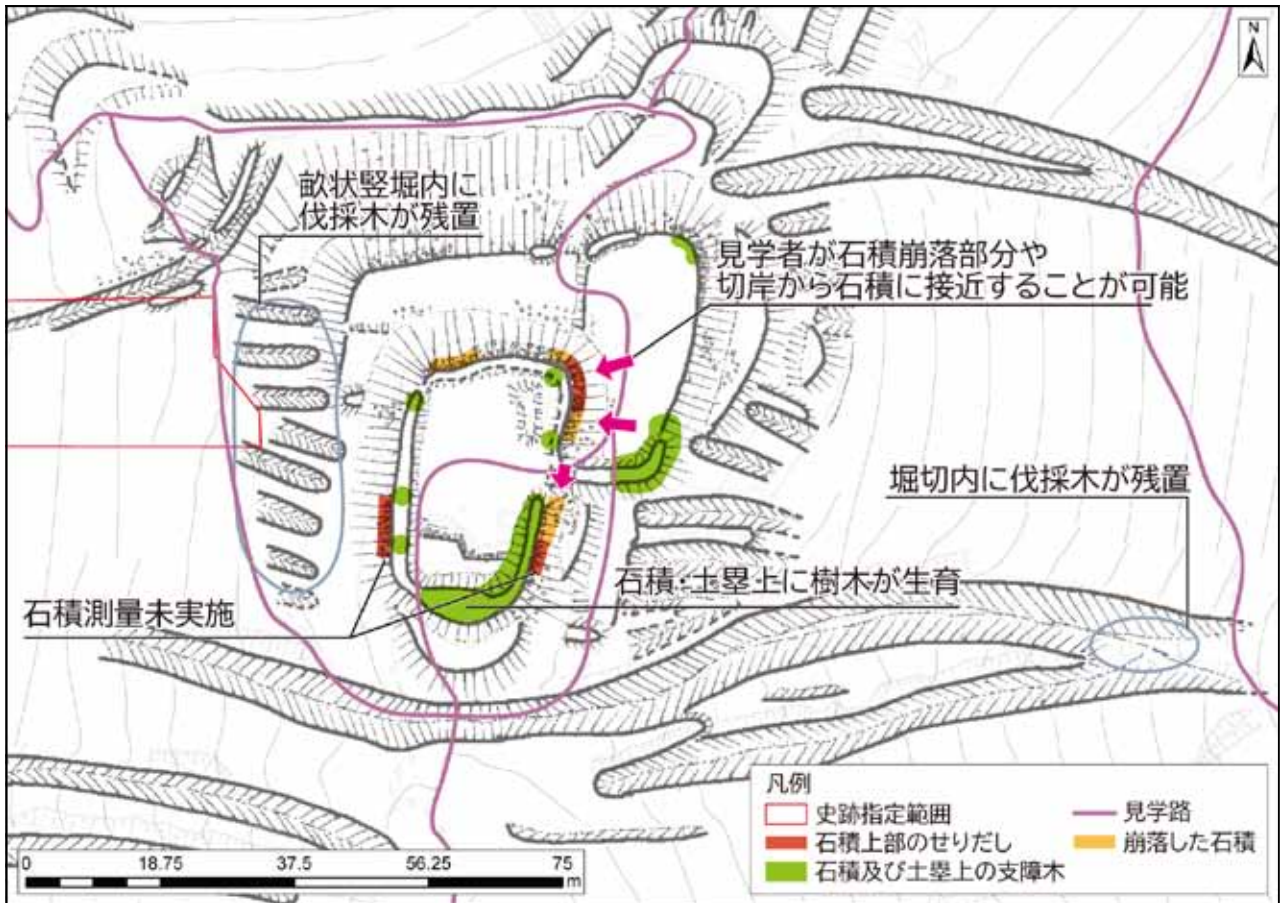
個々の遺構の説明板も不足しており、主体部周辺や見学路沿いに主要な遺構が見られるにも関わらず、それに気づいたり、城郭の構造を理解できない状態です。

イ 見学路

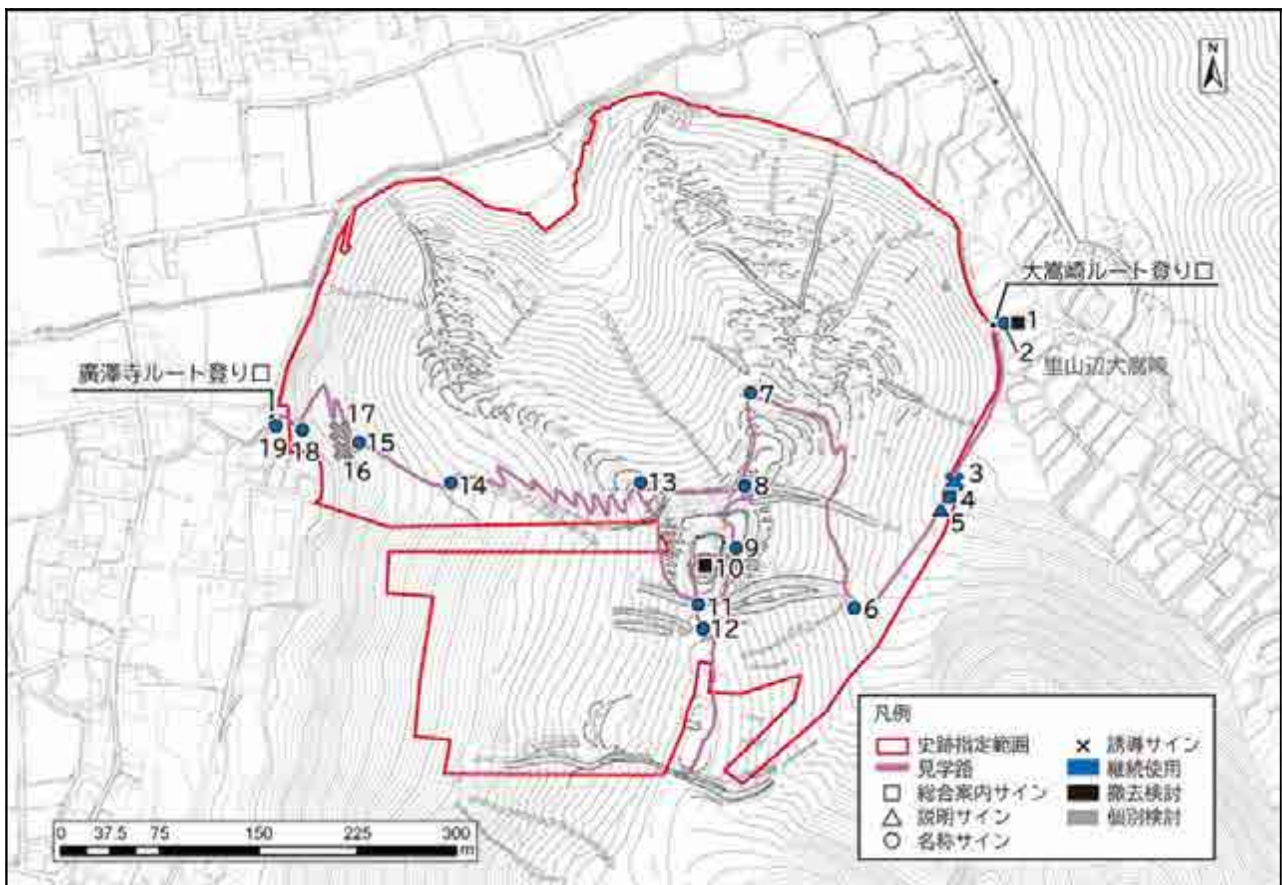
地域住民等が整備した見学路があり、大嵩崎側登り口、廣澤寺側登り口の2つがあります。それぞれの登り口から主体部に至る見学路を、本計画では大嵩崎ルート、



【図 67】 小城 保存及び活用現状図



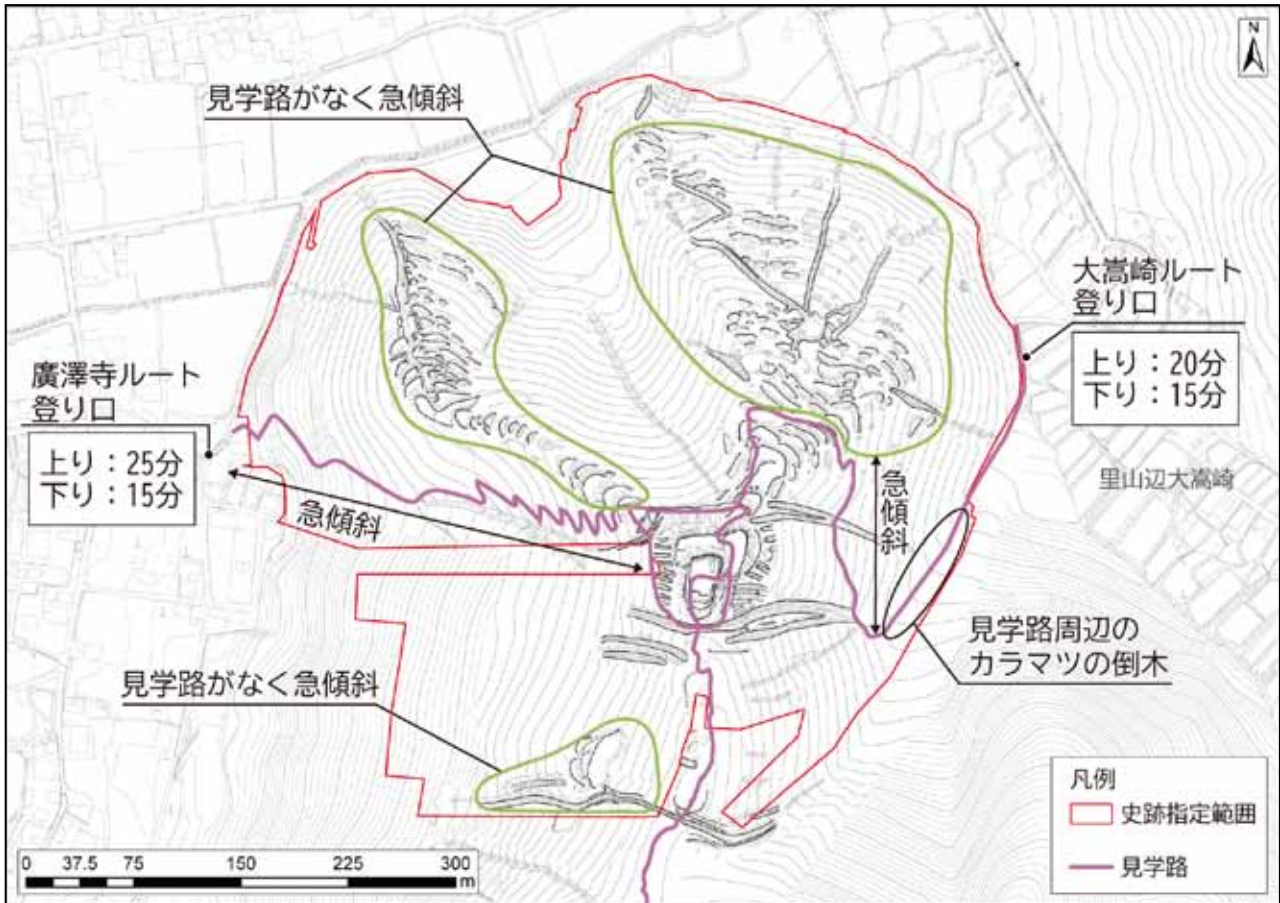
【図 68】小城 保存及び活用現状図（主体部ブロック）



【図 69】小城 既存サイン類位置図

方針	種類 (設置者)	内容			
継続使用	説明 サイン (地元)	 4 地獄の釜			
	名称 サイン (地元)	 5 地獄の釜			
	誘導 サイン (地元)	 2 大嵩崎側登り口 (大城、小城) 案内	 6 大嵩崎ルート案内 (林城跡歴史の道)	 7 大嵩崎ルート案内 (林城跡歴史の道)	 8 大嵩崎ルート案内 (林城跡歴史の道)
		 9 大嵩崎ルート案内 (林城跡歴史の道)	 11 大嵩崎・廣澤寺ルー ト、廣澤寺山への案内 (林城跡歴史の道)	 12 廣澤寺山への案内 (林城跡歴史の道)	 13 廣澤寺ルート案内 (林城跡歴史の道)
		 14 廣澤寺ルート案内 (林城跡歴史の道)	 15 廣澤寺ルート案内 (林城跡歴史の道)	 18 廣澤寺ルート案内 (林城跡歴史の道)	 19 廣澤寺登り口と廣澤 寺への案内 (林城跡歴史の道)
	注意喚起 サイン (地元)	 3 地獄の釜立入禁止			
撤去検討	説明 サイン (松本市)	 1 史跡概要	 10 主郭周辺遺構		
	注意喚起 サイン (不明)	 16 転落・崩落注意喚起 方針：継続使用	 17 転落・崩落注意喚起 方針：継続使用		

【図70】小城 既存サイン類一覧



【図 71】小城 見学路現状図（時間は、登り口から主郭までの所要時間）

廣澤寺ルートと呼称します。なお、北尾根斜面ブロックと北西尾根ブロックには雛壇状の曲輪、城内通路の可能性のあるスロープ状の遺構等がありますが、見学路は設けられていません。見学路のうち、主郭の北側から主郭へと至る部分は、図 55 に示した城内通路の可能性のある遺構を通っています。

(ア) 大嵩崎ルート

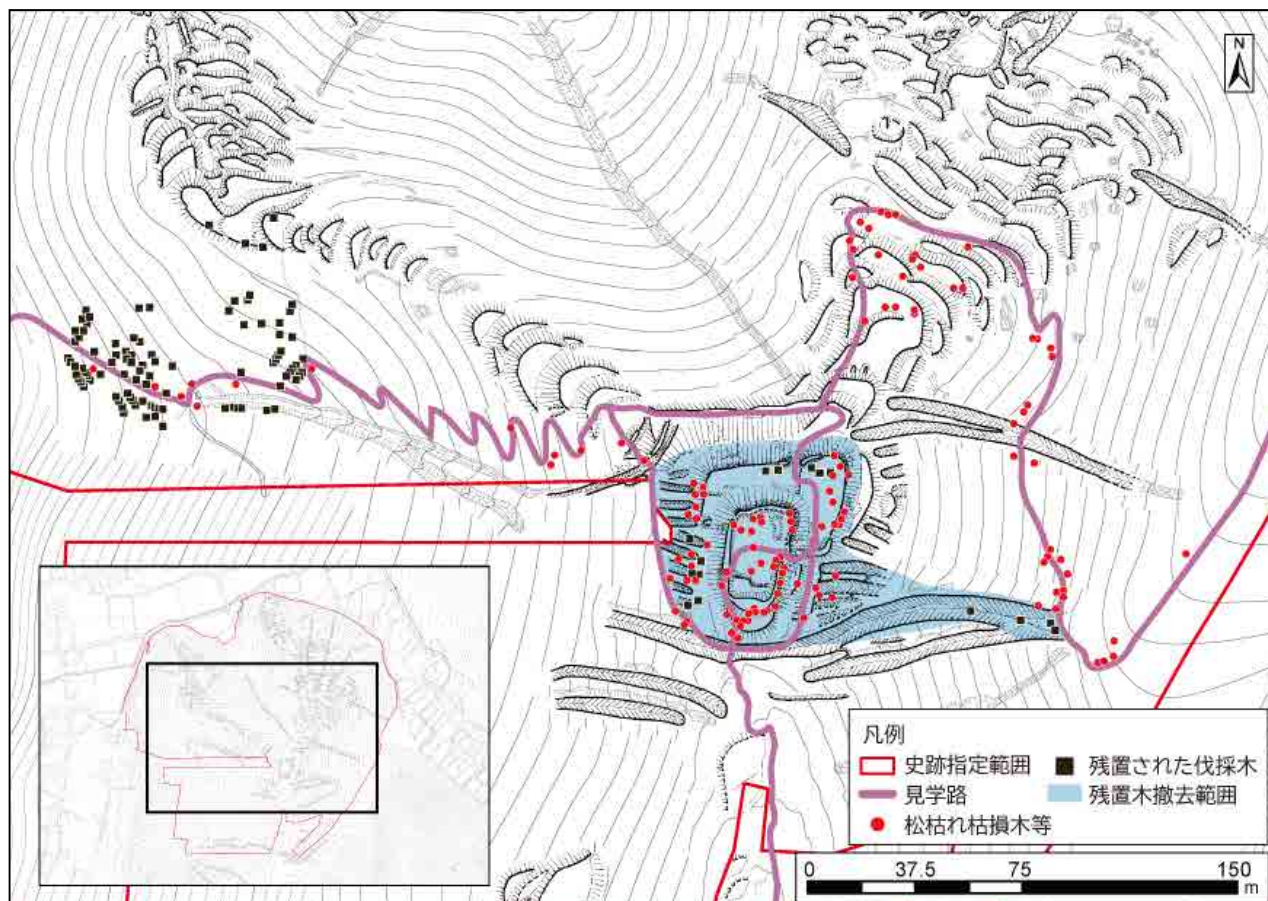
大嵩崎集落から主郭に至る見学路です。登り口から主郭までの所要時間は、上り 20 分、下り 15 分です。見学路は、地元保存団体により整備され、階段や誘導サインが設置されています。見学路は、合流する縦堀を通過し、小規模な曲輪で構成される北尾根斜面ブロックの遺構群を俯瞰しながら主体部ブロック東側に取り付き、曲輪群を経て主体部に至り、石積を仰ぎ見て主郭へ至るため、小城の主要な遺構を見学することができます。主体部ブロック西側に至るまでは、一部急傾斜となっています。

(イ) 廣澤寺ルート

主郭西側の山麓から斜面を登り主郭に至る見学路です。登り口から主郭までの所要時間は、上り 25 分、下り 15 分です。見学路は昔から残る山道(昭和 11 年(1936 年)段階では確認)を利用し、地元保存団体により整備が行われました。

見学路は、登り口から主体部まで遺構がない斜面を登ります。大半が急傾斜で裸地となり、土壌の風化も見られます。

遺構は明瞭に残りますが、北西尾根の曲輪は、一部耕作地として利用されたほ



【図 72】小城 主要遺構及び見学路周辺の枯損木・残置木位置図

か、見学路沿いには、耕作等により造られた石積も見られます。

ウ 便益施設

東屋等の便益施設は、設置されていません。

エ 樹木・植生

小城は、主体部及び遺構が存在する尾根の大半がアカマツ林となり、その他広葉樹と合わせて樹木が密集した状態で生え、史跡から眺望を得ることができません。

大城と同様に、維持管理のための支障木伐採、松枯れ被害木の伐倒駆除等が実施されており、植生環境が変化しています。また、伐採木が畝状縦堀や縦堀に残置され、史跡の景観を損ねています。大城と同様に、枯損木の倒木により遺構の毀損が生じており、また、見学路周辺の松枯れによる枯損木は、倒木により来場者に危険を及ぼすおそれがあります。主要遺構や見学路周辺にあり、遺構の保存や来場者の安全の確保に支障のある樹木は、150本以上あります（88ページ、表10）。

第4節 史跡の本質的価値と構成要素

1 史跡小笠原氏城跡を構成する諸要素

保存活用計画では、史跡小笠原氏城跡を構成する諸要素を下記のとおり区分しています。

A 史跡の本質的価値を構成する要素（表 11）

史跡の立地を含めた、史跡指定地内の遺構群によって構成されます。現在地上で確認できる遺構や、地下に残る遺構、史跡の価値付けに関係する遺物などが該当します。

B 史跡の本質的価値を構成する要素に含まれない要素（表 11）

上記A以外の史跡指定地内における構成要素が該当しますが、史跡の保存、活用、整備を考える上で、以下の二つの要素に分類します。

I 史跡の保存活用に有効な要素

遺構及び周辺環境の保存活用につながる治山施設、遊歩道やサイン類などの活用の面で必要な設備が該当します。

II その他の要素

B I のいずれにも当てはまらないものが該当します。また、近世以降に史跡指定地内に造られた施設なども、ここに含みます。

C 周辺環境を構成する要素（表 12）

史跡の構成要素及び本質的価値に関係する要素の中で、史跡指定地外のものが該当しますが、保存活用計画では以下の二つの要素に分類します。

I 史跡の本質的価値に関連する要素

発掘調査結果や、立地などを考慮し、史跡小笠原氏城跡の本質的価値に直接関係する要素が該当します。

II その他の要素

史跡小笠原氏城跡と同時代にあり、歴史的にも関係がある、又は推測される要素が該当します。

2 史跡の本質的価値

(1) 井川城跡の本質的価値

井川城跡は、発掘調査により、堀や土塁を巡らせた土壇状盛土遺構が検出され、1町（約100メートル）規模の居館跡があることが分かりました。居館跡からは、礎石建物跡、青磁筍形瓶などの威信財、儀礼的様相が強い京都を意識したかわらけなど、守護クラスの居館跡を裏付ける遺構や遺物が出土しました。

また、棘の発達したサイカチが、立木の出土と花粉分析により、堀に沿って密に植栽されていたことがうかがえ、防御機能を担っていたことが考えられます。こうした守護の居館の景観をうかがえる資料が出土したことも本城跡の価値といえます。更に守護クラスの居館跡が、市街地にありながら開発されずに、全体が良好な状態で保存されていることは極めて貴重であるといえます。

これまでの発掘調査が居館の存在や範囲の把握を目的とした限定的な内容であるた

【表 11】 史跡小笠原氏城跡を構成する諸要素

区分		要素		
		井川城跡	林城跡	
			大城	小城
A 史跡の本質的価値を構成する要素		伝檜台跡、地下遺構及び遺物、自然地形	石積、曲輪、切岸、土塁、堀切・竪堀、井戸跡、地下遺構及び遺物、自然地形、その他露出遺構	石積、曲輪、切岸、土塁、堀切・竪堀、井戸跡、地下遺構及び遺物、自然地形、その他露出遺構
B 史跡の本質的価値を構成する要素に含まれない要素	I 史跡の保存・活用に有効な要素	サイン類	サイン類、森林（保安林及び地域森林計画対象林）、治山施設、遊歩道・見学路	サイン類、森林（保安林及び地域森林計画対象林）、治山施設、見学路
	II その他の要素	電柱・支線、里道、私道、公共下水道、水路、祠、その他建築物及び工作物	神社跡、市道、私道、東屋、ベンチ、排水溝、軍事工場関連跡、保存活用の支障となる樹木・枯損木、その他建築物及び工作物	後世の石積、鹿柵、ベンチ、祠、軍事工場関連跡、保存活用の支障となる樹木・枯損木、その他建築物及び工作物

【表 12】 周辺環境を構成する要素

区分		要素
C 周辺環境を構成する要素	I 史跡の本質的価値に関連する要素	保護を検討する範囲に含まれる遺構及び遺物、史跡の本質的価値に関連する遺跡（林山腰遺跡、水番城跡）
	II その他の要素	埴原城跡、山家城跡、桐原城跡 その他史跡小笠原氏城跡に関連する城跡や寺社など

め、居館の内部構造や、周辺の土地利用、植生などの景観について今後の継続的な調査研究によって守護居館の様相を明らかにできる可能性を有する点でも高い価値を持ちます。

(2) 林城跡の本質的価値

林城跡は、尾根に沿って雛壇状に造成された曲輪群や、竪堀と一体化した堀切、主郭周辺で多用される平石積の鉢巻状の石積といった松本平に共通して見られる特徴的な城郭構造が良好な状態で保存されており、県史跡小笠原氏城跡とともに松本地方の山城の特徴や変遷を捉えることができます。

また、大城と小城の谷間（大嵩崎谷）にある林山腰遺跡からは、中世に造成された雛壇状の平場群や礎石建物跡が検出され、立地や遺構、遺物から、遺跡を含む周辺には戦国時代における小笠原氏の本拠があったと推定されます。

林城跡は、林山腰遺跡とともに、山麓に本拠を構え山城を要害とする戦国時代の典型的な領主の本拠の在り方を伝えることから、極めて高い価値を有しています。

(3) 史跡小笠原氏城跡の本質的価値

ア 信濃守護小笠原氏の居城（本拠地）であること

小笠原氏城跡は、小笠原氏が信濃守護に任じられてから、武田晴信の侵攻により信濃を追われるまでの居城（本拠地）であることが、文献史料、発掘調査等により明らかにされています。

また、井川城跡は居館として、林城はその麓にあったと推定される居館に伴う要害であったと考えられます。

イ 室町時代から戦国時代への領主の居城（本拠地）の変遷を知ることができる

中・近世の史料と井川城跡、林山腰遺跡の出土遺物から裏付けられた、小笠原氏の井川城から林城への拠点移動は、戦国時代の軍事的な緊張の高まりの中、列島規模で行われた平地居館から山城への地域領主の拠点移動の状況を具体的に示す例といえます。

小笠原氏城跡は、我が国における室町時代から戦国時代に至る領主の居城（本拠地）の在り方を示す典型例であり、保存状態も良好であることに極めて高い価値を見出すことができます。

ウ 信濃を取り巻く諸勢力の軍事的、政治的な動向をうかがうことができる

3城跡は、信濃における室町時代から戦国時代末までの遺構を残しており、信濃守護に任じられてからの小笠原氏による信濃支配に加えて、小笠原氏の分裂、武田晴信の信濃侵攻による小笠原氏の信濃退去に至るまでの変遷を示すとともに、室町幕府や鎌倉府、上杉、徳川、北条といった信濃を取り巻く諸勢力の政治的、軍事的な動向を知る上でも重要です。

エ 中世的な支配構造から近世的な支配構造への変化を捉えることができる

戦国時代の終焉と織豊系城郭の出現により、地域の政治状況は、方形居館や山城を中心とした中世的な支配構造から、平地の拠点城郭を核とする近世的な支配構造へと変化を遂げました。その過程を、松本市域の4キロメートル四方の中に所在する、小笠原氏城跡と松本城という中・近世の城郭遺産によって総体的に捉えることができます。

(4) 今後明らかにすべき価値

林城は、小笠原氏の信濃退去により、その居城としての役割を終えますが、その後の武田氏支配を経て、小笠原貞慶が松本に戻り支配を確立するまでの時期に山城として用いられた可能性があることが指摘されています。

現在は、城の築城から廃城に至るまでの遺構の変遷が分かっていないため、小笠原氏退去前後における城の構造変化を明らかにすることはできません。県史跡小笠原氏城跡をはじめとする周辺の山城を含めた調査研究により、小笠原氏退去後の林城についても学術的な評価が行われ、新たな価値を見出せる可能性があります。

第4章 史跡の現状と課題

第1節 史跡指定地全体

1 史跡指定地及び周辺

- ・遺構の確認できる範囲と推定範囲に未指定地を含むことから、史跡としての保護を図ることができません。
- ・私有地の整備に当たり、地権者への配慮、合意形成が必要です。また、整備内容により、市有地の公有化が必要です。
- ・現状の利用体系に留意した整備が必要です。
- ・付近の公共施設や幹線道路からの誘導看板等がないため、見学者が史跡にアクセスしにくくなっています。
- ・松本市が管理団体として行う史跡の保存管理について、土地所有者の合意を得る必要があります。

2 遺構及び遺物

- ・発掘調査範囲が限定的で、埋没遺構等の全容が分かっていません。
- ・整備に必要な基礎的な情報が不足しています。
- ・樹木が遺構に影響を与えているおそれがあります。
- ・遺構表示等がされておらず、見学者が現地で遺構を理解することができません。
- ・遺構が地下遺構として埋没していることで保護が図られている一方で、遺構を視覚的に把握できず、見学者に史跡本来の姿を伝えることができません。

3 便益施設

- ・バス等の公共交通機関を利用した3城の周遊ができない上、専用の駐車場やタクシー等の乗降スペースがありません。
- ・史跡にトイレ等の便益施設がなく、史跡の活用等に支障が生じています。
- ・見学者が現地で遺物や情報に触れられるガイダンス機能を持った施設がありません。

第2節 井川城跡

1 史跡指定地及び周辺

- ・史跡指定範囲は、発掘調査により確認された居館跡本体の一部にとどまるため、居館跡全体を史跡として一体的に保存、整備することができません。
- ・史跡指定地の今後の整備に当たり、私有地の公有化が必要な場合があります。
- ・見学者の私有地への立入り、ごみのポイ捨て等の迷惑行為が懸念され、史跡指定範囲の私有地及び指定範囲に隣接する未指定地との境に柵等を設置する必要があります。
- ・隣接する保育園や近隣の学校での活用があることから、児童生徒の安全確保や親しみを持ってもらえるような配慮が必要です。
- ・周囲は住宅地であるため、整備の際に留意が必要です。

- ・ 史跡内を通過している下水道の本管及びマンホール等の改修時の掘削の際、地下遺構の保存に留意が必要です。
- ・ 伝檜台跡以外の遺構は埋没しており、耕作地と休耕地が広がる現状では、往時の居館の姿を現地で理解することが困難です。こうした現状では、史跡の価値や意義が理解してもらえず、保存活用に疑義が生じかねません。
- ・ 指定地東側の水はけが悪く、水没や湿地化により立入りが困難となり、除草等の維持管理、見学等の支障となっています。既存の排水用水路・暗渠も考慮した排水計画を検討する必要があります。

2 保存

- ・ 伝檜台は、居館跡を構成する遺構の可能性が高いものの、未調査であるためどのような遺構であるか分かっていません。
- ・ 伝檜台には高木を含む樹木が生育し、遺構への影響、枝の落下等が懸念されます。
- ・ 出入口（虎口）の遺構に下水道が通っていますが、移設が難しいのが現状です。
- ・ 指定地東側はかつて土取りが行われており、地形改変、遺構の滅失に留意が必要です。

3 活用

【サイン類】

- ・ 幹線道路等からの誘導サインがなく、史跡の場所が分かりにくくなっています。
- ・ 私道（未指定地）を通らないアクセス方法が周知されていません。
- ・ 遺構表示サイン等が不足し、居館跡の姿や遺構の状況を理解することができません。

【便益施設】

- ・ 史跡の周囲の河川及び史跡内の水路は、柵や蓋等がないため、現状では見学者等が転落するおそれがあります。
- ・ 近隣に公衆トイレや、見学者が利用できる公共施設がありません。
- ・ 伝檜台の緑陰以外に日陰がなく、ベンチ等も設置されていないため、見学者が休憩できる場所がありません。

【見学路、動線】

- ・ 里道及び私道は、通勤通学や散策等の通行者が多く、整備に当たって留意が必要です。
- ・ 除草等の管理を行うに当たり、管理用車両の進入が必要ですが、警告表示等がないため、一般車両の史跡内への進入による私有地への立入りや、遺構の毀損のおそれがあります。
- ・ 見学路が設定されておらず、遺構が埋没していることから、史跡の価値を理解することが困難です。
- ・ 伝檜台へ通じる通路上の畦畔ブロックは、傾斜や段差が生じ歩きにくくなっています。

【周辺環境】

- ・ 草木の繁茂により史跡の景観、近隣住宅地や農地の環境に悪影響を与えています。
- ・ 公有地内に残る使用されていない電柱や、工作物等は史跡の景観阻害要因や整備時の支障となる場合があります。



【図 73】井川城跡の現状課題図

第3節 大城

1 指定地及び周辺

- ・ 史跡指定地から周辺道路への落石が見られます。
- ・ 金華橋登り口付近の保安林に設置された治山施設の保全等の工事が予想されます。
- ・ 支障木の特定、遺構への影響の程度が把握できていません。

2 保存

- ・ 浸食や遊歩道の拡幅による遺構の毀損箇所が見られます。
- ・ 土塁や切岸等の遺構上を往来することにより、遺構の毀損が見られます。
- ・ 石積は、崩落や毀損のおそれがあり、遺構の保存や見学者の安全確保のための措置が必要です。特に主体部の曲輪の外側を巻く石積は、曲輪からおよそ4～5メートルの高さにあり、崩落による遺構の毀損防止や見学者の安全確保のための措置が必要です。
- ・ 石積の現状記録・詳細調査が行われておらず、石積の保存管理に必要となる毀損状況等の情報がありません。
- ・ 石積の多くが埋没しており、未調査であることから、見学者に本来の姿を伝えることができません。
- ・ 松枯れの進行により樹木が面的に失われることで、下草の繁茂や、雨水の影響等遺構の保存、活用の環境変化が懸念されます。
- ・ 石積や土塁上の樹木の倒木や根の押出し等により、遺構が毀損するおそれがあります。
- ・ マウンテンバイク等の軽車両の乗り入れは、遺構を毀損するおそれがあります。
- ・ 曲輪2で建物跡が確認されていますが、その他の地下遺構の状況が分かっていません。
- ・ 遺構の適切な保護措置や整備時に必要となる地下遺構の深度・分布や毀損の状況が不明です。

3 活用

【サイン類】

- ・ 設置者や設置時期により、表示、デザインに差異があり、見学者等に提供する情報の過不足や劣化状況等が把握できていません。
- ・ 見どころ、歩きやすさ、注意喚起等の見学に必要な案内が不足し、情報を提示できていません。また、情報が古いものや破損しているものもあります。
- ・ 山麓には、主体部に通じる車道への誘導サインが設置されているため、動線計画にあわせて内容を見直す必要があります。
- ・ 幹線道路からの誘導サインがなく、史跡の場所が分かりにくくなっています。

【見学路・管理用動線】

- ・ 車道（市道部分）の山側法面がオーバーハングしていることから、崩落による人的被害、遺構の毀損、車両等の通行阻害のおそれがあります
- ・ 史跡の大半は私有地であるため、車道の取扱いや整備には地権者の合意形成が必要です。

- ・市所管の遊歩道と、地域住民等が整備し、管理を行う見学路があることから、整備に当たり、関係する団体等との協議が必要です。
- ・遊歩道の一部が未指定地であるため、国庫補助事業としての一体的な整備ができません。
- ・橋倉から化粧井戸を經由して主体部に至るルートは、夏から秋にかけて草木の繁茂により通行が難しくなっています。
- ・遊歩道及び見学路の一部は急傾斜であり、転落のおそれのある箇所等もありますが、階段や柵等の整備、注意喚起のサイン類が不足しています。
- ・後世に造られた道を利用しているため、見学者が遊歩道及び見学路を当時の城内通路と誤解してしまうおそれがあります。
- ・雨水等の浸食により窪みが生じ、水路となることによって浸食が進行しています。
- ・浸食により、岩盤や樹根等が地表に露出し、歩きにくくなっています。

【城内通路】

- ・対外的な道と曲輪間の連絡用通路等、複数系統の城内通路が残っている可能性があります、それぞれの系統を区別することが困難で、城内通路の全体像が分かっていません。
- ・別系統の城内通路をつなげることにより、見学者に誤った情報を伝えるおそれがあります。
- ・縄張調査のみでは不明な箇所があるため、発掘調査が必要です。
- ・既存の遊歩道及び見学路の一部が、当時の城内通路を踏襲している可能性もあり、留意が必要です。

【便益施設】

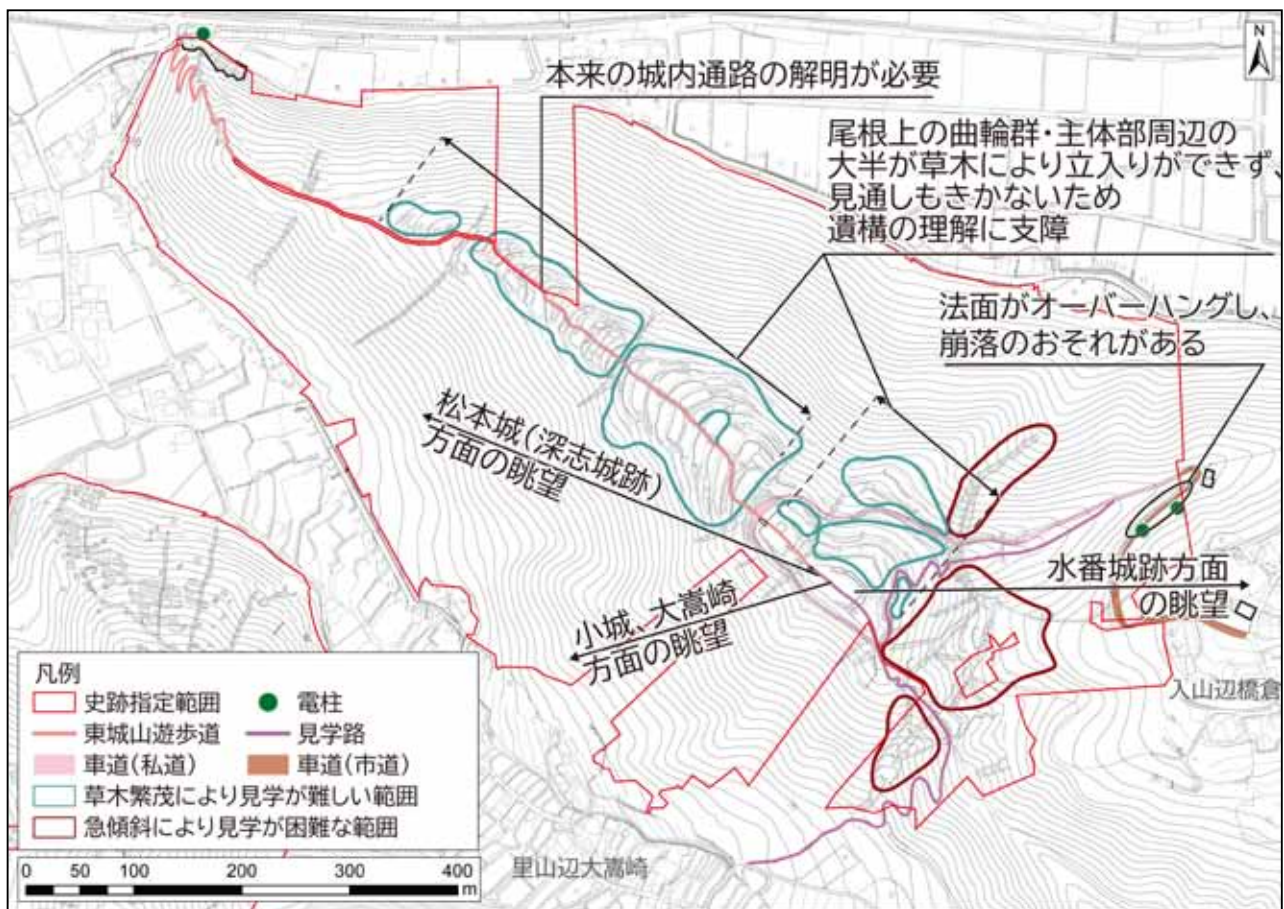
- ・最寄りの駐車場から近い登り口（金華橋側）までの距離が500メートル以上あり、付近への路上駐車が見られます。
- ・城域が広く見学に時間を要し、トイレが必要となる状況ですが、現地には恒久的なトイレがありません。
- ・トイレが利用できる公共施設は距離が離れており、当該施設が休館日の場合は利用できません。
- ・既存の東屋やベンチは、史跡活用上の位置付けが明確でなく、管理や将来的な取扱方針が検討されていません。
- ・カラーベンチや劣化したベンチは、管理者が不明であり、史跡の景観を損ねています。

【樹木・植生】

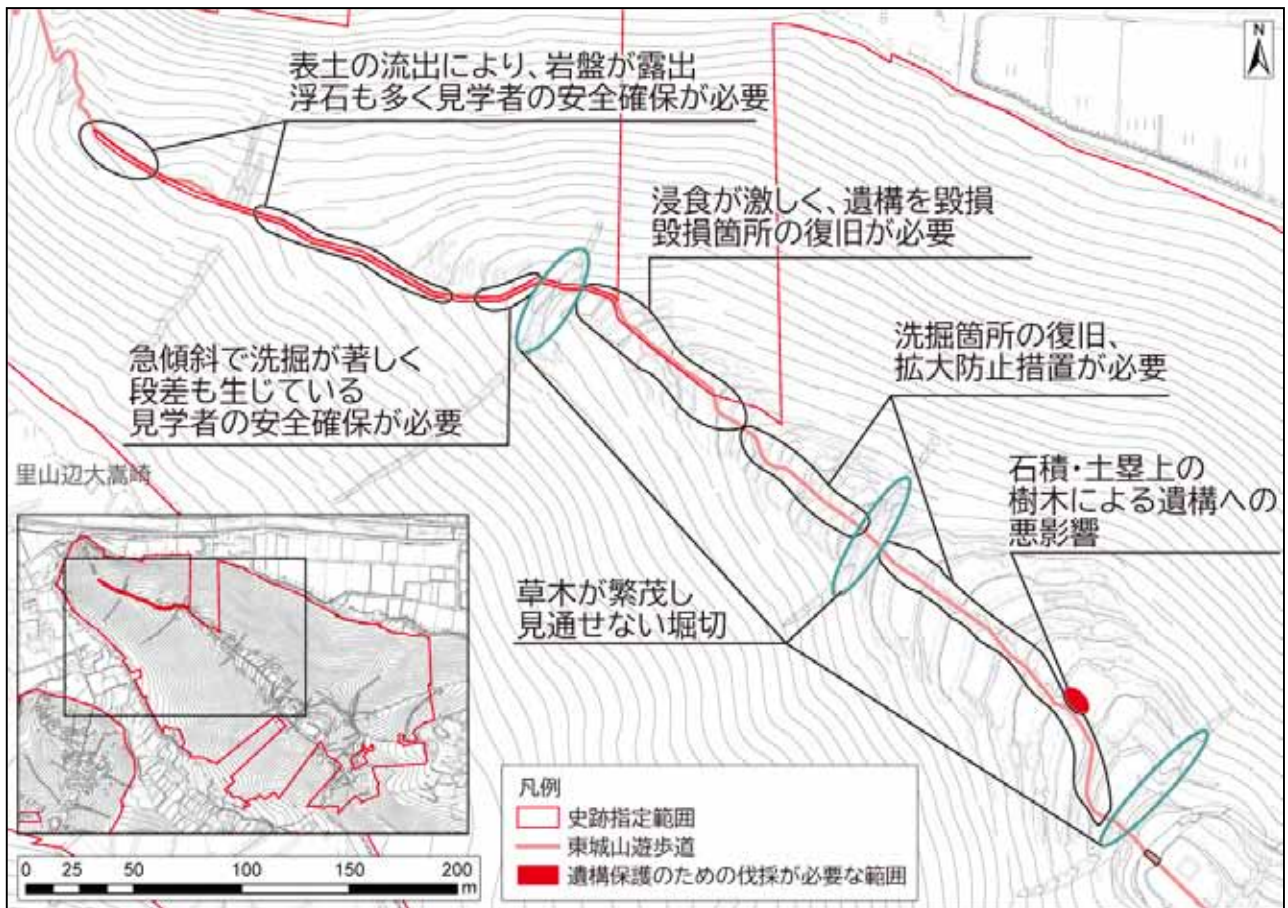
- ・掘切や切岸に落ち葉や土砂が堆積しており、本来の遺構の姿を見ることができません。
- ・曲輪の大半は、主郭周辺の一部を除き草木により立入りができず、見通しも利かないため、遺構理解の妨げになっています。
- ・松くい虫の被害木は、伐採時にくん蒸処理が必要となる場合があり、残置された樹木が遺構の理解を妨げたり、史跡内の景観阻害要因となっています。
- ・樹木により史跡から周囲の関連遺跡（小城、大嵩崎（林山腰遺跡）、深志城等）が眺望できず、広域的な遺跡の理解を妨げています。

【遺構の改変箇所】

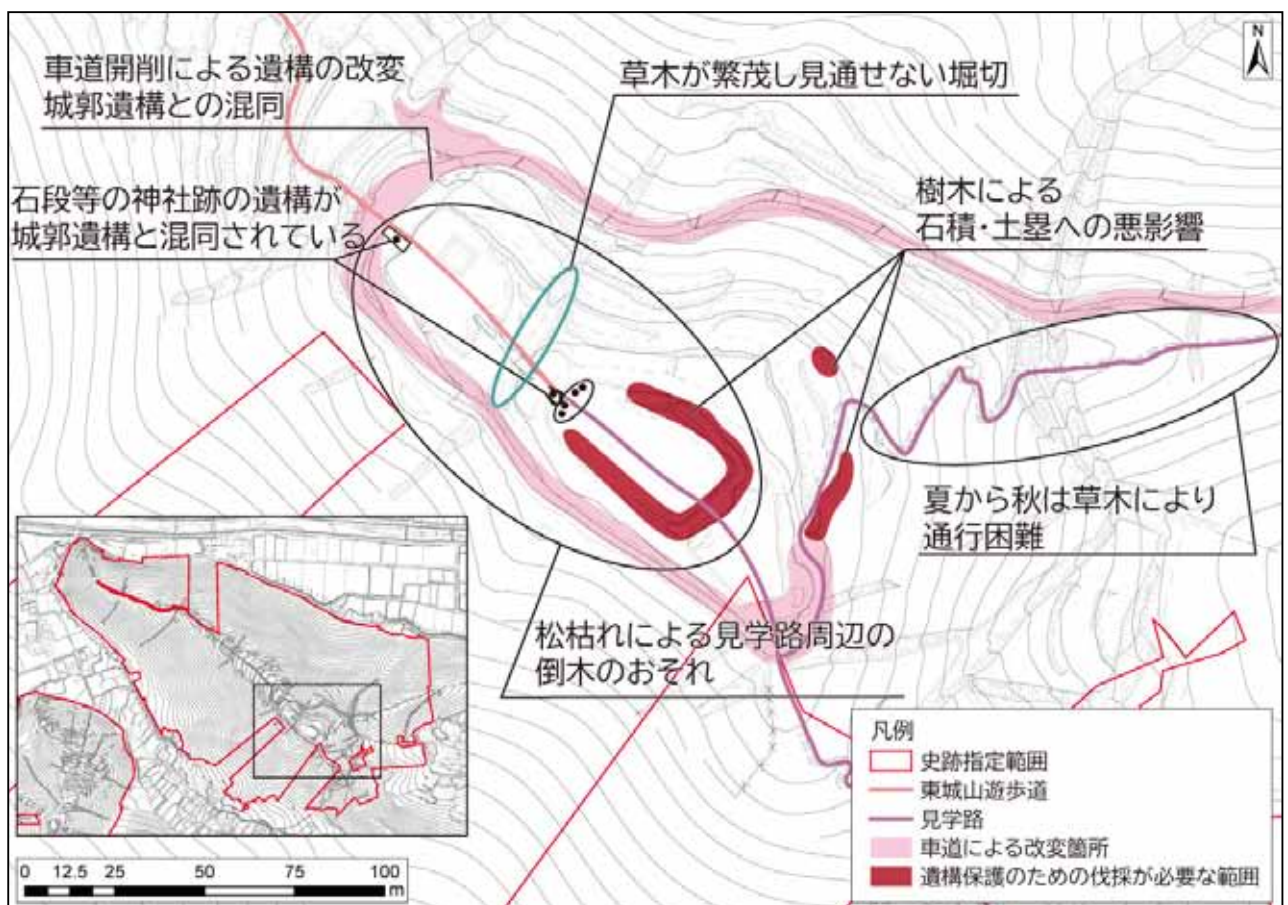
- ・主体部周辺の曲輪3、9、10、堀切D、E、Kや土塁は、車道開削時に削平を受け、本来の形状が分からなくなっています。
- ・主郭や堀切Eの土橋に、後世の改変とされる石積が残っていますが、未調査です。
- ・主体部に残る石段や土橋、礎石等の後世の改変による遺構が本来の城郭遺構と誤解されることで史跡の理解を妨げています。
- ・遊歩道により遺構が改変されており、本来の遺構の姿が分かっていません。



【図 74】大城 現状課題図（全体図）



【図 75】大城 現状課題図（西北西尾根）



【図 76】大城 現状課題図（主体部）

第4節 小城

1 史跡指定地及び周辺

- ・ 史跡指定地から周辺道路への落石のおそれがあります。
- ・ 史跡指定範囲西側の保安林に設置された治山施設の保全等の工事が予想されます。

2 保存

【石積】

- ・ 主郭北側から北東側の石積を除き現状記録・詳細調査が行われておらず、石積の保存管理に必要な毀損状況等の情報はありません。
- ・ 石積の崩落や毀損により、史跡の本質的価値が失われたり、見学者の安全確保の支障となるおそれがあります。
- ・ 主郭石積の崩落箇所が、主郭への出入口として使われるおそれがあります。
- ・ 主郭石積は、見学者の接近が容易な状況にありますが、上端が曲輪2からおよそ4メートルにあるため、崩落による遺構の毀損防止や見学者の安全確保のための措置が必要です。
- ・ 石積が埋没している箇所があり、未調査であることから、見学者に本来の姿を伝えることができません。

【発掘調査】

- ・ 発掘調査は主郭で実施していますが、限定的なため、建物跡等の城郭構造が不明です。
- ・ 遺構の適切な保護措置や整備時に必要となる地下遺構の深度・分布や毀損状況が不明です。

【樹木・植生】

- ・ 樹木の枯損・倒木により、遺構の毀損や見学者の安全に悪影響が及ぶおそれがあります。
- ・ 松枯れの進行により樹木が面的に失われることで、下草の繁茂や、雨水の影響等遺構の保存、活用の環境変化が懸念されます。
- ・ 支障木の特定、遺構への影響の程度が把握できていません。
- ・ 石積や土塁上の樹木の倒木や根の押出し等により、遺構が毀損するおそれがあります。

3 活用

【サイン類】

- ・ 設置者や設置時期により、表示、デザインに差異があり、見学者等に提供する情報の過不足や劣化状況等が把握できていません。
- ・ 情報が古いものや破損しているものがあります。
- ・ 登り口までの誘導サインがなく、史跡の場所が分かりにくくなっています。

【見学路・動線】

- ・ 地元住民等が整備し、管理を行っているため、整備に当たり関係する団体等との協議が必要です。

- ・見どころ、歩きやすさ、注意喚起等の見学に必要な案内が不足し、情報を提示できていません。
- ・遊歩道及び見学路の一部は急傾斜であり、転落のおそれのある箇所等もありますが、階段や柵等の整備、注意喚起のサイン類が不足しています。
- ・後世に造られた道を利用しているため、見学者が見学路を当時の城内通路と誤解してしまうおそれがあります。
- ・救急車両や管理車両の乗り入れができず、山麓に駐車場もないため保存活用に当たり支障が生じます。

【城内通路】

- ・既存の見学路の一部が、当時の城内通路を踏襲している可能性に留意が必要です。
- ・北尾根及び北西尾根に残る城内通路は、急傾斜であり、通行するのは困難です。

【便益施設】

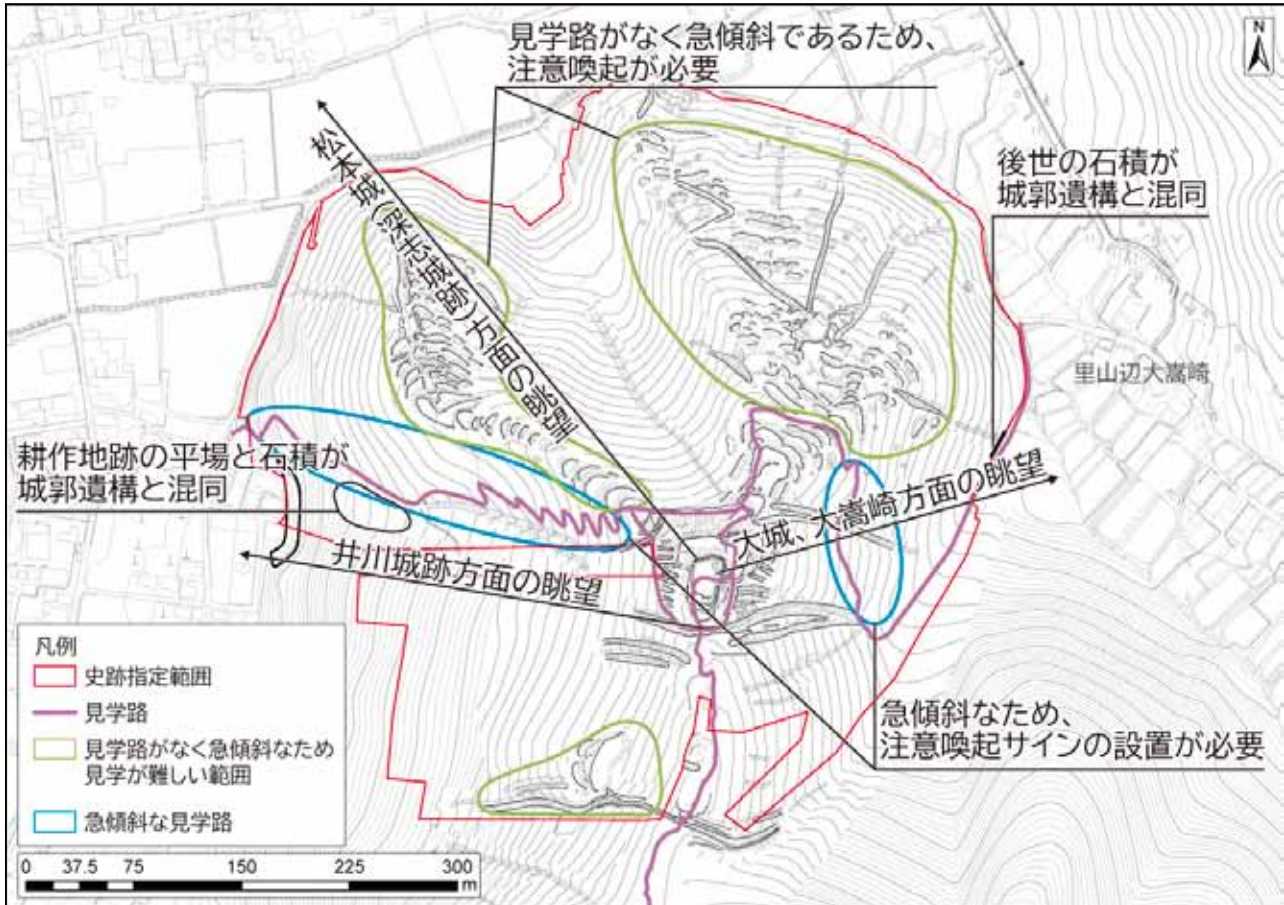
- ・最寄りの駐車場から近い登り口（大嵩崎側）までの距離が1.3キロ以上あり、付近への路上駐車が見られます。
- ・城域が広く見学に時間を要し、トイレが必要となる状況ですが、トイレが設置されていません。また、トイレが利用できる公共施設は距離が離れており、当該施設が休館日の場合は利用できません。
- ・東屋等休憩施設の設置について具体的な検討がされていません。

【樹木・植生】

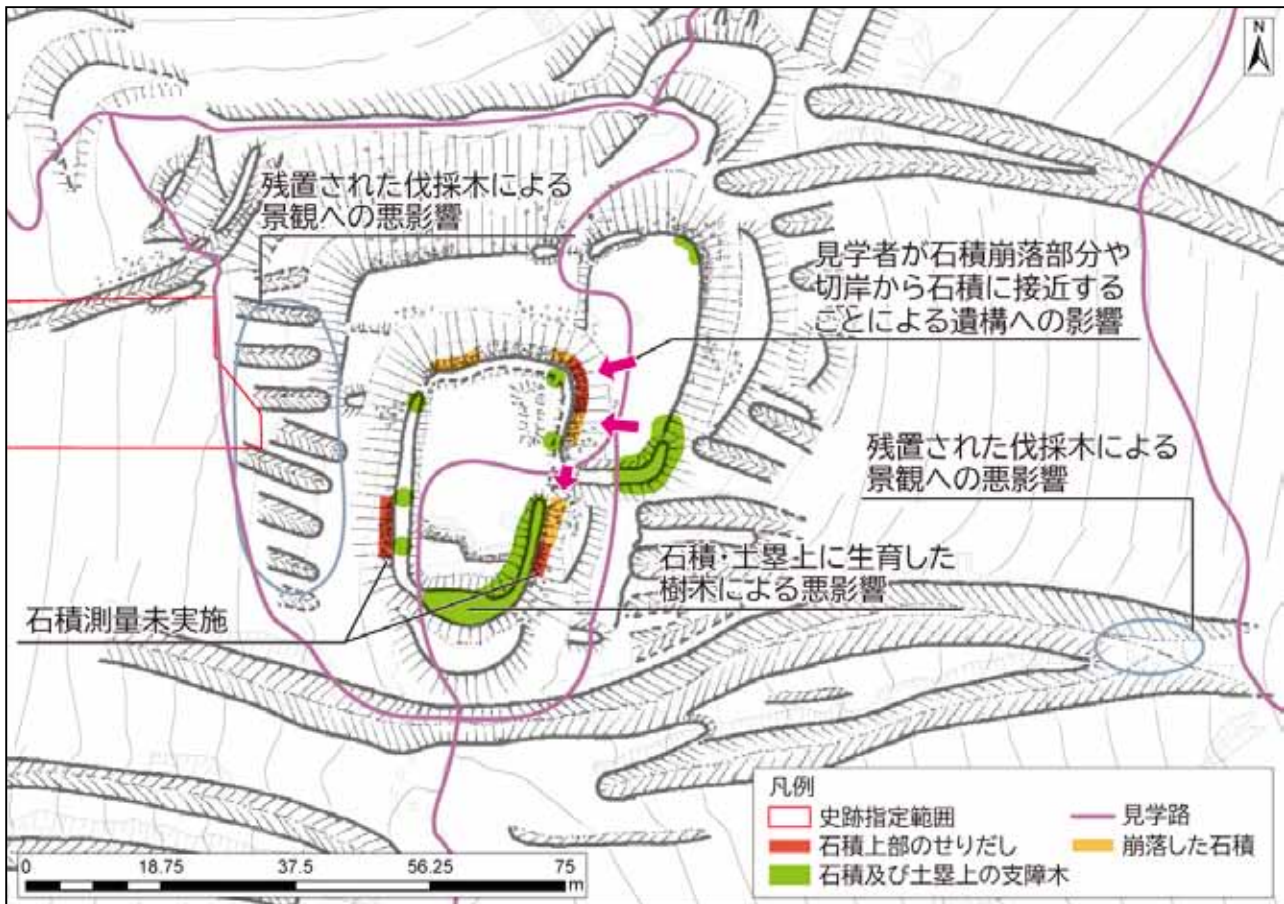
- ・松くい虫の被害木は、伐採時にくん蒸処理が必要となる場合があり、残置された樹木が遺構の理解を妨げたり、史跡内の景観阻害要因となっています。
- ・樹木により史跡から周囲の関連遺跡（井川城跡、大城、大嵩崎（林山腰遺跡）、深志城等）が眺望できず、広域的な遺跡の理解が困難となっています。
- ・堀切や切岸に落ち葉や土砂が堆積しており、本来の遺構の姿を見ることができません。

【改変箇所】

- ・主郭に改変されたと思われる石積が見られるほか、見学路周辺に耕作地跡の石積が残り、本来の城郭遺構と誤解されることで、史跡の理解に支障となっています。
- ・主郭の改変されたと思われる石積は、未調査であり、本来の姿が分かっていません。



【図 77】小城 現状課題図（全体図）



【図 78】小城 現状課題図（主体部）

第5章 基本理念と基本方針

第1節 基本理念

史跡小笠原氏城跡は、室町時代から戦国時代までの間、信濃守護小笠原氏の居城（本拠地）として機能し、発掘調査の成果により、井川城から林城への拠点移動の様子を確認することができます。こうした在り方は、戦国時代における列島規模の動きである平地の居館から山城への領主の拠点移動の状況を示す典型であるとともに、信濃を取り巻く軍事的政治的な動向を示唆するものと捉えることができます。そして、小笠原氏城跡と近世城郭である松本城と合わせることによって、方形居館や山城を中心とした支配から平地の拠点城郭を核とする支配へと、中世から近世に至る領主の支配構造の変化を一体的に捉えることができます。

また、本質的価値を構成する城郭遺構は、城郭としての機能を失った最終段階の姿として、信濃守護小笠原氏の動向に加え、小笠原氏退去後の府中一帯の情勢変化の痕跡を現在に伝えています。

こうした要素は、史跡小笠原氏城跡の本質的価値を示すものであり、次世代へ確実に継承していかななくてはなりません。そのためには、市民に親しまれ、多くの人から大切にされながら、史跡の持つ価値や魅力を理解してもらえる整備を行う必要があります。そこで、本計画では、史跡小笠原氏城跡の目指す将来の姿「大綱」を下記に示し基本理念とします。

- 信濃守護小笠原氏の拠点移動や府中一帯の政治的、軍事的動向を城郭遺構から体感できる整備を目指す。

第2節 基本方針

1 整備の基本方針

保存活用計画と大綱に基づき、基本方針を下記のように示します。

- (1) 遺構の保存を第一とし、段階的な整備を行います。
- (2) 史跡の本質的価値を多くの人に理解してもらえるよう、調査研究の成果や整備過程等の情報を発信しながら整備を行います。
- (3) 史跡の景観に調和した整備を行い、地域住民や見学者が安全・快適に史跡を活用できるよう、市民に親しまれる整備を行います。
- (4) 室町時代から戦国時代までの城館の姿を体感できる整備を行います。

2 整備の方向性

前述までの基本理念、基本方針、史跡の現状と課題を基に整備の方向性を示します。

(1) 井川城跡

ア 現在公有地となっている箇所を中心に部分的な整備を行い、史跡の追加指定と指定地の公有化によって保存範囲の拡大を図りながら、段階的な整備を行います。

イ 中世の居館の雰囲気を感じながら、史跡の理解を深められるよう、サイン類による情報の提示、遺構表示や復元整備等により、遺構の顕在化を行います。

ウ 市街地に位置し、保育園も隣接していることから、市民の憩いの場や地域活動の場として活用できる整備を行います。

(2) 林城跡

ア 石積を始めとした露出遺構は毀損のおそれがあり、現状記録調査と破損状況調査に基づく保存のための整備を計画的に行います。

イ 史跡指定範囲が広いことから、活用のための整備は遊歩道・見学路沿いや主要な遺構が集中している範囲を中心に行います。

ウ 特徴的な遺構や城跡の構造等に関するサイン類の設置等によって、史跡の理解を手助けし、遺構を見ながら戦国時代の山城を体感できるようにします。

3 整備の時代設定

史跡小笠原氏城跡は、信濃守護小笠原氏の居城であり、室町時代から戦国時代の軍事的状況下における地域領主の拠点の変遷を示しています。正確な廃城時期が不明で、その後の信濃を巡る争いで、引き続き使用されたことも考えられることから、付加された遺構等についても同様とし、整備の時代設定を下記のとおり示します。

(1) 井川城跡

発掘調査において、15世紀第2四半期には、曲輪の造成が行われていることが確認でき、建物跡の遺構や威信財を含む多くの遺物が出土している15世紀中葉を整備の時代設定とします。

(2) 林城跡

発掘調査は限定的に行われたのみで、縄張や遺構の時期を特定することができないため、現在残る本質的価値を持つ要素（表10）を、城郭の最終期の姿として捉え、戦国時代末（16世紀末）を整備の時代設定とします。

第6章 整備基本計画

第1節 全体計画及び地区区分計画

1 全体計画

(1) 整備方針

史跡小笠原氏城跡は、これまで述べてきたとおり、市街地と山地といった異なる環境にあり、指定範囲も広域であることから、段階的に整備を行い、本質的価値の保存活用を図ります。

本計画の対象期間である10年間では、本質的価値の保存を第一とした保存のための整備に着手した後、中世の城館跡を体感できるよう、活用のための整備に着手します。

(2) 保存のための整備

文化財保護法において設置が義務付けられている標識及び境界標を設置します。

遺構は、破損状況調査や、三次元計測等の現状記録調査を実施し、修理や毀損防止措置を計画的に行います。現状で、大城の遊歩道部分の遺構や土塁に毀損が生じているため、修復を行います。また、崩落のおそれのある石積や斜面は定期的な観測を行うことで毀損の未然防止を図ります。

根等により遺構に影響を与えている樹木は、伐採後の遺構や植生への影響を検討し、伐採を行います。松枯れ等により枯損した樹木は、倒木による遺構の毀損、見学者への危険につながることから伐採します。

城郭が築かれた地形は、構造を理解するために必要であることから、保護層を設けるなどし、保護を図ります。また、山城は急傾斜地であり、落石や土砂崩落が懸念されることから、遺構の保護と周辺住民の安全のために、落石・崩落防止等の地形保全の在り方について検討します。

(3) 活用のための整備

ア 井川城跡

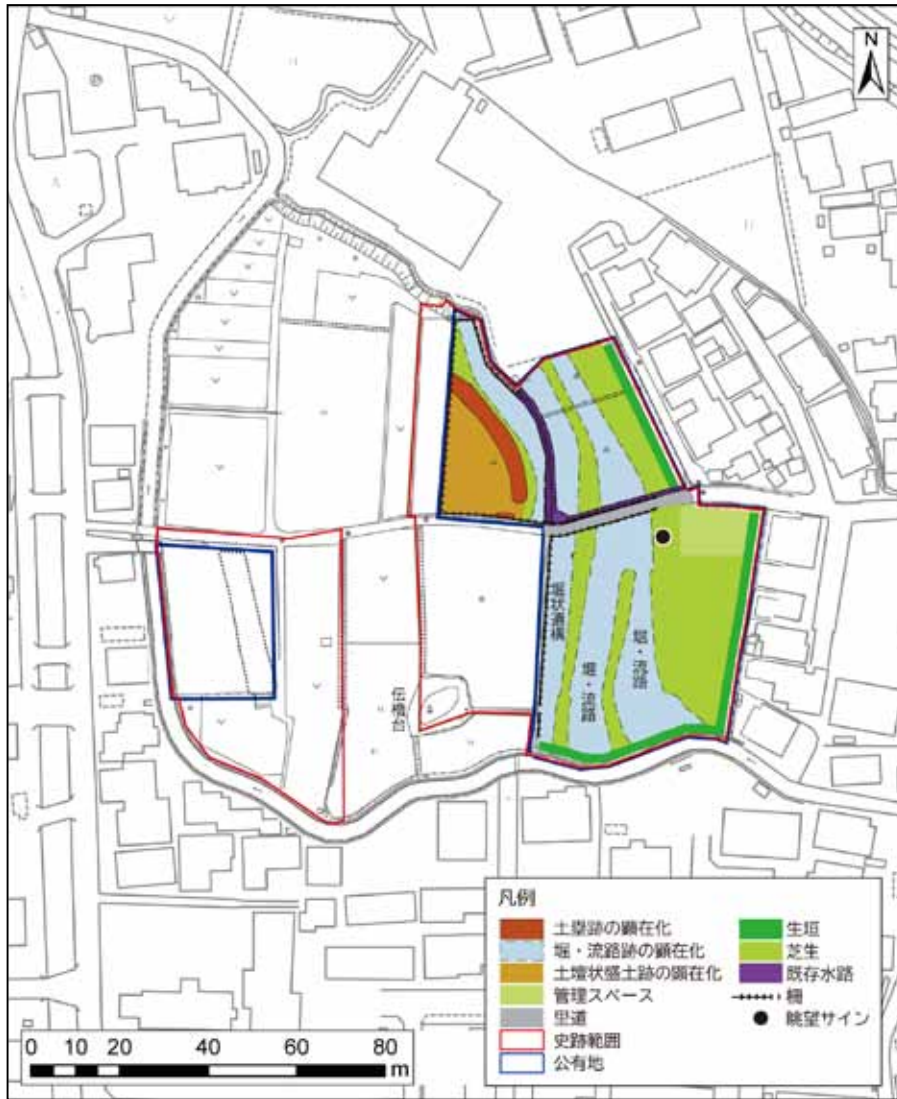
周辺の土地利用状況や生活空間に配慮しながら、公有地を中心に段階的な整備を実施します。中世の居館を顕在化させるため、埋没遺構の遺構表示の方法を検討し、発掘調査を行い土塁と堀で囲まれた空間を顕在化します。また、市街地に位置し、教育機関も近いことから、憩いの場や社会教育活動の場としての機能を併設します。

見学者が容易にアクセスしやすいよう、史跡までの誘導看板を設置するほか、史跡の本質的価値の理解を深めるためのサイン類や動線の整備を行います。また、史跡の保存活用を進めるため、駐車場やトイレ等の便益施設の設置、管理車両や緊急車両の動線について検討します。

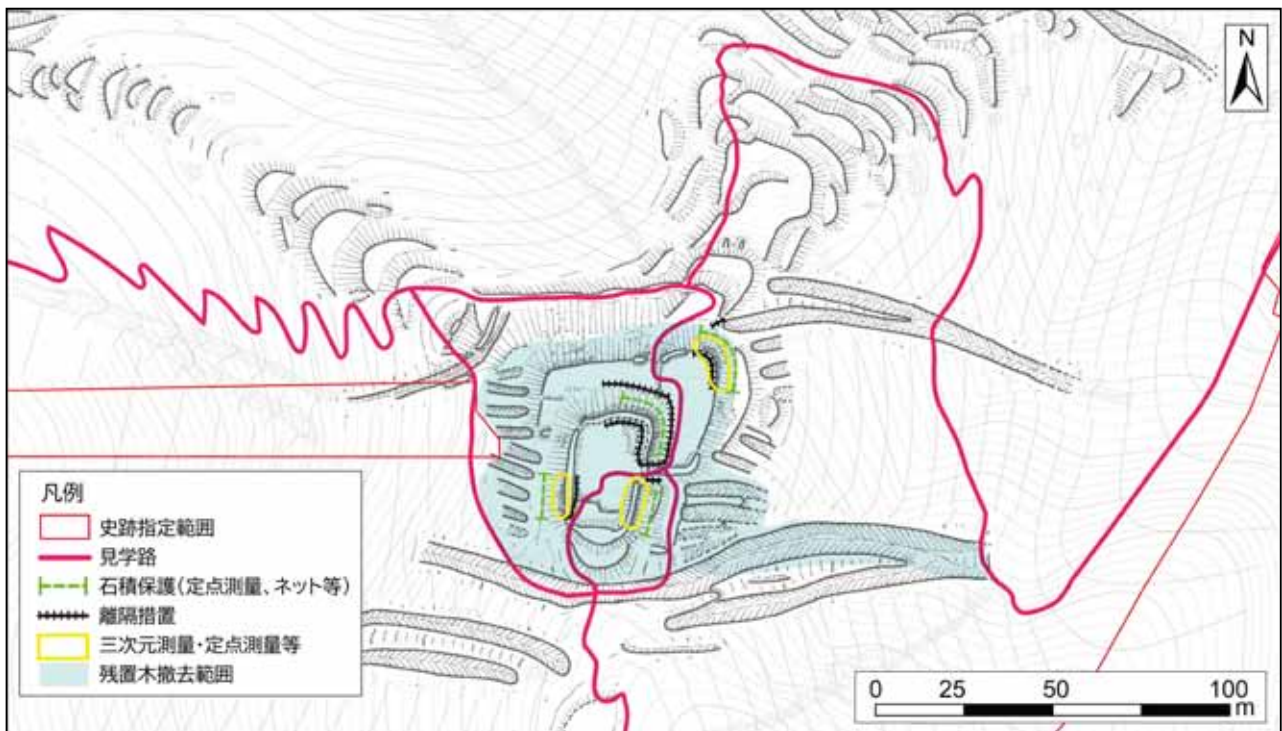
イ 大城

指定範囲が広いため、主要遺構が集中している範囲と遊歩道・見学路沿いを中心に段階的な整備を実施します。

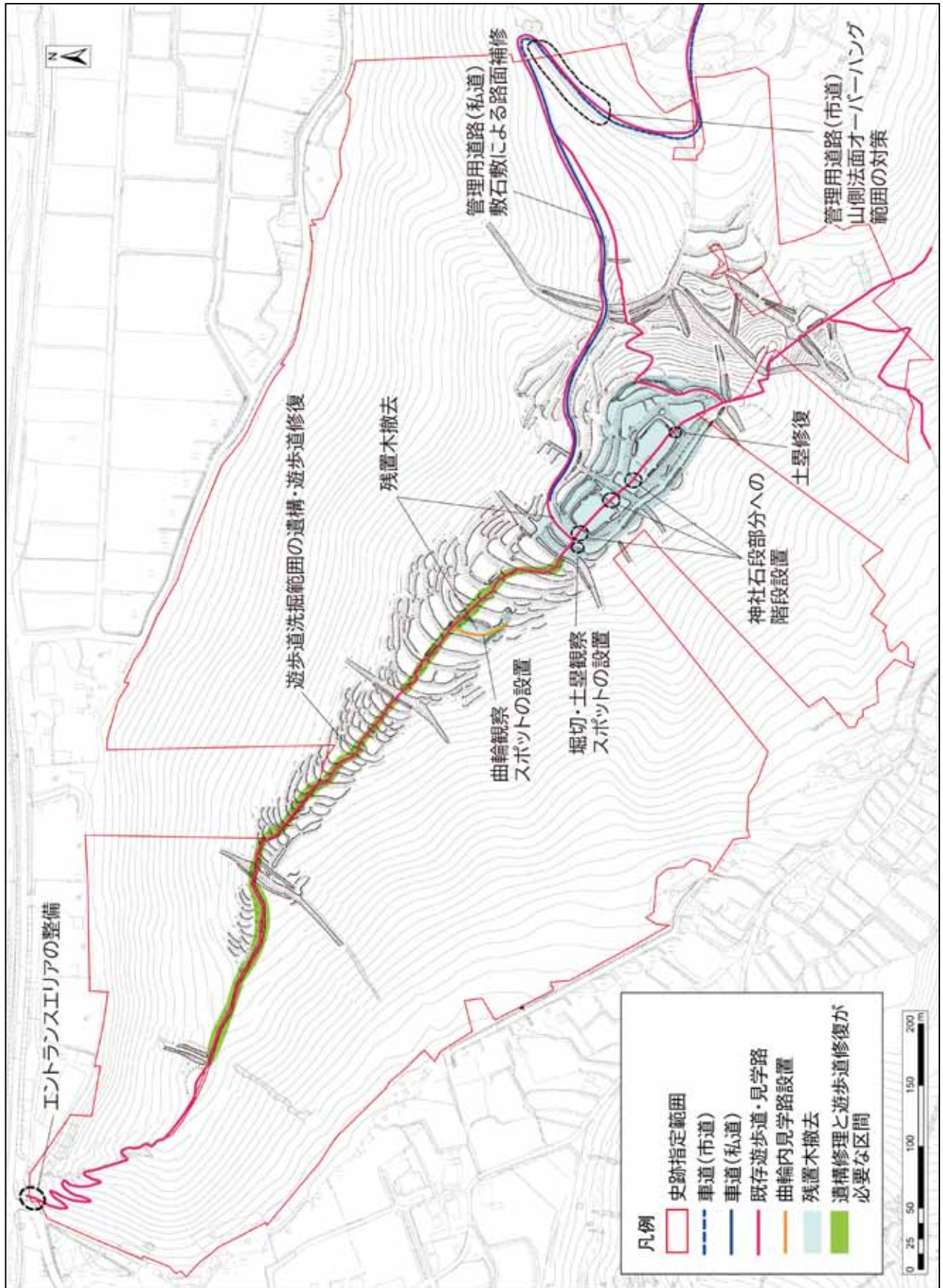
大城の特徴である、主体部に近づくにつれて変化する曲輪と切岸の構造、石積、堀切からつながる豎堀を体感できるよう、遺構の観察スポットの設置やサイン類整



【図 79】井川城跡整備箇所



【図 80】小城 整備箇所



【図 81】大城 整備箇所

備を行います。

また、見学者が容易にアクセスしやすいよう、史跡までの誘導看板を設置するほか、史跡の本質的価値の理解を深めるためのサイン類や動線の整備を行います。改変された遺構は、史跡の本質的価値の理解に支障を与えることから、復元や改変を示す案内に整備等を検討します。史跡の保存活用を進めるため、駐車場やトイレ等の便益施設の設置、既存車道の取扱いについて検討します。

ウ 小城

指定範囲が広いため、主要遺構が集中している範囲と遊歩道・見学路沿いを中心に段階的な整備を実施します。

見学者が容易にアクセスしやすいよう、史跡までの誘導看板を設置するほか、史跡の本質的価値の理解を深めるための説明板の設置、見学路の急傾斜地等の危険箇所への注意喚起サインの設置等のサイン類の整備を行います。

2 地区区分計画

保存活用計画で定めた地区区分を基に、井川城跡、林大城、林小城のそれぞれについて、本計画での地区区分を設定し、各地区の整備方針、短期及び中・長期の整備内容を整理します。地区区分にあたり、大城と小城の周辺エリアは林城周辺エリアとして一括して区分します。

(1) 地区区分の概要

ア 井川城跡

(ア) 主郭遺構表示エリア

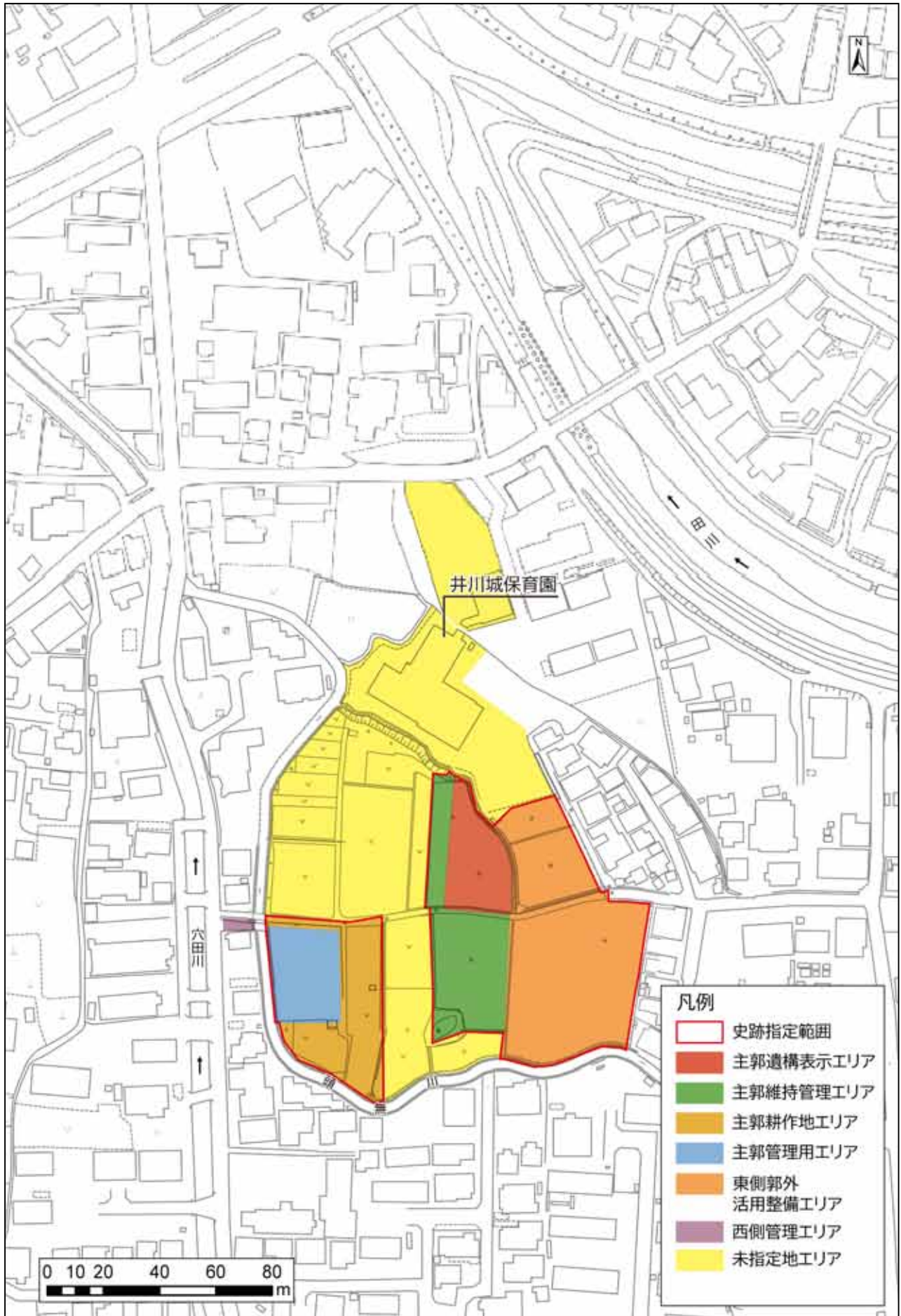
保存活用計画でA-2区（主要遺構が残る公有地域）とした区域の一部であり、発掘調査により、堀状遺構及び土塁に囲まれた居館の一部であることが明らかになっているエリアです。建物跡や虎口と推定される遺構の一部も確認されています。

(イ) 主郭維持管理エリア

保存活用計画ではA-1区（主要遺構が残る私有地域）とした区域の一部であり、指定地東側のうち、私有地の区域です。発掘調査により、土塁と堀に囲まれた居館の一部であることが確認されており、唯一の露出遺構である伝櫓台跡も残存しています。現状は休耕地となっており、除草管理を行っています。エリア南側は水はけが悪く、降雨後に水没する範囲があります。

(ウ) 主郭耕作地エリア

保存活用計画ではA-1区（主要遺構が残る私有地域）とした区域の一部であり、指定地西側のうち、私有地の区域です。発掘調査により土塁と堀に囲まれた居館跡の一部、建物跡が確認されています。現状は耕作地として利用されており、耕作者や農業用車両の通行は、東側郭外活用整備エリアの里道を利用しています。本計画で整備を行う主郭遺構表示エリア、東側郭外活用整備エリアに隣接しており、現状の土地利用に支障が及ばないように、配慮が必要なエリアです。



【図 82】井川城跡地区区分図

(工) 主郭管理用エリア

保存活用計画ではA-2区(主要遺構が残る公有地区域)とした区域の一部であり、指定地西側のうち、公有地の区域です。発掘調査は行われていませんが、隣接地等の発掘調査成果から、堀跡、土塁が埋没遺構として残存していることが推定されています。現状は更地(公有化前は宅地)であり、除草管理を行っており、管理用車両の一時的な乗入れ等を行っています。

(オ) 東側郭外活用整備エリア

保存活用計画でA-2区(主要遺構が残る公有地区域)とした区域の一部で、指定地東側のうち公有地の範囲であり、史跡への東側からのエントランスとなる区域です。発掘調査により、堀、流路遺構、中世の整地面が確認されています。

エリア南側は、発掘調査により、堀跡、整地層などが確認されています。現状は休耕地となっており、除草管理を行っています。水はけが悪く、おおむね6月から9月までは、降雨後に敷地が長期間水没することが多く、史跡の保存活用に支障が生じています。

(カ) 西側管理エリア

史跡指定範囲外ですが、史跡西側の市道と指定地の接続のため公有化した区域です。アスファルト舗装され、コンクリート製の橋で指定地と接続しています。

(キ) 未指定地エリア

保存活用計画で今後保護を検討する範囲とした区域であり、郭内の私有地と郭外の井川城保育園用地の範囲です。史跡指定範囲に隣接し、発掘調査成果から居館跡及び郭外の遺構が確認されていたり、存在が推定されている区域であり、遺構の保存に配慮が必要です。

郭内の範囲は、耕作地として利用されており、耕作者や農業用車両の通行は、東側郭外活用整備エリアの里道を利用し、本計画で整備を行う主郭遺構表示エリア、東側郭外活用整備エリアに隣接していることから、史跡整備、活用にあたり土地所有者等の土地利用に支障が及ばないよう配慮が必要な区域です。

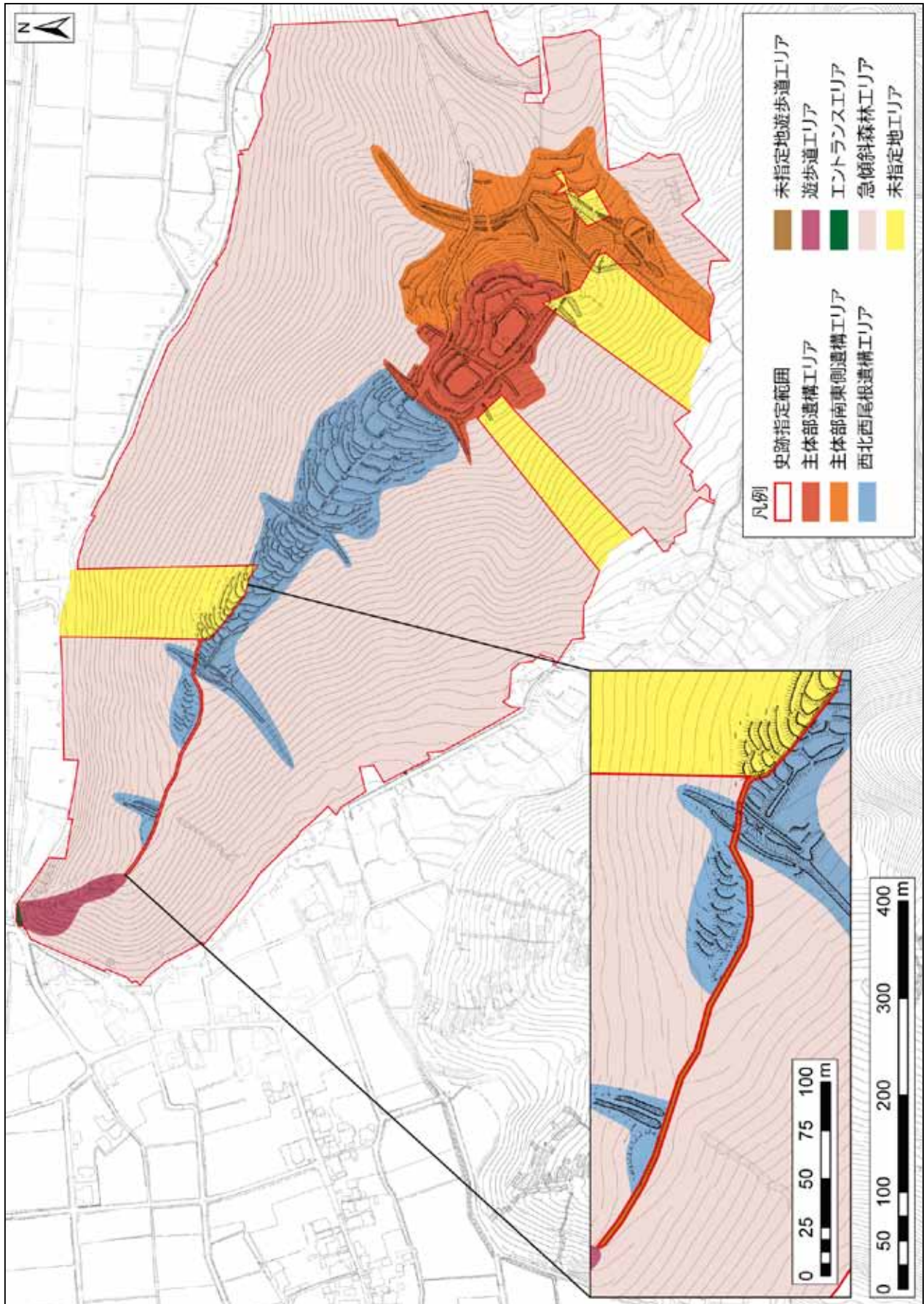
イ 大城

(ア) 主体部遺構エリア

保存活用計画ではA-a区(主郭(曲輪1)を中心とした主要遺構が残る区域)とした区域であり、主郭を中心とした主体部の遺構群で構成されたエリアです。城郭の中枢部に当たり、曲輪、土塁、石積など史跡の本質的価値を構成する要素が集中しており、城郭構造を理解するのに好適なエリアです。

(イ) 主体部南東側遺構エリア

保存活用計画ではA-b区(主要遺構が残る区域)とした区域の一部であり、主体部南東側に位置する堀切・豎堀を中心に構成されたエリアです。水番所と伝わる曲輪や、井戸跡(化粧井戸)、規模の大きい三重堀切といった特徴的な遺構があります。橋倉ルートから井戸跡(化粧井戸)を経由して主郭に至る見学路が通過しています。



【図 83】大城 地区区分図

(ウ) 西北西尾根遺構エリア

保存活用計画ではA-b区（主要遺構が残る区域）とした区域の一部であり、大城の特徴である、尾根沿いに広がる曲輪群が見られるエリアです。東城山遊歩道がエリア内を通過しており、主体部に近づくにつれ変化する曲輪の形状、切岸の高さといった大城の特徴を、遊歩道沿いに見学することができます。

(工) 遊歩道エリア

保存活用計画ではB区（急傾斜森林区域）とした区域の一部であり、金華橋側登り口から東城山遊歩道が尾根の先端に至るまでの急傾斜なエリアです。曲輪等の城郭遺構は確認されていません。

(オ) エントランスエリア

保存活用計画ではB区（急傾斜森林区域）とした区域の一部であり、東城山遊歩道の登り口周辺のエリアです。後述のように、東城山遊歩道をメインの見学者動線とすることから、大城のメインエントランスとなるエリアであり、来場者の史跡への導入口として整備する必要がある地域です。

(カ) 急傾斜森林エリア

保存活用計画ではB区（急傾斜森林区域）とした区域であり、城郭と一体をなす自然地形が残り、現状では遺構が確認されていない、急傾斜の森林となっているエリアです。大半が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域となっており、森林は保安林、地域森林計画対象民有林に指定されています。

(キ) 未指定地遊歩道エリア

保存活用計画では今後保護を検討する範囲とした区域の一部であり、東城山遊歩道が通過する未指定地区域です。

(ク) 未指定地エリア

保存活用計画では今後保護を検討する範囲とした区域の一部であり、未指定の私有地のエリアです。

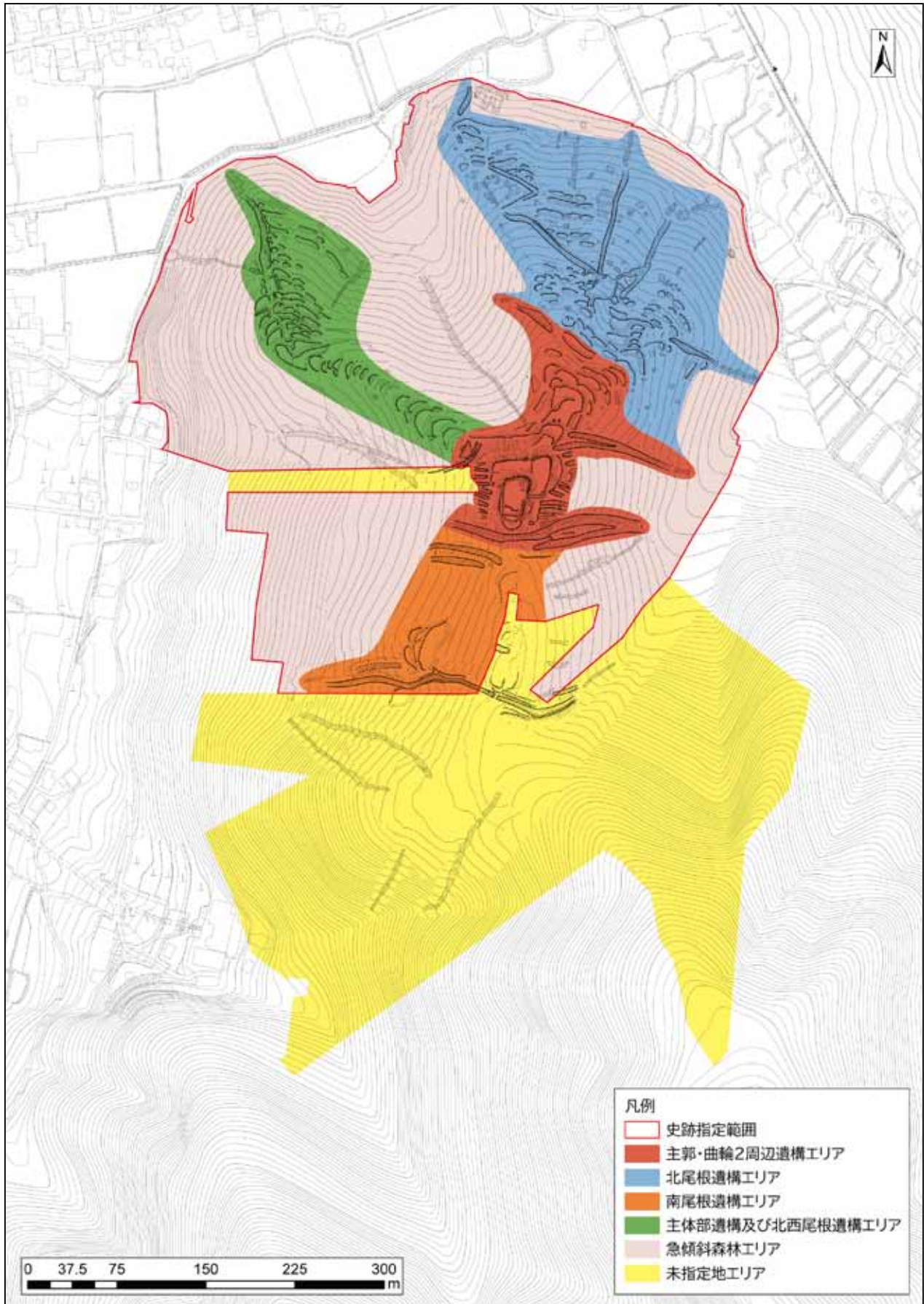
ウ 小城

(ア) 主郭・曲輪2周辺遺構エリア

保存活用計画ではA-a区（主郭（曲輪1）を中心とした主要遺構が残る区域）とした区域であり、主郭と曲輪2周辺の遺構群からなるエリアです。主郭とそれを取り巻く曲輪、鉢巻状の石積、畝状堅堀など、小城の特徴をよく示す遺構をはじめ、曲輪、土塁など主要な遺構が集中しています。城郭の構造や小城の特徴を理解するのに好適なエリアです。

(イ) 北尾根遺構エリア

保存活用計画ではA-b区（主要遺構が残る区域）とした区域の一部であり、主体部北側の尾根沿いを中心として遺構が広がるエリアです。雛壇状の曲輪群、城内通路と考えられるスロープ状の遺構など、重要な遺構があります。急傾斜地であり、危険を伴うことから見学路は設けられていません。見学路の大嵩崎ルートから、本エリア南側の曲輪群の一部を見通すことができます。



【図 84】小城 地区区分図

(ウ) 主体部遺構及び北西尾根遺構エリア

保存活用計画ではA-b区（主要遺構が残る区域）とした区域の一部であり、主体部の遺構（曲輪2北西の曲輪群）と、主体部北西の尾根沿いの曲輪群、城内通路と考えられるスロープ状の遺構からなるエリアです。急傾斜地であり、危険を伴うことから見学路は設けられていません。

(工) 南尾根遺構エリア

保存活用計画ではA-b区（主要遺構が残る区域）とした区域の一部であり、主体部南側の、主郭に向かって下る緩い未整形の斜面上に、竪堀や曲輪が見られるエリアです。

(オ) 急傾斜森林エリア

保存活用計画ではB区（急傾斜森林区域）とした区域であり、城郭と一体をなす自然地形が残り、現状では遺構が確認されていない、急傾斜の森林となっているエリアです。大半が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域となっており、森林は保安林、地域森林計画対象民有林に指定されています。

(カ) 未指定地エリア

保存活用計画では今後保護を検討する範囲とした区域であり、未指定の私有地のエリアです。

エ 林城周辺エリア

(ア) 林城エントランスエリア

松本市教育文化センター、県史跡針塚古墳のエリアで、林城見学者の駐車場やトイレの場所として位置付け、自動車で林城を訪れる見学者のエントランスとなるエリアです。

(イ) 林山腰遺跡エリア

小笠原氏の居館跡と推定されている林山腰遺跡の範囲です。林城の本質的価値と密接に関係する遺跡であり、山城と麓の居館跡という構造を理解するのに好適なエリアです。大城と小城の間に位置し、双方へのアクセスが容易であり、両城をつなぐ動線上に位置しています。

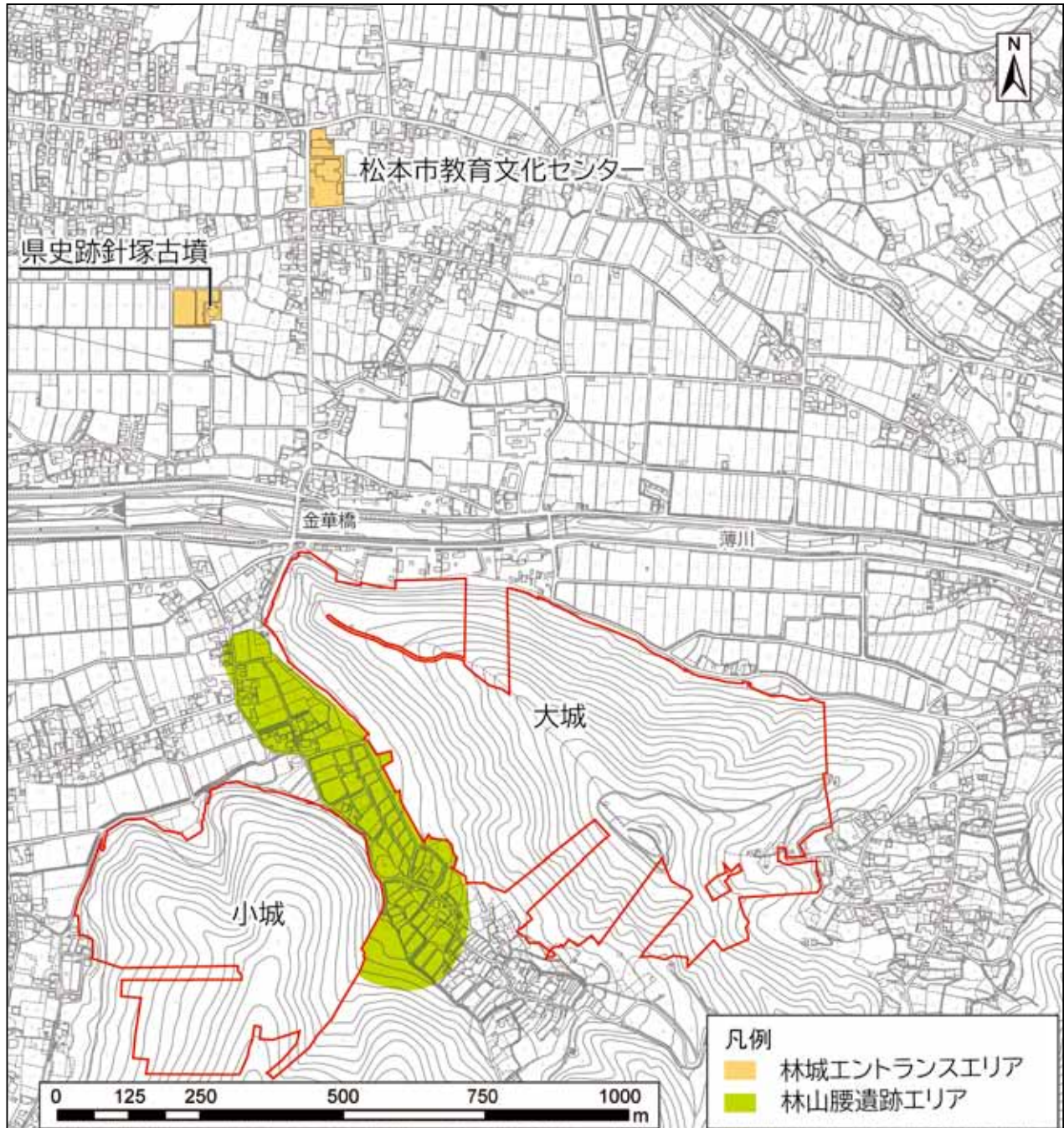
(2) 地区別整備方針

ア 井川城跡

遺構の大半が埋没し、遺構の保存が図られている一方、史跡の本質的価値を理解できない状態であるため、活用のための整備に取り組み、中世の居館跡を体感できる空間を目指し、整備を行います。

保育園が隣接し、近隣に小学校、中学校があることから、児童等が安心安全に史跡を活用でき、またイベントの場や市民の憩いの場としての活用が可能な整備を行うこととします。

史跡周辺は市街地であり、住宅地に隣接し、また整備範囲に隣接して未指定の耕作地があります。史跡整備により、見学者や市民等の来訪者の増加など、環境が変化することから、周辺住民の住環境や隣接耕作地の土地利用に悪影響が及ばないよ



【図 85】 林城跡周辺地区区分図

う配慮した整備、活用を行います。

地区区分	整備方針
主郭遺構表示エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居館跡の構造を現地で理解してもらうとともに、市民の憩いの場、学びの場、児童が安心して過ごせる場として優先的に整備を行います。 ・土塁、堀、土壇状盛土など居館内部を構成する遺構を、平面表示など視覚的に分かるように表示し、説明板を設置し理解を図ります。 ・整備に先だって発掘調査を実施し、遺構面深度、遺構の状況を確認します。 ・隣接する私有地（農地、宅地）との間に、柵、植栽などを設置し、見学者の立入防止、目隠し等を行います。 <p>○短期</p> <p>【調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構深度、遺構の状況等整備に必要な地下遺構の状況確認のための発掘調査の実施 <p>【遺構表現】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土塁と堀等の遺構表示 <p>【地形造成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芝張り、植栽、排水対策等の環境整備の実施 <p>【管理施設・便益施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接する私有地や指定範囲内私有地への見学者の立入防止、目隠しのためのフェンス、植栽、注意喚起看板等の設置 <p>【案内解説施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の遺構の説明、居館跡表示等のサイン類の設置 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備範囲の維持管理 ・未整備エリアの整備に合わせた再整備の検討
主郭維持管理エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面は現状を維持し、将来的に館跡全体の整備が可能となった際に整備を行います。 ・エリアの西側・南側の未指定の私有地に見学者が誤って立ち入ることがないように、柵等の立入防止措置、注意喚起サイン等を設置します。 ・将来的な整備に向け、発掘調査を実施し、遺構の状況等を確認します。 ・伝檜台跡への見学路を整備します。 <p>○短期</p> <p>【管理施設・便益施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接私有地への見学者の立入防止措置の実施 <p>【案内解説施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存看板の整理、遺構表示看板等のサイン類を設置 ・伝檜台までの見学路整備 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公有化が可能となり、条件が整ったところで史跡整備を実施
主郭耕作地エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私有地であることから、土地所有者及び利用者の意向を尊重し、現状の土地利用を継続します。 <p>○短期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者及び利用者の意向を尊重した土地利用の継続 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公有化が可能となり、条件が整ったところで史跡整備を実施

地区区分	整備方針
主郭管理 エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面は現状を維持し、将来的に館跡全体の整備が可能となった時点で整備を行うこととします。 ・現状で西側市道から管理用車両、緊急車両の一時的な乗入れが可能であり、当面は指定範囲西側の管理用スペースとして活用します。 ・私有地への見学者の立入防止、頭無川への転落防止のための柵、注意喚起サイン等の設置を行います。 <p>○短期</p> <p>【調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下遺構の状況確認のための面的な発掘調査の実施 <p>【管理施設・便益施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見学者の隣接地への立入り、頭無川転落防止のための柵、サイン類等の設置 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・館跡全体の整備が可能となった段階で史跡整備を実施 ・電柱及び支線の取扱い検討
東側郭外活用 整備エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡へのメインエントランスとなるエリアであり、居館跡の構造を現地を理解してもらうとともに、市民の憩いの場、学びの場、児童が安心して過ごせる場として、主郭遺構表示エリアと一体的に整備を行います。 ・里道から北側の範囲は、堀、堀東側の整地地面を、平面表示など視覚的にわかるように表示し、説明板を設置し理解を図ります。 ・里道から南側の範囲は、張芝等により整備し、管理用スペースを設けます。 ・整備時には排水対策を行い、降雨後に地面が水没する現状を改善します。 ・整備に先立って発掘調査を実施し、遺構面深度、遺構の状況を確認します。 ・隣接する私有地（農地、宅地）との間に、目隠しのためのフェンス、植栽などを設置し、見学者の立入り防止、目隠し等を行います。 ・里道は土地所有者等の農業用車両等を含む通行、地元住民の日常的な通行等の現状を維持します。 <p>○短期</p> <p>【調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構深度、遺構の状況等整備に必要な地下遺構の状況確認のための発掘調査の実施 <p>【遺構表現】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堀、流路跡、整地地面の平面表示 <p>【地形造成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芝張り、植栽、排水対策等の環境整備の実施 <p>【管理施設・便益施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡のメインエントランスとして、史跡標柱、史跡境界標、史跡の概要を示す説明板の設置 ・隣接する私有地や指定範囲内私有地への見学者の立入防止、目隠しのための柵、植栽、注意喚起看板等の設置 ・頭無川への転落防止のための柵等の設置 ・東屋等の休憩施設の検討 ・管理車両や緊急車両の一時的な乗り入れが可能な管理スペースの設置 <p>【案内解説施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合案内板、個々の遺構の説明、居館跡表示等のサイン類の設置 ・里道の現状の利用状況の維持 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ等の便益施設の検討

地区区分	整備方針
西側管理 エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○整備方針 <ul style="list-style-type: none"> ・西側市道からのアクセスの確保のため、現状を維持します。 ・史跡の説明板、東側入口への案内のサイン類等を設置します。 ○短期 <ul style="list-style-type: none"> ・説明板、サイン類の整備 ○中・長期 <ul style="list-style-type: none"> ・館跡全体の整備が可能となった段階で史跡の西側エントランスとしての整備を検討
未指定地 エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○整備方針 <ul style="list-style-type: none"> ・私有地範囲の土地所有者による現状の土地利用に支障がないように史跡内の整備を行います。 ・史跡内の整備に当たり、未指定地エリアへの見学者の立入り等を防止するため、注意喚起サインや柵の設置等を行います。

イ 大城

遺構の大半が露出遺構であることから、現状でも戦国時代の山城を体感できる状態です。また、学校の遠足や地域の社会教育活動の場としても活用されるなど、多くの方が訪れています。そのため、本質的価値の保存を第一に、保存のための整備に着手した後、主体部及び遊歩道・見学路を中心に活用のための整備を行います。

地区区分	整備方針
主体部遺構 エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城郭の中枢部を構成する主要な露出遺構が集中し、城郭の構造を理解するのに好適なエリアであることから、保存及び活用のための整備を他のエリアより優先して実施します。 ・石積等の主要遺構の保存、修復のための整備を実施します。 ・城郭の中枢部分の遺構や城郭の構造を見学しながら理解してもらうため、説明板設置等の整備を実施します。 ・遺構保存、来場者の安全確保のため、松枯れ枯損木等の伐採を行います。 ・神社遺構等の後世の遺構、林道開削による改変箇所など、城郭遺構と混同されないことがないように、説明板を設置します。 ・遺構面の深度確認等のため、発掘調査を実施します。 ・曲輪3は、橋倉からの見学路・管理用道路からの入口となることから、管理用スペースを設けます。また、説明板や仮設トイレの設置、堀切・土塁観察デッキの設置など、主体部への入口としての整備を行います。 <p>○短期</p> <p>【遺構保存】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石積の破損状況・現状記録（三次元測量、石垣カルテ作成）、定点測量等による経過観察の実施 ・土塁等主要遺構周辺の松枯れ枯損木等の伐採【修景・植栽】 <p>【修復】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土塁等遺構の毀損箇所の調査、修理 ・曲輪内の盛土等保護措置の調査、検討、修復 ・石積の毀損防止措置、修理方法の検討 <p>【修景・植栽】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見学路周辺の松枯れ枯損木等の伐採 ・主要遺構に残置された伐採木の撤去 <p>【調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構深度、分布状況確認のための発掘調査の実施 <p>【動線】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城内通路調査の実施 ・橋倉から主体部へ至る管理用道路私道部分の路面修繕の実施 <p>【案内解説施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主郭周辺の城郭構造、石積・土塁・城内通路等の主要遺構の説明板、案内サイン等の設置 ・既存の東屋への説明パネル等の設置 ・史跡への車両乗入についての注意喚起措置の実施 ・堀切・土塁観察スポットの設置 <p>【管理施設・便益施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレの設置継続 ・ベンチ等休憩施設の検討、更新、整備、東屋の見直し <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城内通路調査の継続、遊歩道及び見学路の城内通路への付替えの検討 ・史跡から周囲を望む眺望確保のための樹木の枝打ち等の実施

地区区分	整備方針
<p>主体部南東側遺構エリア</p>	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・井戸跡（化粧井戸）、三重堀切等の特徴的な遺構がありますが、主郭からの見学路が急傾斜です。このため、当面は注意喚起サイン、遺構の説明板の設置を行い、現状のままとします。 ・城内通路が推定されているため、将来的に階段や案内サインを設置し、見学路整備を行います。 <p>○短期</p> <p>【修景・植栽】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土塁周辺等の松枯れによる枯損木等の伐採 <p>【調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城内通路調査の実施 <p>【案内解説施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起サイン、遺構説明板の設置 ・車道（私道部分）の路面修繕の実施 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城内通路調査を踏まえ、橋倉ルートから井戸跡（化粧井戸）を經由し主郭に至る見学路整備（城内通路への付替えを含む。） ・大嵩崎側へ通じる見学路整備 ・井戸跡（化粧井戸から）三重堀切（堀切・豎堀K）への眺望確保のための樹木の枝打ち、下草刈り等の実施
<p>西北西尾根遺構エリア</p>	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存遊歩道の雨水による浸食等により遺構が毀損していることから、浸食箇所等の遺構及び園路の復旧を優先して行います。 ・東城山遊歩道沿いから、主体部に近づくにつれ変化する曲輪の形状、切岸の高さが体感できるよう、曲輪群や堀切等を見通せるよう、下草の除去等の維持管理を行い、遺構表示サインの整備を行います。 ・遊歩道は後世に造られたものであるため、当面は活用しつつ、本来の城内通路が判明した箇所は付替えを行います。 <p>○短期</p> <p>【遺構保存】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土塁等遺構周辺、見学路周辺の松枯れによる枯損木等の伐採 <p>【修復】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水等により浸食された遺構の復旧、遊歩道の修理【地形造成】 <p>【修景・植栽】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見学路周辺の松枯れによる枯損木等の伐採 ・主要遺構に残置された伐採木の撤去 ・曲輪群や堀切を見通せるよう、下草刈り等の維持管理の実施 <p>【調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水による浸食箇所等の修理に必要な発掘調査の実施 <p>【案内解説施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案内サイン、遺構説明板等の整備 <p>【動線】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査により城内通路と判明した箇所へのお見学路付替え <p>○中長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城内通路調査の継続・城内通路整備

地区区分	整備方針
遊歩道エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊歩道は、大城の主要遺構がある西北西尾根遺構エリアを通過し、主体部へと続くことから、主要動線として位置付け、総合案内板や誘導サイン類、階段等の整備を行います。 ・エントランスとしての整備 <p>○短期</p> <p>【案内解説施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体系的なサイン類の整備 ・遊歩道整備（階段設置、修繕、危険箇所の封鎖措置の実施等）
エントランスエリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要動線となる東城山遊歩道の入口に当たることから、史跡の導入口として総合案内板、誘導サイン、史跡標柱設置等の整備を行います。 <p>○短期</p> <p>【案内解説施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合案内板、誘導サイン、史跡標柱等の設置
急傾斜森林エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未発見遺構の存在が想定されることに加え、土砂災害警戒区域、保安林が含まれていることから、現状を維持し、地形の保全に努めます。 <p>○短期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・橋倉から主体部に至る管理用道路市道部分法面の崩落防止措置の実施 ・管理用道路私道部分の路面修繕の実施 ・現状維持 ・経過観察 <p>○中長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形保全 <p>【修景・植栽】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡から周囲を望む眺望確保のための樹木枝打ち等の実施
未指定地 遊歩道エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水等により遊歩道が浸食され、遺構を毀損している箇所があるため、遺構及び園路の復旧、史跡の追加指定を行います。 <p>【短期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構及び遊歩道修理のために、関係機関と協議し追加指定を行います。 ・体系的なサイン類の整備 <p>【中長期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城内通路の調査の実施
未指定地 エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私有地範囲の土地所有者による現状の土地利用に支障がないように史跡内の整備を行います。 ・史跡内の整備に当たり、未指定地エリアへの見学者の立入り等を防止するため、注意喚起サインや柵の設置等を行います。

ウ 小城

遺構の大半が露出遺構であることから、現状でも戦国時代の山城を体感できる状態です。また、大城に比べ車道開削等後世の改変が少なく、本来の山城に近い姿を体感できます。そのため、小城は石積の保存を第一にした保存のための整備を行い、活用のための整備は最小限にとどめます。

地区区分	整備方針
主郭・曲輪2 周辺遺構エ リア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城郭の中枢部を構成する主要な露出遺構が集中し、城郭の構造を理解するのに好適なエリアであることから、保存及び活用のための整備を他のエリアより優先して実施します。 <p>○短期</p> <p>【遺構保存】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石積の破損状況・現状記録（三次元測量、石垣カルテ作成）、定点測量等による経過観察の実施、石積周辺の離隔措置の実施 ・石積等遺構周辺の松枯れによる枯損木等の伐採【修景・植栽】 <p>【修復】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土塁等遺構の毀損箇所の調査、修理 ・曲輪内の盛土等保護措置の調査、検討、修理 ・石積の毀損防止措置、修理方法の検討 <p>【修景・植栽】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見学路周辺の松枯れによる枯損木等の伐採 ・主要遺構に残置された伐採木の撤去 ・史跡から周囲を望む眺望確保のための樹木の枝打ち等の実施 <p>【案内解説施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主郭周辺の城郭構造、石積・土塁・城内通路等の主要遺構の説明板、案内サイン等の設置 <p>【動線】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見学路の城内通路への付替え <p>○中長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城内通路調査の実施、見学路付替えの検討 ・曲輪2から主郭への見学路整備 ・見学路整備のために必要な調査の実施
北尾根遺構 エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地であり、見学に危険を伴うことから、見学路の設置は行わず、大嵩崎ルート沿いから、雛壇状の曲輪群など本エリアの一部を見通すことができる現状を維持します。 ・注意喚起サインや北尾根遺構エリア内の遺構等に関する説明サインを、主郭・曲輪2周辺遺構エリア内の適切な場所に設置します。 <p>○短期</p> <p>【案内解説施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起サイン、遺構説明サインの設置（主郭・曲輪2周辺遺構エリア内） <p>○中長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形保全 ・城内通路調査の実施 ・見学路整備の検討

地区区分	整備方針
主体部遺構 及び北西尾根 遺構エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地であり、見学に危険を伴うことから、見学路の設置は行わず、現状を維持します。 ・注意喚起サインや北西尾根遺構エリア内の遺構等に関する説明サインを、主郭・曲輪2周辺遺構エリア内の適切な場所に設置します。 <p>○短期</p> <p>【案内解説施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起サイン、遺構説明板の設置（主郭・曲輪2周辺遺構エリア内） <p>○中長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形保全 ・城内通路調査の実施、見学路整備の検討
南尾根遺構 エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不整形空間は性格が不明であり、豎堀、曲輪は急斜面に位置するため、積極的な誘導や整備は行わず、現状を維持します。 <p>○短期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状維持 <p>○中長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形保全
急傾斜森林エ リア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未発見遺構の存在が想定されることに加え、土砂災害警戒区域、保安林が含まれていることから、現状の地形を維持します。 <p>○短期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の地形の維持 <p>○中長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡内から周囲を望む眺望確保のための樹木の枝打ち等の実施

エ 林城周辺エリア

地区区分	整備方針
林城エントラ ンスエリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見学者の駐車場等の場所であることから、史跡の説明板や史跡への誘導サインを設置する大城・小城へ自動車で来訪する見学者のエントランスとして整備します。 <p>○短期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡説明サイン、史跡までの誘導サイン等の設置 ・大城、小城の眺望を説明するサインの設置（県史跡針塚古墳） ・旧山辺学校校舎等への史跡ガイダンス機能設置
林山腰遺跡エ リア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明サインの設置等、山城と麓の居館跡という構造の理解を図る整備を行います。また、両城をつなぐ動線の整備、駐車場の設置等、将来的な林城のエントランスとしての整備を検討します。 <p>○短期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林山腰遺跡の説明サイン、史跡までの誘導サイン等の設置 ・駐車場設置の検討 <p>○中長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林城のエントランスエリアとしての整備の検討

第2節 動線計画

1 史跡全体の動線計画

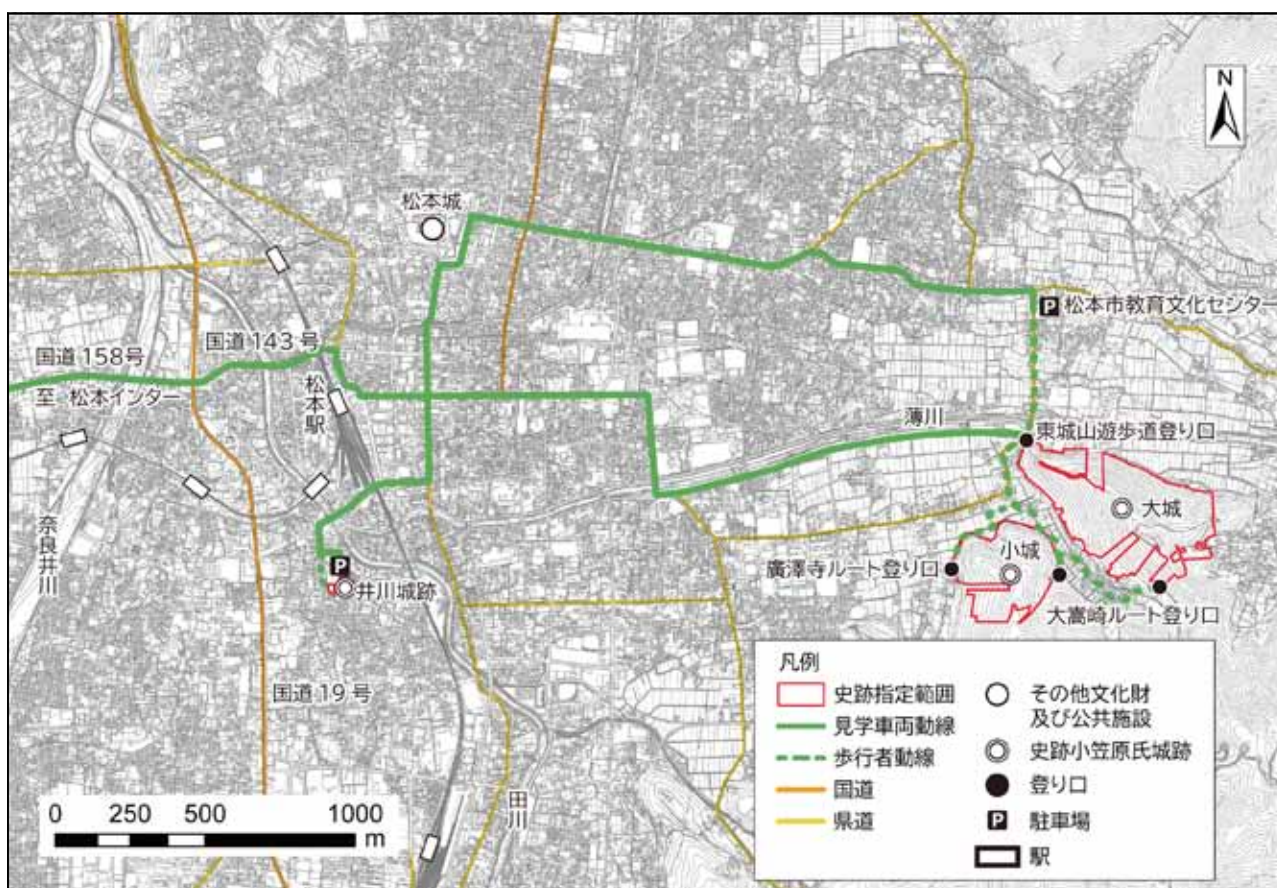
史跡へのアクセスは、第2章第3節で述べたとおり、公共交通機関の利用が難しく、自動車によるものとなるため、史跡を結ぶ動線は自動車を想定しています。

見学車両は、松本インターチェンジ方面に続く国道158号線と接続し、松本駅前を通過する国道143号線から駐車場へ誘導します。

当面の間、駐車場は付近の公共施設を使用し、専用駐車場の整備については、関係者と協議をし、条件が整い次第行います。

広域動線は、中世から近世への支配構造の変化を体感できるように、松本城を含めた動線を設定します。

また、松本市では松本駅や松本城、あがたの森公園等の観光拠点にシェアサイクルを設置しているため、自転車での動線を想定し、動線上の誘導看板等の整備を行います。



【図86】広域動線計画図

2 井川城跡

(1) エントランス

井川城跡への入口は東西の2か所がありますが、発掘調査により、居館跡の入口である虎口が東側に確認されていることから、東側を主要なエントランスとします。指定地西側からアクセスした場合、東側指定地との間に未指定の私有地があることから、

指定地西側の入口は主に管理用の入口とし、見学者には東側の入口を案内することとします。

(2) 見学者動線

見学者動線は、東側入口からアクセスし、主郭遺構表示エリアや露出遺構である伝檜台跡への誘導を行います。指定地西側へのアクセスは、指定地の間に未指定地があるため、北側へ迂回するよう案内を行います。

(3) 土地所有者・地元市民の日常動線、管理用動線

管理車両の動線は、歩行者動線と同様とします。また、土地所有者や地元市民の動線は、これまでと同様とします。

3 大城

(1) 見学者動線

主体部に至る動線は3つあり、金華橋側登り口からの東城山遊歩道、大嵩崎側登り口からの大嵩崎ルート、橋倉側登り口からの橋倉ルートとします。このうち、橋倉ルートは車道の通行が可能なルートですが、遺構保護の観点及び見学路沿いの遺構を見ながら史跡の理解を深めてもらう観点から、大城の見学動線は徒歩によることを原則とします。

このうち東城山遊歩道は、沿線に小笠原氏系の山城の特徴である無数の曲輪群や堀切から連続する豎堀等の遺構が集中し、山城の構造を理解するのに適していること、既に園路として整備されていることから、主要動線と位置付けます。

ア 東城山遊歩道

当面の間は、既存の遊歩道を活用し、危険箇所への階段設置や洗掘箇所の修理等を行います。また、切岸や尾根上の曲輪の広がりが見られる視点場を設置し、遺構表示サインの整備を行います。

イ 大嵩崎ルート

大嵩崎ルートは、小笠原氏の居館推定地である大嵩崎（林山腰遺跡）を通り、小城へアクセスできるため、小城と接続する動線として位置付けます。見学路は急傾斜なため、注意喚起サインを設置します。中長期事業において、階段等の設置を行います。

ウ 橋倉ルート

橋倉ルートは、主体部まで車道が通じており、他の遊歩道及び見学路と比べ傾斜が緩やかで歩きやすいことから、急な山道を歩くことが困難な方や、気軽に山城を楽しみたい方向けの見学者動線として位置付けます。遺構の保護のため、一般車両の進入を制限します。

なお、橋倉ルートは後述のように管理用動線としても位置付けます。

エ その他の見学動線

橋倉ルートの車道の途中から分岐し、井戸跡（化粧井戸）を經由して主体部に向かう見学路は、夏から秋にかけて草木により不明瞭になることから、刈払いを行います。また、急傾斜であることから、注意喚起サインを設置します。

カ 主体部の見学動線

当面の間、既存の遊歩道及び見学路を活用し、曲輪内は自由動線とします。

オ 城内通路への見学動線付替え

これまでの縄張調査で、城内通路の一部であった可能性のある遺構が確認されています。現状では城内通路の全体像が分かっていないため、短期事業では既存の見学路を使用します。縄張り調査等の調査を継続し、中長期事業において、城内通路への見学路付替えについて検討します。

(2) 管理用動線

橋倉ルートは、主体部まで車両通行が可能であることから、土地所有者等の山林管理、史跡の管理、史跡整備事業時の工事等の車両の管理用動線とします。

主体部へ車両を乗り入れることになることから、遺構保護のため一般車両の進入を制限します。車道の法面の一部が崩落するおそれがあるため、注意喚起サインを設置し、経過観察を行った上で、崩落防止措置を実施します。

(3) 見学路を徒歩で利用することが困難な見学者の動線

橋倉ルートは車両通行が可能であることから、徒歩での見学路の利用が困難な見学者が、車両により主体部まで上がるためのルートとしても位置付けます。私道であることから、土地所有者との調整等を行った上で、見学車両動線として位置付けることとします。また、見学車両の利用は徒歩での見学が困難な見学者に限定し、利用方法の検討を行い、後述する路面補修を行った上で運用することとします。

3 小城

2か所ある登り口から主体部に至る見学動線を、大嵩崎側登り口からの大嵩崎ルート、廣澤寺側登り口からの廣澤寺ルートとします。大城や小笠原氏居館推定地からのアクセスを考慮し、大嵩崎ルートを主要動線と位置付けます。小城には車両通行が可能な道がないことから、見学は徒歩によります。

(1) 大嵩崎ルート

大嵩崎側からの見学路は、小笠原氏系の山城に見られる合流する豎堀や無数に広がる曲輪群（北尾根斜面ブロック）を体感することができます。遺構表示サインのほか、急傾斜等危険個所について注意喚起サインを設置します。中長期事業において、見学路の修復等の整備を検討します。

(2) 廣澤寺ルート

廣澤寺側からの見学路は、小城周辺の文化財へのアクセス動線として位置付けます。急傾斜であることから、注意喚起サインを設置します。中長期事業において、見学路への階段設置等の整備を検討します。

いずれの見学路も一部を除き城内通路ではない箇所を通過していますが、城内通路遺構が想定される北尾根と北西尾根は、急傾斜であり、山麓部に急崖があることから、活用にあたって危険が大きいため、既存の見学路を使用します。

(3) 主体部周辺の見学動線

主郭への城内通路は不明のため、既存の見学路を使用し、中長期事業において、城

内通路への付替えを検討します。

(4) 城内通路への見学動線付替え

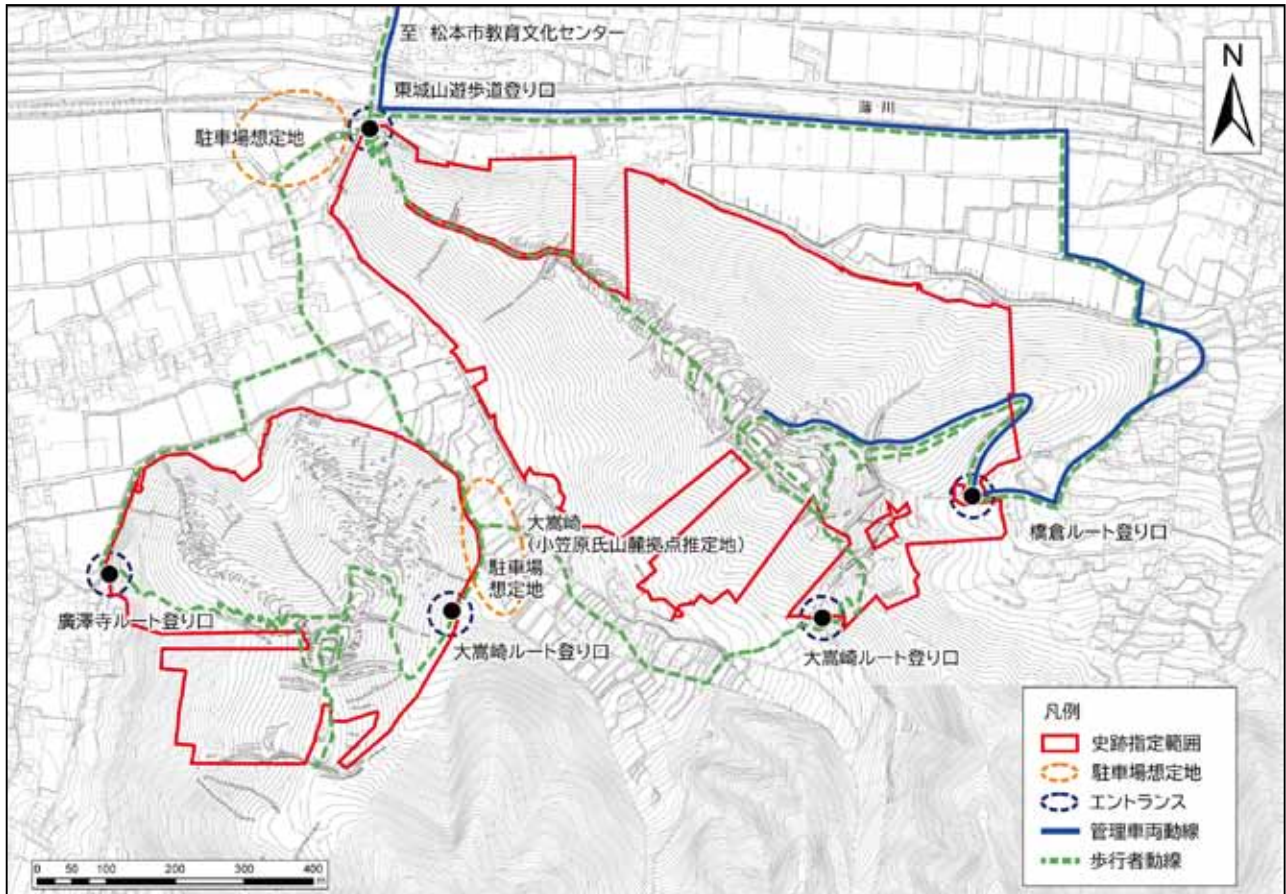
大城と同様に、短期事業では既存の見学路を使用し、縄張り調査等の調査を継続し、中長期事業において、城内通路への見学路付替えについて検討します。

4 大城と小城のアクセス

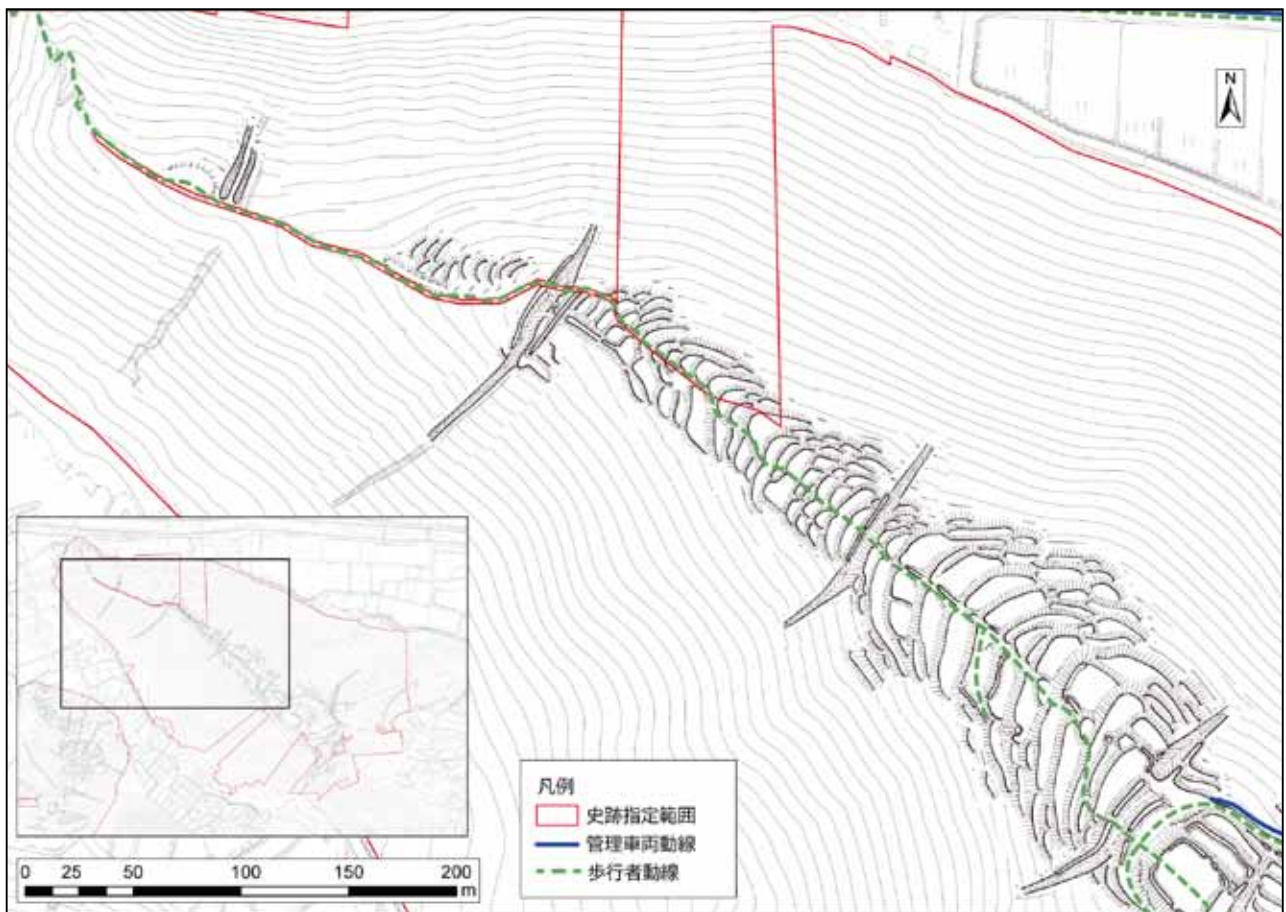
大城と小城は隣接していることから、両城をつなぐ動線を設定します。主要動線として位置付けた大城の金華橋登り口と小城の大嵩崎側登り口をつなぐ動線のほか、大城及び小城の大嵩崎側登り口をつなぐ動線を設定します。特に、大城及び小城の大嵩崎側登り口をつなぐ動線は、小笠原氏居館推定地を上方から俯瞰することができ、史跡の位置関係を理解することができることから、案内サインを設置し、周遊動線として整備します。



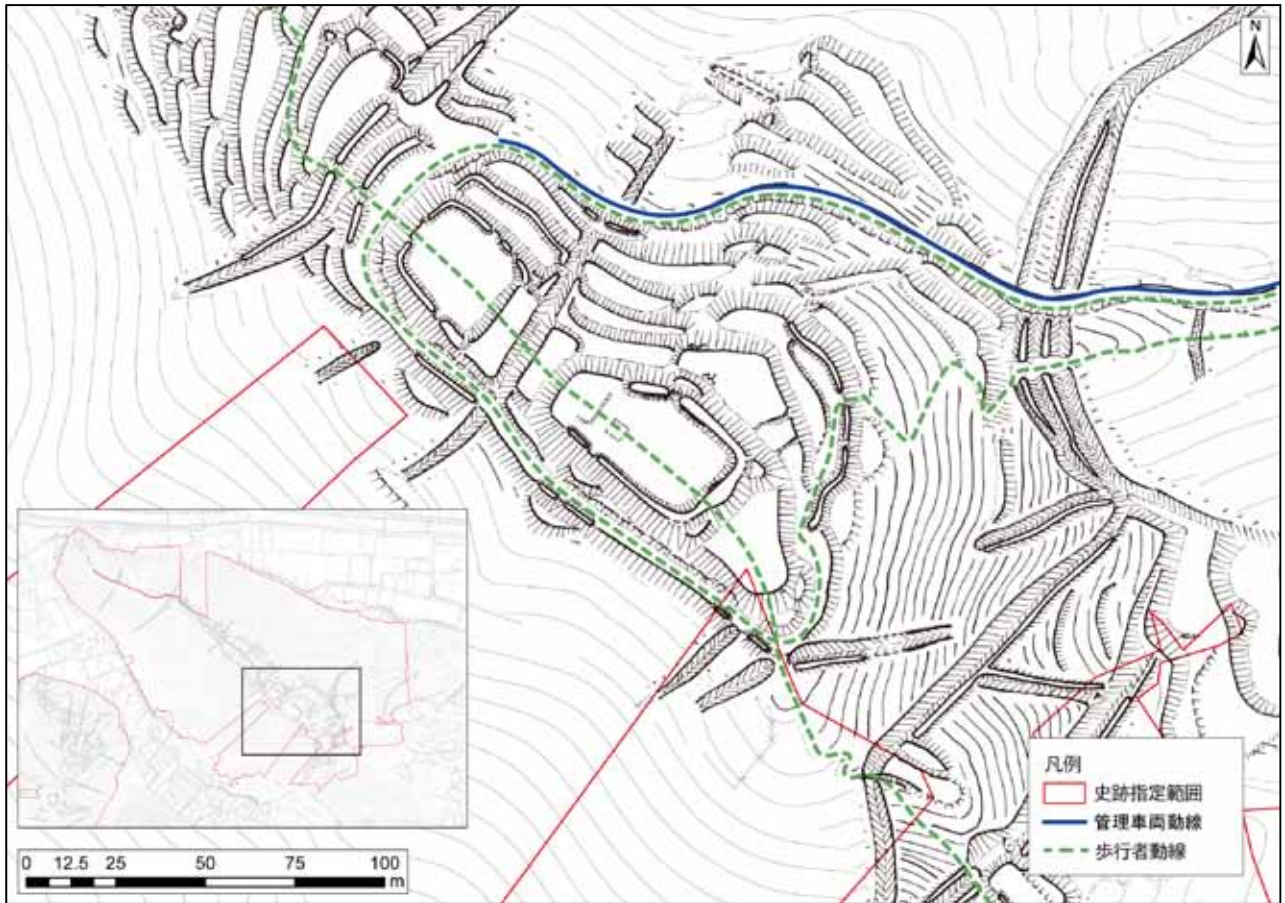
【図 87】井川城跡動線計画図



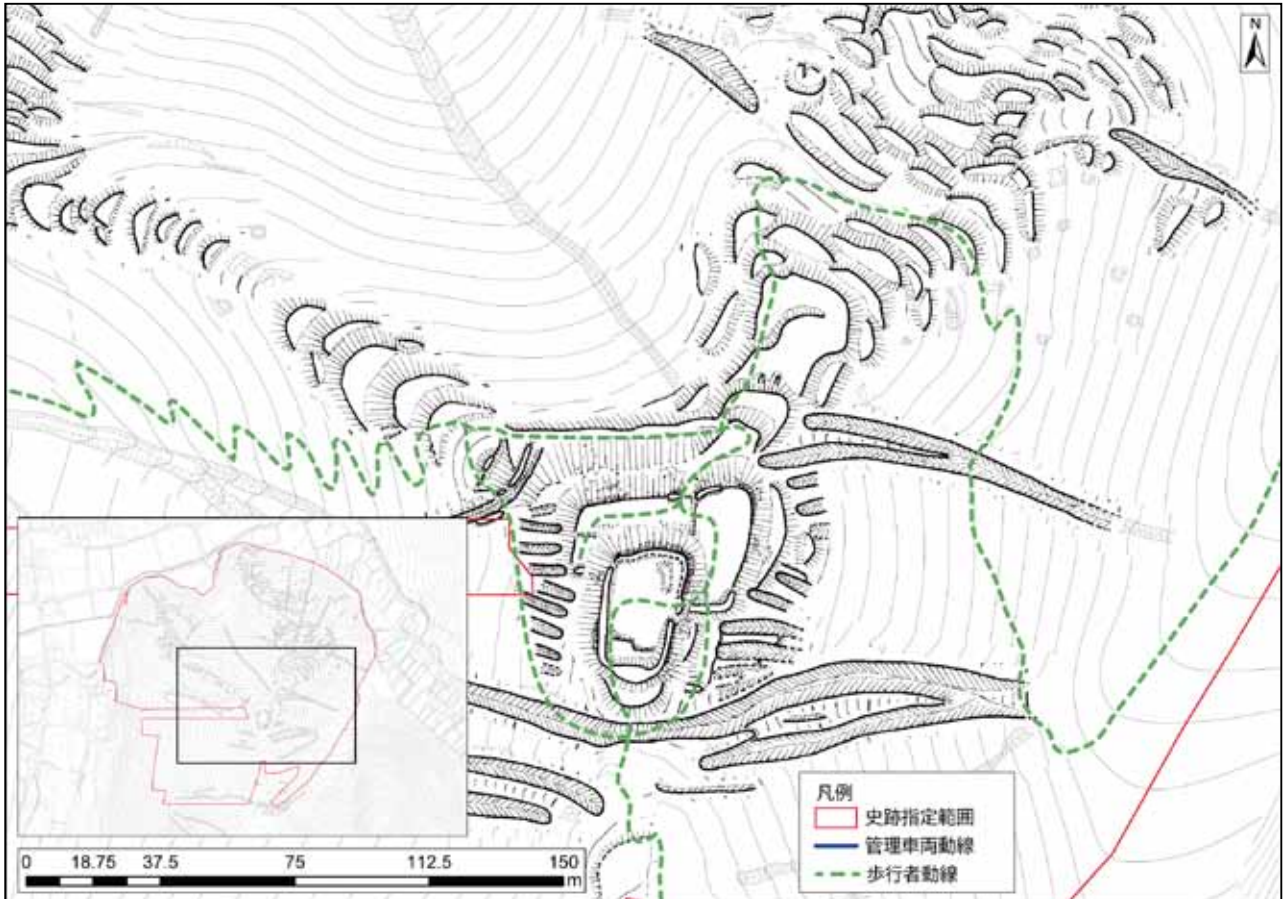
【図 88】 林城跡動線計画図



【図 89】 大城 動線計画図 (西北西尾根ブロック)



【図 90】大城 動線計画図(主体部ブロック)



【図 91】小城 動線計画図(主体部ブロック)

第3節 遺構保存に関する計画

1 基本方針

- (1) 地下遺構は、現状の保存状態を維持し、必要に応じて盛土により保護層を設ける等の保護措置を講じます。
- (2) 石積、土塁、曲輪等の露出遺構は、日常的な見回り等の維持管理を徹底するとともに、石積のカルテ作成等の現状記録・毀損状況調査、経過観察等を行い、必要に応じて修復を実施します。
- (3) 整備箇所は、保護盛土を設ける等、適切な保存方法を検討し、整備します。

2 井川城跡

(1) 地下遺構

遺構の大半は埋没しており、現状の保存状態を維持します。

必要に応じて発掘調査等遺構確認のための調査を行い、史跡整備時には盛土により保護層を設ける等の保護措置を講じます。また、工作物、植栽等を設置する場合は、地下遺構への影響がないように工法を定めます。

(2) 露出遺構

唯一の露出遺構である伝櫓台は、発掘調査を行っていないため、遺構の性格が不明ですが、現状の保存状態を維持することとします。

3 林城跡

(1) 遺構面の確認

大城、小城とも発掘調査がほとんど行われておらず、遺構の保存、修復、整備に必要な地下遺構及び露出遺構の遺構面の深度を始めとした情報が分かっていません。このため、遺構面等を把握する発掘調査を行い、必要な情報を把握します。

(2) 地下遺構

発掘調査成果に基づき、盛土等により地下遺構を保護します。

(3) 露出遺構

ア 石積

三次元測量等による現状記録を行った上で、石積の特徴や破損状況等を記録する石垣カルテを作成します。また、定点測量やクラックゲージの設置等により経過観察を行い、石積の変状を把握し、毀損の未然防止に努めます。調査により崩落の危険度が高いことが判明した石積は、崩落防止措置や修復方法を個別に検討します。

また、石積保護や見学者の安全確保のため、石積に見学者等が接近しすぎないように、柵やバリケードの設置等の離隔措置を必要に応じて実施します。

イ その他の露出遺構

曲輪、土塁、堀切・豎堀等の遺構は、現状の保存状態を維持します。経年的な盛土流出や豎堀内部が地滑り状に崩壊している箇所等の把握に努め、保存に支障がある箇所は、盛土による保存や修復を行います。保存や修復に当たっては、城域が広

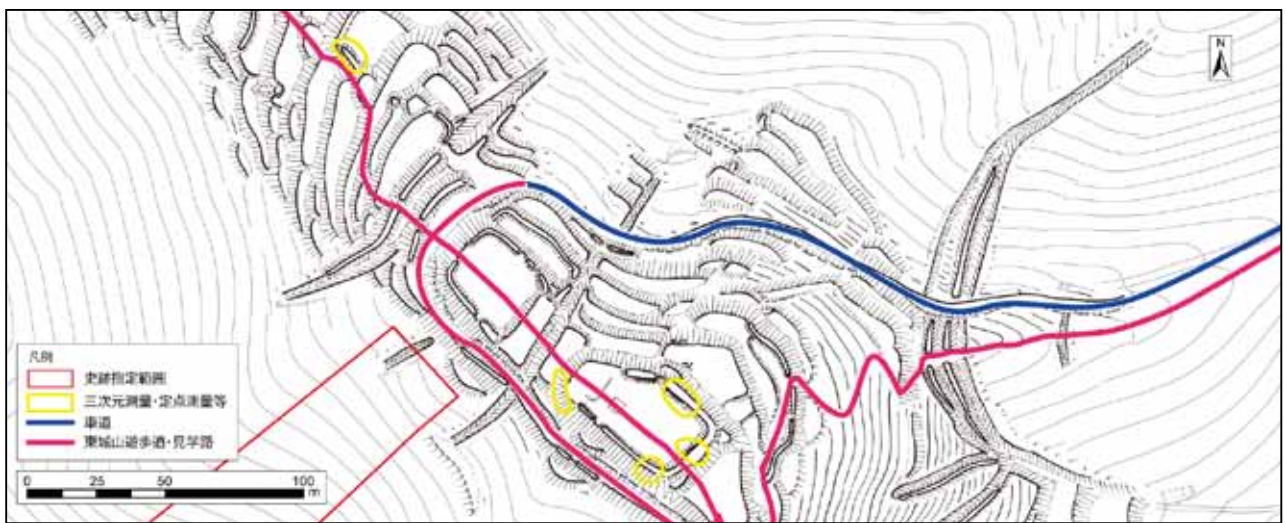
大であることから破損状況調査等を行い、把握に努めながら個別に検討します。

(4) 植生管理

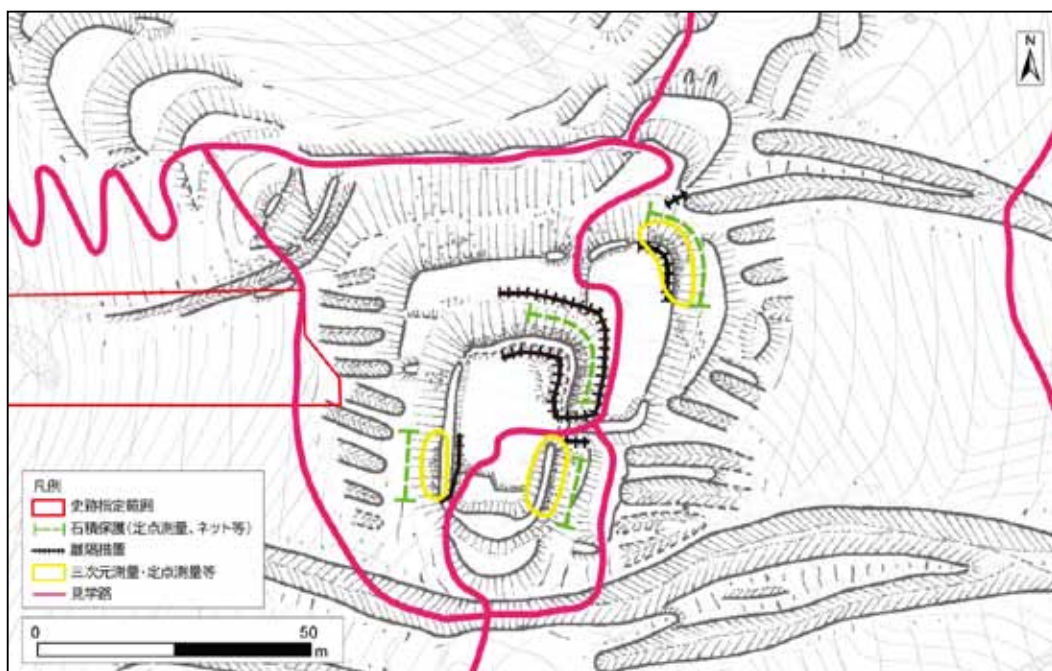
史跡内に生育する樹木や下草には、傾斜地を始めとした自然地形の保全、雨水等による表土流出の防止といった遺構の保存に大きな役割を果たしています。一方で、石積や土塁等の遺構上の樹木等、遺構の保存に悪影響を及ぼしているものもあります。

また、近年は松くい虫の被害によるアカマツの面的な枯損、松くい虫被害の拡大防止のための伐倒駆除により、史跡内の植生環境が大きく変化しています。

詳細は第7節に記載しますが、遺構の保存のため、遺構上の枯損木等の伐採を行うとともに、松枯れや伐採による植生環境の変化が及ぼす遺構への影響の経過観察等の植生管理を行います。



大城



小城

【図 92】石積保存範囲図

第4節 遺構修復に関する計画

1 基本方針

- (1) 遺構の修復は、現況調査や発掘調査成果に基づき行います。
- (2) 現状で毀損が確認されている箇所を優先して実施します。
- (3) 発掘調査等で新たに発見された遺構は、取扱いについて個別に検討します。

2 井川城跡

露出遺構である伝櫓台は、遺構の性格が不明であるため、今後の調査成果を基に取扱いを検討します。

3 林城

(1) 毀損個所の修復

毀損が確認されている大城西北西尾根の曲輪、大城主郭土塁の修復を行います。

ア 大城西北西尾根の曲輪

(ア) 概要

遊歩道及び遊歩道の水路化によって洗掘され、毀損している曲輪の修復を、遊歩道の復旧と合わせて行います。事前に発掘調査、水文調査、測量調査を実施し、再度の洗掘を防止する対策を検討した上で実施します。本来の城内通路が不明であるため、当面の間、修復箇所を引き続き遊歩道として使用することとし、遊歩道の修復を合わせて行います。

(イ) 事前調査

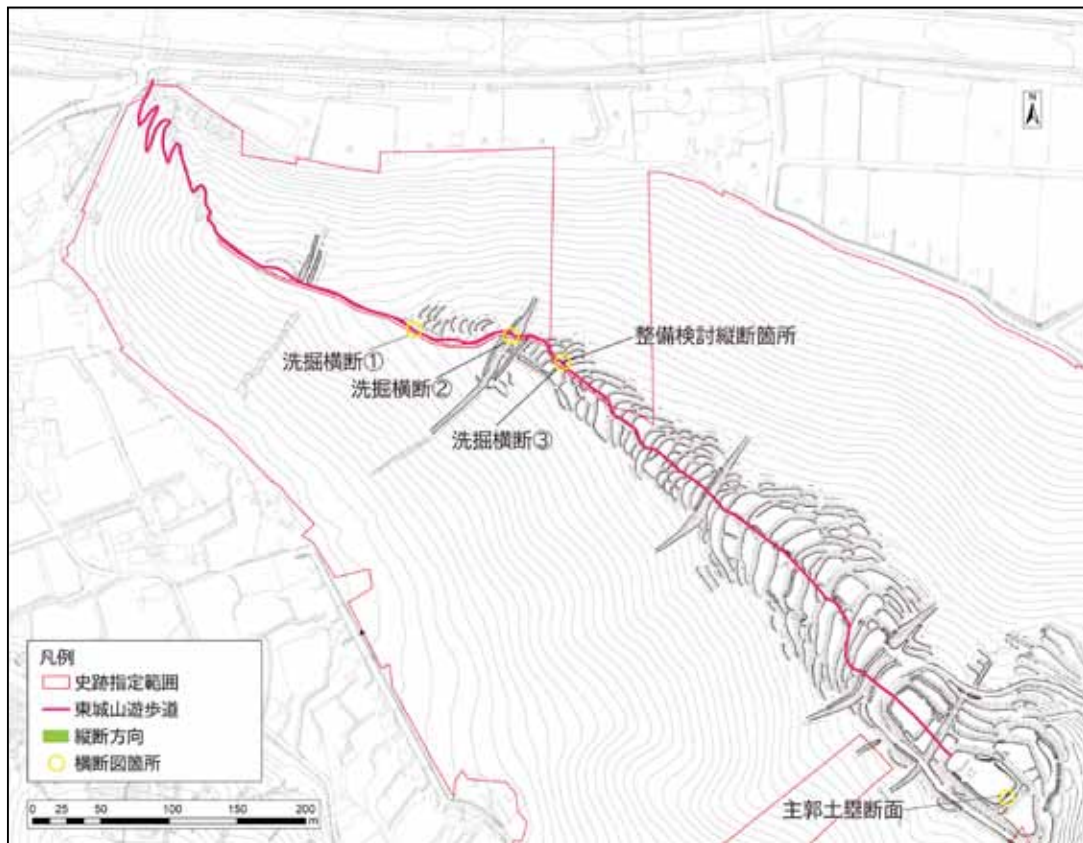
適切な修復方法を検討するため、事前に水文調査（表流水調査）、測量調査、発掘調査を実施します。水文調査（表流水調査）は、表流水による洗掘の原因を明らかにし、復旧後の洗掘防止対策や整備方法を検討することを目的とし、遊歩道及びその周辺の地形や表流水の流れ方等を調査するものです。測量調査は、洗掘箇所の平面及び断面測量を行い、毀損の詳細を把握します。発掘調査は、毀損範囲内部及び外周（遊歩道沿いの曲輪部分）を調査し、遺構の毀損状況及び曲輪の本来の状況を確認するものです。

(ウ) 遺構修復

洗掘部分の修復は、遊歩道の隣接範囲や遊歩道部分の発掘調査により遺構の状況を確認した上で、洗掘部分を隣接する遺構と同程度まで埋め戻して行います。場所によって異なる洗掘の深さや断面形状、傾斜に対応し、埋め戻し土が定着するよう、適切な材料を用いることとします。また、修復後に遺構の洗掘が生じないように、遊歩道部分と合わせて排水対策を講じます。

遊歩道沿いに土塁や石積がある範囲等の城内通路であった可能性がある箇所は、発掘調査結果を踏まえ、埋め戻しや遊歩道修復の方法を個別に検討します。

土塁が切られている箇所や堀切を埋め立てて土橋状になっている箇所は、短期事業の中では本来の姿への修復は行わず、中長期事業の中で、それぞれの箇



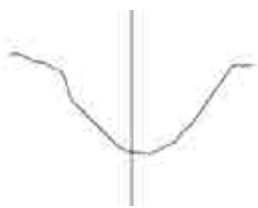
洗掘箇所横断1

洗掘箇所横断2

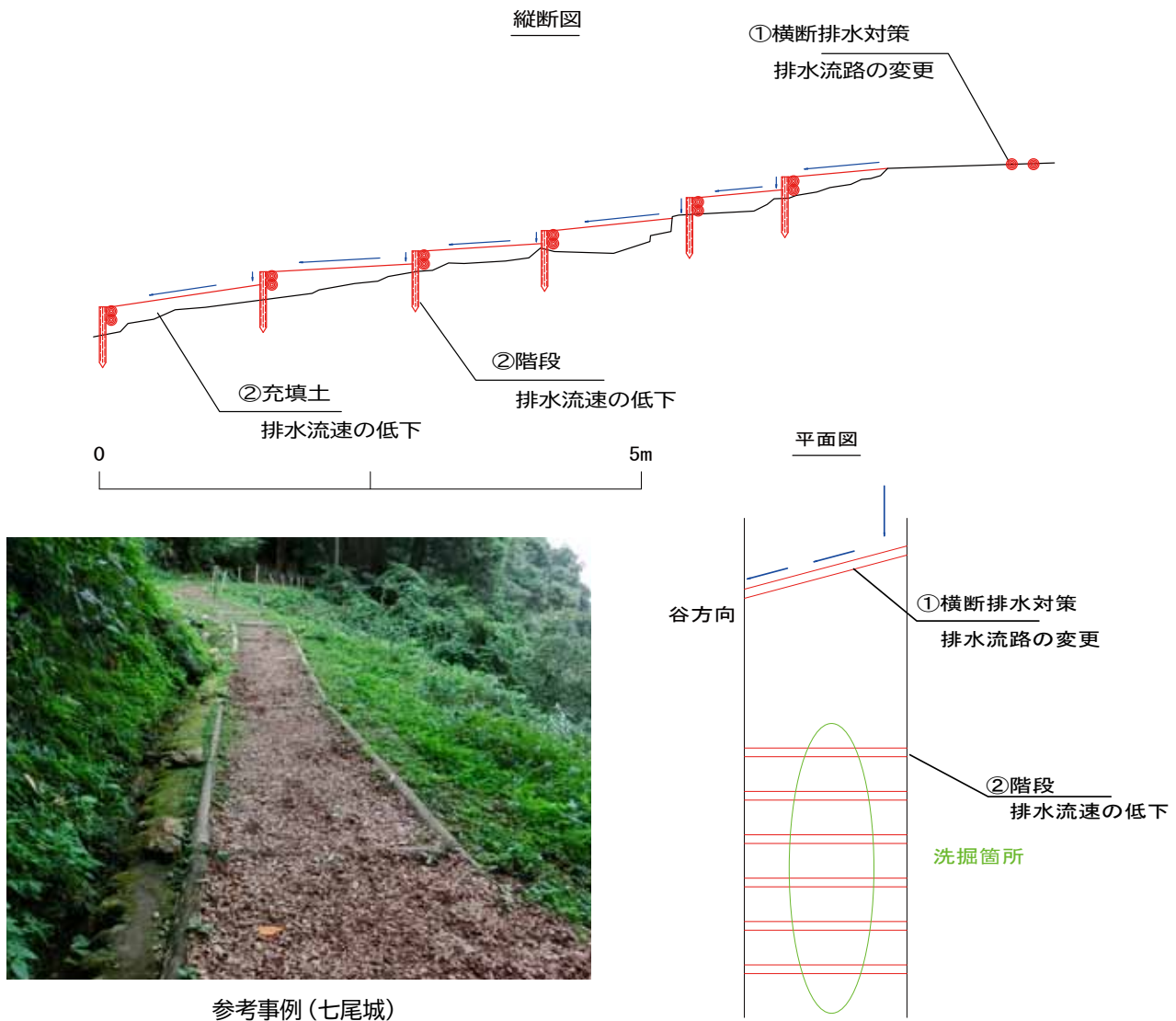
洗掘箇所横断3



主郭土塁断面



【図 93】大城遊歩道洗掘箇所・主郭土塁断面図



【図 94】大城遊歩道 洗掘対策施工例

所の遺構調査を行うとともに、城内通路調査に基づく見学路の付替えも踏まえながら、修復を検討します。

(工) 遊歩道の修復

遊歩道の修復に当たっては、水文調査結果を踏まえ、排水施設の設置や階段設置等の対策を講じます。遊歩道の表面は、現状と同様に舗装は行わないことを基本とし、ウッドチップの散布により、踏圧や路面上への降水の軽減を図ります。

排水対策として、図 94 ①のように、遊歩道に横断溝を設け、上方からの表流水の方向を変え、側面に排水します。また、②のように、階段を設けて遊歩道の勾配を緩やかにし、遊歩道表面の流水の流速を低下させる対策を取ります。

遊歩道が曲輪の平坦面を切っている範囲は、洗掘箇所の埋め戻しにより、曲輪の平坦面上に遊歩道を修復することになります。このため、水文調査により各曲輪毎の集水状況を確認し、遊歩道部分を盛土する等の対策を取ります。

こうした対策を講じても洗掘が想定される箇所については、舗装や工作物の

階段の設置等の対策を検討します。

イ 大城主郭土塁

主郭土塁上を見学路が通過し、土塁が毀損している箇所は、遺構保護のための盛土を行い、引き続き見学路とします。発掘調査により遺構面深度や毀損の状況を確認した上で、保護盛土により修復し、保護盛土内に丸太階段を設置します。

(2) 石積の修復

大城、小城を始めとした山城に見られる石積は、近世城郭など一般的な石垣と構造が異なっています。同様の特徴を持つ石積は長野県内、県外にも見られますが、解体修復の事例がほとんどありません。このため、近世石垣の修復方法を参考にしながら、大城、小城の石積の適切な修復方法を検討した上で実施する必要があります。

石垣カルテ作成や定点観測を行い、石積の変状、毀損状況を把握し、現状の保存状態を維持します。変状が進行し、対応が必要な場合は、応急措置や転石防止措置（ネット等）を個別に検討します。

(3) 後世の改変箇所の取扱い

ア 西北西尾根の土塁及び堀切

遊歩道の通過により、西北西尾根の土塁は断ち切られているところがあり、堀切には土橋が付加されています。本来の城内通路が不明のため、該当箇所の修復は行わず、既存の遊歩道としての活用を継続します。

イ 主体部の改変遺構

主体部には後世に付加された石段や土橋、石積が残されています。これらの遺構は、地域での史跡の活用の歴史を物語るものであるため、改変箇所の修復は行いません。石段や土橋は遊歩道として活用されていますが、本来の城内通路が不明なため、遊歩道としての活用を継続します。

第5節 地形造成に関する計画

1 基本方針

- (1) 地形造成に当たっては、周辺環境への影響を考慮し、適切な工法を検討します。
- (2) 遺構保存や快適な見学環境を維持するため、排水施設を設置します。

2 井川城跡

(1) 造成計画

主郭遺構表示エリアについて、盛土を行った上でその上面に遺構の平面表示を行います。図 96 は、図 95 の断面測量箇所 B1 の断面図に、主郭遺構表示エリアの発掘調査で確認された遺構断面と、東側郭外活用整備エリア南側の発掘調査で確認された遺構断面から作成した模式図です。主郭遺構表示エリアと東側郭外活用整備エリアの遺構上面の比高 (b) は 90 センチメートル程度、現地表の比高は 30 センチメートル程度です。主郭と周囲の高低差 (旧地形) を表現するためには、60 センチメートル程度の盛土が必要となります。東側郭外活用整備エリア北側は水はけが悪く、滞水も懸念されることから、地盤を下げることは行わず、主郭遺構表示エリアへの盛土で高低差を表現することとします。盛土は最大でも主郭遺構表示エリア西側の未指定私有地と、主郭遺構表示エリアとの比高 (d) 40 センチメートル程度となります。

また、現状の水路は、土段状盛土の傾斜面上に位置していることから、堀状遺構西 (土段状盛土の傾斜面) の表現にあたっては、水路を移設し、切土を行う必要があります。

造成を行うことにより、造成範囲の端部 (私有地や頭無川との境等) で高低差が生じるため、雨水の流入を避けるため排水路を設置する等の整備を行います。

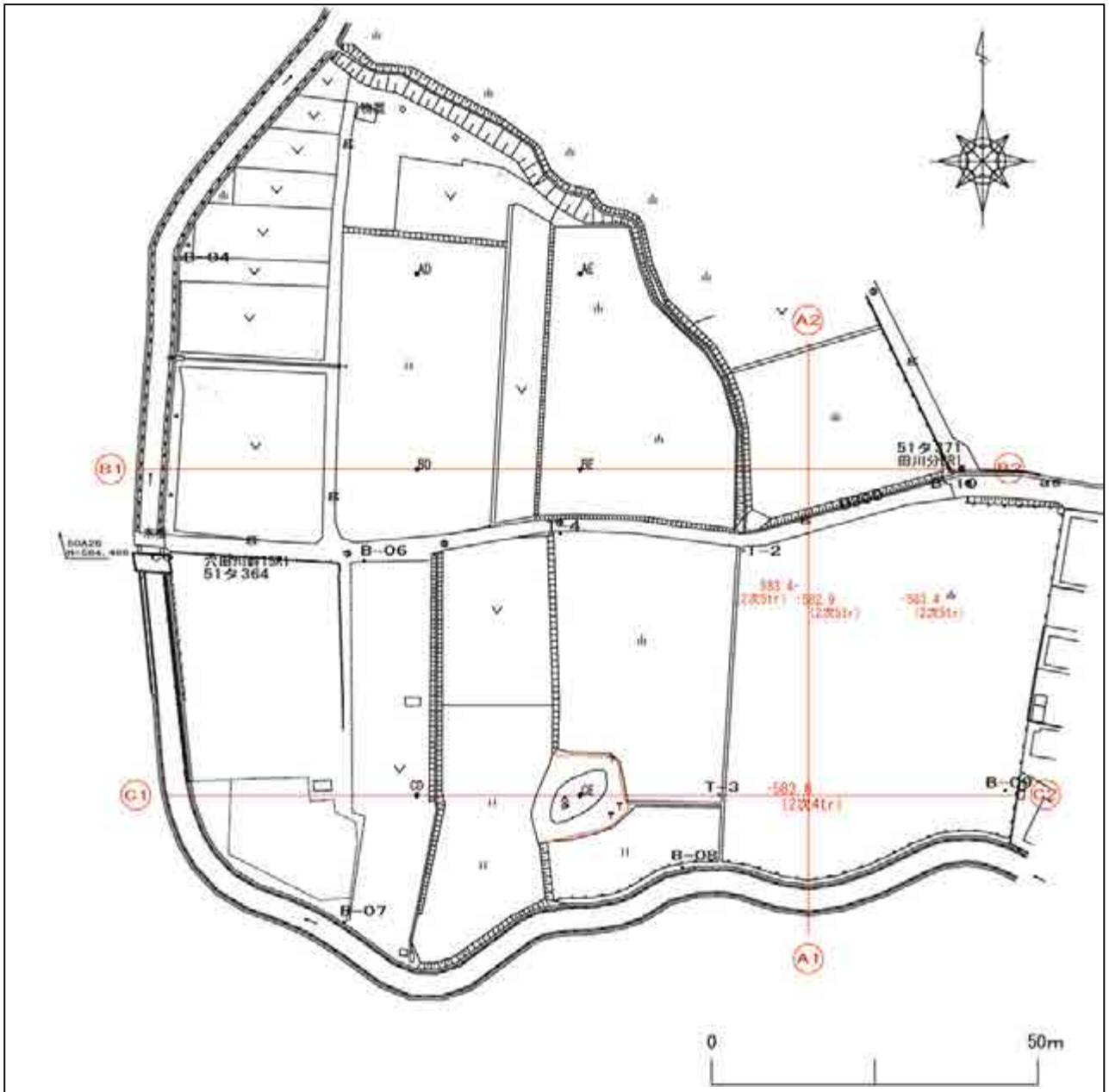
(2) 排水計画

降雨時に広範囲にわたって水没する東側郭外活用整備エリア及び遺構表示を行う主郭遺構表示エリアは、既存の排水路及び新設する排水路を用いて排水を行います (141 ページ、図 96)。

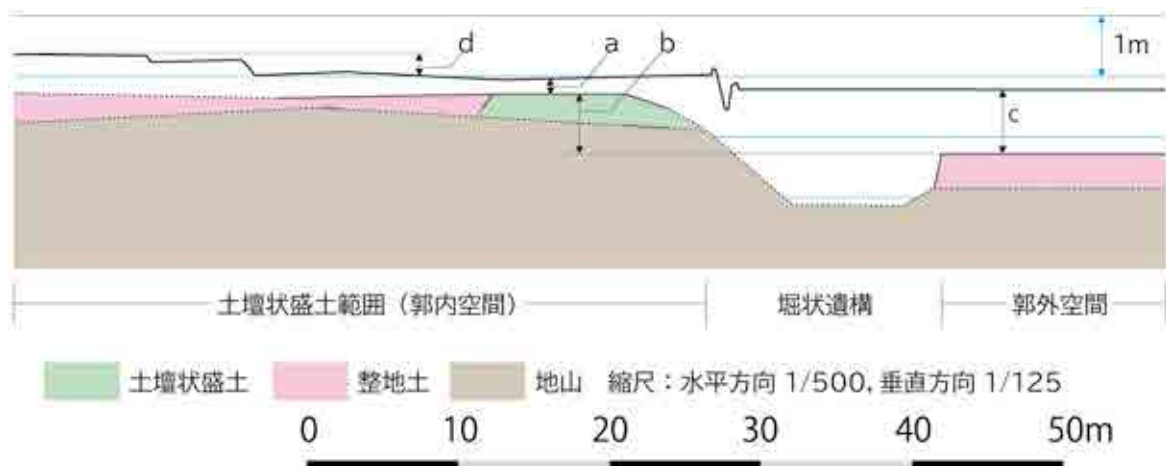
東側郭外活用整備エリアは、現状の地形が図 97 (142 ページ) のように、敷地の中央付近に向かって緩やかに傾斜し、既存排水路への排水が不十分な状態です。このため、東側郭外活用整備エリアの南側は、里道沿い及びエリア南端に排水路を新設し、ここに排水できるよう、土地造成を行います。新設排水路は、堀跡の遺構表示範囲に設置することになるため、できるだけ目立たない外観となるよう検討します。エリア北側は、西側にある既存排水路に排水します。

主郭遺構表示エリアは、整備時に西側既存排水路に接続できるよう造成を行うとともに、主郭維持管理エリア及び里道への雨水の流入を防ぐよう、排水路を新設します。排水路の新設に当たってはできるだけ目立たない外観となるよう検討します。また、遺構の平面表示に当たっては、透水性のある素材を用いるなどの対策を講じます。

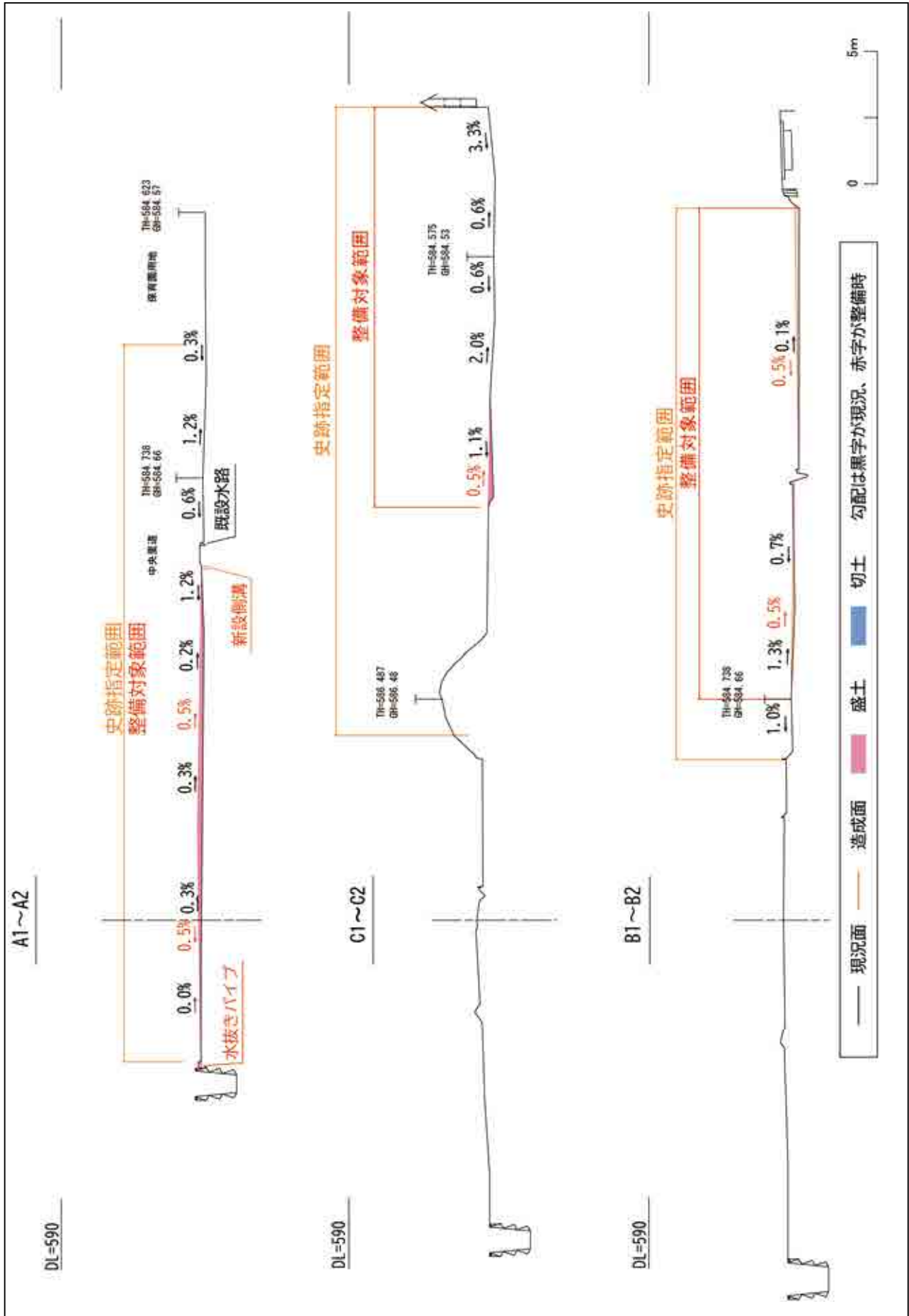
主郭維持管理エリアの南部については、水没により史跡の保存活用に支障が出ることから、土地所有者の協力を得た上、排水方法について検討します。また、周辺の河川や水路への排水については、担当課と協議します。



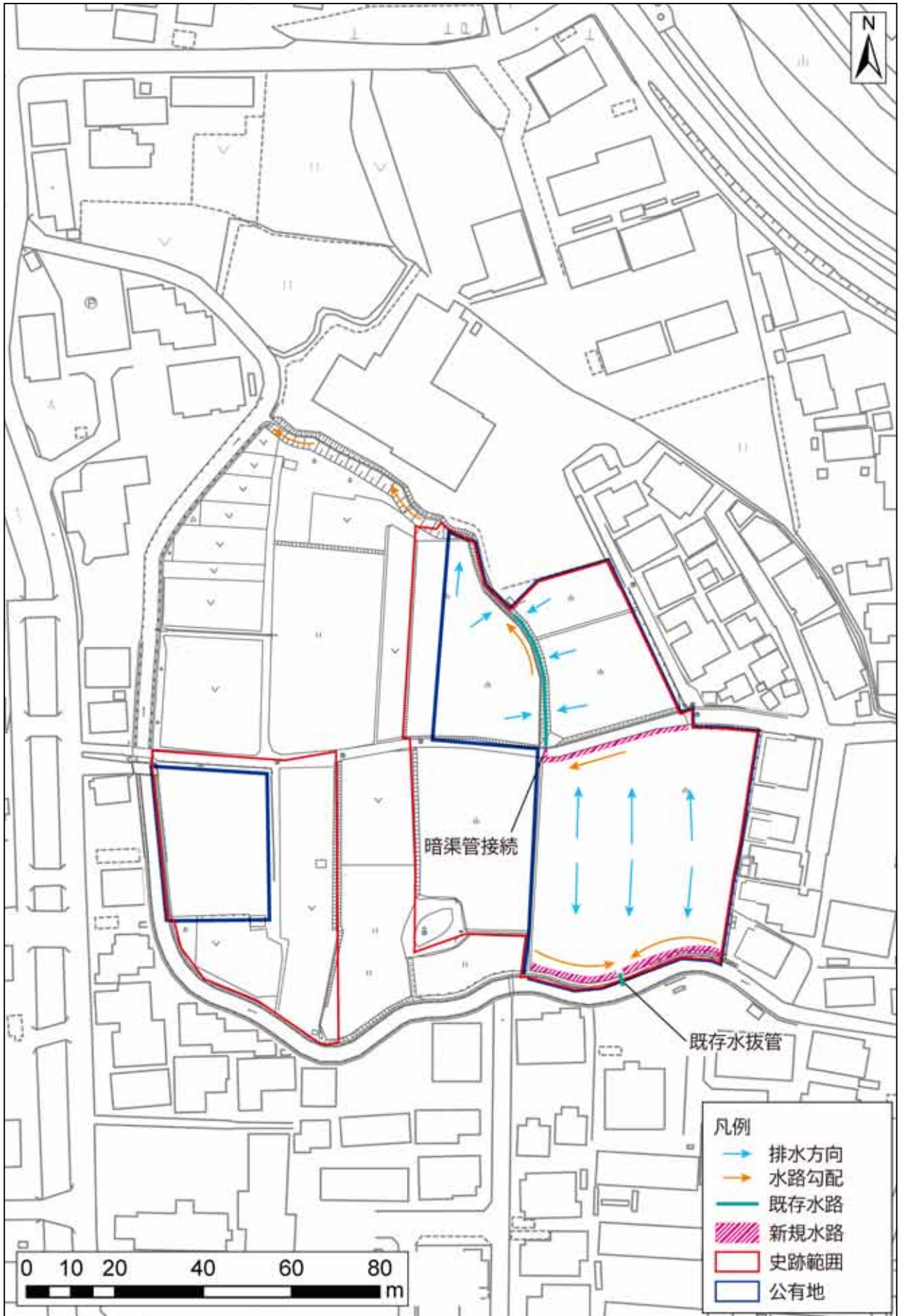
【図 95】井川城跡 現状断面測量箇所



【図 96】遺構断面模式図



【図 97】井川城跡 現状横断面図



【図 98】井川城跡 排水計画図

3 大城

(1) 造成計画

現況地形の保存を原則とし、遺構保護及び毀損箇所修復のため盛土を行います。

遊歩道の水路化による洗掘箇所への盛土を行うとともに、再度の洗掘を防ぐため、横断溝の設置等の排水計画と合わせて実施します。また、城内通路整備箇所、案内解説施設の設置箇所等整備のための保護盛土を行います。

(2) 排水計画

曲輪等の遺構の排水は、自然浸透によるものですが、松枯れ等による樹木の枯損により、状況の変化が懸念されるため、経過観察を行い、必要に応じて対策を検討します。洗掘が生じている遊歩道及び遺構については、修復時に再度の洗掘が生じないように、水文調査結果等に基づく排水対策を講じます。

4 小城

(1) 造成計画

現況地形の保存を原則とし、遺構保護が必要な箇所、案内解説施設の設置箇所等必要な箇所について、必要に応じて盛土を行います。

(2) 排水計画

曲輪等の遺構の排水は、自然浸透によるものですが、松枯れ等による樹木の枯損により、状況の変化が懸念されるため、経過観察を行います。特に石積に関しては、雨水が石積内部や石積上面の盛土部分に浸透し、遺構の変状を引き起こすおそれがあることから、定点測量や石垣カルテを活用しながら観察を行い、必要に応じて対策を検討します。

第6節 遺構の表現に関する計画

1 基本方針

- (1) 井川城跡は、遺構が埋没しており、現状では居館の姿を理解することができない状況であることから、土塁や堀等の主要な遺構や居館の構造を視覚的に理解できるよう、カラー舗装や張芝等を用いて遺構表示を行います。
- (2) 山城の遺構の特徴や構造を理解してもらうため、大城に土塁・堀切及び曲輪を観察するスポットを設置します。

2 井川城跡

(1) 概要

遺構が埋没しており、史跡の本質的価値を理解できない状態であることから、主郭遺構表示エリア及び東側郭外活用整備エリア北側を対象として、カラー舗装等を用いて地下遺構を地表面に表現する平面表示を行い、見学者の理解を促すための遺構表現を行います。両エリアとも発掘調査を実施し、表示対象とする遺構の位置等を確認した上で行います。

(2) 表現する遺構の時期

第5章3 整備の時代設定（108 ページ）のとおり、15世紀中葉の遺構を表現することとします。

(3) 表現する遺構

ア 主郭遺構表示エリア

当時の地表面（整地面）、土塁、土塁の外周を区画する溝、主郭外周の法面（土塁状盛土外周の法面）、堀状遺構を基本とし、発掘調査により建物跡等の遺構が確認された場合は、表示を検討します。エリア南端に確認された建物跡は、遺構表示する土塁と時期が異なるため、表現しないこととします。また、主郭と東側郭外整地面の高低差を地形造成により表現します。

これまでの発掘調査はエリア内の一部にとどまっていることから、発掘調査を実施し、その成果に基づいて遺構表示を行います。

イ 東側郭外活用整備エリア

東側郭外の整地面、堀状遺構及び流路状遺構を表現します。

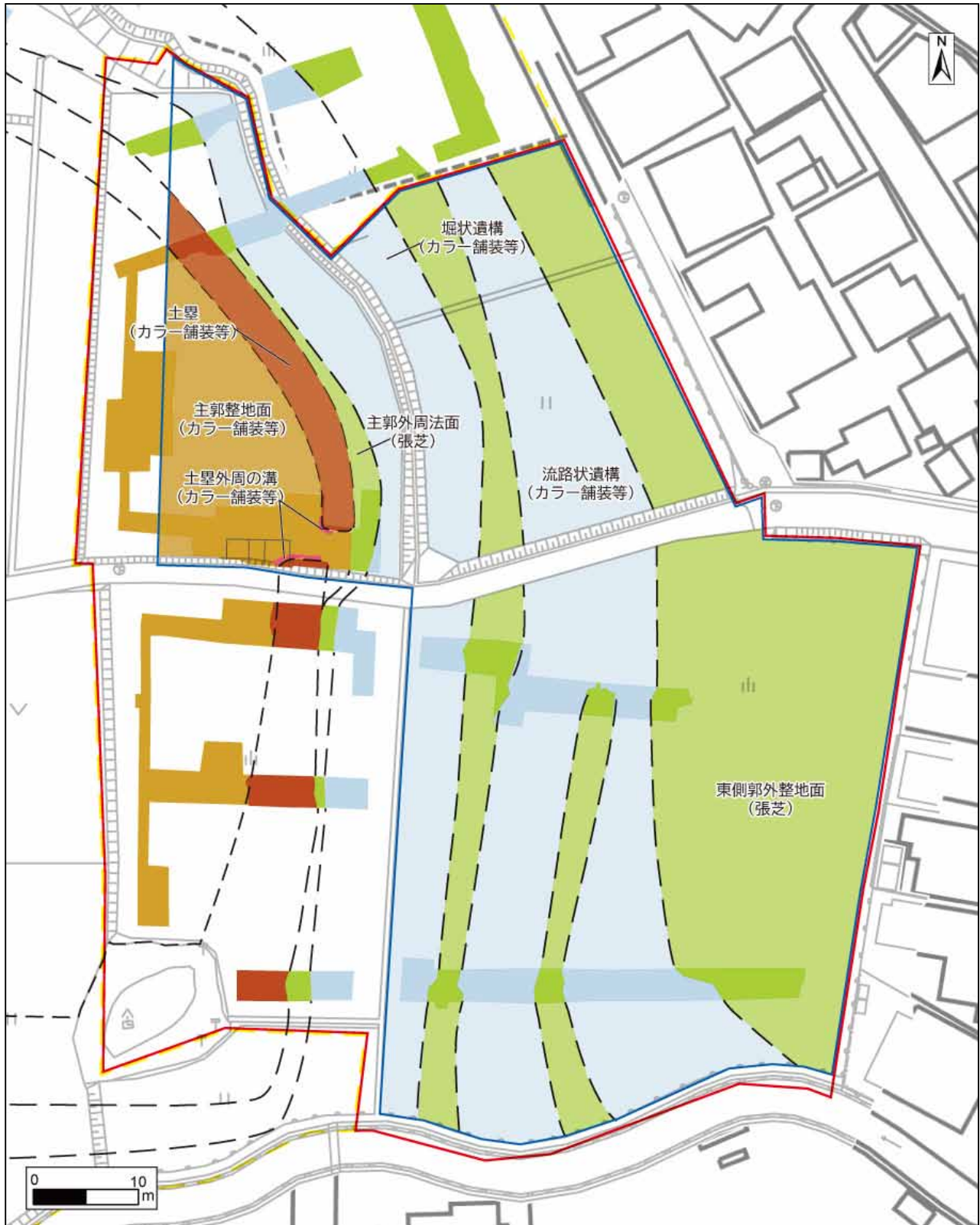
里道より南側の範囲の堀状遺構は、その東岸側のみですが、主郭の規模や外周の形状の理解できるよう表現を行います。主郭遺構表示エリアと同様に、これまでの発掘調査が一部にとどまっていることから、発掘調査を実施し、その成果に基づいて遺構表示を行います。

(4) 表現の方法

遺構表示は、地表面の仕上げ（舗装の色、張芝等）を変えることで、遺構の平面的な位置・規模・形状等を視覚的に分かるようにするもの（平面表示）で行います。

ア 主郭遺構表示エリア

第5節に記載のように、主郭と東側郭外整地面の高低差を地形造成（盛土）によ



【図 99】井川城跡遺構表示

り表現し、盛土上に遺構表示を行います。

遺構表示は、表現する遺構が多く、溝など小規模の遺構もあることから、明確に表示することが可能なカラー舗装等を用いて行います。土塁はこれまでの調査成果では高さを推定する根拠が得られていないため、盛土による高さや形状の表現を行うことができませんが、今後実施する発掘調査成果を踏まえて表現方法を検討します。主郭外周の法面は、張芝により表現します。

イ 東側郭外活用整備エリア

イベントでの利用や、井川城保育園等の児童の活用が見込まれ、市民の憩いの場ともなるエリアであることから、張芝で整地面を表現し、堀状遺構・流路跡をカラー舗装、玉砂利等により表現します。堀状遺構・流路跡の表示に用いる素材は、児童の利用に配慮したものとしします。

(5) サイン類による遺構表現の補足

遺構表示を行う範囲は、居館跡の一部に限られ、全体像を示すことができず、また土塁等の高さも表現することができません。

このため、平面表示による遺構表現を簡易な形で補足し、土塁と堀に囲まれた居館跡の全体像を視覚的に理解してもらうため、発掘調査成果及び類例から推測される居館の姿をイラスト等で表示した説明板を設置します。

設置場所は、土塁、東側郭外活用整備エリア南側を想定します。

2 大城

(1) 概要

林城の主要な遺構である土塁、堀切、曲輪を観察し、山城の構造を体感してもらうための観察スポットを設置するものです。

(2) 堀切・土塁観察スポット

主体部西側の曲輪3西側土塁に、土塁と堀切を観察するためのスポットを設け、主体部を防御する土塁上から、大規模な堀切を見下ろし、高低差や形状を観察してもらうことで、遺構の理解を図ります。

スポット周辺の土塁、堀切内は、除草や枝打ちを行い、土塁や堀切を見やすくします。また、土塁上に保護盛土を行い、保護盛土内に丸太階段等を設置します。土塁上には転落防止のための柵や遺構説明サインを設置します。

(3) 曲輪観察スポット

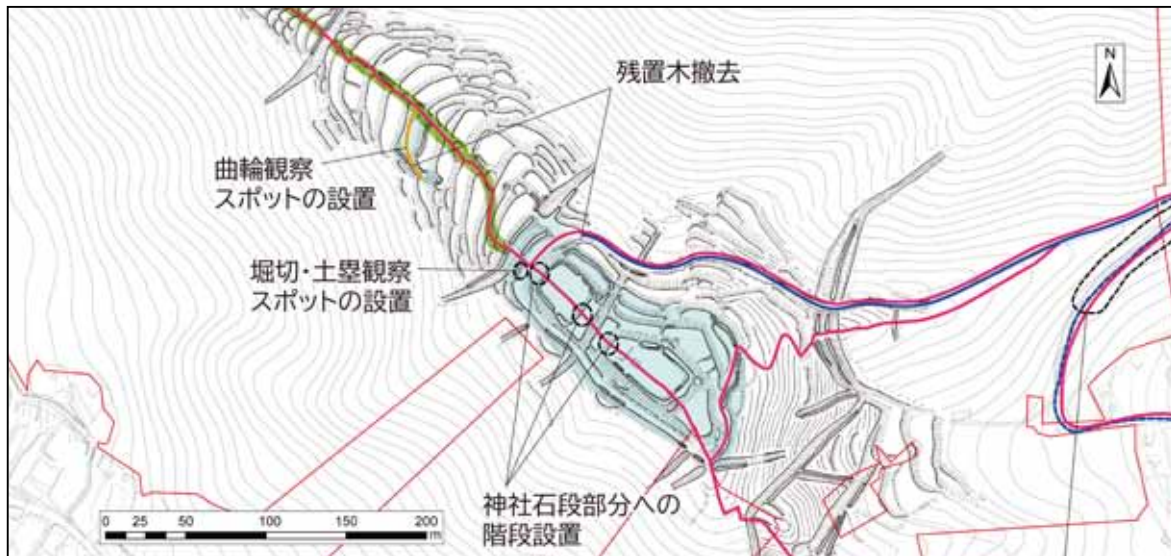
西北西尾根遺構エリアの曲輪に、大城の特徴の一つである連続する曲輪群を観察してもらうためのスポットを設置するものです。遊歩道沿いの曲輪の1か所を、除草やウッドチップの散布、残置された伐採木の撤去を行い、曲輪内に立ち入って規模や形状を観察したり、連続する曲輪群を俯瞰できるようにします。また、遺構や城郭構造についての説明板を設置します。

(4) 主体部石段部分への階段設置

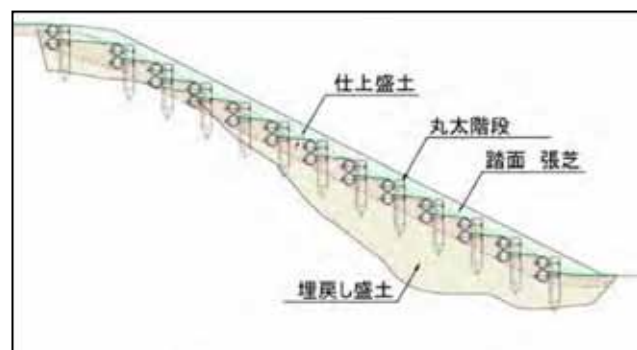
近代に主郭に設けられていた神社に関係すると思われる後世の石段部分は、現在見学路となっており、見学者等の通行により毀損が見られます。この部分に階段を設置

し、毀損進行を防止するとともに、階段の踏板の間や横から石段を見られるようにし、この石段が神社に關係するものであることを説明するサインを設置します。これにより、神社が主郭に設けられていたという地域の歴史を知ってもらえるようにします。

上記の階段については、地下遺構に影響を与えないよう、据置型の基礎によることとします。設置に先立ち、基礎設置予定箇所の地耐力調査を行い、階段の構造検討を行います。



主郭石段（神社参道）部分への階段設置
参考事例（慧日寺跡）



土塁への丸太階段の設置
参考事例（特別史跡水城）

第7節 修景及び植栽に関する計画

1 基本方針

- (1) 遺構の保存や顕在化等を目的として行う伐採は、面的な伐採は極力避け、枝打ちや芯止めにとどめます。
- (2) 山城における松枯れ等による枯損木は、面的な伐採となるおそれがあり、土砂災害や遺構への影響等の環境変化を考慮するため、地被植物の生長等経過観察を行いながら段階的に実施します。
- (3) 管理施設や便益施設、サイン類等は、改修や新設の際に、史跡の景観との調和が取れるものとし、素材、構造、デザイン等の統一を図ります。
- (4) 私有地における修景及び植栽については、土地所有者の協力を得た上で行います。

2 井川城跡

(1) 既存植生の管理

現在、業務委託により定期的実施している除草を継続して行います。伝檜台の樹木は、定期的な観察を行い、倒木や落枝のおそれがある場合は、土地所有者の協力を得ながら管理を行います。

(2) 修景のための新規植栽（東側郭外活用整備エリア）

東側郭外活用整備エリアは、東側及び南側が住宅に面するため、縁辺部に遮蔽植栽や目隠しフェンスを配置します。植栽にあたっては、遺構面までの保護層を設け、防根シートを使用する等、遺構に影響の及ばない工法によることとします。また、頭無川への見学者等の転落防止のため、柵又は植栽を配置します。

遺構表示等を行わない範囲は芝張りを行い、イベントでの活用や、市民の憩いの場としても活用できる整備を行います。

(3) 工作物等の修景

新設する管理施設や便益施設は、形状、色調等が史跡の景観と調和が取れるものとし、します。

3 林城跡

(1) 既存植生の管理

林城跡に生育する樹木等の既存植生は、雨水による表土流出を防ぐなどの地形・遺構の保存に大きな役割を果たしています。また、樹木が生育していることで、下草の生育が抑制され、遺構の見学や歩行がしやすいことによる見学環境の向上や、緑豊かな環境の形成といった活用面でも一定の役割を果たしています。

一方で、史跡の保存活用の支障となっている樹木として、遺構の毀損の要因となるもの、遺構を見えにくくしたり、史跡からの眺望を妨げているもの、枯損等による倒木で見学者等に被害を及ぼすおそれのあるもの等があります。

近年の松枯れによる植生環境の大きな変化を踏まえ、既存植生を適切に管理する必要があります。

ア 枯損木等の伐採

松枯れ等による面的な枯損が発生していることから、遺構の保護及び来訪者の安全確保のため、主要遺構と見学動線上及びその周辺の枯損木を伐採します。対象とする枯損木等は、表 10（88 ページ）のとおり、大城で 191 本、小城で 153 本であり、それぞれ 3 年を目標に、図 100（151 ページ）、図 102（153 ページ）のように伐採を計画します。表 10 の危険度の高い順に伐採することを基本としますが、伐採後の環境変化の経過観察の観点も踏まえながら実施します。

伐採した樹木のうち、くん蒸処理が必要なものについては、一時的に集積し、くん蒸を行います（半年～1 年）。伐採した樹木は、残置すると史跡の景観を損ねるため、チップ化し、史跡内に散布します。

また、これまで行われた伐採による残置木のうち、図 101（152 ページ）、図 103（153 ページ）の区域（主体部周辺及び大城曲輪）のものをチップ化し、史跡内に散布します。対象とする残置木は、大城で 189 か所、小城で 17 か所となります。

大城の伐採木及び残置木は、曲輪 3 の管理スペースに集積してチップ化し、主体部及び曲輪 22 等に散布します。小城はチップ化に用いる機械を史跡内に搬入することができないことから、麓の史跡指定外の区域に作業ヤードを設け、そこに架線ですて伐採木・残置木を運搬し、チップ化します。

イ 遺構顕在化のための修景

見学のポイントとなる曲輪等のうち、樹木や下草により遺構が見えにくくなっているものは、除草や枝打ち等を行い、遺構を見ることができるようになります。

松枯れ等により伐採が行われた曲輪は、一時的に遺構が見通せる状況になっていますが、放置することにより再び森林化することが予想されるため、ゾーニングを行い、定期的な除草や実生木の除去を行うことで、多数の曲輪が広がる景観を体感できるよう修景を図ります。

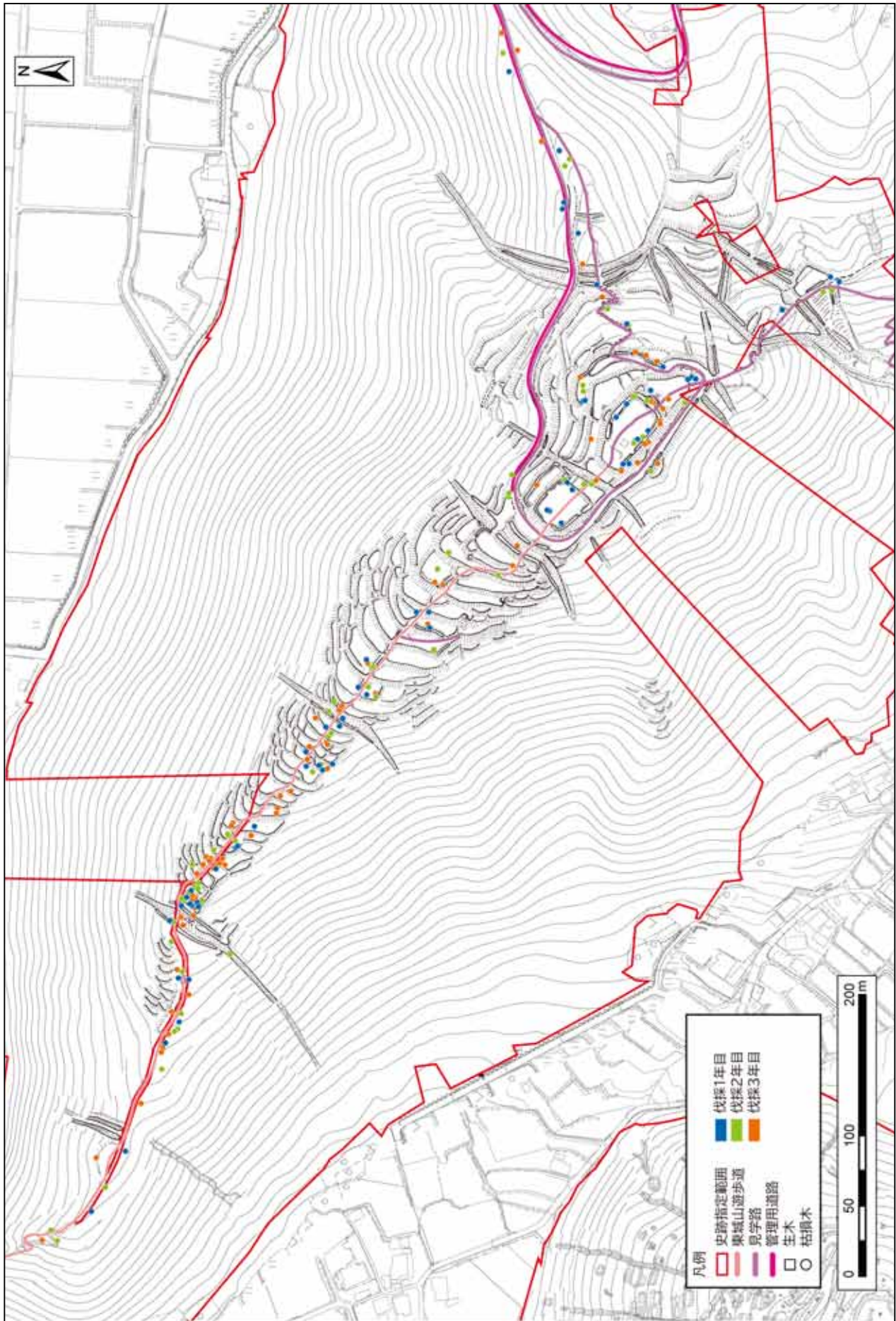
遺構の景観に支障のある樹木のうち、枯損木以外の樹木は、枝打ち等にとどめ見通しの改善を図ります。

なお、これまでの松枯れ等枯損木の伐採により、森林環境が変化しているため、遺構保護の観点から経過観察を行いながら植生管理を行います。

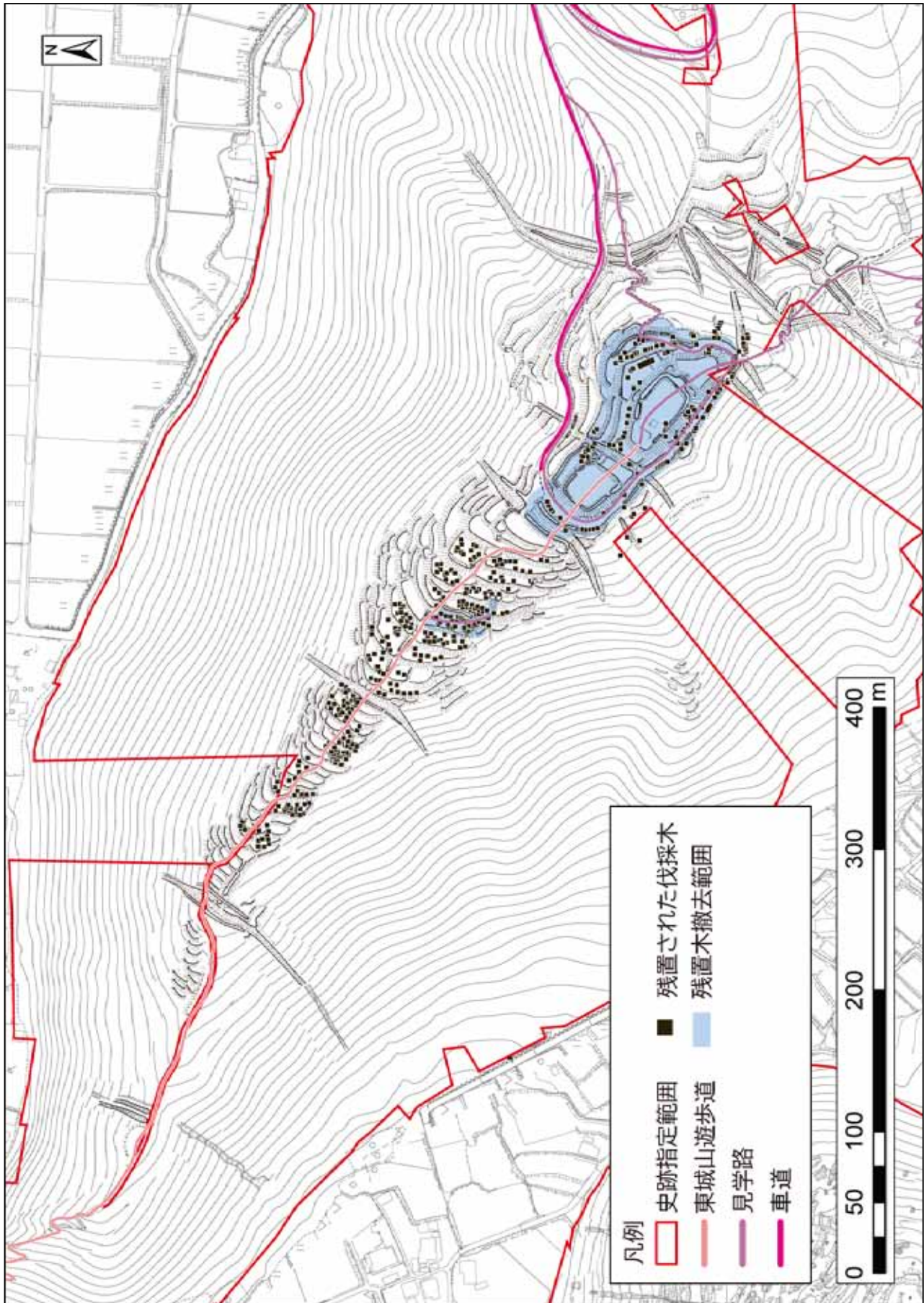
また、史跡を理解するに当たり、大城と小城の相互の眺望や、林山越遺跡や他の城郭など関連する遺跡等を眺望することが重要ですが、現在は史跡内から周囲の山城等を見ることができません。現在、松枯れの進行により樹木環境が大きく変わっており、更に枯損木伐採を行うことから、今後、史跡内からの眺望が大きく変化することが予想されます。こうした変化を踏まえた上で、中長期事業において眺望点を設置し、支障となる樹木の枝打ち等を行い、史跡内から周囲の遺跡等への眺望の確保を図ります。

(2) 工作物等の修景

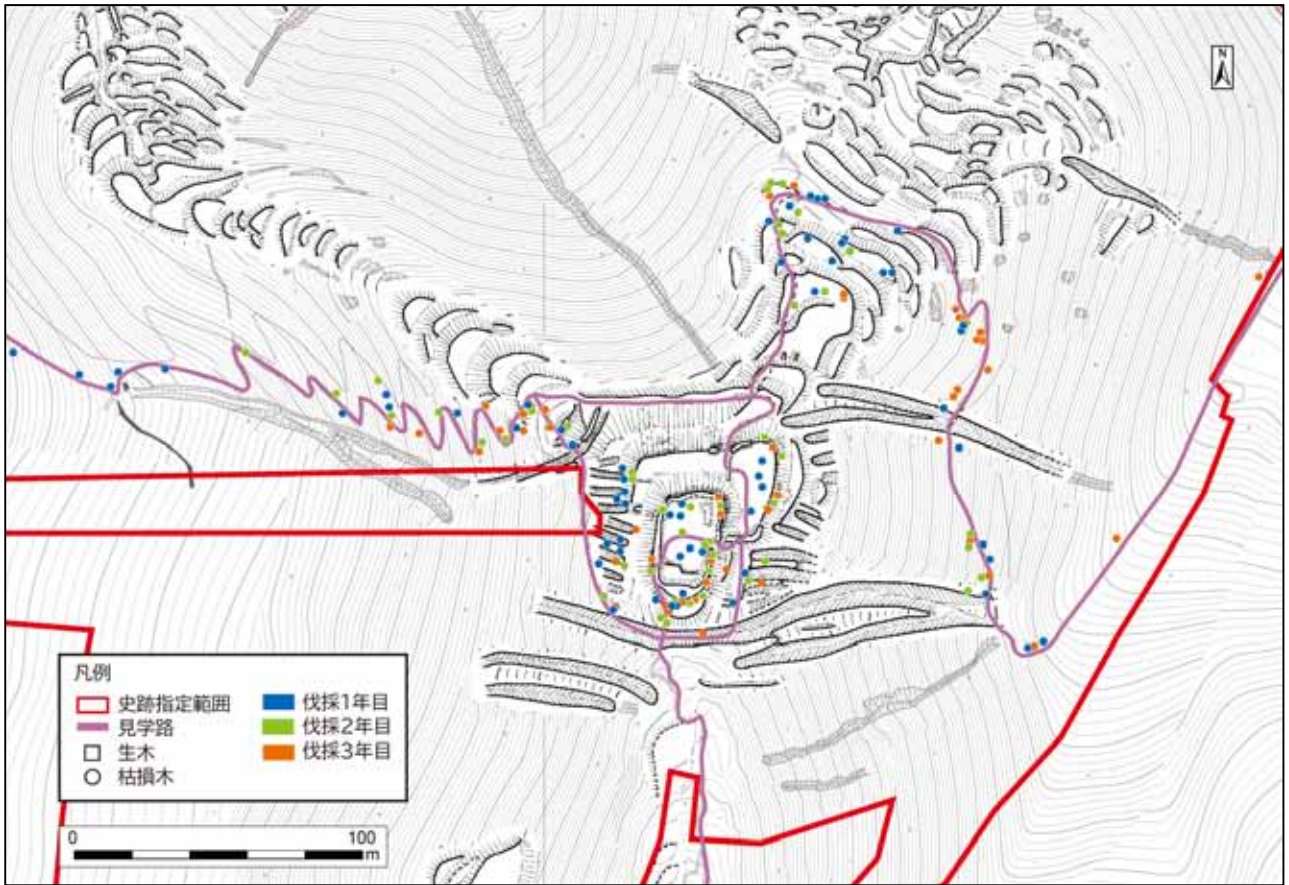
新設する管理施設や便益施設は、形状、色調等が史跡の景観と調和が取れるものとします。既存の階段やサイン類等の諸施設は、設置者や時期によって意匠が異なるため、関係者と協議を行い、改修の際に統一的なデザインのものに置き換えていきます。



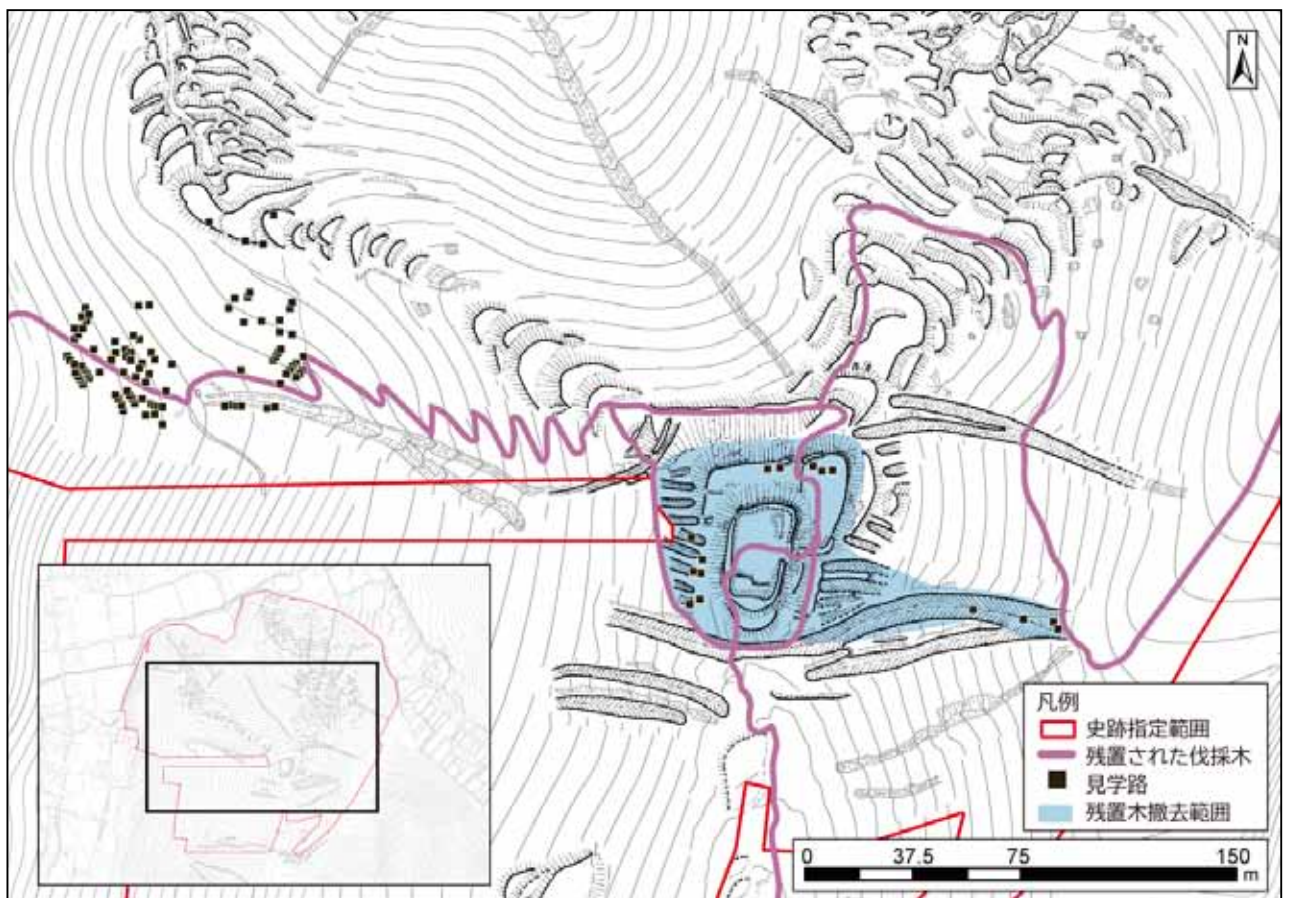
【図100】大城 枯損木伐採計画図



【図 101】大城 残置木撤去計画図



【図 102】小城 枯損木等伐採計画図



【図 103】小城 残置木撤去計画図

第8節 案内解説施設に関する計画

1 基本方針

- (1) 動線計画に基づき、史跡の景観と調和する体系的なサイン整備を行います。
- (2) 来訪者が史跡を理解しながら、安全快適に見学できるよう、デザインや表示内容（用語等）等を統一したものとします。
- (3) 来訪者の誰もが使い易く、史跡を理解し易くなるよう、多言語対応、ユニバーサルデザインに配慮したものとします。
- (4) 地元保存団体等が設置したサイン類は、史跡のこれまでの活用の経過を示すものであり、継続的に活用することを原則とします。
- (5) 既存サイン類の整理を行い、計画的に更新を行います。
- (6) サイン類の新設、更新に当たっては、必要に応じて土地所有者や地元保存団体等と事前協議を行います。
- (7) サイン類の設置に当たっては、遺構に影響を与えないよう、据置型を基調とします。

2 サイン構成

種類	機能	記載内容	設置場所
総合案内サイン	史跡小笠原氏城跡全体の概要と、見学地の城跡の情報を記載	史跡小笠原氏城跡の概要 3城跡の位置関係を示す地図 全体図（縄張図） 見学ルートの案内 史跡見学の注意事項 周辺文化財地図	見学の起点となる箇所
説明サイン	特徴的な遺構の情報を記載	遺構の名称、解説 位置図、写真、図面	本質的価値を構成する遺構 遺構改変箇所
名称サイン	史跡名や遺構名等を記載。遺構名には、必要に応じて簡易的な解説を記載	史跡名や遺構名等 遺構解説	本質的価値を構成する遺構 その他必要な箇所
誘導サイン	史跡内外の動線上に設置し、歩行者を案内する。（車両等の誘導サインは別途）	目標となる遺構等の名称 方向 距離 位置図	見学動線の分岐点
眺望サイン	景観に関する情報を記載	視点場からの眺望解説 写真（視対象の名称を記載）	視点場となる箇所
注意喚起サイン	見学者への注意喚起に関する情報を記載	注意喚起情報	注意喚起が必要な箇所
その他サイン	上記以外の情報を記載	史跡内の文化財紹介等	各所



総合案内板:史跡概要、広域案内、見学の注意点をまとめて記載している。多言語対応は二次元コードで行っている。(史跡津軽氏城跡堀越城跡 青森県弘前市)



誘導サイン:上面に位置図を記載
(史跡津軽氏城跡堀越城跡 青森県弘前市)



誘導サイン:イラストを使用し、現在位置、起伏等の地形情報が分かる(史跡春日山城跡 新潟県上越市)



説明サイン:写真に遺構情報を入れ込む
(史跡本佐倉城跡 千葉県酒々井町)



曲輪配置図を用いた遺構と改変箇所の説明
(史跡武田氏館跡 山梨県甲府市)

3 整備の考え方

(1) 既存サイン

サイン配置について見直しを行い、老朽化したものや情報が古いものは撤去又は更新します。地元保存団体等が設置したサイン類は継続利用を原則としますが、遺構保存に支障がある箇所については個別に検討を行います。また、改修が必要になった際に統一的なデザインへの更新を協議します。

更新に当たり、基礎構造等継続利用できるものは、板面張替えや塗装等を行い、デザインの統一を図ります。

設置者が不明なサイン類は、当面の間、存置し、対応について個別に検討します。個々のサインの対応方針は、58 ページ、83・84 ページ、91 ページの既存サイン類一覧のとおりです。

(2) 新設サイン

既存サインの整理を行い、説明が不足する箇所や見どころとなるポイント等にサイン類を新設します。

新設するサイン類は、多様な来訪者が見学できるよう、形状・表示・色調等をユニバーサルデザインに配慮した統一的なデザインとします。また、必要に応じて二次元コードによるスマートフォン等への内容表示を併用しながら、多言語対応を図ります。

記載内容は最小限にとどめ、わかりやすい文章とし、散策マップや二次元コード等で追加の解説を行います。なお、散策マップとサイン類の位置図が連動するよう整備を行います。

サイン類の設置については、遺構に影響が少ない据置型を基本とし、遺構面が浅い箇所については、地表面に基礎を整備するなど構造を検討します。設置箇所の状況により、据置型が設置できない場合は、事前に発掘調査により遺構保存への影響を調査し、支柱型の設置を検討します。

4 個別サイン計画

(1) 井川城跡

整備を行う主郭遺構表示エリア、東側郭外活用整備エリアのサイン類の新設を行うほか、主郭管理用エリアには、私有地への立入を禁止する注意喚起サイン、周辺エリアには、エントランスである東側への誘導サインを設置します。

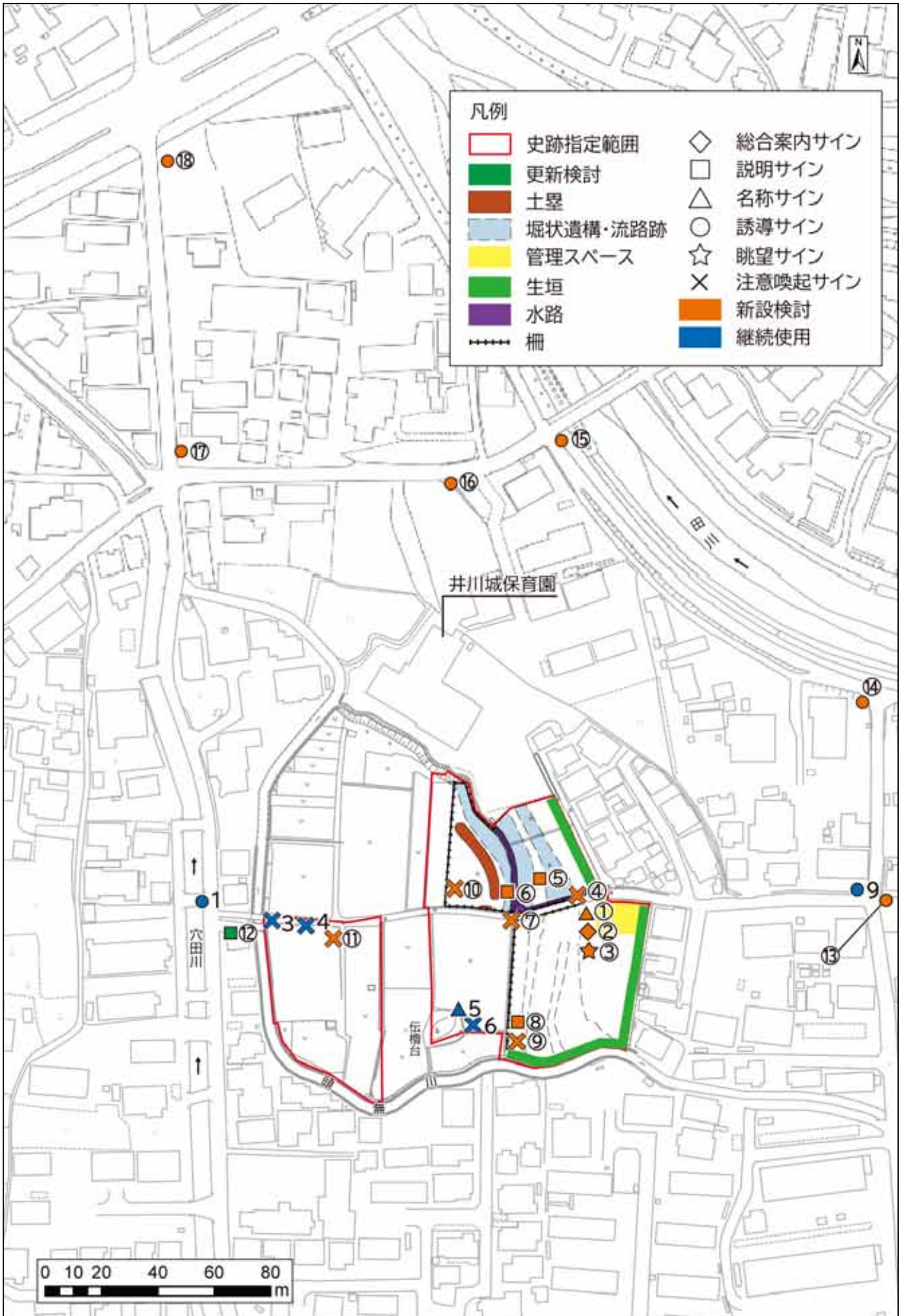
主郭維持管理エリア（伝檜台）の説明サインは撤去し、新設する総合案内板へ集約します。

西側管理エリアにある解説サインは、整備内容にあったものに板面更新を行います。

(2) 林城跡

史跡の概要説明のサインや、地元保存団体等が設置した誘導サイン、文化財紹介サイン等が設置されています。既存サインはデザインが統一されていないため、説明内容の見直しと併せて更新を行います。

地元保存団体等が設置したサイン類は、継続使用し、改修の際に関係団体と協議を



【図 104】井川城跡 サイン類計画図

【表 13】 井川城跡新設検討サイン

方針	種類	番号	内容
新設検討	総合案内サイン	②	史跡概要、全体図、見学の注意点、周辺文化財地図等
	説明サイン	⑤	堀状遺構と流路跡
		⑥	土壇状盛土遺構と土塁、土塁裾部の溝、出入口（虎口）
		⑧	伝櫓台
	名称サイン	①	史跡標柱
	誘導サイン	⑬⑭⑮	歩行者誘導サイン（エントランスへの誘導）
		⑯	車両・歩行者誘導サイン（駐車場とエントランスへの誘導）
		⑰⑱	車両・誘導サイン（駐車場への誘導）
	眺望サイン	③	復元イメージ図、遺構説明（用語等）
	注意喚起サイン	④	関係車両以外立入禁止
⑦		私有地のため史跡見学者の立入禁止	
⑨		伝櫓台見学の注意事項	
⑩⑪		私有地のため史跡見学者の立入禁止	
検更新	説明サイン	⑫	整備内容に合わせた板面更新

行い、統一的なデザインのサイン類へ更新を行います。

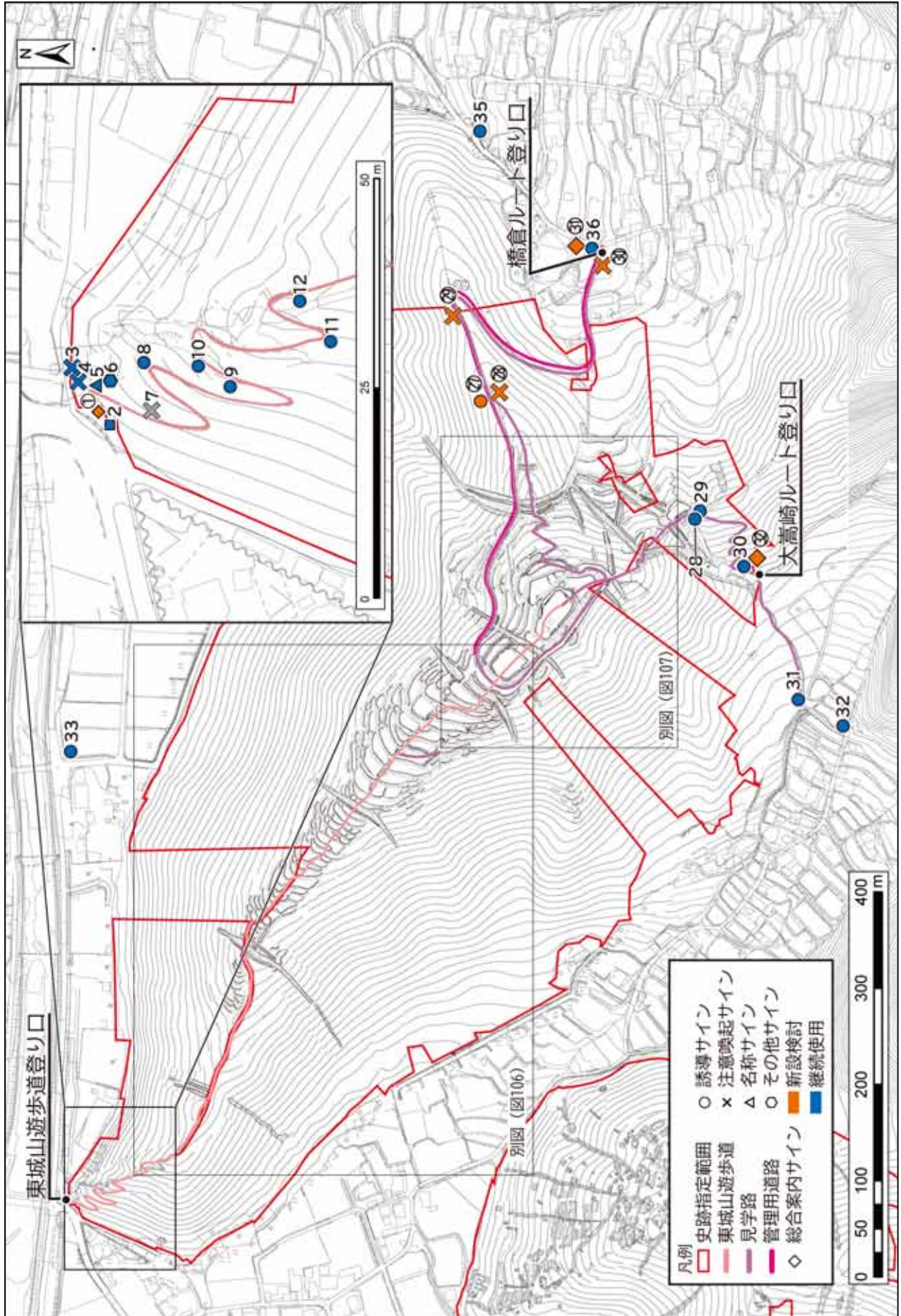
遺構の名称サイン、説明サイン、誘導サインが不足しているため、新設します。また、後世の改変箇所や城内通路を説明するサイン類を新設します。

5 車両誘導サイン計画

史跡へ車両を誘導するサイン類がないため、新設する必要があります。

現状誘導先となる専用駐車場がなく、短期計画内での駐車場整備が難しいため、歩行者の誘導に関する整備を短期計画内で行い、車両誘導サインの設置は次期整備への課題とします。当面の間、史跡周辺の公共施設の駐車場への案内をインターネット等で行っていきます。

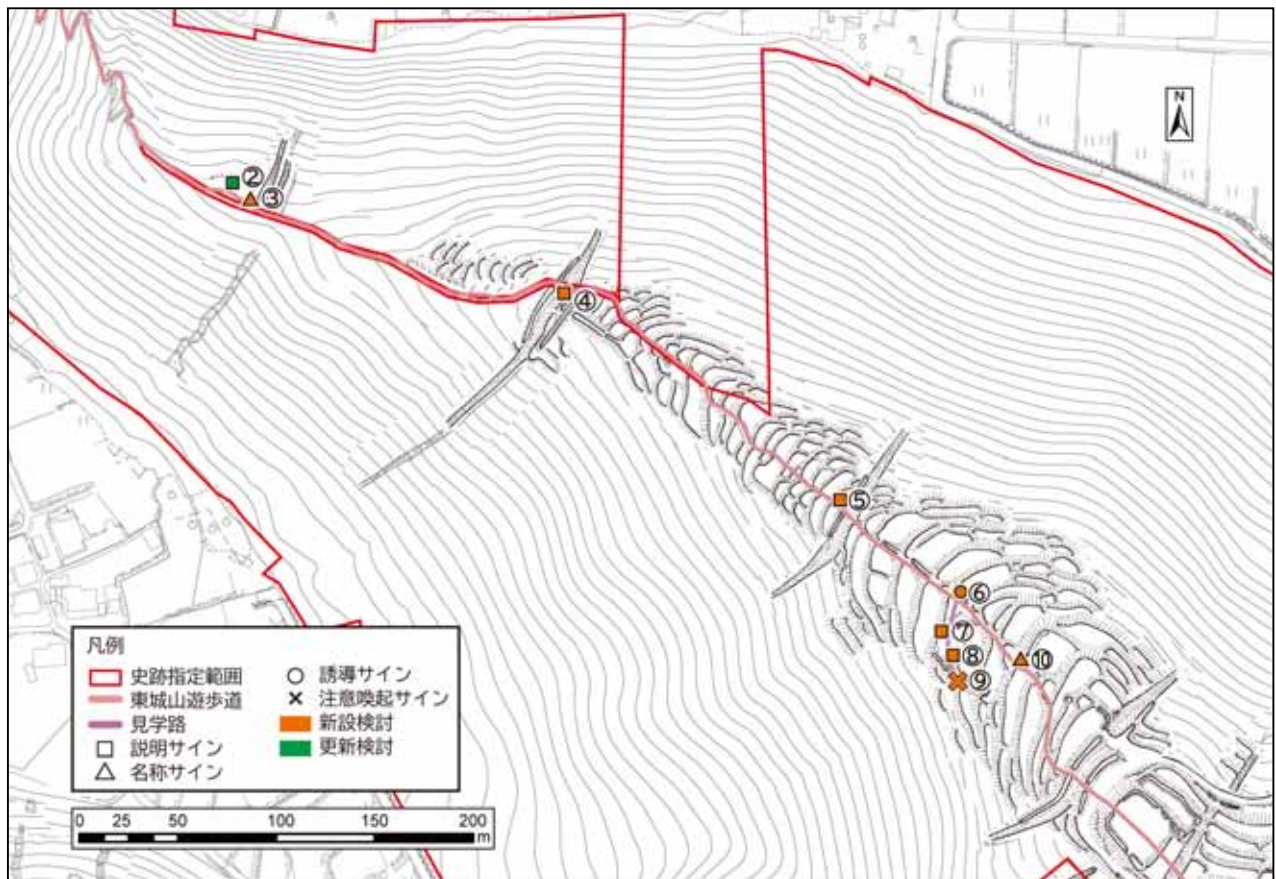
広域動線計画（128 ページ、図 86）では、松本インターチェンジからの車両動線とシェアサイクルを活用した自転車動線も想定しているため、サイン類の設置場所の検討を行います。



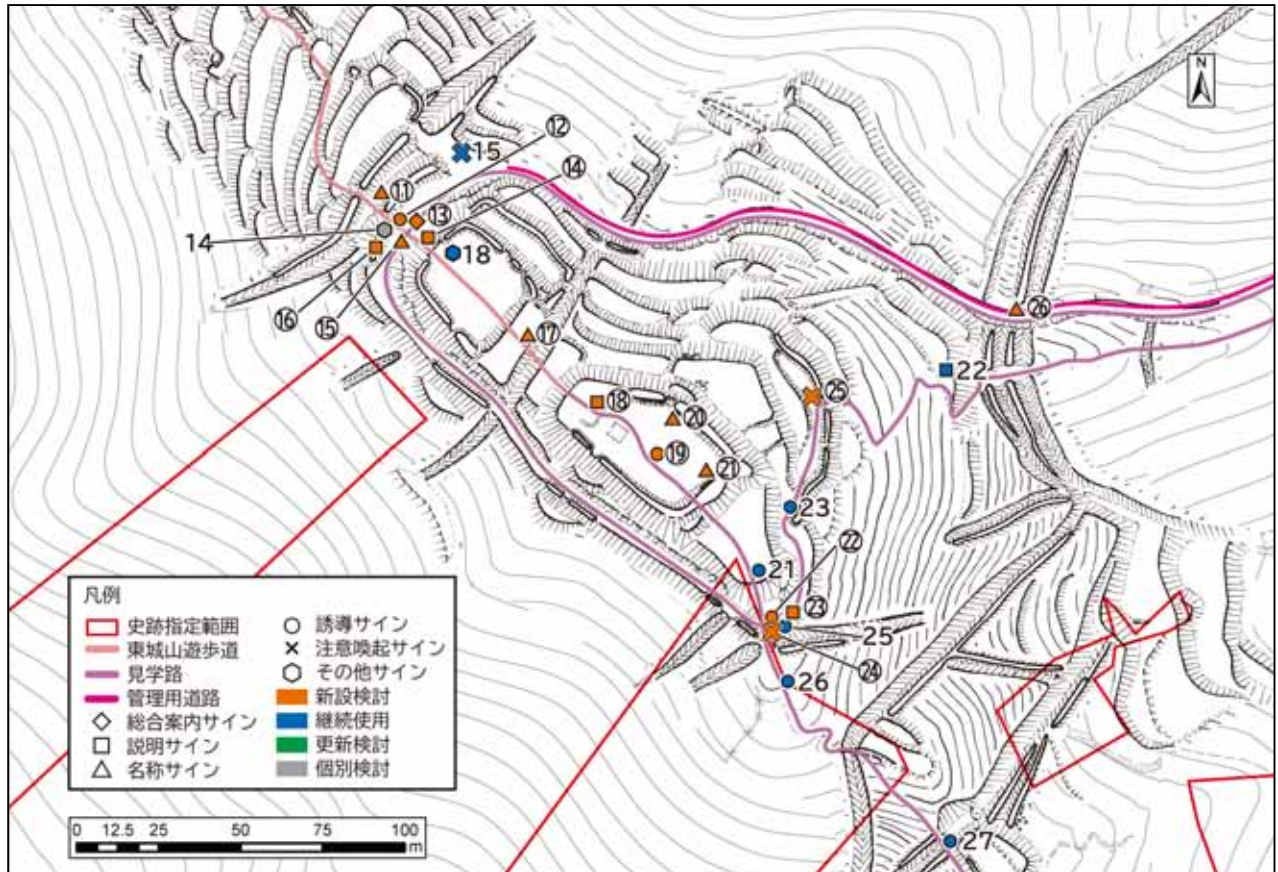
【図105】大城 サイン類計画図

【表 14】大城新設・検討サイン一覧

方針	種類	番号	内容
新設検討	総合案内サイン	①③⑩	史跡概要、全体図、見学路の説明、見学の注意点、周辺文化財地図等
	説明サイン	④	土塁を伴う堀切・竪堀
		⑤	堀切・竪堀を境に変わる遺構の特徴（曲輪と切岸）
		⑦	大規模な曲輪群
		⑧	通路状遺構と城内通路について
		⑭	主郭へ続く石段について
		⑯	堀切・竪堀、車道開削により改変された遺構
		⑱	主郭（土塁、土塁開口部、石積等の遺構）
		㉓	主体部南東側ブロックの遺構
	名称サイン	③	竪堀
		⑩⑯⑱	石積
		⑪⑰⑳	堀切・竪堀
		⑮	史跡標柱（石製）
	誘導サイン	⑥	通路状遺構、主郭、金華橋側登り口への誘導
		⑫	主郭、金華橋側登り口、橋倉側登り口への誘導
		⑲⑳	金華橋・橋倉、林城跡歴史の道への誘導
		㉔	主郭、橋倉側登り口への誘導
	注意喚起サイン	⑨	遺構保護のため立入禁止
		㉔㉕㉘	通行注意
		㉙	関係者及びお体が不自由な方以外の車両の進入はご遠慮ください
㉚		約 300 m 先（携帯電話基地局より先）関係者及びお体が不自由な方以外の車両の進入はご遠慮ください	
検更新	総合案内サイン	⑬	史跡概要、主体部ブロックの遺構、全体図、見学路の説明、見学の注意点、周辺文化財地図等
	説明サイン	⑬	西北西尾根ブロックの遺構、堂平



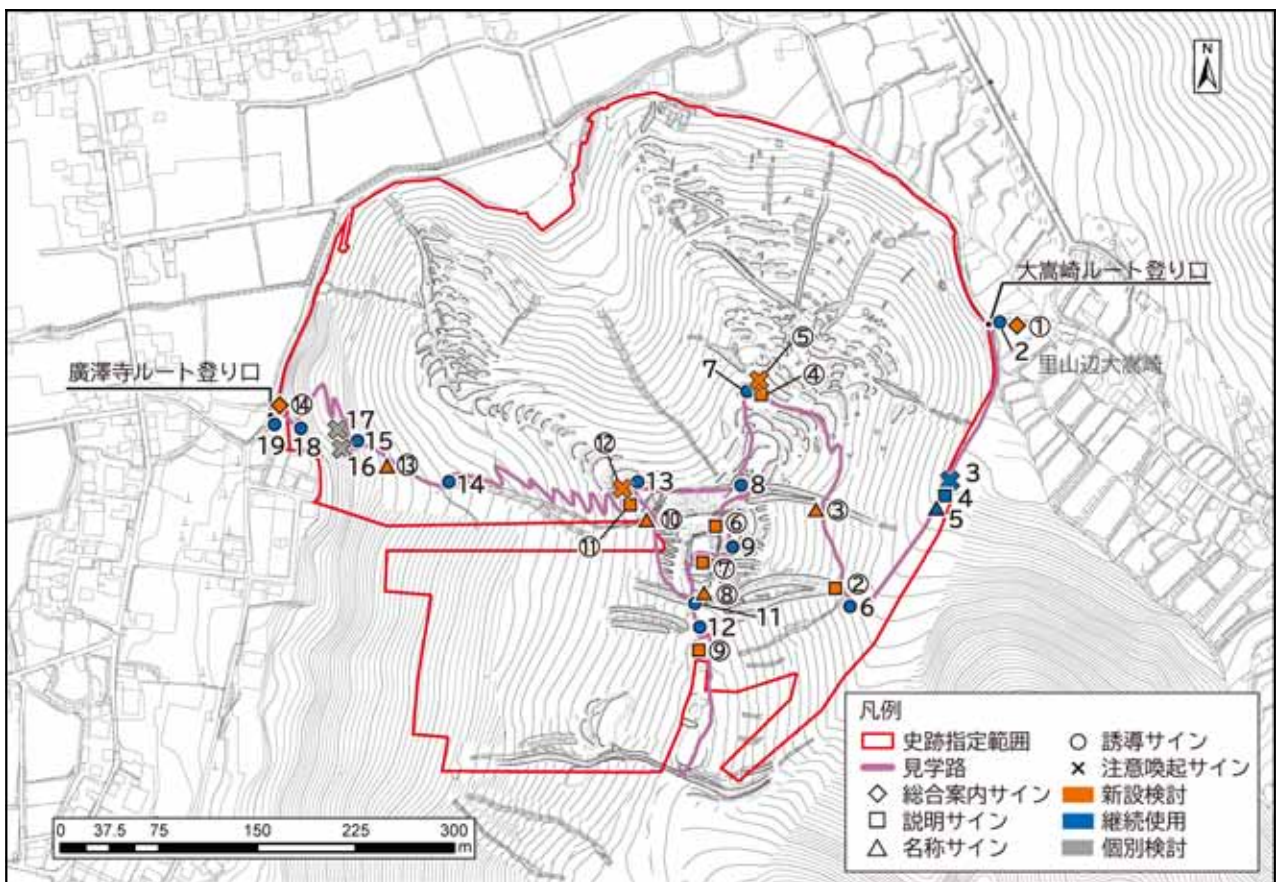
【図 106】大城 サイン類計画図（西北西尾根拡大図）



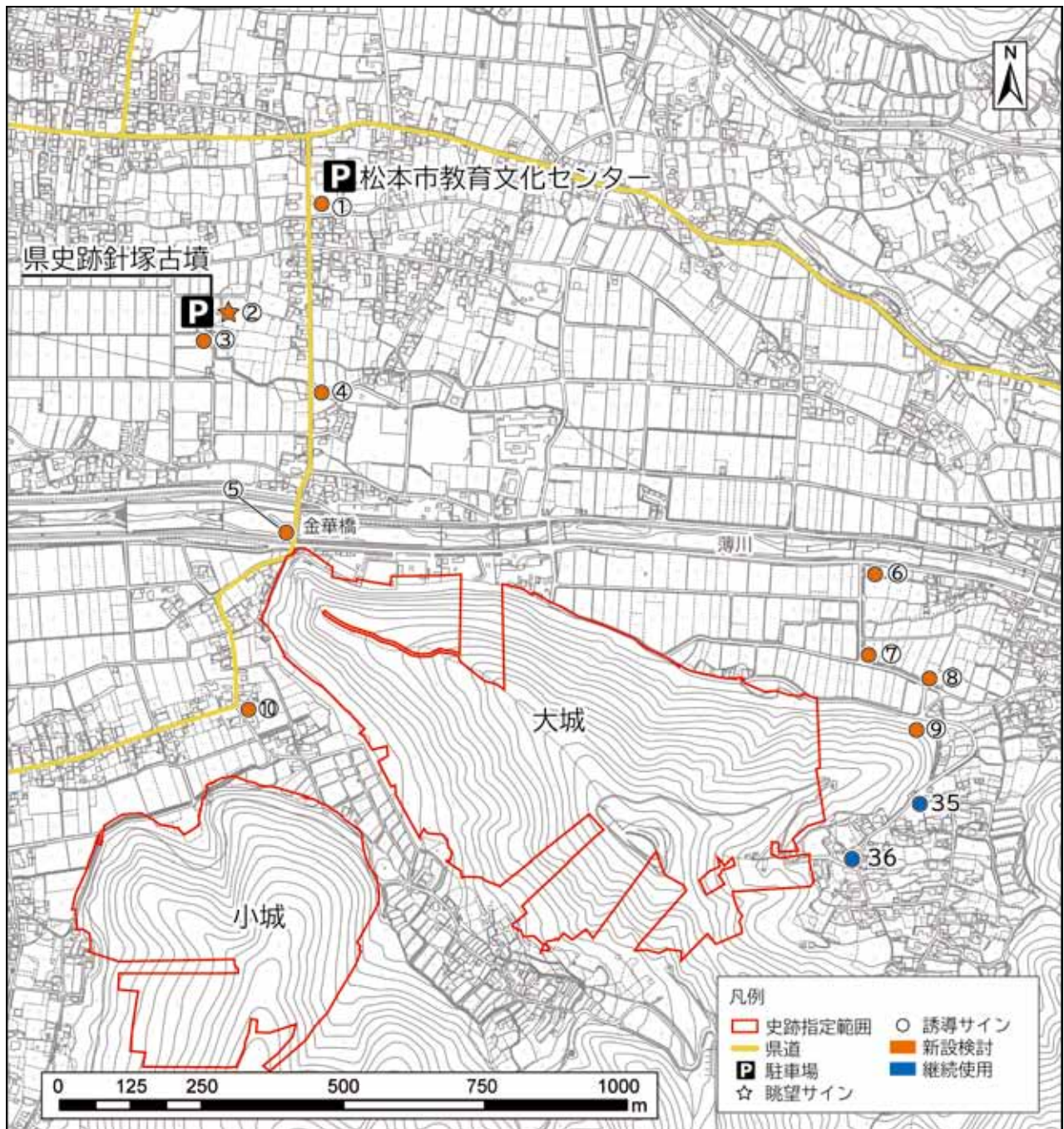
【図 107】大城 サイン類計画図(主体部拡大図)

【表 15】小城新設・検討サイン一覧

方針	種類	番号	内容
新設検討	総合案内サイン	①	史跡概要、全体図、見学路の説明、見学の注意点、周辺文化財地図等
		⑭	
	説明サイン	②	竪堀、松本市域の竪堀の特徴（合流する竪堀）
		④	北尾根斜面ブロックの遺構、スロープ状遺構
		⑥	鉢巻状石積、松本市域の石積の特徴
		⑦	主体部ブロックの遺構
		⑨	南尾根ブロックの遺構
		⑪	北西尾根ブロックの遺構、スロープ状遺構
		名称サイン	①
	③		竪堀
	⑧⑩		堀切・竪堀
	⑬		耕作地跡の石積
	注意喚起サイン	⑤⑫	遺構保護のため立入禁止



【図 108】小城 サイン類計画図



【図 109】 林城跡周辺のサイン類計画図

【表 16】 林城跡周辺新設検討サイン一覧

方針	種類	番号	内容
新設検討	誘導サイン	①③	林城跡登り口への歩行者誘導（大城：金華橋側登り口、橋倉側登り口）（小城：大嵩崎側登り口）
		④⑤	
		⑥⑦	大城橋倉側登り口への歩行者誘導
		⑧⑨	
	眺望サイン	⑥	小城大嵩崎側登り口への歩行者誘導
		②	史跡小笠原氏城跡の概要、山辺谷の山城概要、周辺地図等

第9節 管理施設及び便益施設に関する計画

1 基本方針

- (1) 地域住民や見学者が安全・快適に史跡を見学、利用できるよう整備を行います。
- (2) 既存の施設は継続利用し、老朽化等改修が必要な部分については、史跡の景観と調和したデザインのものを採用します。
- (3) 新設する施設は、必要最小限とし、遺構に影響を与えない工法を用います。
- (4) 私有地における整備は、土地所有者の協力を得た上で行います。
- (5) 管理施設のうち、史跡名称等を示す標識、史跡の概要を示す説明板は3城跡それぞれに設置することとし、サイン類とともに第8節に記載します。史跡の境界標については、管理上必要な箇所に、土地所有者の理解を得て設置します。

2 井川城跡

(1) 管理施設

ア 囲いその他の施設

東側郭外活用整備エリアから、私有地への立入りを禁止する柵や注意喚起サインを設置します。また、東側郭外活用整備エリアの南側を流れる頭無川への見学者の転落を防止するため、柵又は遮蔽植栽を設置します。

イ 管理用スペース

日常的な維持管理等の作業スペース、管理車両の立入り等のための管理用スペースを東側郭外活用整備エリアに設置します。

ウ 夜間照明

現在、夜間照明は設置されていませんが、防犯等の観点から設置を検討します。

(2) 便益施設

ア 駐車場

専用駐車場の確保は、当面の課題とし、適地を引き続き検討します。当面の間、井川城保育園の駐車場を活用できるよう、関係課と調整を行います。

イ 東屋

周囲に緑陰等がないため、見学者の休憩場所とします。パネル展示を行い、史跡のガイダンスや講座等での活用を図れるものとします。

ウ 里道

指定地西側の耕作地へ唯一出入りができる道であることから、耕作用車両等が通過するための通行スペースを確保し、見学者にはサイン類により注意喚起を行います。遺構の保存及び私有地への立入防止のため、里道への一般車両の立入りを禁止し、注意喚起サインを設置します。

2 大城

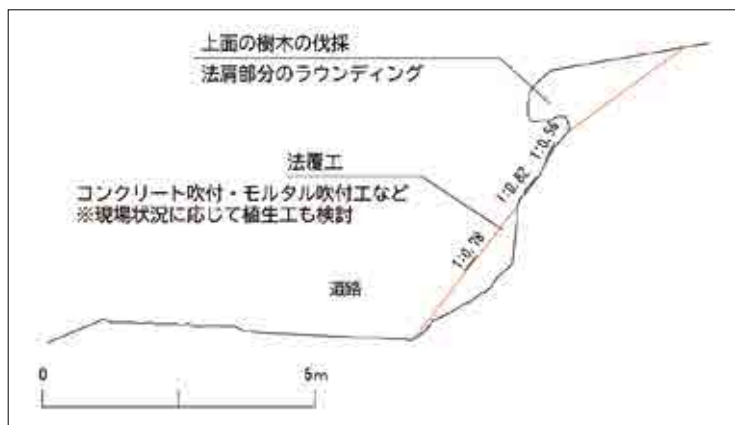
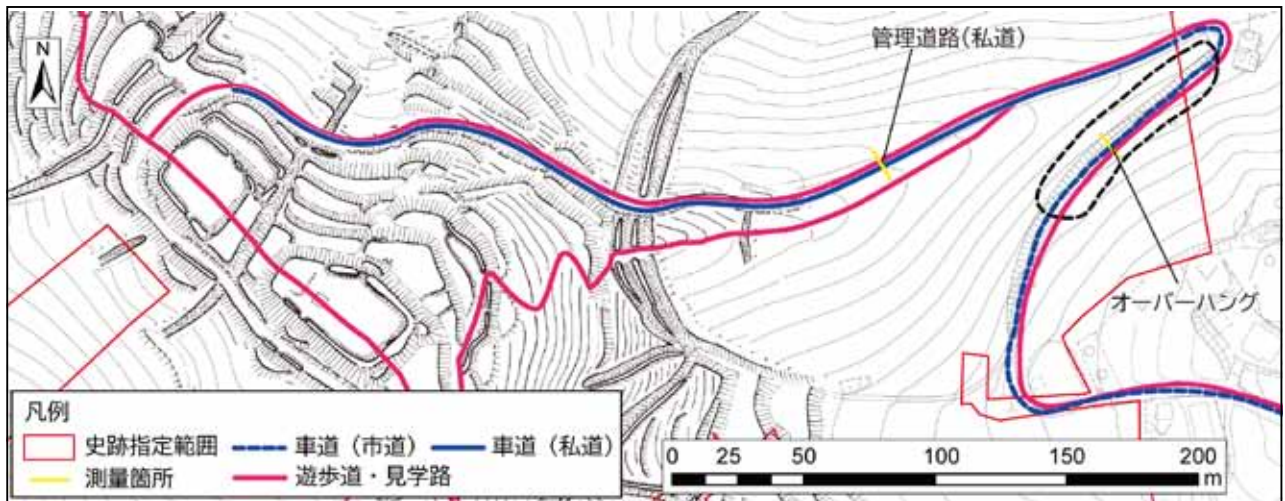
(1) 管理施設

ア 管理用道路

橋倉集落から大城主体部まで続く車道は、土地所有者の山林管理等のため設けられたものです。この車道については、史跡の維持管理や今後の整備事業に当たり、管理用車両や工事・資材運搬車両の通行が必要であり、管理用道路として活用し、他のルートより歩き易い見学動線としても位置付けます。また、徒歩で見学することが困難な方が、車両で主体部へ入るための動線として位置付けます。

地権者等関係者、徒歩での見学が困難な方、史跡の管理車両を除く一般車両は、遺構保護のため進入を制限することを関係者と協議します。

遺構保護と見学者の安全確保のため、原則車両の進入は曲輪3までとし、曲輪3



【図 110】 大城 管理用道路

から曲輪4東側へ通じる道には車止めを設置します。

管理用道路は、市道部分の山側斜面のオーバーハング箇所崩落防止のため、オーバーハング部分の除去及び法面保護工事を行います（図106）。オーバーハング部分は、事前に上面の発掘調査を行い、遺構の状況を確認し、上面の樹木の伐採を行った上で除去します。法面保護工事は、景観に配慮した工法とします。

また、路面の凹凸があり、車両の通行に支障をきたし始めているため、凹凸を解消するための砕石敷を行い、木製路面排水工等の路面の排水対策を行います。

イ 管理用スペース

管理用道路が主体部へ入る曲輪3は、管理用車両、工事用車両等の一時的な立入りや、整備工事等の作業ヤードとして用いる管理用スペースを設けます。地下遺構の保護を図るため、発掘調査により地下遺構の深度を確認した上で、盛土等の保護措置を講じます。

(2) 便益施設

ア 駐車場

専用駐車場の確保は、当面の課題とし、適地を引き続き検討します。当面の間、現在活用している松本市教育文化センター、針塚古墳の駐車場を活用します。

イ 遊歩道・見学路

城内通路の全容が未解明であることから、当面の間、既存の遊歩道・見学路を継続して使用します。東城山遊歩道の洗掘による遺構毀損範囲及び主体部の見学路の整備を優先的に行うこととし、その他のルートについては、除草や枝払いを定期的に行い、通行を確保するほか、危険箇所（急傾斜地）への注意喚起サインの設置を行います。遊歩道・見学路の急傾斜地には、階段を設置し見学者の安全確保を行います。

東城山遊歩道の洗掘箇所の整備については第4節に述べましたが、洗掘が再度生じないように、排水対策等を講じながら遊歩道の修復を行います。

ウ 休憩施設

既存の2棟の東屋は継続して使用しますが、老朽化等で改修が必要になった場合は、在り方を検討します。

ベンチについては、地元保存団体が設置したものは継続して使用し、主郭東屋に設置されている管理者が不明なカラーベンチは、老朽化しているため、史跡の景観に合うものに置き換えます。新設するベンチは、地下遺構へ影響を与えないものとします。

エ トイレ

曲輪3に設置している簡易トイレ（春季～秋季）の設置を継続し、利用実績等を見て設置について検討します。また、周辺のトイレとして松本市教育文化センター及び松本市山辺運動広場のトイレを案内します。中長期事業においてトイレを設置できるよう、本計画期間中に設置場所について検討します。

3 小城

(1) 管理施設

石積保護のための離隔措置として柵、バリケードを設置します。柵は、地下遺構に影響を与えないものとしします。

(2) 便益施設

ア 駐車場

専用駐車場の確保は、当面の課題とし、適地を引き続き検討します。

イ 見学路

大城と同様に、城内通路の全容が未解明であることから、当面の間、既存の遊歩道・見学路を整備し、城内通路が明確になった範囲は付替えを行っていきます。急傾斜地があるため、注意喚起サイン類を設置します。

ウ 休憩施設

大嵩崎ルートの地元保存団体設置のベンチは、継続使用します。東屋等の休憩施設については、本計画では設置せず、中・長期計画において設置を検討します。

第10節 公開活用及びそのための施設に関する計画

1 基本方針

- (1) 既存の公共施設を活用し、来訪者に史跡の本質的価値を伝えられるよう展示を行うほか、関連する文化財の情報を発信します。
- (2) 史跡小笠原氏城跡の専用のガイダンス施設の設置については、長期計画に位置付けて検討することとします。

2 ガイダンス機能の配置

現在、史跡小笠原氏城跡に関するガイダンス施設はなく、史跡に設置されているサイン類や、パンフレット、市ホームページで情報発信を行っています。

井川城跡は近隣に公共施設がないことから、設置を計画している東屋にパネル展示等を行うなど、ガイダンス機能を持たせます。

林城跡は、現在駐車場として活用している松本市教育文化センターや隣接する旧山辺学校校舎に史跡小笠原氏城跡や山辺地区の山城等のパネル展示を行うことを検討します。

また、中山地区に所在する松本市立考古博物館で、出土遺物の展示や市域の山城等に関する展示を行うことを検討します。

第11節 周辺地域の環境保全に関する計画

1 基本方針

- (1) 史跡小笠原氏城跡周辺の未指定地や、史跡の本質的価値に関連する遺跡の保護を図ります。
- (2) 史跡周辺の環境を保全するため、地域住民や保存団体、庁内関連部署、関係する団体等との連携を図ります。

2 個別計画

(1) 井川城跡

井川城跡の中心部が未指定地であることから、遺構の保存を図るため、土地所有者（利用者）の理解、協力を得ながら周知の埋蔵文化財包蔵地として保護を図るとともに、史跡指定や公有化について検討します。

(2) 林城跡

史跡の本質的価値に関連する遺跡である林山腰遺跡、水番城跡について、周知の埋蔵文化財包蔵地として保護を図ります。また、大城と橋倉を隔てて位置する水番城、大城と小城の間に位置する林山腰遺跡を、史跡から眺望できるようにする等の一体的な保存活用の方法を検討します。

第12節 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画

1 基本方針

史跡小笠原氏城跡や小笠原氏に関係する文化財や、史跡の所在する鎌田地区、里山辺地区及び入山辺地区の文化財を、小笠原氏城跡と一体的に活用することを目指します。

2 関連文化財等との連携

(1) 松本市文化財保存活用地域計画における関連文化財群

松本市文化財保存活用地域計画では、市内35地区の公民館を拠点とした市民による文化財悉皆調査の成果をもとに、165の関連文化財群が設定されています。

史跡小笠原氏城跡は、松本市の歴史文化の特徴（「松本の8つの魅力」）の一つである「松本城と城館群」に位置付けられています。

また、井川城跡が所在する鎌田地区は「井川城と関連文化財群」、林城跡が所在する里山辺地区、入山辺地区では、里山辺地区が「林城下の遺構」、山辺地区として「山家氏、小笠原氏と山城」を関連文化財群として設定しています。また、所在地域以外にも、関連する文化財があります。

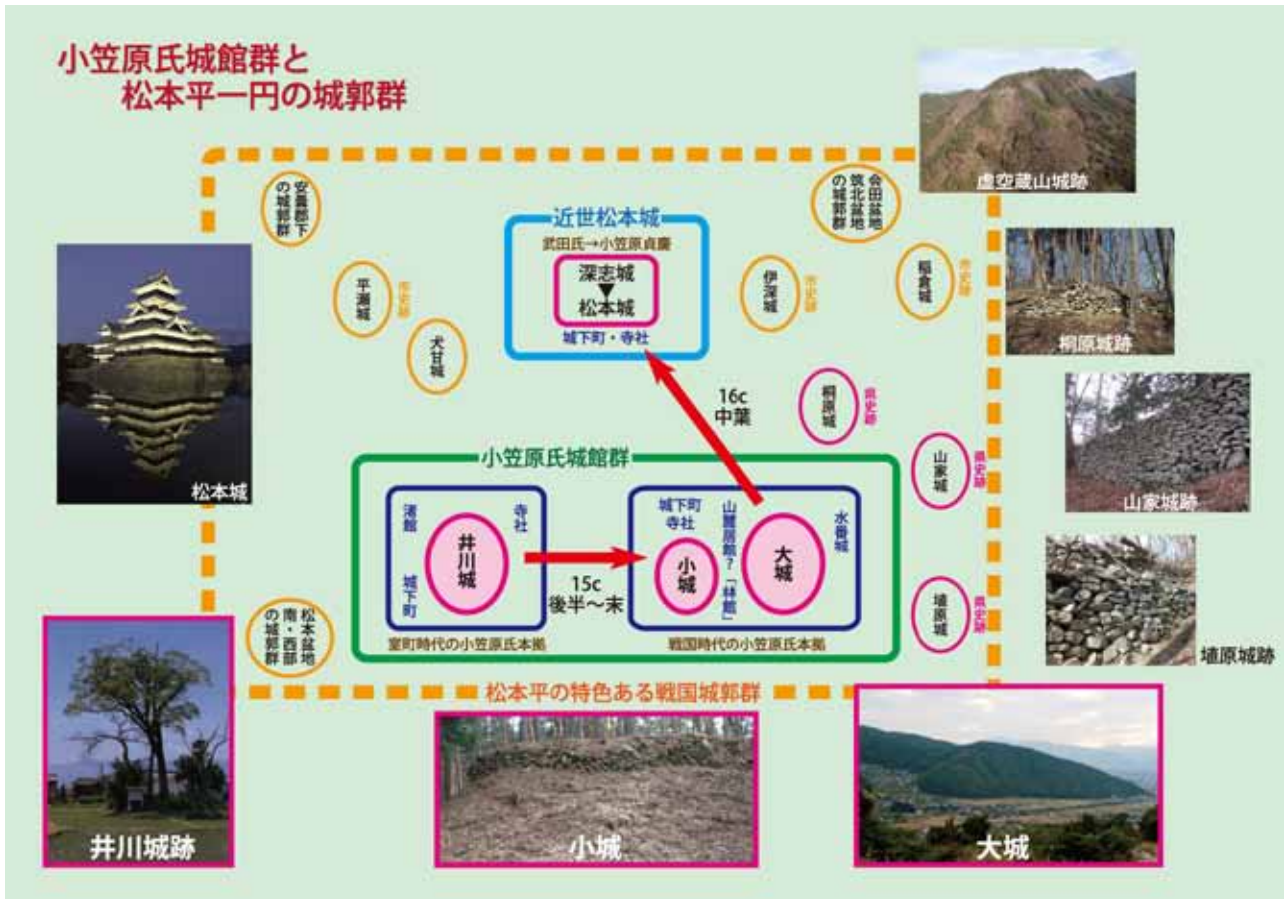
史跡小笠原氏城跡と関連するこうした数多くの文化財は、史跡小笠原氏城跡や地域の歴史を理解する上で欠かせないものとして保存活用を図る必要があります。

(2) 関連文化財群の活用

ア 史跡小笠原氏城跡に関する情報発信の際、関連する文化財群を紹介したり、講座

で関連する山城や周辺の文化財を訪れるなど、史跡小笠原氏城跡と一体的に関連文化財の活用を図ります。

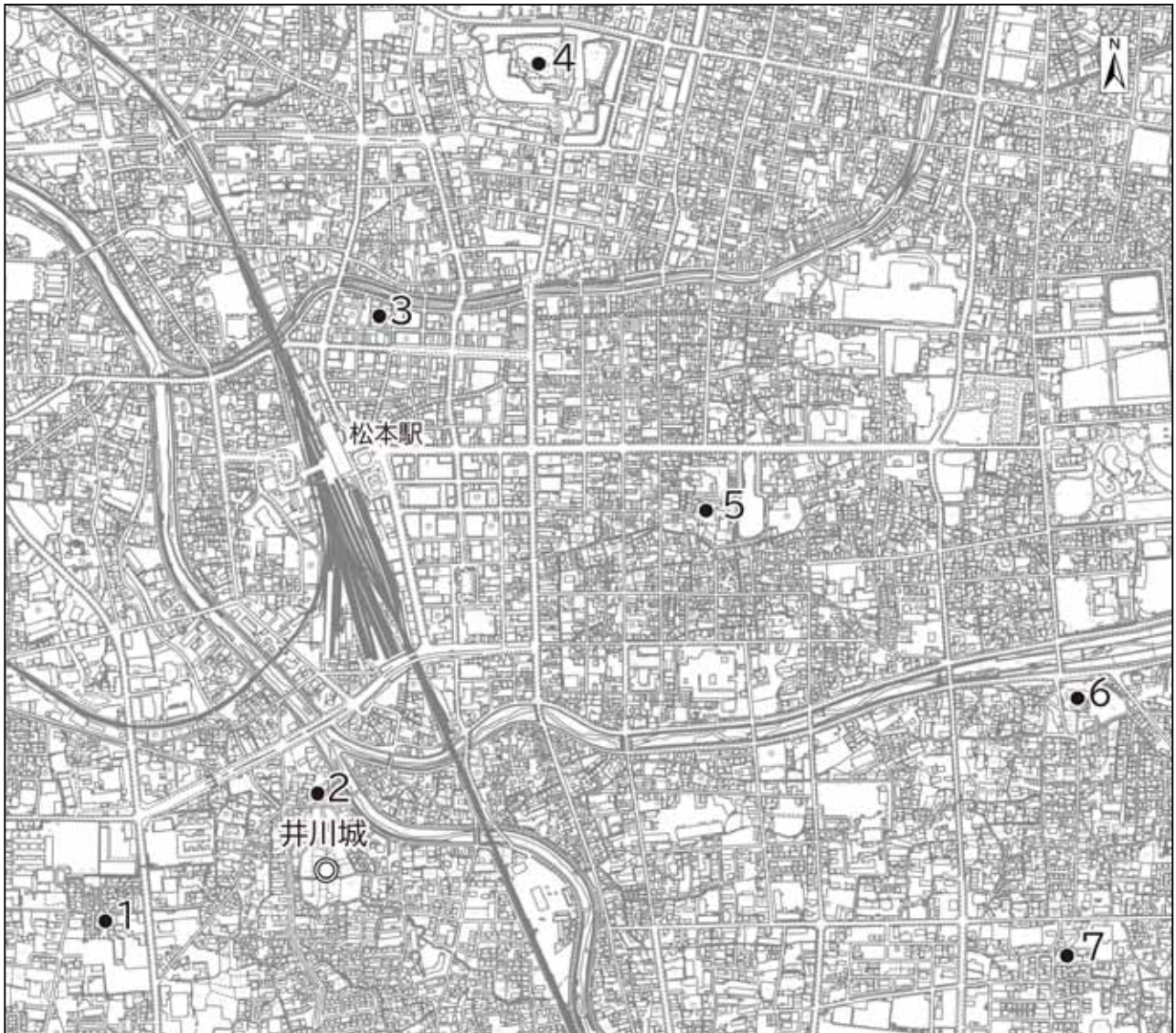
イ 史跡小笠原氏城跡周辺の文化財も取り上げた散策コースやマップの作成、関連文化財の標柱・説明板設置が、地元町会によって行われていたり、公民館活動で他地区の山城を訪れたりする活動が行われています。こうした活動の支援、共同実施に取り組みます。



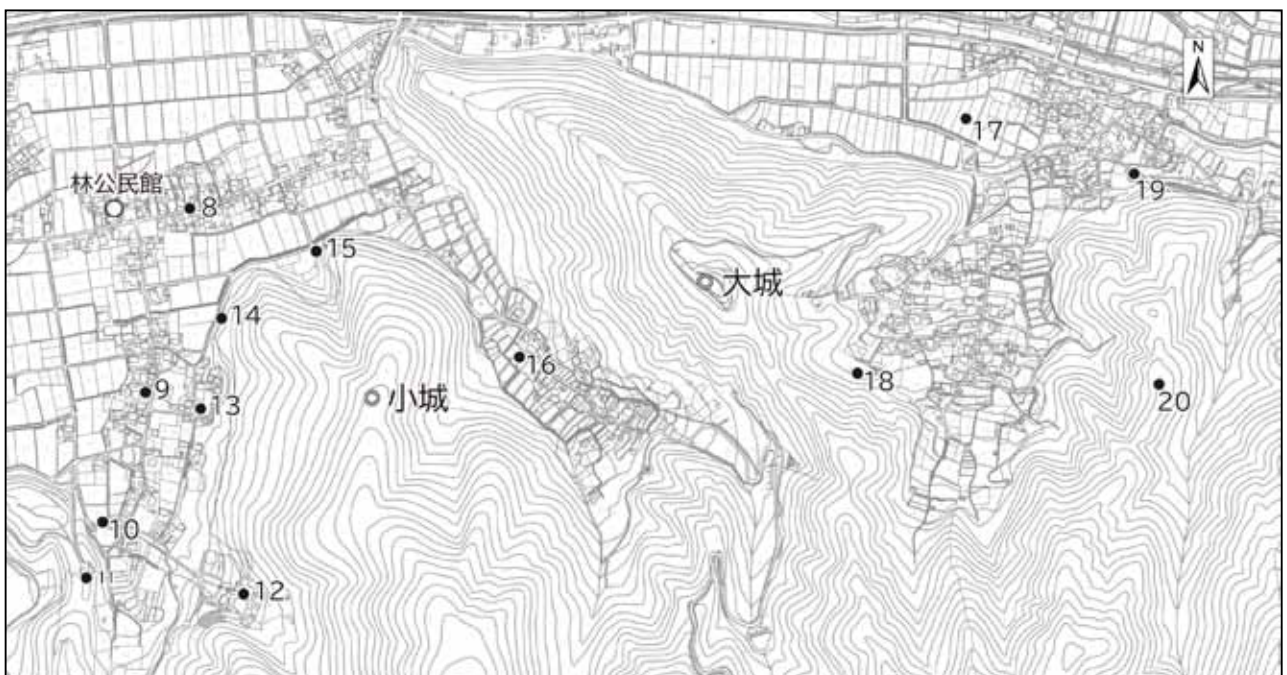
【図 111】 小笠原氏城館群と松本平一円の城郭群（イメージ）

【表 17】 史跡小笠原氏城跡周辺の関連文化財

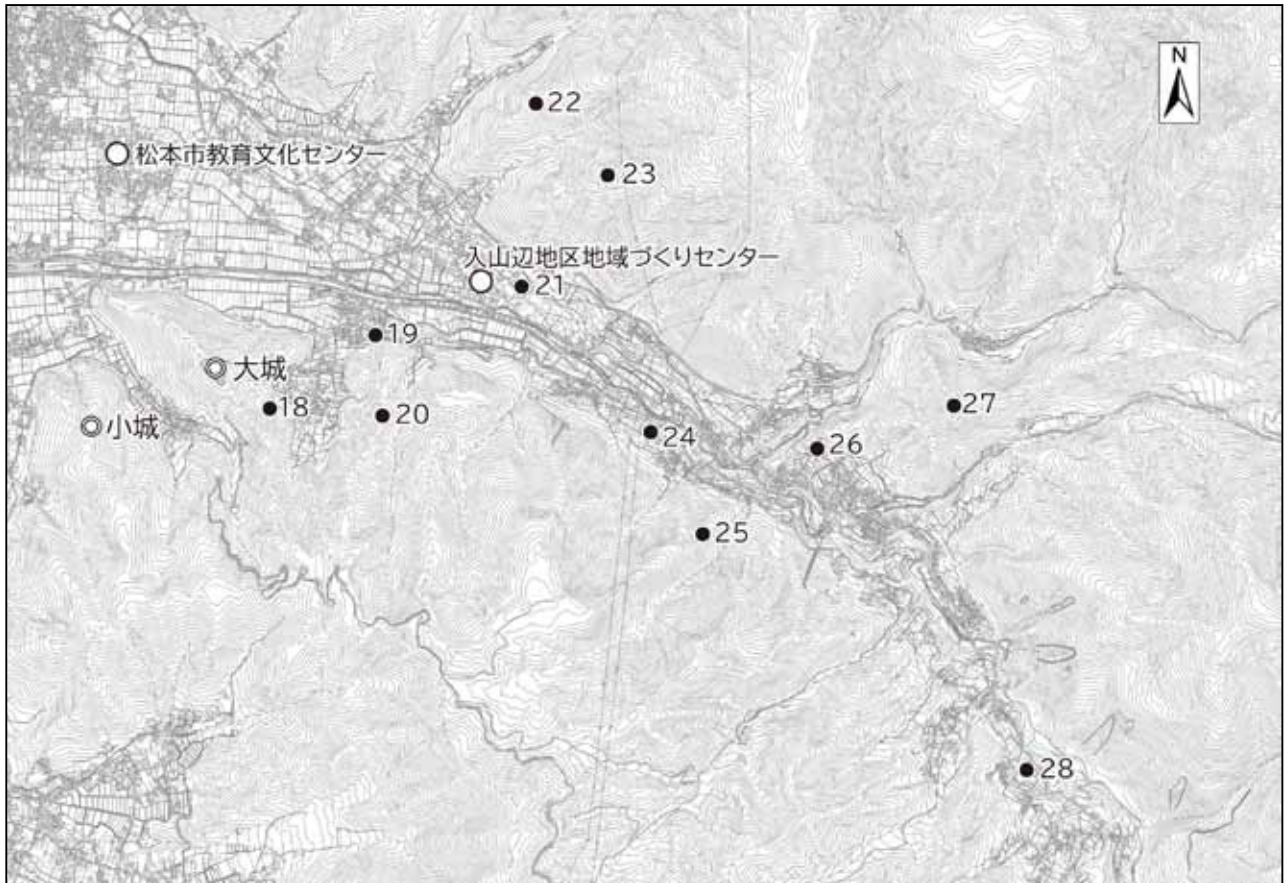
名称	地区	名称	地区
1 天満宮跡	鎌田地区	15 竹溪庵跡（林薬師堂跡）	里山辺地区
2 廣正寺		16 林山腰遺跡	
3 浄林寺	第1地区	17 南方遺跡	入山辺地区
4 松本城（深志城）	中央地区	18 橋倉諏訪神社	
5 深志神社	第2地区	19 南方諏訪神社本殿	
6 筑摩神社	庄内地区	20 水番城	
7 若宮八幡社		21 天満宮跡	
8 蔵造の街並通り	里山辺地区	22 桐原城跡	
9 旧薬医門移築（個人宅）		23 霜降城跡	
10 兎田旧跡	里山辺・神田地区	24 宮原神社	
11 千鹿頭社・千鹿頭神社		25 宮原城跡	
12 廣澤寺の小笠原家墓所	里山辺地区	26 徳雲寺跡	
13 旧浄蓮寺跡		27 山家城跡	
14 旧浅間社跡		28 大和合神社	



【図 112】 井川城周辺の関連文化財群



【図 113】 里山辺地区の関連文化財群（林城下の遺構）



【図 114】入山辺地区の関連文化財群（山家氏、小笠原氏と山城）



【図 115】里山辺林町会作成の「歴史の里」散策マップ

第13節 整備事業に必要となる調査等の計画

1 基本方針

- (1) 史跡の保存及び整備に当たって必要となる発掘調査等を、計画的に実施します。
- (2) 史跡小笠原氏城跡や周辺の関連文化財について、絵図や文献史料での調査を継続して行います。
- (3) 私有地における調査は、土地所有者の協力を得た上で行います。

2 井川城跡

(1) 発掘調査 (図 112)

ア 遺構表示に必要となる遺構の確認調査

整備に先立ち、主郭遺構表示エリア及び東側郭外活用整備エリア北側で遺構確認調査を行います。主郭遺構表示エリア内は、土塁・堀状遺構等の遺構範囲確認を目的とし、面的な調査を実施します。東側郭外活用整備エリア北側は、流路状遺構・整地面等の遺構範囲確認を目的とし、トレンチにより調査を実施します。

イ 便益施設等設置範囲の遺構確認調査

管理用スペース、東屋等便益施設の整備に先立ち、設置範囲を対象として遺構の状況を確認するための調査を実施します。

ウ 将来的な整備に向けた遺構確認調査

主郭管理用エリアについて、将来的な整備に向けた遺構確認を目的とし、エリア内を面的に発掘調査します。主郭西側にも館への出入口があった可能性があるため、留意して調査を行います。

(2) 測量調査

地形造成、排水計画の設計に必要となる測量調査を行うものです。

(3) 地下水調査

排水計画立案のため、地下水位等の調査を行うものです。

3 大城

(1) 発掘調査 (図 114)

ア 遺構保護に必要な情報を把握するための遺構面確認調査

見学者が面的に立ち入る主体部及び曲輪 22 について、遺構の保護措置を検討するため、遺構面（遺構深度）を確認することを目的とし、トレンチ又はグリッドにより調査を行います。

イ 遺構修復箇所の調査

遺構修復を行う主郭土塁について、遺構の毀損状況、修復方法の検討のため、修復範囲の遺構面の状況を確認することを目的として実施します。

ウ 市道法面整備のための調査

整備に当たり、オーバーハング箇所を除去する必要があることから、事前にオーバーハング箇所上面の発掘調査を行い、遺構の有無等を確認することを目的として

実施します。

エ 遊歩道洗掘部分の遺構修復範囲の調査

遊歩道洗掘により毀損した曲輪等の遺構修復方法を検討するため、遺構の毀損状況及び曲輪の本来の状況を確認することを目的とし、毀損範囲内部及び外周（遊歩道沿いの曲輪部分）の調査を実施するものです。

オ 堀切・土塁観察デッキ設置箇所の調査

デッキ設置方法や保護措置を検討するため、設置箇所の遺構面の状況を確認することを目的として調査を実施するものです。

(2) 石積

石積の現状記録調査（三次元測量、石垣カルテ作成）、動態調査（定点測量、コンタクトゲージ設置等）を実施するものです。

(3) 測量調査

土塁・遊歩道洗掘部分の遺構修復、遊歩道整備、階段設置等の基本設計及び実施設計のため必要となる測量調査を実施するものです。

(4) 植生調査

松枯れ等による樹木の枯損、枯損木伐採後の環境変化対応のための経過観察を行うものです。

(5) 地質調査

森林環境の変化による切岸等の斜面崩落や史跡外への転石に加え、史跡地下にある地下壕崩落による遺構への影響等、地形地質に関する調査の実施について検討します。

(6) 城内通路

縄張調査や発掘調査等による城内通路確認調査を行うものです。

(7) 水文調査（表流水調査）

遊歩道部分の遺構及び園路復旧に当たり、表流水による洗掘の原因を明らかにし、復旧後に洗掘が再度生じないための対策や整備方法を検討するため、整備に先立って遊歩道及びその周辺の地形や表流水の流れ方等について調査を行うものです。

(8) 地耐力調査

主体部の曲輪3から曲輪1への遊歩道に設置する階段の設計にあたり、据置基礎部分の地耐力調査を行うものです。

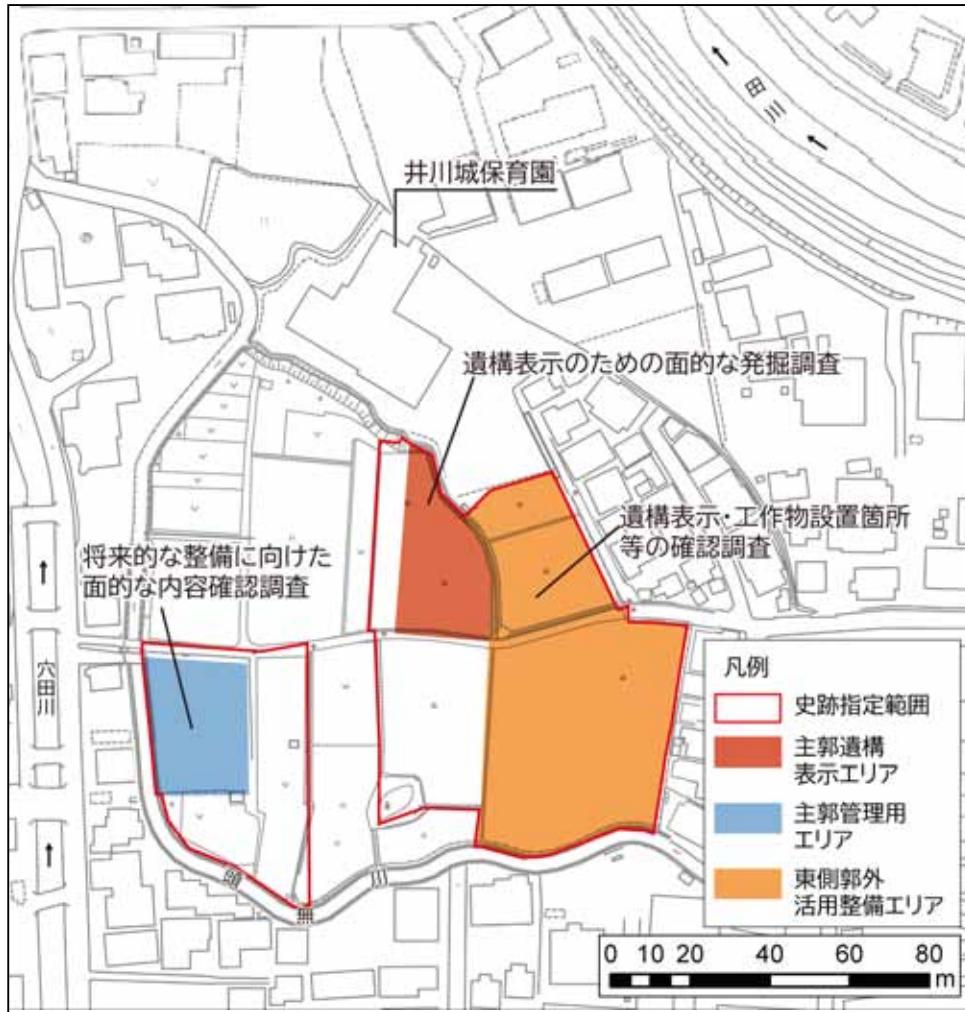
4 小城

(1) 発掘調査（図113）

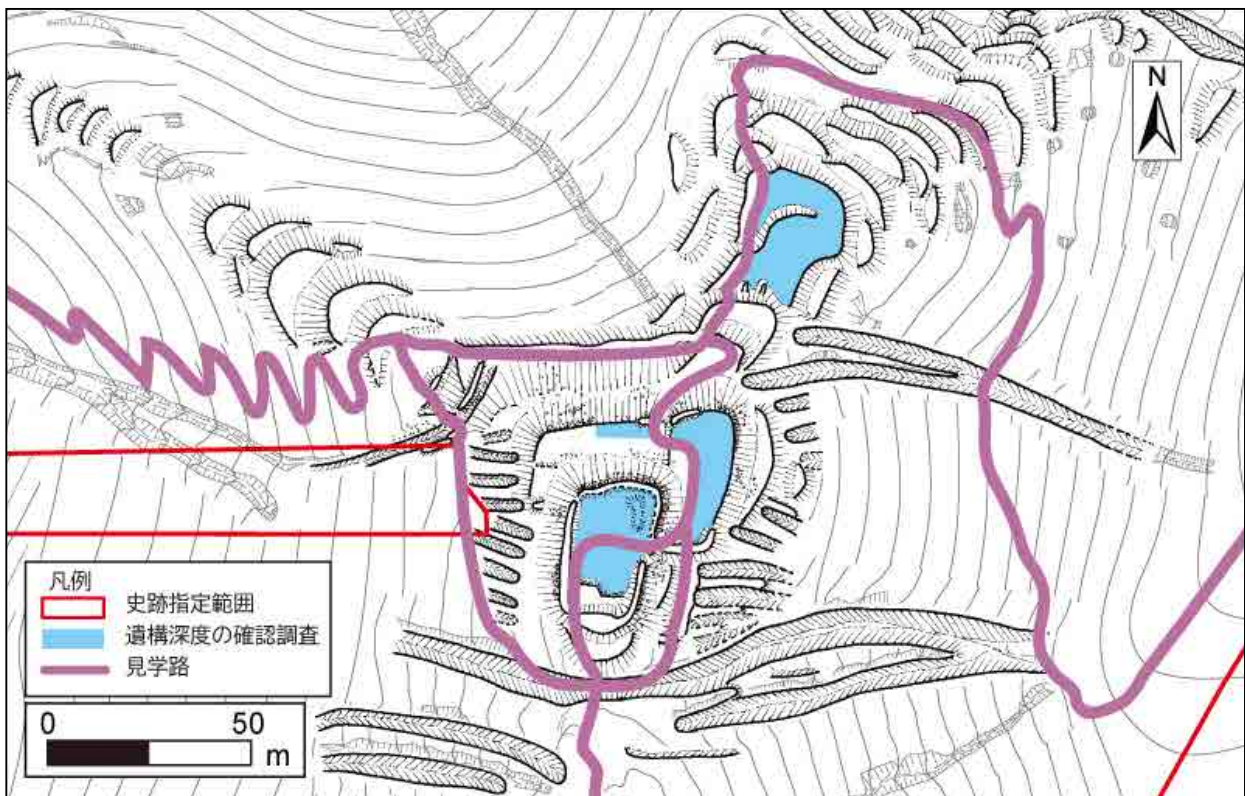
見学者が面的に立ち入る主体部周辺の曲輪について、遺構の保護措置を検討するため、遺構面（遺構深度）を確認することを目的とし、トレンチ又はグリッドにより調査を行います。

(2) 石積

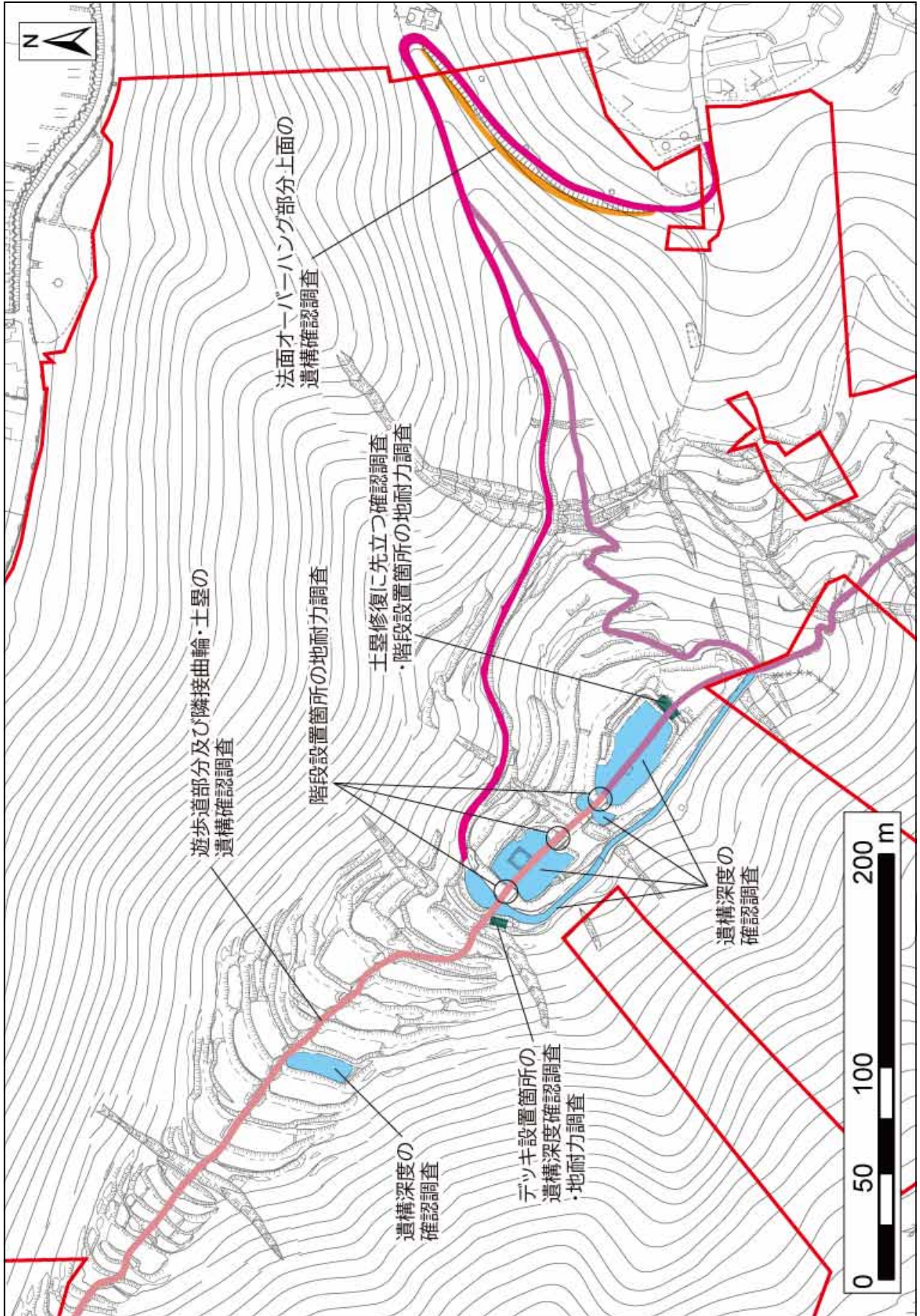
石積の現状記録調査（三次元測量、石垣カルテ作成）、動態調査（定点測量、コンタクトゲージ設置等）を実施します。



【図 116】井川城発掘調査計画箇所



【図 117】小城 発掘調査計画箇所



【図118】大城 発掘調査計画箇所

(3) 植生調査

松枯れ等による樹木の枯損、枯損木伐採後の環境変化対応のための経過観察を行うものです。

(4) 地質調査

森林環境の変化による切岸等の斜面崩落といった、地形地質に起因する遺構への影響についての調査を検討します。

第14節 公開活用に関する計画

1 基本方針

- (1) 史跡小笠原氏城跡の魅力や整備事業等に関する情報発信に積極的に取り組みます。
- (2) 学校教育や地域での社会教育の場として活用してもらえるよう働き掛けを行います。
- (3) 史跡への興味関心を高めてもらうため、市民協働型のイベントを検討します。

2 情報発信

- (1) 史跡小笠原氏城跡の魅力を発信するため、パンフレット、市ホームページ、SNS等で最新の調査成果等を公開します。刊行物や市ホームページでの周知は、多言語化を図ります。
- (2) 史跡への関心を高め、史跡整備について理解してもらうため、発掘調査等の現地説明会を開催する他、整備事業の様子を発信します。また、整備事業への市民参加について検討します。
- (3) 史跡小笠原氏城跡に関する講座、講演会等を継続して実施します。

3 活用

(1) 学校教育・生涯学習

ア 地域の歴史や中世の城館の姿を学べる場として、史跡を積極的に活用してもらえるよう、出前講座や現地講座等の仕組みづくりを行います。

イ 健康づくりのためのウォーキング等野外活動とも絡めたイベントを行い、幅広い層への史跡の周知を行います。

(2) 地域づくりや観光

ア 地元保存団体等と連携したイベントを継続して行うほか、史跡の保存活用に関する事業に市民や見学者の参加をできる取組みの実施など、史跡と人とのつながりを深める仕組みを検討します。

イ 公民館活動等で史跡を活用してもらえるよう、見学メニューの提供等連携を図ります。

ウ 地域のイベントの会場等、地域づくりの場として活用を図ります。

第15節 管理・運営に関する計画

1 基本方針

- (1) 整備事業の推進に当たっては、有識者や地元関係者からなる委員会、文化庁、県教育委員会からの指導助言を得ながら行います。
- (2) 整備事業の推進や史跡の維持管理を、地域と行政が一体となって行えるよう、体制を整備します。

2 整備事業の体制

- (1) 整備事業は、教育委員会文化財課の主管業務とします。
- (2) 事業の計画、設計、実施に当たっては、有識者や保存団体、地元関係者等からなる委員会、文化庁及び長野県教育委員会の指導及び助言を仰ぎます。
- (3) 整備事業開始に伴い、日常の維持管理業務に加え、発掘等の各種調査が始まることから、事務局体制の充実、予算の継続的な確保を図ります。
- (4) 整備事業の実施に当たっては、環境エネルギー部、建設部等の庁内関係部局との連携が求められることから、庁内の協力体制を構築します。

3 維持管理の体制

- (1) 史跡は、地元町会や保存団体等による定期的な清掃や除草、遊歩道の点検が行われています。史跡範囲が広大であるため、史跡の維持管理にはこうした地元の協力が不可欠です。各団体の清掃活動等の時期や実施範囲を踏まえ、効果的に維持管理が行えるよう連携を図ります。
- (2) 整備等により新たに維持管理が必要になる箇所については、維持管理の方法について試行を行いながら最適な管理体制を構築します。
- (3) 遊歩道管理や樹木管理等複数の関係課が管理を行っているところがあります。管理区分を整理し、協力体制の強化を図ります。
- (4) 地震、火災、風水害、土砂災害等の自然災害に備え、非常時連絡体制や緊急車両の動線を定めます。

第16節 事業計画

1 段階的事業計画

史跡小笠原氏城跡は、3つの城跡からなり、一度に整備を行うには費用面のみならず、実施体制において負担が大きいため、事業計画に優先順位をつけ、段階的な整備を行います。史跡の追加指定や、公有化、調査等を行いながら中長期的に取り組むべき課題や、本計画では整備が及ばなかった範囲については、本計画の事業の進捗や成果を基に次期整備基本計画を定め、事業を行います。

2 短期事業計画

本計画では、令和6年度から令和15年度までの10年間を短期事業計画として位置付け、当面優先すべき課題を事業計画に盛り込みます。

短期事業計画では、遺構の保存に係る整備を優先的に実施した後、活用のための整備を行います。

全体事業計画

項目		前期 (R6~R10)					後期 (R11~R15)					中・長期
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16~
井川城跡	発掘調査		東側郭外 主郭遺構表示	東側郭外	東側郭外						西側市有地	
	サイン類整備	内容検討		基本設計				実施設計	整備			
	地形造成 遺構表示 管理便益施設						基本設計	実施設計	整備			
林城跡(大城)	発掘調査	主体部	管理用道路	遊歩道		整備箇所						
	石積現状記録 調査	詳細測量	現状記録	定点観測・経過観察								
	土塁等修理			基本設計	実施設計	整備						
	枯損木等伐採	1年次		2年次			3年次					
	残置木の撤去								1年次	2年次	3年次	
	毀損遺構・遊 歩道の修復		表流水調査 測量	発掘調査		基本設計	実施設計	修復				
	管理用道路整備		上面発掘	基本設計	実施設計	整備						
	サイン類整備	内容検討		基本設計	実施設計	整備						
	見学スポット 設置			基本設計	実施設計	整備						
	城内通路調査 ・見学路付替 え	城内通路調査								見学路付替の検討・実施		
史跡周囲眺望 の確保									眺望点検討		実施	
林城跡(小城)	発掘調査	主体部										
	石積現状記録 調査	詳細測量	現状記録	定点観測・経過観察								
	枯損木等伐採	作業ヤード検討	1年次		2年次			3年次				
	残置木の撤去											
	サイン類整備	内容検討		基本設計	実施設計	整備						
	城内通路調査 ・見学路付替 え	城内通路調査							見学路付替の検討・実施			
	史跡周囲眺望 の確保								眺望点検討		実施	

井川城跡地区別事業計画

項目	前期					後期					中・長期	
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15		R16~
主郭遺構表示エリア	発掘調査			→								
	地形造成(盛土)						基本設計	実施設計	整備			
	遺構表示						基本設計	実施設計	整備			主郭全体の整備に合わせた整備の検討・実施
	管理施設						基本設計	実施設計	整備			
	サイン類整備	内容検討	→	基本設計	→			実施設計	整備			
	トイレ等の検討									検討		
主郭維持管理エリア	現状維持	現状の土地利用を継続・公有化の検討及び調整										公有化を踏まえた整備の検討・実施
主郭耕作地エリア	現状維持	現状の土地利用を継続・公有化の検討及び調整										公有化を踏まえた整備の検討・実施
主郭管理エリア	発掘調査											発掘調査
	サイン類整備	内容検討	→	基本設計	→		実施設計	整備				
	整備の実施											整備検討・実施
東側郭外活用整備エリア	発掘調査		発掘調査	→	発掘調査	→						
	遺構表示						基本設計	実施設計	整備			主郭維持管理エリアの整備に合わせた整備の検討・実施
	地形造成(排水対策)						基本設計	実施設計	整備			
	管理・便益施設						基本設計	実施設計	整備			
	サイン類整備	内容検討	→	基本設計	→		実施設計	整備				
西側管理用エリア	サイン類整備	内容検討	→	基本設計	→		実施設計	整備				
	活用整備											主郭整備状況を踏まえた整備検討・実施
未指定地エリア	現状維持	現状の土地利用を継続・追加指定の検討☒										
周辺エリア												

大城地区別事業計画

項目	前期					後期					中・長期 R16~	
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15		
主体部 遺構 エリア	発掘調査	主体部										
	石積現状記録 調査	詳細測量	現状記録	定点観測・経過観察								
	石積の毀損防 止措置、修理 方法の検討											
	遺構毀損箇所 の調査、修理											
	枯損木等伐採	1年次		2年次			3年次					
	残置木の撤去							1年次	2年次	3年次		
	サイン類整備	内容検討		基本設計	実施設計	整備						
	主郭階段、 デッキ			基本設計	実施設計	整備						
	管理用道路整 備		上面発掘	基本設計	実施設計	整備						
	城内通路調査 ・見学路付替 え	城内通路調査							見学路付替の検討・実施			
	史跡周囲眺望 の確保								眺望点検討		実施	
トイレ	仮設トイレ設置							他エリアへの設置検討・実施				
主体部南 東側遺構 エリア	遺構毀損箇所 の調査、修理											
	枯損木等伐採	1年次		2年次			3年次					
	サイン類整備	内容検討		基本設計	実施設計	整備						
	管理用道路整 備		上面発掘	基本設計	実施設計	整備						
	城内通路調査 ・見学路付替 え	城内通路調査							見学路付替の検討・実施			
	橋倉ルートか ら分岐する見 学路の整備								検討・実施			
	史跡周囲眺望 の確保								眺望点検討		実施	

第6章 整備基本計画

項目	前期					後期					中・長期	
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16~	
西北西尾根遺構エリア	発掘調査			遊歩道	遊歩道							
	石積現状記録調査	詳細測量	現状記録	定点観測・経過観察								
	石積の毀損防止措置、修理方法の検討											
	遺構毀損箇所の調査、修理											
	毀損遺構・遊歩道の修復		水文調査 測量			基本設計	実施設計	修復				
	枯損木等伐採	1年次		2年次			3年次					
	残置木撤去								1年次	2年次	3年次	
	サイン類整備	内容検討		基本設計	実施設計	整備						
	城内通路調査・見学路付替え	城内通路調査							見学路付替の検討・実施			
	史跡周囲眺望の確保									眺望点検討	実施	
遊歩道エリア	追加指定	追加指定										
	毀損遺構・遊歩道の修復		水文調査 測量			基本設計	実施設計	修復				
エントランスエリア	サイン類整備	内容検討		基本設計	実施設計	整備						
急傾斜森林エリア	管理用道路整備		上面発掘	基本設計	実施設計	整備						
	史跡周囲眺望の確保								眺望点検討	実施		
未指定地エリア	現状維持	現状の土地利用を継続・追加指定の検討										

小城地区別事業計画

	項目	前期					後期					中・長期 R16~
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
主郭・曲輪2周辺 遺構エリア	発掘調査	発掘調査										
	石積現状記録調査	詳細測量	現状記録	定点観測・経過観察								
	遺構毀損箇所の調査、修理											
	枯損木等伐採	作業ヤード検討	1年次		2年次			3年次				
	残置木の撤去											
	サイン類整備	内容検討		基本設計	実施設計	整備						
	城内通路調査 見学路付替 見学路整備	城内通路調査								見学路付替の検討・実施		
史跡周囲眺望の確保									眺望点検討		実施	
北尾根 遺構エリア	サイン類整備	内容検討		基本設計	実施設計	整備						
	城内通路調査 見学路付替 見学路整備	城内通路調査							見学路付替の検討・実施			
	史跡周囲眺望の確保								眺望点検討		実施	
主体部遺構及び北 西尾根遺構エリア	サイン類整備	内容検討		基本設計	実施設計	整備						
	城内通路調査 見学路付替 見学路整備	城内通路調査							見学路付替の検討・実施			
	史跡周囲眺望の確保								眺望点検討		実施	
南尾根 遺構エリア	サイン類整備	内容検討		基本設計	実施設計	整備						
	城内通路調査 見学路付替 見学路整備	城内通路調査							見学路付替の検討・実施			
	史跡周囲眺望の確保								眺望点検討		実施	
急傾斜森林 エリア	サイン類整備	内容検討	基本設計	実施設計	整備							
	城内通路調査 見学路付替 見学路整備	城内通路調査							見学路付替の検討・実施			
	史跡周囲眺望の確保								眺望点検討		実施	